

第2回臨時会 第3回定例会

会議録目次

(第2回臨時会)	
議事日程・付議事件	1
7月24日(金)	
出席議員及び欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	2
職務のため出席した事務局職員	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議案第82号～83号(2件)上程	4
7月27日(月)	
出席議員及び欠席議員	12
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	12
職務のため出席した事務局職員	13
議案第82号～83号(2件)上程	14
<hr/>	
(第3回定例会)	
議事日程・付議事件	18
第3回定例会一般質問通告	22
9月17日() (第1日目)	
出席議員及び欠席議員	29
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	29
職務のため出席した事務局職員	30
会議録署名議員の指名	31
会期の決定	31
報告第16号(1件)上程	31
議案第84号～102号(19件)上程	32
9月24日(木) (第2日目)	
出席議員及び欠席議員	37
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	37
職務のため出席した事務局職員	38
一般質問	
関 誠之 君 (社会民主党)	39

渡 京一郎 君 (無所属)	49
平川 久嘉 君 (市民クラブ)	57
奥 輝人 君 (市民クラブ)	67
朝木 一昭 君 (無所属)	76
9月25日(金)(第3日目)	
出席議員及び欠席議員	86
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	86
職務のため出席した事務局職員	87
一般質問	
三島 照 君 (日本共産党)	88
叶 幸与 君 (公明党)	96
向井 俊夫 君 (新奄美)	107
蘇 嘉瑞人 君 (無所属)	117
師玉 敏代 君 (新奄美)	129
9月28日(月)(第4日目)	
出席議員及び欠席議員	141
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	141
職務のため出席した事務局職員	142
一般質問	
竹山 耕平 君 (奄美興政会)	143
平 敬司 君 (奄美興政会)	153
栄 勝正 君 (市民クラブ)	162
戸内 恭次 君 (民主党)	173
平田 勝三 君 (民主党)	185
9月29日(火)(第5日目)	
出席議員及び欠席議員	194
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	194
職務のため出席した事務局職員	195
議案第84号～102号(19件)上程	196
議案等付託	210
10月13日(金)(第6日目)	
出席議員及び欠席議員	211
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	211
職務のため出席した事務局職員	212
議案第84号～102号(19件)上程	213
議案第84号, 85号～90号, 96号(8件)上程(厚生委員長報告)	213
議案第84号, 97号, 102号(3件)上程(産業経済委員長報告)	214
議案第84号, 99号～100号(3件)上程(文教委員長報告)	215
議案第84号, 91号～95号, 98号, 101号(8件)上程(総務建設委員長報告)	216
陳情第3号(1件)上程(厚生委員長報告)	223
請願第4号, 陳情第4号(2件)上程(文教委員長報告)	224

議案第119号(意見書)(1件)上程	225
議案第120号(意見書)(1件)上程	226
議案第121号(意見書)(1件)上程	226
議案第122号(1件)上程	232
別紙	
各常任委員会審査報告書	234
参考資料(意見書)	238

第2回臨時会会期・議事日程及び付議事件

平成21年7月24日 奄美市議会第2回臨時会を招集した。

会 期 4日間

議事日程

月 日	曜	区 分	日 程
7月24日	金	本会議	1 議席の変更 2 会議録署名議員の指名 3 会期の決定(4日間) 4 議案第82号～83号(2件) 上程 説明 質疑 付託 付託先 - 全委員会 - 議案第82号 平成21年度奄美市一般会計補正予算(第3号)については、所管する常任委員会に付託 付託先 - 総務建設委員会 - 議案第83号 平成21年度奄美市水道事業会計補正予算(第1号)について 本会議終了後、各常任委員会審査(厚生・産経) 午後、各常任委員会審査(総建・文教)
7月25日	土	休 会	
7月26日	日	休 会	
7月27日	月	本会議	1 議案第82号～83号(2件) 上程 説明 質疑 討論 採決

議案等審査付託

議案等番号	件 名	付託委員会
議案第82号	平成21年度奄美市一般会計補正予算(第3号)について	各常任委員会
議案第83号	平成21年度奄美市水道事業会計補正予算(第1号)について	本 会 議

付議事件は次のとおりである。

議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
議案第82号	平成21年度奄美市一般会計補正予算(第3号)について	H.21.7.27	原案可決	本 会 議
議案第82号	平成21年度奄美市水道事業会計補正予算(第1号)について	H.21.7.27	原案可決	本 会 議

出席議員は、次のとおりである。

1番	師 玉 敏 代 君	2番	多 田 義 一 君
3番	橋 口 和 仁 君	4番	奈 良 博 光 君
5番	戸 内 恭 次 君	6番	平 田 勝 三 君
7番	向 井 俊 夫 君	8番	蘇 嘉 瑞 人 君
9番	朝 木 一 昭 君	10番	竹 山 耕 平 君
11番	伊 東 隆 吉 君	12番	里 秀 和 君
13番	泉 伸 之 君	14番	関 誠 之 君
15番	三 島 照 君	16番	崎 田 信 正 君
17番	奥 輝 人 君	18番	平 川 久 嘉 君
19番	渡 京 一 郎 君	20番	竹 田 光 一 君
21番	栄 勝 正 君	22番	世 門 光 君
23番	平 敬 司 君	24番	大 迫 勝 史 君
25番	与 勝 広 君	26番	叶 幸 与 君

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	平 田 隆 義 君	副 市 長	濱 田 龍 太 郎 君		
教 育 長	徳 永 昭 雄 君	住 用 町 高 野 匡 雄 君	地域自治区事務所長		
笠 利 町 塩 崎 博 成 君	地域自治区事務所長	総 務 部 長	福 山 敏 裕 君		
総 務 課 長	川 口 智 範 君	財 政 課 長	則 敏 光 君		
農 政 局 長	田 丸 友 三 郎 君	企 画 調 整 課 長	安 田 義 文 君		
福 祉 部 長	福 山 治 君	市 民 協 働 推 進 課 長	高 崎 義 也 君		
高 齢 者 福 祉 課 長	倉 井 則 裕 君	福 祉 政 策 課 参 事	重 野 照 明 君		
市 民 部 長	有 川 清 貴 君	地 域 総 務 課 長	満 田 英 和 君		
福 祉 政 策 課 長	桜 田 秀 勝 君	(住 用)	産 業 振 興 部 長	瀬 木 孝 弘 君	
産 業 情 報 政 策 課 長	前 里 佐 喜 二 郎 君	産 業 振 興 部 長	瀬 木 孝 弘 君	紬 観 光 課 長	日 高 達 明 君
農 林 振 興 課 長	熊 本 三 夫 君	産 業 建 設 課 長	澤 修 平 君		

産業振興課長 伊地知 辰 夫 君 土地対策課参事 池 端 修 三 君
建設部長 田 中 晃 晶 君 都市整備課長 東 正 英 君
教育事務局長 里 中 一 彦 君 教委総務課長 白 坂 稔 君

職務のために会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 赤 近 善 治 君 議事係長 森 尚 宣 君
議事係主査 麻 井 庄 二 君

議長（伊東隆吉君） 26人であります。会議は成立いたしました。
これから平成21年第2回奄美市議会臨時会を開会いたします。（午前9時30分）

議長（伊東隆吉君） ただちに本日の会議を開きます。
日程に入ります。日程第1，議席の変更を議題といたします。
会議規則第4条第3項の規定により，議席8番奈良博光君を4番へ，議席4番蘇 嘉瑞人君を8番へ
変更いたしたいと思っております。
お諮りいたします。
ただいま申し上げたとおり一部変更することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
ご異議ないものと認め，一部変更することに決定いたしました。
それではただちに指定の議席に着席願います。
（着席）

議長（伊東隆吉君） 日程第2，会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員に橋口和仁君，蘇 嘉瑞人君，戸内恭二君の3名を指名いたします。

議長（伊東隆吉君） 日程第3，会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期として，別紙配布の議事日程案のとおり，本日から27日までの4日間とすること
にご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
ご異議なしと認めます。
よって，会期は本日から27日までの4日間とすることに決定いたしました。

議長（伊東隆吉君） 日程第4，議案第82号 平成21年度奄美市一般会計補正予算（第3号）及び議
案第83号 平成21年度奄美市水道事業会計補正予算（第1号）についての2件を一括して議題とい
たします。
市長に提案理由の説明を求めます。

市長（平田隆義君） おはようございます。大変暑い中，毎日御苦勞様でございます。皆既日食のことも，
これにつきましても議会の皆さんの温かい御理解と御指導をいただきまして，無事終了することができ
ました。厚くお礼を申し上げたいと思っております。本日はまたお忙しい中，緊急経済対策関連の議案を準備
いたしましたので，臨時議会をお願いいたしましたところであります。よろしくお願いたします。

ただいま上程されました議案第82号及び議案第83号の提案理由を御説明いたします。

議案第82号 平成21年度奄美市一般会計補正予算（第3号）につきましては，先般国の第一次補
正予算として成立いたしました経済危機対策関係経費に関する本市予算案を追加上程するものでありま
す。

第1表歳入歳出予算補正であります。歳入については国庫支出金において地域活性化公共投資臨時
交付金及び経済危機対策臨時交付金を6億706万円をはじめ，事業に係る国庫補助金総額で6億
6,442万3,000円を計上いたしております。また，事業総額の財源を確保するため，繰越金3
万3,000円と地方債1億4,530万円を計上するものです。

次に歳出につきましては，総務費総務管理費の地域活性化経済対策事業費において，全ての事業を計
上いたしております。主な事業を分野別に申し上げますと，集会所の新設改修を支援する地域コミュ
ニティの推進に2億円，学童保育施設の整備や女性特有のがん対策など，健康・子育て対策に2,38

6万9,000円, 学校ICT環境の整備や市民球場, 文化センターの改修など, 教育環境整備に4億5,444万円, 生活環境整備, 農業振興及び住宅環境整備に1億3,144万7,000円の総額8億975万6,000円を計上いたしております。

今回の補正によりまして, 平成21年度一般会計予算の総額は294億7,741万5,000円になります。

なお, 第2表地方債補正につきましては, 今回の事業の追加に伴う起債限度額の変更を行うものであります。

次に, 議案第83号 平成21年度奄美市水道事業会計補正予算(第1号)の主な内容につきまして御説明をいたします。

まず, 資本的収支の他会計補助金におきまして6,120万円を計上いたしております。これは, 一般会計に一括して交付される地域活性化公共投資臨時交付金のうち水道事業関係分でございます。また, 国庫補助金におきまして3,400万円を計上いたしておりますが, これは上下水道水管改修事業の実施に伴う国庫補助金でございます。

次に資本的支出の建設改良費におきまして, 1億200万円を計上しておりますが, これは上下水道水管改修事業費の工事請負費1億円, 事務費に200万円でございます。

以上をもちまして議案第82号及び議案第83号の提案理由の御説明を終わりますが, 何とぞ御審議の上議決して下さいますようお願いをいたします。よろしく願いいたします。

議長(伊東隆吉君) これから質疑に入ります。通告のありました順に発言を許可します。

最初に三島 照君の発言を許可いたします。

15番(三島 照君) おはようございます。日本共産党の三島 照です。私は議案第82号 平成21年度奄美市一般会計補正予算(第3号)について, 何点か質問させていただきます。職員の皆さん, 市民の皆さん, 先の皆既日食での取組の成功, 御苦労さんでした。毎日暑い日が続きますけど, 体に気をつけて頑張っていきましょう。

私は今回この補正予算を見て, 何点か質問をしたいということがありました。本市は合併後3年と4か月が過ぎました。この間, 人口は約2,000人近く減ってますし, 昨年後半から企業の実態は悪化し, 業界全体が軒並み売り上げが落ち込んでいる。これはこの間, 私たち地方会議員連盟が取り組んできた各業界団体の皆さんから声の上がって企業の実態が訴えられました。こういった点を踏まえて, 今, 奄美市全体が大変なとき, 瀕死の状態に陥っているときにですね, 昨年からの二次補正による12項目の取組で, 一定の体力をつける段取りはできてきたと思いますけど, しかし今, それに増しても大変な状況に落ちている。こういうときこそ, この間の, この補正に組まれている面, 点で言えば, 少なくとも長期的な漢方薬的な処方, ある面ではやられているかも分かりません。しかし今必要なのは, 緊急に点滴でも打って, 当面今をどうするかも併せて検討すべきではなかったかと感じているからです。そういう点から見て, 今回の8億9,756万円が計上されておりますけど, 地域活性化緊急対策事業費となっており, その中身は集会場施設への新設の3か所程度, 改修が20か所程度, しかしこれは2億円の予算がついてますけど, 3,600万円は地元負担ですよ, これ, 集会場改修等を含めて。しかし, この地元負担ができない場合, この程度という予算の付け方でいいのかどうかということが, ものすごく気になっています。そして名瀬運動公園工事費, 奄美振興会館工事費などとなっているんですが, 先ほど言いましたように緊急対策事業費として, どのような目的で, どこで, どのような協議, 検討がされて今回の提案になったのかお聞きしたいと思います。

議長(伊東隆吉君) 答弁を求めます。

企画調整課長(安田義文君) おはようございます。三島議員の御質問についてお答えいたします。

今回の補正予算につきましては、市長の提案理由でもありましたように国の平成21年度第一次補正予算経済危機対策経費に伴うものでございます。国の経済危機対策経費といたしましては8項目にまとめられておりますが、このうち地方公共団体への配慮ということで交付される事業といたしまして、地域活性化公共投資臨時交付金、それと地域活性化経済危機対策臨時交付金及び関係する補助金の分について、今回予算計上をさせていただいております。なお、経済危機対策臨時交付金事業の奄美市の枠につきましては、5億2,300万円と示されておりますが、公共投資臨時交付金につきましてはそのような通知はなく、いまだ詳細については分かっておりません。今回は所管課の方で鹿児島県の所管課と協議の上、対象になると判断を得た事業について計上しております。事業の目的ということでございますが、国の平成20年度一次、二次補正対応予算と同様に、直面する経済危機の中、地域で民間需要を拡大し、雇用推進を図ることなどで地域経済を支える、そのことを目的と実施されると考えております。

協議検討内容についてですが、公共投資臨時交付金事業につきましては、まず、対象になりそうな補助事業などのメニューを各課の方に示しまして検討していただき、県の担当課と協議し、幹部会で諮った上で今回計上しております。一方の経済危機対策臨時交付金事業につきましては、各課から要望があった事業もございますが、過去の大型事業で起債の償還が終了している施設、今後も継続して公共の用に供する必要がある施設、維持補修に多額の投資を要するが国庫補助基準の採択が困難であったもの、さらにこれまでの本市の実施計画において財源の問題、補助採択の困難さなどから必要性は認識しながらも実施できなかったソフト、あるいはハード、この事業を中心に主管課と協議し、幹部会で諮った上で今回計上しております。

15番(三島 照君) 私、さっきも言いましたように、今回のこの補正の内容を見てますとですね、確かに漢方薬的治療で徐々に効いては来るとは思うんです。しかしですね、今回の補正予算は、政府としては地域経済のこの冷え込みの厳しい状況を少しでも回復の方向へという思いで、今回15兆円の施策が出されたとは私は受けとめています。そういう点から見てですね、この今回の提案された議案から、そこら辺がどうしても見にくい言うんかね。

例えば、そこで次お聞きしたいのは、政府の20年度二次補正で本市も12項目に及ぶ事業が実施され、特に年末からのあのプレミアム券の発行など、商店街には一定のインパクトを与え、活力をつくるきっかけにはなってきたと思うんですよ。しかしですね、細関係業者をはじめ、多くの業界は引き続き厳しく、昨年の秋から行われた緊急補償貸付制度、セットネットの認定申請も本市で約305件認定され、相談件数でいけば333件に上っている現状があることをお聞きしています。各業界団体からは、しかしこの緊急補償制度を活用して借り入れた分の支払いが始まる、そろそろ。そこで、しかし売上げは相変わらず伸びてない。そういう中で、例えば金利の1.8パーセント、補償金の0.8パーセントなどですね、幾らかでもいわゆる点滴的な対応、市の地域活性化基金などを活用してですね、例えば無担保無保証でということや、また今計画されている細関係のですね、いわゆる本土での祭事や、また前回も言いました長期的展望を見据えた上でのそういう祭事等に対する助成をもっと検討してほしいなどという要望も出ていると思うんですよ、私も聞かされてます。そういう点で、こういったことなども検討できなかったのかどうか。また、そういう点は事業所など、必死になっているところにこそ、その思いを寄せてね、取り組んでいけば、そういった問題もどこかで出て来るんかなと思ったんですけど、今回のこの補正予算を見ますと、産業経済関係、いわゆる奄美の経済の中心にならなければならない産業振興、経済の発展に関わる予算というのは、ほとんど目に見えない。さっき言いましたように、確かにこれを実施することで、長期的にはね、徐々に効いてくることはあるかと思うんですよ。しかし今、今そういう緊急的な処置を求めているということもあると思うんですけど、そこら辺の検討はできなかったかどうかだけ、もう一度お聞きします。

企画調整課長(安田義文君) 今私が説明申し上げましたのは、あくまでも地方に対するですね、予算の二つの事業についてのものでございまして、御承知のように国といたしましては先ほど申しましたよう

に8項目にわたる経済危機対策経費を出しております。今私どもがはっきり分かっておりますのは、先ほど枠がありました経済危機対策臨時交付金、この枠が分かっておるわけですが、ほかの事業については国から直接来るかどうか、まだ不明でございます。今議員がおっしゃった金融対策につきましても、大項目の2番目に据えておまして、この中で中小企業経営安定関連企業対策費、このことなどが盛り込まれているようでございますが、細かな情報がこちらに入っておりません。その辺で、こちらに情報が入ってまいりましたら、また、担当課と協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

それと、もう1点でございますが、御承知のとおり国の平成20年度の二次補正、こちらのほうの市の事業の中で、本場奄美大島紬の祭典開催事業、こちらの補助金400万円を拠出してしております。それで祭事9回につきまして、売上額が1,516万7,000円ということで承っておりますので、この辺も効果があったのではないかと考えております。よろしく願いいたします。

議長（伊東隆吉君） 再々質、よろしいですか。

次に、関 誠之君の発言を許可いたします。

14番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。私は社会民主党、社民党の関 誠之でございます。一昨日の世紀の天体ショーはいかがでしたでしょうか。残念ながら、黒い太陽やダイヤモンドリングなどが出現せずに、十分な観測ができなかったかもしれませんが、真昼に夜が訪れるなど、太陽や自然の偉大さは経験できたのではないのでしょうか。この間、日食のイベントを成功されるため、日夜頑張っていたいただきました市職員をはじめとして、全ての方々に心から感謝を申し上げます。今後、この経験を新たな課題であります世界自然遺産登録に生かしていくことが、大変重要だと考えております。これからも市民の皆様のご協力、御支援をよろしくお願いを申し上げます。

さて、平成21年第2回臨時会における議案第82号 平成21年度奄美市一般会計補正予算（第3号）について、3点にわたり質疑をいたしますので、明快に要領よくお答えをいただきたいと思っております。

第1点は、議案第82号の奄美市補正予算は国の経済危機対策に対する関する予算総額13兆9,255億5,800万円を受けたものだと思うが、その財源の77.7パーセントの10兆8,190億円は、公債の発行により後年度に負担を伴うことで実施されるものでありますけれども、こういった事業の在り方について、市長としてどう考えるか見解をお聞かせをいただきたいと思っております。

2点目は、国における予算の配分は金融対策2兆9,659億2,100万円、インフラ整備2兆5,774億8,900万円、地方公共団体への配慮2兆3,790億円などとなっておりますが、奄美市における事業採択の基準はどのようになされたのか、決定されたのか、事業実施計画との関連はどのようになっているのかお答えをいただきたいと思っております。

3点目は、この交付金の活用にあたっては、地域の中小企業の受注機会に配慮するよう要請がなされているが、このことについて奄美市としてどのような配慮をしようとしているのか。また、そのような議論があったのか。特に機械や機器等の購入において、地元の発注が可能なのか、お答えをいただきたいと思っております。

再質疑については自席で行います。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

財政課長（則 敏光君） ただいまの第1点目についてでございますが、13兆9,000億円という国の今年度の第一次補正がございますが、予備費、国のほうにも1兆円の予備費がございます。ここから8,500億円充用しているというようなことで、事業費総額としては14兆7,000億円になります。その中で、御指摘のとおり公債金、国債10兆8,190億円が充てられております。公債費比率としましては77.7パーセントでございます。そのうちの7,332億円は建設国債、3,487億円につきましては、いわゆる赤字国債を発行するというようなことでございます。国税が大変景気低

迷の中で減収しております。7兆円ほど減少している中で、昨年来の経済対策、あるいは地方への配慮ということで、財源を捻出する手法を取っていただいております。この点、現状ではやむを得ないのではないかと、私どもとしては理解いたしております。あくまでも、国においても赤字国債、建設国債という借金でございます。経済対策にあたって極力私どもも起債は避けたいところではございましたが、今回の提案いたしております事業の中には、1件だけ辺地債、1億4,530万円を充てているところでございます。しかし、例年申し上げておりますとおり38億枠という設定がございますので、これはどうしても堅持したいというようなことで、その範囲内で動いてまいりたいと思っております。国税のほうも大変厳しいようで、地方交付税が昨年度、そして今年度と21年度と、交付税そのものは増額傾向にございますが、これがずっと続くとは考えておりませんで、そのような点からも今後の極力起債に頼るような経済対策であろうとも、起債に頼るような一辺倒の対策ではあってはならないというふうな認識もいたしております。経済対策の効果が景気の回復につながれば、国も地方も税収が安定的に確保されるというようなこともございますので、このあたりを期待してまいりたいと思っております。

企画調整課長（安田義文君） それでは2点目の採択基準の件でございますが、三島議員の協議検討内容についてお答えしたとおりでございます。公共投資臨時交付金事業につきましては、対象になりそうな補助事業メニューを各課に示しまして検討してもらい、幹部会で諮った上で計上しております。また、経済危機対策臨時交付金事業につきましては、中には各課からの要望があった事業がございますが、過去の大型事業で起債の償還を終了している施設、さらに今後も継続して公共の用に供する必要がある施設、維持補修に多額の投資を要するが、国庫補助金基準の採択が困難であったもの、これまでの本市の自主計画におきまして、財源の問題や補助採択の困難さなどから、必要性は認識しながらも実施できなかったソフト、あるいはハード事業について主管課と協議し、幹部会で諮った上で今回計上しております次第でございます。

それと3点目でございますが、地域の経済活性化という目的からしまして、議員のおっしゃるとおりでございます。その目的でございます地域経済活性化を念頭に事業を実施いたします関係各課と協議し、極力地域企業への発注をすることが奄美市としての配慮だと考えております。また、地元発注の件についてでございますが、確定ではございませんが、現在のところ情報が入っておりますのは機械や機器を含めまして一部の特殊なものを除きまして、地元発注が可能ときいております。

議長（伊東隆吉君） 再質疑。

14番（関 誠之君） この赤字国債を発行して事業をするということで、恐らく景気が浮揚してその分がまたカバーされてというようなこともあるわけですが、こういった10兆円ものやっぱり公債を発行して後年度負担をさせるということが、今後地方に及ぼす影響などが考えられると思うが、財政主管としてはどのような影響が考えられるかお聞かせをいただきたいというのと、先ほど事業採択の件を答弁していただきましたけれども、事業実施計画にないものが含まれてはいないのか。逆に言うと事業実施計画に乗っているものについて、各課の要望を吸い上げて、いわゆる財源的に有利になるような事業を率先して採用した、採択したというように考えていいのかどうかということをお聞かせをいただきたいというのと、この事業が議会で承認をされて、後、事業着手に至る手順ですね、恐らく何か各省庁に振り替えて、再度こちらのほうからそれぞれの事業申請をして、申請の認可が下りた後に着手というようなことをお伺いをしておりますが、そういった中で、年度内の事業完成というのが本当に可能なのかどうかということが1点。そしてこの事業を年度内に事業を完成をしない場合、事業費の年度繰越というのででき得るのかどうか、二つ目。以上についてと、特に教育委員会は前の地域活性化生活対策臨時交付金事業、前の補正のときにも7項目ほどの予算4億1,000万でしたっけ、4,100万円ほどの事業を出しておりますけれども、その前に前年度から繰り越した会館の改修問題等もひかえておって、今度の臨時交付金等でかなり事業が多くなってきておるように思っておりますが、そういった事業

に今の事務局の体制、いわゆる人員、契約担当は一人だというふうに思っておりますが、そういった中で、本当にこの事務ができるかどうか。また、その辺のところを臨機応変に考えているならば、どのような体制で臨んでいくのかお聞かせをいただきたいと思えます。

財政課長（則 敏光君） まず、10兆円の影響ということでございますが、これにつきましては今回10兆円の国債発行をするにしてもしないにしても、今後の地方への影響はもう既にあるというふうに理解しております。ただ、今回の経済対策というのは、補正予算債という新たな特殊な起債を可能にしております。これは事業に対して国庫補助金がありまして、さらに残りの補助金以外の残りの9割程度を、この国からの交付金がきます。残りに1割にさらに補正予算債を充てるということも可能でございますが、しかもその補正予算債発行の2分の1は交付税で後年度補てんするということなものですから、非常に財源的に効率がいいと。この補正予算債は、ただし2分の1の措置であります、後年度措置。私どももこれよりは辺地債のほうがまだいいだろうということで、辺地債は後年度80パーセント措置でございます。ということもございまして、公債費の措置に関しては、これは国との約束ごとでございますので、過去も現在のこの数字の恩典はずっと引き続いていくものと思われま。公債費以外の部について、国のほうは特に交付税の減少を確実に見込まれると、これは10兆円の国債発行があるうがなかるうが、もう私どもはそれを想定しておりますので、ただその10兆円発行によってそれが確立し、されることは間違いないだろうと。ただし、今申し上げましたような公債費については約束ですから、これが過去20年間公債費の措置が、交付税についての公債費の措置が減少したことはございませんし、今後もそれはないとは思っております。そのようなことではございますが、できるだけ起債は幾ら交付税措置があるとは言っても、可能な限り有利な起債に、今回も補正予算債という、国が措置をしているんですが、合併特例債のほうがそれよりもいいですし、さらに過疎辺地債のほうがずっと効率的でございますので、今回の経済対策にもあえて辺地債を1億4,530万円計算させているわけでございますので、是非よろしくお願いいたします。

企画調整課長（安田義文君） まず1点目の自主計画とのことでございますが、今チェック表をもっておりませんので、断定はできませんがほとんどが実施計画にあるものでございます。その中で、先ほど来申し上げておりますように、とても単費が大変係るということで、これまでどうしても必要性は認めながら遅れていた大型施設につきまして、今回この機会を捉えて改修に入ろうという事業でございます。それから、年度内の完成の件ですが、これは県のほうにも確認を財政のほうからしておりまして、繰越事業についても可ということでございますので、その中で事業を進めてまいりたいと考えております。ほか、20年度の一次、二次、さらに今回の補正と、教育委員会のみならずほかの課におきましても事業が大分多くなっておりますが、所管課、それから技術的な建設部と協力を取りながら、体制の中で頑張ってもらいたいと考えています。

教育事務局長（里中一彦君） 教育委員会において事業が多くなっているんじゃないかと、どういう体制で臨むんだと、このような御指摘でございますが、まず、前回の経済対策に伴って、教育環境整備では奈良県の事業を導入いたしております。これらはすべて現在発注済みでございますが、発注をされている状況でございます。それから、体育館の改修等、繰り越しがございませけれども、これにつきましては9か所のうち耐震性のあったものについての3件、3校の体育館につきましては、既に工事発注を契約を行っているところです。また、残りにつきましてはどのような形で耐震性を出すのかと、このことも設計の発注がもう済みでありまして、今の予定でいきますと11月ぐらいには改修と併せた発注ができるんじゃないだろうかとというふうに考えているところでございます。また、今回5件のお願いをしているわけでございますけれども、大きな市民球場の改修、あるいは文化センターの改修につきましては、この予算の中で設計につきまして委託をする予算を計上しております。このようなことから、事業が大変多くなっている状況で、職員には苦勞をかけているわけでございますけれども、何とか建築、あるいは

は土木サイドの協力を得ながら、ここらについて施行してまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

14番（関 誠之君） ありがとうございます。地方にとっては、この経済対策の事業、大変ありがたい事業だというふうに理解はしておりますけれども、この後の反動と言いますか、先ほど財政課長も少しおっしゃってありましたけれども、国が借金をした後にですね、交付税等を含めて地方に配分する金が少なくなってくるのではないかと、政権が変わって、変わった場合はどうなるか分かりませんが、そういったことが懸念をされますので、先ほど申し上げましたとおり、是非この事業については年度内に完成をさせてですね、いってほしいというふうに思います。

それと、最後になりますけれども、この先ほど申し上げました機械機器の購入について、一部特殊なものということで話がありましたが、一部特殊なものとはこの一覧で参考資料の一覧で見ますと、どの辺にあたるのかお分かりになれば教えていただきたいということ、地域中小企業の発注機会に配慮ということがきちとうたわれておりますから、そのことについては、是非、特に教育環境整備の中のパソコン、デジタルテレビとか、その他、理科の教材とかいうのが、地元で発注できるようなことに、なかなか難しいかも分かりませんが、努力をしていただきたいということと、その辺ができるのかできないのか、分かっておれば再度お答えいただきたいというふうに思います。それと最後になりますけれども、ただ先ほど三島議員からも話がありましたけれども、この経済対策の一番の予算配分が金融対策に2兆9,000億円あまり配分をしております、そのことについて奄美市の補正予算の中に出てきてないことについて、非常に残念に思っておりますが、そこいら辺については再度議論をした経過があればお知らせをいただきたいと思っております。

企画調整課長（安田義文君） まず1点目、私の答弁の中で一部特殊なものございましたが、これはすみません、私のほうで聞いている段階ではですね、文化センターの舞台についてはちょっと専門業者じゃないと無理じゃないかなということでお聞きしているものですから、そのような答弁になりました。

2点目につきましては、先ほどもちょっと申し上げたんですが、予算が御承認いただきましたその後に事業の目的のございます地域の経済活性化、その観点からも地元発注を念頭に実施してまいりたいと考えております。

失礼いたしました。金融対策の件でございますが、先ほどちょっと触れました、確かに国の経費の中には、2点目大項目で、中小企業経営安定企業金融対策費が含まれておりますが、これもですね、先ほど申し上げましたように詳細にこちらのほうにまいっておりますので、こちらの詳細が分かりましたら関係課と詰めながら検討してまいりたいと考えております。

産業情報政策課長（前里佐喜二郎君） 補足で金融対策につきまして、国のメニューが具体的な施策が10項目ほど示されておりますが、その中で中小企業の資金繰り支援ということでございます。10項目のこの1点のみが市が直接関わると言いますか、関われるもので、後は直接国やらが実施する事業でございます、その中に緊急補償というのが、いわゆるセイフティネットのことでございます。この事業の事務の認定作業を市が行っておりますが、先ほど申し上げました10のメニューの内、市が直接関われるのはこの1点のみでございますので、今回予算の計上がなかったということになりますので御理解をいただきたいと思っております。

教育委員会総務課長（白坂 稔君） 教育委員会の教育環境整備、パソコン等についての購入につきましてですが、これの周辺機器につきましては、地元の業者ということは今現在考えております。ただ、この事業が全国規模な事業ということもありまして、非常に需要が見込まれているということですので、このあたりは発注の際につきましては、またいろいろと検討もさせていただきたいというふうに考えております。

議長（伊東隆吉君） よろしいですね。

（「事業の日程について」と呼ぶ者あり）

各省庁への日程と手続きはどうかというのを日程等をば知りたいという。

（「言った」と呼ぶ者あり）

その答弁漏れは、これ言った。これ全部言います。

（「言った」と呼ぶ者あり）

閣議員にお伺いしますけど、委員会ではちょっと難しいですか。委員会ではいろんなよろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第82号 平成21年度奄美市一般会計補正予算（第3号）中の関係維持項について、これを総務建設委員会、厚生委員会、産業経済委員会及び文教委員会へそれぞれ付託、議案第83号 平成21年度奄美市水道事業会計補正予算（第1号）については、これを総務建設委員会に付託いたします。

各常任委員会審査及び報告書整理のため、明日25日から26日まで休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、明日25日から26日まで休会とすることに決定いたしました。

7月27日9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午前10時15分）

出席議員は、次のとおりである。

1番	師 玉 敏 代 君	2番	多 田 義 一 君
3番	橋 口 和 仁 君	4番	奈 良 博 光 君
5番	戸 内 恭 次 君	6番	平 田 勝 三 君
7番	向 井 俊 夫 君	8番	蘇 嘉 瑞 人 君
9番	朝 木 一 昭 君	10番	竹 山 耕 平 君
11番	伊 東 隆 吉 君	12番	里 秀 和 君
13番	泉 伸 之 君	14番	関 誠 之 君
15番	三 島 照 君	16番	崎 田 信 正 君
17番	奥 輝 人 君	18番	平 川 久 嘉 君
19番	渡 京 一 郎 君	20番	竹 田 光 一 君
21番	栄 勝 正 君	22番	世 門 光 君
23番	平 敬 司 君	24番	大 迫 勝 史 君
25番	与 勝 広 君	26番	叶 幸 与 君

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	平 田 隆 義 君	副 市 長	濱 田 龍 太 郎 君
教 育 長	徳 永 昭 雄 君	住 用 町 高 野 匡 雄 君	地域自治区事務所長
笠 利 町 塩 崎 博 成 君	地域自治区事務所長	総 務 部 長	福 山 敏 裕 君
総 務 課 長	川 口 智 範 君	財 政 課 長	則 敏 光 君
農 政 局 長	田 丸 友 三 郎 君	福 祉 部 長	福 山 治 君
市民協働推進課長	高 崎 義 也 君	高 齢 者 福 祉 課 長	倉 井 則 裕 君
市 民 部 長	有 川 清 貴 君	産 業 振 興 部 長	瀬 木 孝 弘 君
産 業 情 報 政 策 課 長	前 里 佐 喜 二 郎 君	農 林 振 興 課 長	熊 本 三 夫 君
建 設 部 長	田 中 晃 晶 君	都 市 整 備 課 長	東 正 英 君
土 木 課 長	砂 守 久 義 君	会 計 管 理 者	坂 元 龍 作 君
教 育 事 務 局 長	里 中 一 彦 君	教 委 総 務 課 長	白 坂 稔 君

職務のために会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 赤 近 善 治 君 議 事 係 長 森 尚 宣 君
議 事 係 主 査 麻 井 庄 二 君

議長（伊東隆吉君） ただいまの出席議員は25人です。会議は成立いたしました。
これから本日の会議に入ります。（午前9時30分）

議長（伊東隆吉君） 日程に入ります。日程第1、議案第82号 奄美市一般会計補正予算（第3号）及び議案第83号 奄美市水道事業会計補正予算（第1号）について、一括して議題といたします。
本案に対する各委員長の審査報告を求めます。
最初に、厚生委員長の審査報告を求めます。

厚生委員長（向井俊夫君） おはようございます。御報告申し上げます。

厚生委員会は7月24日の1日間開会いたし、慎重に審査をさせていただきました。

去る7月24日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議案第82号 平成21年度奄美市一般会計補正予算（第3号）中関係事項分の主な質疑についての審査結果を御報告申し上げます。

当委員会に付託された事業名は、五つの分類に分けて審査されました。

一つ目の事業名は集会施設改修助成事業であります。9ページ、2款1項17目19節集会施設改修事業費補助金2億円に対し、総事業費は2億3,600万円であり、名瀬地区で18件、住用地区で7件、笠利地区で8件の要望があり、限られた予算ですので笠利・住用地区は毎月の嘱託委員会で説明、名瀬地区は自治会総会などで説明したいとのことでございます。予算オーバーの場合は庁内で選考委員会を設けて優先順位を付けることも考えているとのことであります。

二つ目事業名は学校保育施設整備事業であります。同じく9ページ、2款1項17目15節学童保育施設整備費1,500万円は、朝日小学校敷地内にプレハブ1棟を建設するものであります。児童65名程度収容、必要備品のほか、生活室、静養室、トイレ、台所などを考えているが、まずは扇風機で対応し、クーラーは必要であれば備品ということで別途補助事業で考えてまいりたいとのことでございます。

三つ目は肺炎球菌ワクチン助成事業であります。9ページ、2款1項17目13節各種予防接種業務391万円は、75歳以上の6,673名の約2割、1,300名に1人当たりの助成は約3分の1程度の3,000円を考えていて、今後対象年齢の引き下げも将来的には考えていきたいとのことでございます。

四つ目の事業名は塵芥車（低公害車）購入事業であります。9ページ、2款1項17目18節自動車購入費998万円は、ハイブリッドのパッカー車でございますが、特に質疑はございませんでした。

五つ目の女性特有のがん対策推進事業であります。9ページ、2款1項17目13節健康健診検査業務33万9,000円です。現在のところ今年度限りの事業で、子宮頸がんは20歳から40歳までの5歳刻みの方々、子宮がんは40歳から60歳までの5歳刻みの方々の検診費用を無料とするもので、11節の印刷製本費61万9,000円はクーポン券、検診手帳の印刷費、12節の通信運搬費33万3,000円は対象者へのクーポン券、検診手帳を発送するものでございます。また、委員よりFM放送などを使った広報活動の要望があったことを付け加えておきます。

議案第82号中関係事項分につきましては、お手元に配付いたしてあります審査報告書のとおり、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で厚生委員会の審査報告を終わりますが、御質疑がございましたら他の委員の御協力を得てお答えしたいと思います。

議長（伊東隆吉君） 次に、産業経済委員長の審査報告を求めます。

産業経済委員長（与 勝広君） おはようございます。産業経済委員会は7月24日金曜日午前10時30分から開会されました。6人の委員出席のもと、慎重にかつ活発なる審査が行われました。産業経済委員会に付託されました議案第82号 平成21年度奄美市一般会計補正予算（第3号）中関係事項分

につきましては、皆様のお手元に配付してあります産業経済委員会審査報告書のとおり、原案のとおり可決すべきものと決しております。

以下、審査の内容について御報告させていただきます。

まず、農林振興課より補足説明がありました。２款１項１７目地域活性化経済対策費、１９節負担金補助及び交付金の内、奄美市担い手育成総合支援協議会補助金５１６万８、０００円について、国の耕作放棄地再生事業交付金事業の耕作放棄地解消用のトラクター１台と、耕作機器３基を導入する事業についての補足説明の後に、委員からどのような機器を入れるのか。農業研修センターに管理委託ということであるが、一般への貸し出しはどうなっているのかとの質疑に対し、当局はトラクター１台と耕運するロータリーとスライドモアというススキとかの雑草を細かく裁断する機械と、さらにソイルリフターという爪のような形で土地を起こして耕水をよくする機械を導入するとのことであり、貸し出しについては特殊な機械なのでトラクターとスライドモアについてはオペレーター付きということになるとのことでありました。また、ソイルリフターについては一般への貸し出しも検討中とのことでありました。その他、住用・笠利での設置状況や利用料についての質疑と、一般の貸し出しについての周知徹底についても併せて質疑がありましたが、この際省略させていただきます。

その他委員から、今回の予算計上について、産業振興部内での他の支所からの要望は出なかったのかとの質疑はありましたが、この際省略させていただきます。

以上で産業経済委員会に付託されました議案第８２号 平成２１年度奄美市一般会計補正予算（第３号）中関係事項分についての審査報告を終わります。

なお、御質疑がありましたら他の委員の協力を得てお答えいたします。

議長（伊東隆吉君） 次に、文教委員長長の審査報告を求めます。

文教委員長（渡 京一郎君） おはようございます。文教委員会は去る７月２４日午後１時３０分から開会され、付託されました１件の議案を慎重に審査いたしました。

それでは文教委員会に付託されました議案第８２号 平成２１年度奄美市一般会計補正予算（第３号）中関係事項についての審査結果を御報告いたします。

これら１件の議案につきましては、お手元に配付してあります文教委員会審査報告書のとおり、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、その審査の経過について御報告いたします。

議案第８２号 平成２１年度奄美市一般会計補正予算（第３号）中関係事項については、まず、総務課より補足説明があり、その中で教育環境整備の学校ＩＣＴ環境整備事業では、デジタルテレビ６台は中央公民館、伊津部公民館、金久分館、四谷分館、住用公民館、笠利公民館に取り付けを予定しているとのことでございます。次に、パソコン１２２台の整備は教員用として計画をしているとのこと。次に、校内ＬＡＮの整備は、普通教室は終了しており、今回は特別教室への整備を計画をしている。周辺機器の整備では学校長用のプリンター２８台と３種類のソフトをパソコン１２２台に入力する計画。次に、理科教育設備整備事業については、新学習指導要領の実施に向けての設備の整備や、老朽化した設備の更新を図るとの説明がございました。次に、朝日小学校改修工事については、委員より質疑があり、当局より、朝日小の東棟の後ろに１階建ての平屋があり、現在空いているのでプレハブも考えましたが、これを改修したほうが今後の学童のほうに向けても対応できるだろうという考えの中で進めているとの答弁がございました。

続いて生涯学習課より、奄美振興会館、奄美博物館の改修工事について補足説明がありました。委員より、奄美振興会館だけが起債を組んであるが、交付金が来なかったからなのかとの質疑があり、当局より、交付金が５億２、３００万円ですが、各課から要望があった事業がこれだけあるために、辺地債を使ってでも発注して完成にこぎつけたほうがいいという財政企画サイド、また幹部会での判断があり、一番有利な辺地債を使ってでも振興会館を改修しておきたいという判断がなされたとの答弁がございま

した。現在の状況についての質疑に対しては、昭和62年に完成しており20数年経っており、一番大きな工事は空調関係工事関係で、舞台設備や防水工事、博物館についてはエレベーターの調子が悪いので、電気設備工事の発注を考えているとの答弁がございました。

次に、市民体育推進室より市民球場の改修内容説明があり、現在埋め殺しになっているスタンド下部分内に審判員室、選手更衣室、屋内便所、屋外便所、会議室、ダッグアウト等を配置し、スタンドは一部屋根付きでベンチ観覧席480名収容を計画しているとのことでした。委員より、他の体育館施設や体育館の改修あるいは補修は、予算を取ることはできなかったかとの質疑がありましたが、当局より、国からの交付金に限度額があり、今回は緊急性が高い市民球場を優先的に対応したとのことでした。委員より、莫大な事業が新たに取り入れられるが、教育委員会で対応できるかとの質疑がありました。文化センターについては生涯学習課、文化財サイド、野球場については市民体育推進室、朝日小については総務課サイドとなり、中には設計管理についても民間委託をするなどして、何とか対応していきたいとの答弁がございました。ほかにも多くの委員より、これだけ多くの事業が地域活性化という形で一人でも多くの雇用の就業機会を創るという事業なので、地元の業者を優先的に早期発注をしていただきたいとの質疑に対し、今回の交付金をできるだけ生かした形にしなければということで執行部がまとめたわけであり、目一杯の努力をして配慮は必要だろうと思っておりますとの答弁がございました。ほかにもいろいろ質疑がありましたが、省略いたします。

以上をもちまして文教委員会における議案審査の報告を終わります。なお御質疑がございましたら他の委員の御協力を得てお答えしたいと思います。

議長（伊東隆吉君） 次に、総務建設委員長の審査報告を求めます。

総務建設委員長（栄 勝正君） おはようございます。総務建設委員会は7月24日午後1時30分より開会されました。総務建設委員会に付託されました議案第82号 平成21年度奄美市一般会計補正予算（第3号）中関係事項について、議案第83号 平成21年度奄美市水道事業会計補正予算について審査の結果を御報告申し上げます。これら2件の議案につきましては、お手元に配付してあります総務建設委員会報告書のとおり、すべて全会一致で可決すべきものと決しました。

以下、審査の経過について議事審査の順に従って御報告いたします。

議案第82号 平成21年度奄美市一般会計補正予算（第3号）中関係事項について、当局より補足説明があり、2款1項17目13節委託料500万円は、災害ごみ等分別排出業務委託料で、昨年6月に名瀬小俣町で発生した火災ごみや、それ以降に発生した土砂災害の災害ごみを分別せず一括し、与儀又投棄場において一時保管してあり、これを分別して処理するための費用。同じく13節委託料200万円は、奄美市が管理する312の橋梁の内橋長15メートル以上の52橋について、橋梁点検長寿命化修繕計画策定を行うもの。15節工事請負費4,000万円は、奄美市内の市道5路線の舗装、補修を行うもの。同じく15節辺留公営団地775万円は、昭和55年度に建設された鉄筋コンクリート3階建1棟12戸の外壁及び軒下の改修工事費。

次に、議案第83号 平成21年度奄美市水道事業会計補正予算（第1号）については、昭和32年に竣工した平田町与儀又から大熊ダムまでの漏水管の老朽化が激しいため、約1,250メートルの敷設換えを行うもの。

委員から、火災ごみ等の分別排出業務委託料の件、市道の補修5路線を選んだ根拠の件、橋梁長寿命化の事業の件、水道事業会計の建設改良積立金、ダムの使用权、浄水器の減価償却費の件、水道事業の損益計算書や貸借対照表の件、住用地区の住宅のトイレの件、5億2,300万円の使い道の件、起債の件など質疑がありました。

なお、御質疑がございましたら他の委員の協力を得て答弁したいと思います。

議長（伊東隆吉君） これから各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

採決はこれを一括して行います。

本案に対する各委員長報告は、原案可決であります。

本案は各委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第82号及び議案第83号は各委員長報告のとおり原案可決すべきものと決定いたしました。

以上で本臨時会に付議された事件はすべて議了いたしました。

これをもって平成21年第2回奄美市議会臨時会を閉会いたします。(午前9時51分)

以上、本会議の次第を記載し、相違なかったことを認め、ここに署名する。

奄美市議会議長 伊 東 隆 吉

奄美市議会議員 橋 口 和 仁

奄美市議会議員 蘇 嘉 瑞 人

奄美市議会議員 戸 内 恭 次

第3回定例会会期・議事日程及び付議事件

平成21年9月17日 奄美市議会第3回定例会を招集した。

会 期 27日間

議事日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
9月17日	木	本会議	1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定 (27日間) 3 報告第16号 (1件) 上程 説明 質疑 討論 採決 4 議案第84号～102号 (19件) 上程 説明
9月18日	金	休 会	議案等調査
9月19日	土	休 会	
9月20日	日	休 会	
9月21日	月	休 会	敬老の日
9月22日	火	休 会	国民の祝日
9月23日	水	休 会	秋分の日
9月24日	木	本会議	1 一般質問 - 関議員, 渡議員, 平川議員, 奥議員, 朝木議員 (質問順)
9月25日	金	本会議	1 一般質問 - 三島議員, 叶議員, 向井議員, 蘇議員, 師玉議員 (質問順)
9月26日	土	休 会	
9月27日	日	休 会	
9月28日	月	本会議	1 一般質問 - y竹山議員, 平議員, 栄議員, 戸内議員, 平田議員 (質問順)
9月29日	火	本会議	1 議案第84号～102号 (19件) 上程 質疑 付託 付託区分 { 総務建設 - 議案第91号～95号, 98号～101号 (6件) 厚 生 - 議案第85号～90号, 96号 (7件) 産 業 経 済 - 議案第97号～102号 (2件) 文 教 - 議案第99号～100号 (2件) 全委員会 - 議案第84号 平成21年度一般会計補正予算 (第4号) は, 所管する各常任委員会に付託。 請願・陳情付託報告 (前議会からの継続審査事件を含む) 総務建設 - 陳情第1号, 陳情第2号 (2件) 厚 生 - 陳情第3号 (1件) 文 教 - 請願第4号, 陳情第4号 (2件) 全員協議会 (本会議終了後) 【議題】 平成20年度決算審査特別委員会構成・調整について 【議題】 奄美社会福祉協議会理事について (厚生委員長) 奄美社会福祉協議評議員について (厚生副委員長) 都市計画審議会委員の推薦について
9月30日	水	休 会	各常任委員会審査 (厚生・産経)
10月1日	木	休 会	各常任委員会審査 (総建・文教)
10月2日	金	休 会	報告書整理・議案等審査
10月3日	土	休 会	
10月4日	日	休 会	
10月5日	月	休 会	報告書整理・議案等審査

10月6日	火	休	会	報告書整理・議案等審査
10月7日	水	休	会	報告書整理・議案等審査
10月8日	木	休	会	報告書整理・議案等審査
10月9日	金	休	会	報告書整理・議案等審査
10月10日	土	休	会	
10月11日	日	休	会	
10月12日	月	休	会	報告書整理・議案等審査
10月13日	火	本	会	<p>1 議案第84号～102号 (19件) 上程 報告 質疑 討論 採決</p> <p>2 陳情第3号 (1件) 上程 報告 質疑 討論 採決</p> <p>3 請願第4号, 陳情第4号 (2件) 上程 報告 質疑 討論 採決</p> <p>4 議案第119号 (意見書) (1件) 上程 報告 質疑 討論 採決</p> <p>5 議案第120号 (意見書) (1件) 上程 報告 質疑 討論 採決</p> <p>6 議案第121号 (意見書) (1件) 上程 報告 質疑 討論 採決</p> <p>7 議案第122号 (1件) 上程 報告 質疑 討論 採決</p> <p>8 議案第103号～118号 (16件) 上程 報告 質疑 付託</p> <p>一般会計決算審査特別委員会 議案第103号 (1件)</p> <p>付託区分 特別会計等決算審査特別委員会</p> <p>議案第104号～議案第118号 (15件)</p> <p>閉会中の継続審査</p> <p>議案第103号 平成20年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第104号 平成20年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第105号 平成20年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第106号 平成20年度奄美市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第107号 平成20年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第108号 平成20年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第109号 平成20年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第110号 平成20年度奄美市笠寿園特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第111号 平成20年度奄美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第112号 平成20年度奄美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第113号 平成20年度奄美市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第114号 平成20年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第115号 平成20年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第116号 平成20年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第117号 平成20年度奄美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第118号 平成20年度奄美市水道事業会計歳入歳出決算認定について</p> <p>(平成20年度奄美市水道事業剰余金処分計算書)</p> <p>1 議会基本条例策定調査特別委員会</p> <p>2 議員定数検討特別委員会</p> <p>全議会からの継続審査</p> <p>陳情第1号 川内原発3号機増設反対に関する陳情</p> <p>陳情第2号 川内原発3号機増設に係る陳情</p>

付議事件は次のとおりである。

番号	議案等番号	件名	議決年月日	議決結果	付託委員会
	報告第16号	専決処分の承認を求めることについて (専決第18号 建物明渡し等請求に関する訴訟の提起について)	H.21.9.17	承認	本会議
(1)	議案第84号	平成21年度奄美市一般会計補正予算(第4号)について	H.21.10.13	原案可決	全委員会
(2)	議案第85号	平成21年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について	H.21.10.13	原案可決	厚生
(3)	議案第86号	平成21年度奄美市国民健康保険事業直営診療施設勘定特別会計補正予算(第1号)について	H.21.10.13	原案可決	厚生
(4)	議案第87号	平成21年度奄美市老人保健医療特別会計補正予算(第1号)について	H.21.10.13	原案可決	厚生
(5)	議案第88号	平成21年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	H.21.10.13	原案可決	厚生
(6)	議案第89号	平成21年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について	H.21.10.13	原案可決	厚生
(7)	議案第90号	平成21年度奄美市笠寿園特別会計補正予算(第2号)について	H.21.10.13	原案可決	厚生
(8)	議案第91号	平成21年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について	H.21.10.13	原案可決	総務建設
(9)	議案第92号	平成21年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について	H.21.10.13	原案可決	総務建設
(10)	議案第93号	平成21年度奄美市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について	H.21.10.13	原案可決	総務建設
(11)	議案第94号	奄美市地域振興基金等条例の一部を改正する条例の制定について	H.21.10.13	原案可決	総務建設
(12)	議案第95号	奄美市公共施設整備事業基金条例の制定について	H.21.10.13	原案可決	総務建設
(13)	議案第96号	奄美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	H.21.10.13	原案可決	厚生
(14)	議案第97号	奄美市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例及び奄美市農業委員会の選挙区に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H.21.10.13	原案可決	産業経済
(15)	議案第98号	奄美市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について	H.21.10.13	原案可決	総務建設
(16)	議案第99号	平成21年度奄美市立笠利町学校給食センター新築工事請負契約の締結について	H.21.10.13	原案可決	文教
(17)	議案第100号	平成21年度奄美市立笠利町学校給食センター厨房備品購入契約の締結について	H.21.10.13	原案可決	文教
(18)	議案第101号	奄美市道路線の廃止及び認定について	H.21.10.13	原案可決	総務建設
(19)	議案第102号	奄美市ICT人材育成センター条例の制定について	H.21.10.13	原案可決	産業経済
(20)	議案第103号	平成20年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定について	H.21.10.13	継続審査	一般会計等決算特別委
(21)	議案第104号	平成20年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H.21.10.13	継続審査	一般会計等決算特別委

番号	議案等番号	件名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(22)	議案第105号	平成20年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定について	H.21.9.17	継続審査	特別会計等 決算特別委
(23)	議案第106号	平成20年度奄美市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について	H.21.10.13	継続審査	特別会計等 決算特別委
(24)	議案第107号	平成20年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	H.21.10.13	継続審査	特別会計等 決算特別委
(25)	議案第108号	平成20年度奄美市介護保険保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H.21.10.13	継続審査	特別会計等 決算特別委
(26)	議案第109号	平成20年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定について	H.21.10.13	継続審査	特別会計等 決算特別委
(27)	議案第110号	平成20年度奄美市笠寿園特別会計歳入歳出決算認定について	H.21.10.13	継続審査	特別会計等 決算特別委
(28)	議案第111号	平成20年度奄美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	H.21.10.13	継続審査	特別会計等 決算特別委
(29)	議案第112号	平成20年度奄美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	H.21.10.13	継続審査	特別会計等 決算特別委
(30)	議案第113号	平成20年度奄美市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について	H.21.10.13	継続審査	特別会計等 決算特別委
(31)	議案第114号	平成20年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計歳入歳出決算認定について	H.21.10.13	継続審査	特別会計等 決算特別委
(32)	議案第115号	平成20年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について	H.21.10.13	継続審査	特別会計等 決算特別委
(33)	議案第116号	平成20年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について	H.21.10.13	継続審査	特別会計等 決算特別委
(34)	議案第117号	平成20年度奄美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	H.21.10.13	継続審査	特別会計等 決算特別委
(35)	議案第118号	平成20年度奄美市水道事業会計歳入歳出決算認定について (平成20年度奄美市水道事業剰余金処分計算書)	H.21.10.13	継続審査	特別会計等 決算特別委
(36)	議案第119号	保険でよい歯科治療の実現を求める意見書の提出について	H.21.10.13	原案可決	本会議
(37)	議案第120号	教育予算の拡充を求める意見書の提出について	H.21.10.13	原案可決	本会議
(38)	議案第121号	地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書の提出について	H.21.10.13	原案可決	本会議
(39)	議案第122号	平成21年度奄美市一般会計補正予算(第5号)について	H.21.10.13	原案可決	本会議
(40)	請願第4号	教育予算の拡充を求める請願	H.21.10.13	採 択	文 教
(41)	請願第5号	保険でよい歯科医療の実現を求める意見書を政府に提出することを求める陳情	H.21.10.13	採 択	厚 生
(42)	請願第6号	郷土教育に関する陳情	H.21.10.13	採 択	文 教
(43)	陳情第1号	川内原発3号機増設に反対に関する陳情	H.21.10.13	継続審査	総務建設
(44)	陳情第2号	川内原発3号機増設に係る陳情	H.21.10.13	継続審査	総務建設

第3回定例会一般質問通告

(9月24日(木))

社会民主党 関 誠之

1 市長の政治姿勢

- (1) 政権交代時における市長の政治姿勢について
- (2) 合併3年間を総括し、任期最後の予算編成に望む基本的考え方は
- (3) 財団法人奄美市開発公社の平成21年第2回評議員会での発言について

2 奄美市の財政について

- (1) 歳入の増収対策
- (2) 歳出の適正化
- (3) 20年度における財政健全化比率を示せ
- (4) 事業実施計画及び財政健全化計画の達成度は
- (5) 今後の財政運営にあたり懸念されることは

3 教育・福祉について

- (1) 環境教育等について
- (2) 障害者相談窓口の一元化について
- (3) 奄美市社会福祉事業団の経営状況について

4 市民生活に係る課題

- (1) 永田墓地について

無所属 渡 京一郎

1 教育行政について

- (1) 奄美市立小中学校の新型インフルエンザ対策について
 - ア 現在、学校、学級閉鎖等の報告が入っているか伺います
 - イ 今後の対策としてどのように、考えておられるのか伺います

2 消防行政について

- (1) 消防団員について
 - ア 各地区の定数と現人数はどのようになっているか
 - イ 今後の団員確保と見通しについて伺います
- (2) 住用消防分駐所及び消防車庫について
 - ア 仮眠室、事務室、器材管理室等の不足について
 - イ 指揮車の雨ざらしについて伺います
 - ハ 川内集落に消防車庫の計画はないのか

3 土木行政について

- (1) 住用町西仲間の老人ホーム住用の圍上流に砂防建設は出来ないのか伺います
- (2) 名瀬真名津町若葉団地内の道路排水溝について伺います

4 観光行政について

- (1) 東城内海を眺められる場所木工センターからサン奄美付近に無料休憩所は考えられないか伺います

5 地域活性化について

- (1) 地域間交流施設を住用地区に建設出来ないか伺います

市民クラブ 平川 久喜

- 1 皆既日食の成果について
 - (1) 受入準備や広報に要した実績は
 - (2) 来島者数, 関連施設整備, 観光, 産業振興など波及効果, 成果は
 - (3) 成果を生かす施策は
- 2 西部地区簡易水道再編推進事業について
 - (1) 工事の進ちょく状況は
 - (2) 公共下水道事業との関連は
 - (3) 農業用水としての活用はできないか
- 3 父子手当について
 - (1) 父子手当の現状と将来の見通しは
 - (2) 手当の増額はできないか
 - (3) 他手当(児童, 児童扶養)手当の状況は
- 4 笠利地区給食センターの建設について
 - (1) 建設計画の現状は
 - (2) 管理運営の方法は
 - (3) 雇用体系の予定は

市民クラブ 奥 輝人

- 1 農業交渉について
 - (1) 日米F・T・A, 日豪E・P・A交渉について
 - ア 現在の動向について
 - イ 今後の対応について
 - (2) W・T・O農業交渉について
 - ア 現在の動向について
 - イ 今後の対応について
- 2 家畜の振興について
 - (1) セリ市場の状況について
 - ア メスの価格について
 - イ 去勢の価格について
 - ウ 低価格の要因について
 - エ 改善策について
 - (2) 購買者が求める子牛生産について
 - ア 生産性の向上について
 - イ 飼養技術の向上について
 - ウ 血統について
 - (3) 年一産への取り組みについて
 - ア 受胎率について
 - イ 空胎期間について
 - ウ 母牛の管理体制について

無所属 朝木 一昭

- 1 水について
 - (1) 平田浄水場について
 - ア 導水管取替え工事はどのようになっているか

- イ 業者選定と工期，次年度以降の計画は
- (2) 企業会計について
 - ア 平成22年度から会計が一本化される，住用・笠利の事業はどのように引き継がれるのか，債務を引き継いだら体質の悪化にならないか
- (3) 笠利西部地区の工事概況と，伊根浄水場改修工事はどうなったか
- 2 文化について
 - (1) 「島尾敏雄の官舎保存」の件はどうなっているか
 - (2) シンポジウム等の開催について
 - ア 県立奄美図書館と連携を図り，島尾敏雄関連，薩摩侵攻400年等の企画はできないか
 - (3) 八月踊りの保存，継承の取組みはどうなっているか，また小湊フワガネクと童虎山房の現状は
- 3 教育について
 - (1) 奄美看護福祉専門学校の地域貢献度が大きいと思うが現状と，課題はないか
 - (2) 「奄美に大学を」の構想はできないか
 - (3) 環境教育，郷土教育，歴史教育など取組みはできないか

(9月25日(金))

日本共産党 三島 照

- 1 市長の政治姿勢について
 - (1) 合併後3年6か月をどのように総括しているか
- 2 経済対策について(平成20年度補正分)
 - (1) 地域活性化・生活対策臨時交付金事業の執行状況と経済効果をどう見ているか
 - (2) 緊急保証制度(セーフティネット)現状は民間金融機関への指導はどのようになっているのか
- 3 土木行政について
 - (1) 土地区画整理審議会のあり方について
 - (2) 名瀬本港地区貨物埠頭の売却について
 - ア 先行取得の協力会社とはどこか
 - イ 会社側から希望があったとはどういう希望だったのか
 - ウ 一社しか希望は無かったと答弁したが，公募をしたのか，どういう方法で公募したのか
 - エ 6月議会での市長答弁と開発公社評議委員会や第4回奄美まちづくりのあり方検討委員会で
の違いはどう説明するのか
 - オ 処分方法は一般競争入札か随意契約での処分か

公明党 叶 幸与

- 1 市長の政治姿勢
 - (1) 政権交代に伴う影響はあるかどうか
 - (2) 民主党の奄美向けマニフェストについて市長の見解は
 - (3) 昨年度から緊急雇用対策として打ち出された補正予算並びに今年度予算と第1次補正予算に伴い
7/24臨時議会であがった緊急経済対策予算の執行状況はどのようになっているか
 - (4) 定額給付金の申請が10月6日までとなっているがどのようになっているのか
 - (5) 雇用促進対策について
- 2 農政問題
 - (1) 農地集積加速化事業について
 - (2) 農地法等の改正について

- (3) 耕作放棄地対策について
- (4) 笠利町における産地直売所建設計画について

3 市民福祉行政

- (1) 下水道汚泥処理対策について

新奄美 向井 俊夫

1 市長の政治姿勢

- (1) 市長就任以来、約14年10か月の総括

- ア 市長御自身の思いとして、後世まで残るような「平田カラー」と言える施策はどのようなものが考えられるか
- イ 旧名瀬市・旧笠利町・旧住用村の合併後3年半が過ぎ、市長にとっては本当の意味で合併総仕上げの年と考えるが、まだ未調整事項や事業で次年度以降に取り残されたり、申し送りすべきものがあるか
- ウ 市長御自身、会長として合併法定協議会の中で協議なされた新庁舎問題を今までどのように考えていたか
- エ 人口減の現状で、経済活性化対策のひとつとして、永年掲げて来た「交流人口の拡大」の考えの中で、大きな項目の成果と今後の新たなものを含む方向性は

2 皆既日食の総括

- (1) 7月22日前後の、この奄美大島への入込み人口と経済効果は
- (2) 短い期間の多人数の受け入れでの、今回の成功例と反省点は

3 随意契約について

- (1) 今年度の契約件数と契約総金額
- (2) 昨年度との件数・金額の比較と契約に当たったの努力の跡は

4 広告スポンサーについて

- (1) 今年度の広告スポンサーの募集経過と実績

無所属 蘇 嘉瑞人

1 環境行政について

- (1) 市は希少野生植物が置かれている現状をどのように認識しているか
- (2) 奄美市希少野生動植物の保護に関する条例を市は制定しているが、指定希少野生動植物に指定されている種は何か
- (3) サガリランを指定希少野生動植物にしてはどうか
- (4) 条例において、指定希少野生動植物の所持、及び売買に関する規定がないが、それらを原則禁止する条例の制定はできないか
- (5) 個体が著しく少ないサガリランの盗掘を抑止する監視カメラの設置はできないか
- (6) 奄美市世界自然遺産登録推進基金の総額及び活用はどんな状況か
- (7) 指定希少野生動物保護の財源として、「奄美市世界自然遺産登録推進基金」を活用できないか
- (8) 奄美群島振興開発事業費の中で、自然環境の保全という区分があるが、希少野生動植物の保護に利用できるのか
- (9) 希少野生動植物の保護システム構築への試金石として、サガリランの根絶を防ぐための事業に取り組んではどうか

2 共生・協働のまちづくりについて

- (1) 名瀬町内会・自治会連絡会が、開催された理由は
- (2) 今後も定期的に、このような情報交換の場は設けられるのか
- (3) 出席者に日当を支払うなど予算化は考えられないか

3 奄美市行政改革実施計画について

- (1) 平成19年3月に策定した奄美市行政改革実施計画のいくつかについて、これまでの経過及び成果をお伺いします
 - ア 項目番号23「施設命名権事業の導入」について
 - イ 項目番号42「勤務評価制度の導入」について
 - ウ 項目番号43「任用試験制度導入検討」について
 - エ 項目番号45「人材育成基本計画の策定」について
 - オ 項目番号58「昼窓口サービスの制度化」について
 - カ 項目番号59「ワンストップサービス（総合窓口）の推進」について
 - キ 項目番号60「時差出勤制度導入の検討」について
 - ク 項目番号72「特別養護老人ホーム（笠寿園）運営方法の検討」について
 - ケ 項目番号84「政策評価の確立」について
 - コ 項目番号85「事務事業評価の確立」について
- (2) 行政改革推進委員会の活動状況はどうなっているのか
- (3) 行政改革推進委員会の市議会関係者がいないのはなぜか

新奄美 師玉 敏代

- 1 新政権マニフェスト全国版と奄美版について
 - (1) 着手事業の影響は考えられるか
 - (2) 高速道路無料化に伴い、海上航路船舶運賃の奄美群島への措置は
 - (3) 子ども手当支援策と子育て環境整備の充実について
- 2 保健・福祉について
 - (1) 保育ママ制度化について、今後の市の対応は
 - (2) 特別養護老人ホームの現在の待機者数は
 - ア 今後の対応策は
 - イ 宅老所への規制はあるのか
 - (3) 新型インフルエンザの対策・対応について
 - ア 重症化する妊婦・基礎疾患患者への情報提供は
 - イ 学校・福祉施設の集団感染の予防対策
 - ウ 医療体制・ワクチン供給体制は

(9月28日(月))

奄美興政会 竹山 耕平

- 1 おがみ山バイパス及び久里砂防ダムについて
 - (1) 県民連合が県知事に対しておがみ山バイパス事業凍結の要望書を提出したが、地元奄美市としての今後のスタンスについて。また、マリンタウン計画の今後の計画について
 - (2) 県事業評価監視委員会において久里砂防ダムは詳細審議箇所に取り上げられた、奄美市としての今後のスタンスについて
- 2 末広・港土地区画整理事業及び中心市街地活性化について
 - (1) 現在の進捗状況及び計画予定について
 - (2) 土地区画整理審議会の現況について
 - (3) だいわについて。(商業集客拠点施設の計画)
 - ア 存続及び継続の意思はあるのか

イ 地権者、関係する権利者及び商店街サイドからどのような意見の集約・協議を行なってきたか

ウ 営業空白期間の短縮に向けた取り組み

エ 仮換地設計に向けたハード面サイドとの連携・協議について

オ 浦上地区に設計予定の店舗がある。中心商店街活性化において本事業に係わるソフト面サイドとして中期・長期的な将来ビジョンは

3 スポーツ合宿誘致について

- (1) 住用町奄美体験交流館における今後の計画。(以前は柔道や相撲を始めとする大会や合宿が行なわれていたが今後の計画は)
- (2) 住用町内海を活用したカヌー合宿誘致について
- (3) 笠利町太陽が丘運動公園のグラウンド芝生化について。(サッカー合宿誘致の可能性)

奄美興政会 平 敬司

1 観光について

- (1) 愛加那とサンタマリアの島めぐり
- (2) 外来植物対策
- (3) 農産物販売所について

2 メタボ検診

- (1) 検診の結果は

3 財政について

- (1) 市長就任からの経緯と今後の見通し

4 合併について

- (1) 事務事業(未調整)の進ちょく状況
- (2) 成果と課題

市民クラブ 栄 勝正

1 施政方針

- (1) 新政権に対する対応
- (2) 次期市長選への対応
- (3) 新年度奄振に対する本市の取組
- (4) 要援護者台帳づくりの現状
- (5) 嘱託員制度旧名瀬市への配置

2 環境行政

- (1) ポイ捨て条例の制定
- (2) 犬猫のエサ付け

3 観光行政

- (1) 皆既日食の経済効果
- (2) 東京直行便増便への取組

4 教育行政

- (1) 方言の伝承

無所属 戸内 恭次

1 おがみ山バイパスについて

- (1) 県都市計画審議会の結果について
- (2) 今後の方向性について

- 2 末広・港土地区画整理事業について
 - (1) おがみ山バイパスとの整合性について
 - (2) 行政とテナントとの関係について
 - (3) 今後の方向性について
- 3 開発公社土地売却問題について
 - (1) 区画整理事業との関連について
 - (2) 売却に至る経緯
- 6 小宿土地区画整理事業について
 - (1) 進ちょく状況と方向性について

民主党 平田 勝三

- 1 新政権について
 - (1) 新政権に対する認識と今後のスタンスについて伺いたい
- 2 民主党鹿児島県連が約束したことについて
 - (1) 「奄美マニフェスト」に対する認識と今後のスタンスについて伺いたい
- 3 奄振法について
 - (1) 「奄美群島の自立的発展に向けた特別措置法の必要性について」(地元取組課題と制度等の拡充項目)について、新政権に対しどのようなスタンスで臨むのか伺いたい
- 4 奄美市地域情報化計画策定検討委員会について
 - (1) 設置・運営等について現状と展望について伺いたい
 - (2) イントラネット基盤施設整備事業について
 - ア 地域住民に対する周知啓発はどう行ったか
 - イ 崎原・芦花部地区のその後の結論はどうであったか
 - ウ 一般住民等への開放についての検討内容と結論はどうなったのか

出席議員は、次のとおりである。

1番	師 玉 敏 代 君	2番	多 田 義 一 君
3番	橋 口 和 仁 君	4番	奈 良 博 光 君
5番	戸 内 恭 次 君	6番	平 田 勝 三 君
7番	向 井 俊 夫 君	8番	蘇 嘉 瑞 人 君
9番	朝 木 一 昭 君	10番	竹 山 耕 平 君
11番	伊 東 隆 吉 君	12番	里 秀 和 君
13番	泉 伸 之 君	14番	関 誠 之 君
15番	三 島 照 君	16番	崎 田 信 正 君
17番	奥 輝 人 君	18番	平 川 久 嘉 君
19番	渡 京 一 郎 君	20番	竹 田 光 一 君
21番	栄 勝 正 君	22番	世 門 光 君
23番	平 敬 司 君	24番	大 迫 勝 史 君
25番	与 勝 広 君	26番	叶 幸 与 君

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	平 田 隆 義 君	副 市 長	濱 田 龍 太 郎 君
教 育 長	徳 永 昭 雄 君	住 用 町 高 野 匡 雄 君	地 域 自 治 区 事 務 所 長
笠 利 町 塩 崎 博 成 君	地 域 自 治 区 事 務 所 長	総 務 部 長	福 山 敏 裕 君
総 務 課 長	川 口 智 範 君	財 政 課 長	則 敏 光 君
市 民 部 長	有 川 清 貴 君	地 域 総 務 課 長	満 田 英 和 君
福 祉 部 長	福 山 治 君	市 民 協 働 推 進 課 長	高 崎 義 也 君
自 立 支 援 課 長	小 倉 政 浩 君	産 業 振 興 部 長	瀬 木 孝 弘 君
農 政 局 長	田 丸 友 三 郎 君	産 業 情 報 政 策 課 長	前 里 佐 喜 二 郎 君
農 林 振 興 課 長	熊 本 三 夫 君	建 設 部 長	田 中 晃 晶 君
建 築 住 宅 課 長	大 石 雅 弘 君	教 育 事 務 局 長	里 中 一 彦 君
教 委 総 務 課 長	白 坂 稔 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 下 修 君

職務のために会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	赤 近 善 治 君	次 長 兼	山 崎 實 忠 君
		調 査 係 長 事 務 取 扱	
議 事 係 長	森 尚 宣 君	議 事 係 主 査	麻 井 庄 二

議長（伊東隆吉君） 26人であります。会議は成立いたしました。

これから平成21年第3回奄美市議会定例会を開会いたします。（午前9時30分）

議長（伊東隆吉君） 御報告いたします。去る7月28日をもって渡 京一郎君から議会運営委員会委員の辞任の届け出があり、奄美市議会委員会条例第14条の規定により議長においてこれを許可いたしました。また、同日付けで平川久嘉君を奄美市議会委員会条例第8条第1項の規定により議会運営委員会委員として指名いたしましたので、御報告いたします。

また、本年第2回定例会において採択しました請願及び陳情で、会議規則第135条及び第136条の規定により、市長において処理すべきものとして送付してありました請願、陳情について、その処理経過及び結果について報告がありました。その報告はお手元に配布したとおりであります。

議長（伊東隆吉君） 日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に平田勝三君、向井俊夫君、奈良博光君の3名を指名いたします。

議長（伊東隆吉君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期として、別紙配布の議事日程表案のとおり、本日から10月13日までの27日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から10月13日までの27日間とすることに決定いたしました。

ここで平田市長より発言の申し出がありましたので、許可いたします。

市長（平田隆義君） おはようございます。発言の許可を与えていただきましたことに感謝いたします。

実は昨日の地元紙の私の進退についての報道記事について、釈明というわけではございませんが、皆さんにお許しをいただきたいと思いますので発言をさせていただきます。

かねて私の身の振り方については慎重に検討し、その時期を選ぶべきだという思いでございました。そういう中で、11月いっぱい退任したいという気持ちの整理がつかまりましたので、関係者の皆さんにそれぞれにお伝えをして理解を求めているということと動いたわけでありまして、議会につきましては一般質問で数名の方から通告を受けておりましたので、本来のとおり議会でまず先にこのことを御答弁を通じて明確にしたいと、こういう思いでございました。一昨日新聞記者との対面において、間違った状況で報道されやしないかという危ぐが感じられましたので、説明をすべきだということで説明をさせていただきました。それが昨日の朝の新聞報道となったわけです。そういうことで通告やいろんな形で議員の皆さんの対応の在り方について、手違いが生じてしまって申し訳ないと、こう改めて思っているところです。一般通告を受けておりますので、一般通告に対してこちらから答弁をさせていただきたいと、このように願っておりますので御了解、御理解を賜りたいと、このように思いますのでよろしくお願いたします。

議長（伊東隆吉君） それでは日程第3、報告第16号 専決処分につき承認を求める件を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（平田隆義君） 9月議会、たくさんの議案も出ております。議会の皆さんの御理解をいただきながら市政運営にあたってまいりたいと思っておりますので、御協力、御指導を賜りますようによろしくお願いたします。

それでは、ただいま上程されました報告第16号の提案理由の御説明いたします。報告第16号 建

物明渡し等請求に関する訴訟の提起につきましては、本市は今年3月議会において解体を前提として佐大熊併存住宅1階店舗部分を取得しておりますが、いまだに賃借人が占有しているため解体できない状態となっております。このため建物明渡し等について訴訟の提起をする必要が生じたものでございます。年度内に解体工事を完了するには、裁判期間や工事期間等を考えると議会を招集して審議をお願いする時間的余裕がないことが明らかでございましたので、地方自治法第179条第1項の規定により市長において専決をいたし、同条第3項の規定により報告を行い承認をお願いする次第でございます。何とぞ御審議のうえ御承認くださいますようお願いを申し上げます。

議長（伊東隆吉君） これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託及び討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、報告第16号は承認することに決定いたしました。

議長（伊東隆吉君） 日程第4、議案第84号から議案第102号までの19件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（平田隆義君） ただいま上程されました議案第84号から議案第102号までの提案理由を御説明いたします。

議案第84号 平成21年度奄美市一般会計補正予算（第4号）の主な内容につきまして御説明いたします。

第1表歳入歳出予算補正について、まず歳出の主な補正内容を御説明申し上げます。今回の補正は、各費目に人事異動に伴う職員の人件費を追加計上いたしております。議会費については議員、職員人件費の所要額を計上するものです。

総務費については、総務管理において地域振興基金積立金2億3,419万7,000円及び本定例会で条例制定を予定している公共施設整備事業基金への積立金8億2,538万3,000円をはじめ、旧県立図書館奄美分館の解体工事費等を計上いたしております。また、先の臨時議会に続き、国の経済危機対策に対する関係経費として子育て応援特別手当やプレミアム商品券発行事業助成金など、総額で1億2,767万円を追加計上いたしております。

民生費につきましては、社会福祉費において介護保険事業特別会計繰出金3,315万3,000円や、児童福祉費において保育士等の賃金単価改定に伴う所要額などを計上するものです。

衛生費につきましては、保健衛生総務費において国民健康保険事業特別会計繰出金3億5,618万8,000円を計上するとともに、新規に地域グリーンニューディール基金事業費として、奄美振興館の省エネルギー対策改修事業7,000万円などを計上いたしております。

また、労働費につきましては、先の専決予算及び補正予算に続き、緊急雇用創出臨時特例基金事業1、332万4,000円、ふるさと雇用再生特別基金事業1、724万6,000円を追加計上するものです。

農林水産業費については、林業費において松くい虫駆除事業2、515万3,000円等を計上し、商工費については、奄美まつり舟漕ぎ競争の昇降用階段設置工事や健康体験交流施設の設備改修工事費などを計上いたしております。

土木費については、道路橋梁費において赤木名・土盛線道路改良事業や住宅費において、崎原新公団団地の給水施設改修工事などを計上いたしております。

教育費につきましては、小学校費において指定寄付金の100万円を奄美小学校楽器購入助成金として計上するとともに、保健体育費において名瀬運動公園の陸上競技場洗浄工事やスポーツトラクター購入費などを計上いたしております。

また、予備費については、市税還付金の増額に伴う対応や新型インフルエンザ対策等の不測の事態に備えて1,000万円を増額計上するものです。

次に、歳入の主な内容について御説明をいたします。

地方特例交付金が1,142万8,000円、及び普通交付税4億4,924万7,000円につきましては、本年度の算定額が決定したことに伴い、所要額を計上するものです。その他歳出に用する財源として、国庫支出金1億1,047万円、県支出金1億2,756万9,000円、繰入金6億3,586万1,000円、諸収入2,053万1,000円、市債3億3,360万円、寄付金100万円などを計上しており、繰入金については減債基金繰入金6億2,058万円が主な内容であります。

今回の補正で16億9,059万7,000円を追加することにより、平成21年度一般会計予算の総額は311億6,801万2,000円となります。

第2表、地方債補正につきましては、事業の追加及び変更に伴う起債限度額の補正を行うものです。

議案第85号 平成21年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の主な内容につきまして御説明をいたします。

歳出につきましては、保険給付費につきまして10月1日から出産育児一時金が4万円増額されることにより、280万円を増額計上し、介護納付金におきましては、介護従事者処遇改善臨時特例交付金520万2,000円に係る財源更正を行っております。

また、繰上充用金につきましては、平成19年度末までの累積赤字額6億819万1,000円の内、残りの4億819万1,000円を解消するために一般会計からの繰入金を計上し、予算において財源更正を行うものでございます。

歳入につきましては、ただいま申し上げました歳出の各事業の補正額に伴う予算について計上いたしております。

今回の補正により歳入歳出それぞれ4,679万2,000円を減額し、平成21年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算の総額は70億5,978万7,000円となります。

議案第86号、平成21年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして御説明をいたします。

歳出につきましては、総務費におきまして人件費所要額を減額計上いたしております。

歳入につきましては、前年度の剰余繰越金の増額をいたしております。また、繰入金の減額につきましては、人件費所要額の減額によるものであります。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ405万3,000円の減額となり、平成21年度奄美市国民健康保険直営診療所施設勘定特別会計予算の総額は、2億262万8,000円となります。

議案第87号 平成21年度奄美市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして御説明をいたします。

歳出につきましては、総務費におきまして前年度医療給付費の確定に伴い、社会保険診療報酬支払基金等への返還金を計上し、諸支出金におきましては前年度立替え分を一般会計繰入金に計上いたしてお

ります。

歳入につきましては、国庫支出金におきまして前年度清算分を計上いたしております。

今回に補正によりまして、歳入歳出それぞれ1,862万2,000円の増額となり、平成21年度奄美市老人保健医療特別会計予算の総額は8,070万9,000円となります。

議案第88号 平成21年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の主な内容につきまして御説明をいたします。

歳出につきましては、総務費におきまして需用費等に73万7,000円を後期高齢者医療広域連合納付金におきましては、前年度分の納付金として197万4,000円を諸支出金に前年度の保険料の還付金として88万2,000円を増額計上しております。

歳入につきましては、諸収入につきまして歳出同様に前年度の保険料還付金を、繰越金におきましては前年度剰余繰越金を計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ359万3,000円の増額となり、平成21年度奄美市後期高齢者医療特別会計予算の総額は3億9,279万2,000円となります。

議案第89号 平成21年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の主な内容につきまして御説明をいたします。

歳出につきましては、総務費におきまして人事異動に伴う人件費を、諸支出金におきましては、平成20年度事業費の確定に伴う国庫等への返納金を計上いたしております。

歳入につきましては、繰入金におきまして人事異動に伴う人件費等の一般会計事務費繰入金を、繰越金におきましては前年度からの繰越金を計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ8,663万6,000円の増額となり、平成21年度奄美市介護保険事業特別会計予算の総額は47億5,045万7,000円となります。

議案第90号 平成21年度奄美市笠寿園特別会計補正予算(第2号)の主な内容につきまして御説明をいたします。

歳出につきましては、総務費の一般管理費におきまして人事異動に伴い223万4,000円を減額計上いたしております。サービス事業費の通所介護事業費におきましても、人事異動に伴い人件費所要額2万4,000円を減額計上いたしております。また、基金積立金におきましては、総務費及びサービス事業費における人件費減額と同額の225万8,000円を増額計上しております。

今回の補正には歳出の組替えを行うものであり、歳入歳出それぞれ増減はなく、平成21年度奄美市笠寿園特別会計予算の総額は2億2,826万3,000円となります。

議案第91号 平成21年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の主な内容につきまして御説明をいたします。

歳出につきましては、総務費におきまして人事異動に伴う人件費の所要額430万4,000円を増額計上いたしております。事業費におきましては、維持管理費におきまして人事異動に伴う人件費を56万6,000円減額計上し、役務費に1万7,000円を増額計上いたしております。

建設費におきましては、公共下水道建設費の単独事業に1,070万円、終末処理場の改築に伴う補助事業に102万円をそれぞれ増額計上いたしております。

歳入につきましては、繰入金を427万5,000円を増額計上し、建設費の財源といたしまして市債を1,120万円を増額計上しております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ1,547万5,000円の増額となり、平成21年度奄美市公共下水道事業特別会計予算の総額は31億1,750万8,000円となります。

議案第92号 平成21年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の主な内容につきまして御説明をいたします。

歳出につきましては、総務費におきまして人事異動に伴う人件費409万7,000円を減額計上し、旅費15万8,000円、負担金補助及び交付金90万円をそれぞれ増額計上しております。事業費におきましては、維持管理費に需用費160万円、役務費に19万6,000円をそれぞれ増額計上して

おります。同じく事業費の建設費におきましては、名瀬地区の単独事業に工事請負費1,050万円を増額計上し、宇宿地区の事業費の組替えを行っております。

歳入につきましては、繰入金を274万3,000円減額計上し、建設費の財源といたしまして市債を1,050万円増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ925万7,000円の増額となり、平成21年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算の総額は2億9,687万円となっております。

議案第93号 平成21年度奄美市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の主な内容につきまして御説明をいたします。

歳出につきましては、総務費におきまして人事異動に伴う人件費を634万5,000円減額計上いたしております。また、事業費におきましては水道施設の維持管理費といたしまして366万4,000円を増額計上しております。

歳入につきましては、一般会計繰入金820万2,000円を減額計上し、繰越金552万1,000円を増額計上しております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ268万1,000円の増額となり、平成21年度奄美市簡易水道事業特別会計予算の総額は6億8,249万4,000円となります。

議案第94号 奄美市地域振興基金条例の一部を改正する条例の制定につきましては、合併時に設置した奄美市地域振興基金など条例について、旧3市町村ごとの基金を奄美市地域振興基金として統合するため、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第95号 奄美市公共施設整備事業基金条例の制定につきましては、今後の公共施設整備事業に要する経費に充てるための基金を設置し、計画的な事業運営を行うため、新規に条例を制定するものであります。

議案第96号 奄美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、出産に要する費用の実態を踏まえ、国の少子化対策の施策として国民健康保険被保険者の出産育児一時金を平成21年10月1日から4万円増額する政令の改正が行われたことに伴い、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第97号 奄美市農業委員会の選挙に関する委員の定数に関する条例及び奄美市農業委員会委員の選挙区に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、委員の定数について合併後の調整を行い、農業委員会等に関する法律第7条第1項並びに同法第10条の第2項及び第3項の規定に基づき、当該委員会の委員の定数を定めるため、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第98号、奄美市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定につきましては、大川地区農業集落排水事業及び宇宿地区農業集落排水事業による整備の進捗により、処理区域が拡大したため、当該条例第2条の別表第1の処理区域について変更を行うため、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第99号 平成21年度奄美市立笠利町学校給食センター新築工事請負契約の締結及び議案第100号 平成21年度奄美市立笠利町学校給食センター厨房備品購入契約の締結につきまして御説明いたします。

現施設は昭和48年に建設され築36年が経過しており、老朽化も著しく衛生面でも大変苦慮しております。このため本年度から笠利町万屋地内に新築を行い、また、これに伴い学校給食センター厨房備品を購入するため、地方自治法第96条第1項第5号及び第8号の規定により議会の議決を求めらるるのであります。

議案第101号 奄美市道路線の廃止及び認定につきましては、有良12号線につきまして企画調整課が進めております地域間交流拠点施設整備事業に伴う建造物を造る上で十分な用地を確保するため、当該路線を廃止し一部を再度認定するものであります。

議案第102号 奄美市ICT人材育成センター条例の制定につきましては、雇用機会の拡大等を図るため、鹿児島県から譲渡された旧県立図書館奄美分館を改修して、情報通信技術に関する人材育成を

支援するための施設整備を進めておりましたが、完成に伴い地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき当該施設の管理及び運営について、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

以上をもちまして議案第84号から議案第102号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議のうえ議決してくださいませようお願いをいたします。

議長（伊東隆吉君） 以上をもちまして本日の日程は終了しました。

9月24日午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。（午前10時00分）

出席議員は、次のとおりである。

1番	師 玉 敏 代 君	2番	多 田 義 一 君
3番	橋 口 和 仁 君	4番	奈 良 博 光 君
5番	戸 内 恭 次 君	6番	平 田 勝 三 君
7番	向 井 俊 夫 君	8番	蘇 嘉 瑞 人 君
9番	朝 木 一 昭 君	10番	竹 山 耕 平 君
11番	伊 東 隆 吉 君	12番	里 秀 和 君
13番	泉 伸 之 君	14番	関 誠 之 君
15番	三 島 照 君	16番	崎 田 信 正 君
17番	奥 輝 人 君	18番	平 川 久 嘉 君
19番	渡 京 一 郎 君	20番	竹 田 光 一 君
21番	栄 勝 正 君	22番	世 門 光 君
23番	平 敬 司 君	24番	大 迫 勝 史 君
25番	与 勝 広 君	26番	叶 幸 与 君

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	平 田 隆 義 君	副 市 長	濱 田 龍 太 郎 君
教 育 長	徳 永 昭 雄 君	住 用 町 長	高 野 匡 雄 君
笠 利 町 地域自治区事務所長	塩 崎 博 成 君	地 域 自 治 区 事 務 所 長	高 野 匡 雄 君
総 務 部 参 事	原 田 俊 光 君	総 務 部 長	福 山 敏 裕 君
財 政 課 長	則 敏 光 君	総 務 課 長	川 口 智 範 君
企 画 調 整 課 長	安 田 義 文 君	税 務 課 長	重 山 治 君
地 域 総 務 課 長	満 田 英 和 君	地 域 総 務 課 長	川 畑 克 久 君
健 康 推 進 課 長	嘉 原 孝 治 君	(笠 利)	川 畑 克 久 君
福 祉 部 長	福 山 治 君	市 民 部 長	有 川 清 貴 君
保 険 福 祉 課 長	村 山 則 文 君	市 民 課 長	徳 田 照 久 君
産 業 振 興 部 長	瀬 木 孝 弘 君	福 祉 政 策 課 長	桜 田 秀 勝 君
		福 祉 政 策 課 参 事	重 野 照 明 君
		農 政 局 長	田 丸 友 三 郎 君

産業情報政策課長	前里佐喜二郎君	紬観光課長	日高達明君
農林振興課長	熊本三夫君	産業振興課参事	朝野平三君
産業振興課長	伊知地辰夫君	紬観光課参事	重久春光君
農林振興課長補佐	山下文次君	建設部長	田中晃晶君
都市整備課長	東正英君	土木課長	砂守久義君
水環境課長	川上一弥君	産業振興課参事	朝野平三君
教育事務局長	里中一彦君	学校教育課長	福永朗君
文化課長	中山清美君	地域教育課長 (笠利)	中尾豊和君
水道課長	義岡出君	監査委員会 事務局 会長	里治文君

職務のために会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	赤近善治君	次長兼 調査係長事務取扱	山崎實忠君
議事係長	森尚宣君	議事係主査	麻井庄二君

議長（伊東隆吉君） 皆さん、おはようございます。それでは、ただいまの出席議員は25人であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

議長（伊東隆吉君） 本日の議事日程は一般質問であります。日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

この際申し上げます。

一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。

なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。

当局におかれましても、答弁については時間の制限もありますので、できるだけ簡潔明瞭に行われますように、予めお願いをしておきます。

通告にしたがい順次質問を許可いたします。

最初に、社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

14番（関 誠之君） 議場の皆さん、市民の皆さん、おはようございます。私は社会民主党 社民党の関 誠之でございます。

第3回奄美市議会定例会一般質問をさせて頂く前に、先ほど消防長より報告がありました今月18日奄美市名瀬柳町で発生いたしました火災に罹災された方々、負傷をなされた方々に衷心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧と回復をお祈り申し上げます。

さて、8月31日に執行されました第45回総選挙は、民主党の圧勝により政権交代実現いたしました。自民党は、181、公明党は10、合計で与党が191名の議席を失い、逆に民主党は193名増やして308名という絶対安定多数の議席を得ることができました。こうした中で社民党は、目標の二桁に増やすことはできませんでしたが、現有議席を確保し、与野党逆転の一端を果たすことができました。また、民主党への追い風の強い中での戦いで、社民党としても踏みとどまることができました。今後は閣内で政権与党の立場に立ち、外交安保においては、憲法理念の実現を重視し、雇用対策や環境対策の重要性を主張しながら、新しい政治を切り開き、生活再建を着実に実行するため邁進してまいりたいと考えております。政権交代直後の9月2日付朝日新聞の世論調査によりますと、新しくできる民主党中心の政権に期待するが74パーセント、民主党の政策を支持するのは38パーセント、308議席を獲得し大勝したことについて、良かったは54パーセント、民主党が大勝したのは、自民党からの政権交代を望んだことが大きな理由であるが81パーセント、自民党に民主党に対抗する政党として立直してほしいが76パーセントとなっております。

このような世論調査から、今回の総選挙は単なる自民党政治に対する飽きだけでなく、小泉内閣の構造改革路線に対する否定的な評価と、三代にわたり総理が民意を問うことなく権力にしがみつき、社会の閉塞感を打破するための国土の姿や、環境施策などのあるべき方向、21世紀にふさわしいビジョンを提起できなかったために、自民党を懲らしめようと民主党に投票したものであり、民主党に全面的な支持を与えたのではないとの報道がなされております。

私は、自民党が権力から離れて野党となった今、政権の全体的な方向付けなど、多様な観点から議論が活発になり、国全体としての政治的・政策能力が向上し、対応力が強まることを期待をいたしたいと考えております。

そこで通告にしたがい、順次質問をさせて頂きませんが、その前に、9月16日の南海日々新聞に報道されました来春の奄美市長選「平田市長 出馬せず」の記事中、「出馬しない方向で検討している」「辞職届を提出するもよう」となっておりましたが、私は、奄美市長として、今日まで公式な場を開き発表はされていないものと理解をしております。そこで、市長自身が議会を通じて、市民の皆様へ「市長の肉声」で説明責任を果たす必要があると考えております。経過と決意をお示しください。このことに

についてお伺いしなければ、通告してあります質問が致し難いところもございますので、是非お答えください。

次に、質問通告をしてあります市長の政治姿勢の政権交代における市長の政治姿勢について質問をいたします。

政権交代に市長が期待すること。また、懸念することとは何か。同時に、これから地方自治体の長として、政府や国会議員との関わり方はどのように変わらなければならないのかと考えているのか。お答えください。

次の質問からは発言席で行います。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

通告には一応は今はございませんですが、これは市長のほうにおかれてあとどういうふうにするかは、もう市長の判断にお任せいたします。主題については通告のものだけでよろしいかと思いますが、今は市長の判断にお任せいたします。

市長（平田隆義君） 閣議員の質問に答弁をさせていただきます。

まず、冒頭にお答えすべきことであろうという思いもございます。議長のお計らいで私に判断を任すということでございましたので、一言述べておきたいと思えます。

先般の地元紙への報道については、あくまでも記者と私との信頼関係の下において対談というか、情報の説明をいたしたものであります。そのことが信頼を裏切って報道されたということで、私は大変憤慨に思っております。しかしながら、一旦報道された以上は、私の責任において対応しなければならないと、このように思っているところであります。そういう意味においては、他の地元紙においても、同じようなことを説明を申し上げたということでございます。ただ、あくまでも私としても、議会においてこのことはしっかりと説明し、述べていきたいということは、記者にも伝えてあったところであります。しかしながら、内容においてもすべて私が申し上げたことが報道されたということではございません。特に日程等については私の知らない選挙日程等も出たようでございますが、そういうことなどは誤解を招かれないように御理解を賜りたいと思えます。

基本的には、3市町村の合併事務をどうするか、合併を成就させたいというのが私の選挙立候補の大きなテーマでございまして、公約でもありました。そういう中で、合併後の事務事業については、大変多くの問題を解決することができたと、このように認識をいたしております。大きな合併時の項目であります。庁舎をどうするかとか、どこに建てるかとかいうことなどがまだ残っておりますし、また、この今年度中に改定しなきゃならない国保や水道、下水道の料金設定の件、これらについてもまだ最終的な結論を得てないということが気掛かりなところでございます。それともう一つ、多くの皆さんの英知を結集して、まちづくりということでは、交通網の整備、それから名瀬港の整備、これは主に国や県の力をいただいて整備を進めることでございますが、それらと関連して、末広・港町の中心商店街、中心街の活性化を図る意味での対応ということで、都市計画事業を導入しておりますが、このことが最終結論がまだ残っておるという思いでありました。そういう中で、私の身の振り方ということは、常に考えてきたところであります。そういった点では、ちょうど11月が私が市長に就任して15年という節目の年でありますので、このことを念頭に置きながら、自分の市長職の対応を決断したいという思いでいろいろと私なりに判断熟慮しております。新聞報道のとおり、概要としてはそのような形を取らせていただければ有り難いということで、これから皆さんと相談をしていこうということでございますので、御理解を賜りたいと思えます。

それでは、政権交代に対する市長の期待すること、また、懸念されることという御質問でありましたが、大きく分けてこれまでの自民党の政治がまずいのではないかということの判断で、今回の選挙の結果が出たと議員も指摘されております。地方自治体といたしましては、この小泉内閣の三位一体の改革は、やはり中央での認識と地方の認識が大きく解離していたんではないかという思いはいたしております。

す。そのことがこの麻生内閣に一連の時の流れを踏まえながら、修復されてきているのではないかと、このように思います。そういう中で、今度の鳩山内閣においては、官僚を組織を変えるということが大きなテーマのようでございますし、大きなプロジェクトと言うか、国家の方向としては国家戦略室を中心にして対応していくと。これは自民党政治の中における骨太の関係の分であろうと、こう思っております。したがって、多くの大きなことについては、内閣が新聞報道を読み、見ている範囲においては、どうもトップダウン式になるのかなあという思いもしてはいますが、地方自治体のこれからの在り方としては、やはり地方自治体が物を発案して、県とすり合わせ、県が中央官庁とすり合わせて、その中で我々は陳情ということが生まれたわけでございます。そういう中で、すり合わせの中で地方の意見を聞いていくということが、今までのシステムであろうと、このように思います。このことがどうなるのが今見えておりません。細川内閣の時には陳情廃止ということで、陳情を受け付けませんという年が2年、約2年ぐらいあったのではないのかなと、こう思っております。しかし、その後、やはり陳情団も以前のようなではないが、結構多く東京のほうに地方から見えておりますので、陳情が全くなくなったということではないと、このように思います。そういうことでは、今後の状況を見せんと、対応ができにくいということではないのかなと思います。政党主導ということであれば、国会議員の方への陳情ということになるのかなと、こう思ったりもしておるところであります。そういう中で、今度の選挙において、民主党が奄美版のマニフェストを作成されて発表されました。多くの課題については、これまで我々が取り組んできた最も難しいと言われる問題であります。それらを解決したいということであれば、我々の願いが叶えるということで、大歓迎であります。こういった点では、今後の国会議員の先生の御奮闘と言うか、御努力に期待をしながら、見守っていく方向になるのではないかと、このように考えているところです。申し上げたいことはまだたくさんございますが、時間の都合もございますので、割愛させていただきたいと思っております。

14番（関 誠之君） 1点だけ次の質問との関連がありますから、確認をしておきますが、進退については概略新聞報道のとおりということをお答えいただきましたけれども、ということは、次期選挙戦には出馬しないということで確認をしてよろしいのでしょうか。

市長（平田隆義君） そのことはもう最初からそのつもりであります。

14番（関 誠之君） それでは2項目目の合併3年目を総括をし、任期最後の予算編成に望む市長の基本的な考え方を伺いますということで、12月は市長在任中最後の予算編成と、時期を迎えるということになりますが、この3年目を総括をして、成果のあった施策、課題として残った施策、今後最重要課題として取り組む施策は何かのところは、行政の継続性からして、次期市長に最重要課題に取り組んでいただきたい施策は何かと変えなければなりません、そのつもりでお答えいただきたいと思っております。

総務部長（福山敏裕君） それでは合併3年間の総括と今後の方針についてお答えを申し上げます。

合併3年間の総括ということでございますが、この3年間は先ほど申し上げましたとおり、新市としましての一体感の醸成、3地区の均衡ある発展を図るために奔走してまいったということでございます。そのまたその成果のあった施策ということでございますが、合併当初に旧市町村から引き継ぎました課題につきましては、真しに取り組み、限られた財源の中で着実に実施してきたものとできたものと思っております。昨年からの経済状況の悪化に対応し、地域経済への影響を抑えるべく、国の政策と呼応した緊急経済対策の実施など、合併によります行政規模の拡大や、合併によります行政規模の拡大や、合併による恩恵を生かした施策を実施できたことは、評価していただけるものと思っております。更に、旧市町村時代からの課題でありました財政健全化につきましては、本年度当初予算におきまして、基金を取り崩すことなく予算編成を迎えましたことは、また財政再建の一つの目標としておりました実質公債比率を平成20年度決算において18パーセントを切るということなどが達成できたこと、国保財政

の健全化に向けて、平成19年度までの累積赤字分を一般会計からの繰り入れで処理できたことなどが上げられると思っております。ただいま申し上げましたこれらのことは、国の地方への配慮をはじめ、市民や議員、さらには職員の大きな協力があって、初めてできたものと認識をいたしております。また、今後の課題として残っている施策につきまして、最重要課題として取り組む施策ということでございますが、議員御質問の中にもございましたということでございますが、一次産業、観光産業やIT産業の振興が上げられると思っております。本土の景気に左右されることなく、地域が自立した経済環境を確立することによる雇用の確保、さらには人口減少から維持増加へ向けた取組を図る必要があると認識をいたしております。6月議会でも申し上げましたが、今後は子供たちが健やかに育つ島、高齢者が生き生きと輝く島、若者が夢を持つ島を築いていけるような施策の展開を努力していかなければならないと感じているところでございます。議員の皆さんの御協力、御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

14番(関 誠之君) ありがとうございます。観光産業を中心に、一次農業、一次産業水産等、またそれにITを絡めてこの島の発展を願っていくというようなことが次の市長に引き継ぐ最重要課題だというふうに認識をいたしました。

それでは3番目に、財団法人の奄美市開発公社平成21年度第2回評議員会での発言についての質問であります。平成21年5月29日に開催されました「財団法人奄美市開発公社の平成21年第2回評議員会」における理事長、市長の発言について幾つか疑問がありますので、お答えをいただきたいと思っております。

まず1点目は、名瀬本港地区陸域部の旧貨物埠頭国有地を開発公社は既存の建物の解体及び排水路取り付け工事等に幾ら支出をして、何平米で幾らで購入する予算を計上してあるか。また、売買で得られる収入は幾らを見込んでおられるのか。

2点目は、名瀬本港地区陸域部の旧貨物埠頭国有地の現状と今後の経過はどうなるのか、なっているのかについてお答えをいただきたいと思っております。

総務部長(福山敏裕君) ただいまのお尋ねの件でございますが、この21年の第2回評議員会におきましては、議会の内容でございますが、そのときの主な議案としましては、平成20年度の財団法人奄美市開発公社一般会計受託事業会計収支決算書の承認及び奄美市開発公社一般会計補正予算長期借入金等についての議題でございました。ただいま議員が御質問ありました工事費につきましては、そのときの計上予算としましては、9,500万円を予算では計上をしてございます。現在の本港地区貨物埠頭についての所有権のどこでどうなってるかということによろしいわけでございますか。購入金額については、これからが国から県へ移行され、譲渡されまして、その県へ譲渡された後に我々開発公社が取得ということになっておりますので、まだその件については契約も終わっておりませんので、ここで申し上げることは控えさせていただきたいと思っております。

14番(関 誠之君) それについてこれからだということですが、予算としては計上してないわけですか。それと先の議会で三島議員が話しておりましたその土地売却予算として4億7,515万円、これは議事録に載っておりますので、土地購入費が5億9,540万円、解体工事費用が約5,000万円、今解体工事9,500万円ぐらいと言っておりましたが、そういう数字を出しておりますが、これは間違いなんですか。

総務部長(福山敏裕君) ただいまの数字につきましては、当初予算計上分と補正予算計上分でございますので、数字は間違いのないものと思っております。それと先ほど私が工事費につきまして9,500万円と申し上げましたが、内訳としましては、上屋の解体工事が5,000万円ということ、それから水路の切り替えが4,000万円、それと本港地区整備としまして500万円ということで9,500万

円という予算が計上されております。

14番(関 誠之君) そこで問題になるのはですね、その要するに、土地を購入する金額より売買する金額が安すぎるのではないかとということが問題になっておりますが、そういうことは決してないと理解をしてよろしいですね。

総務部長(福山敏裕君) 購入につきましても、不動産鑑定などを入れて、2回ほど不動産鑑定を入れてやっておりますし、また、是非そういうことはないものと思っております。

14番(関 誠之君) そういうことで理解をしておりますので、それと私が少し問題ではないかなというのは、開発公社の理事長は、その開発公社が所有してない時点でですね、要するに国の登記にあるときに、この国の所有の土地を末広・港土地区画整理事業において一定特定業者が所有する広い土地を奄美市が先行取得させてもらったとして、また、その土地が事業の中で大変有効に活用されているという理由だけで、一定の業者に斡旋してよろしいかどうか。これは6月の時点ですから、まだ8月の6日、9月の何日かにやっと県のほうに登記が回ったやに聞いておりますけども、そういうところでこの斡旋をすると。末広・港土地区画整理事業については、区画内の地権者に地域外への換地指定はできないというふうに思っておりますが、やっぱりこういうことはですね、意識的な大フライングと言いますか、開発公社の所有物件になっていない時点での紹介・斡旋というのは、大いに法的に問題があるのではないだろうかというふうに認識しておりますけども、市長の考えはいかがでしょうか。理事長ということでしょうかね。

総務部長(福山敏裕君) 現在お尋ねのありました土地の件でございますが、この名瀬本港地区の埋め立て事業計画につきましては、市の末広・港土地区画整理事業、それから国道58号バイパス事業など各種公共事業に要する代替用地の確保及び中心市街地を補完する目的で陸域部の国有地を含めまして、国、県、市が一体となって事業を進めているものでございます。国有地につきましては、埋め立て計画策定時点で国、県、市の協議の中で開発公社へ譲渡するという事は既に決定していることでございます。そのお尋ねのありました、貨物埠頭の開発公社への譲渡時期につきましては、国から県への譲渡手続きが進められており、手続きがすみ次第本年度中に県から開発公社へ譲渡されることについても調整済みでございますが、その件につきましては、国から県への譲渡手続きが今日現在確認しましたところ、9月17日に県のほうでは譲渡手続きが終了したということ聞いております。今後の国有地売却計画につきましては、これらの国、県との調整結果を踏まえた上で、末広・港土地区画整理事業の先行取得した用地の代替地としての処分でございますので、御理解を賜りたいと思います。

14番(関 誠之君) その際は代替用地をもって事業に余裕が出るような形でやるのは結構なんですよ。それを普通であれば公募してちゃんとやるのが筋道なんだけれども、私が言いたいのは、まだ9月17日時点で県の所有になっている土地を開発公社が将来それ取得とするにしてもですね、そのまだそういう時点で、これは5月29日の開発公社の議事録に書いてあるわけですけども、そういうことをおっしゃること自体が法的な問題は別として、大フライングじゃないですか。まだ一斉に公募もしない前に、飛び出て買っていくというようなね、そういうことについて市長の政治姿勢を問うておるのであります、その辺のところはやっぱり公平平等に扱っていただければいけないというふうに思っております。時間がありませんので、次にまいりたいと思います。

市長(平田隆義君) フライングという言葉が今出ましたんで、ちょっと説明させてもらいますが、その払い下げた、国から県に払い下げた、県から開発公社が払い下げるということは、これはもう共通認識して、その方向で進んでるということは理解賜りたいと思います。本来はこの長期借入金をですね、予

算計上しないと、事務方が動けないわけです。ですから、長期借入金の内容について説明がありましたので、一部早期処分、売却しますという説明をしたつもりであります。決してフライングであるとは私は認識はいたしておりません。そういうことにおいて、担当者のほうは金融機関に借り入れの相談をしないと駄目だということだと認識しております。

14番(関 誠之君) あまり議論をしたくありませんでしたが、そういうことをおっしゃるのであればね、ここに書いてありますけど、要するに1社の、1社だけですよ、そういうことを出さなくても、長期借入れをする。当然何ですか、その開発公社の運営についてはですね、こういう形で借入れ計画書というのがあるわけですから、何も1社に分けるなんていうことを言わんでいいじゃないですか。そういうことをそういう公式な場でおっしゃるから、誤解が誤解を招いて大きな問題になって、誤解かどうかは分かりませんが、真実かも分かりませんが、そういうことを言うこと自体が僕はフライングだというふうに言っているんであって、それは市長の認識もそこは違うということだけは理解をしていただきたいと思っております。時間がありませんので、次にまいりたいと思っておりますが、奄美市の財政について御質問いたしたいと思っております。

奄美市の普通会計の財政状況は、財政当局の努力と国による財政計画における地方交付税の増額確保などもあり、経常収支、実質公債比率、起債制限比率は若干改善されているものの、財政指数が標準団体の5割以下で、実質収支比率の低下、積立金の減少など今の状況では、奄美市の財政が健全であるとは言い難いものがあると認識をしておりますが、そこで財政健全化に向けた方向性はどうかの視点を持って質問をいたしたいと思っております。

歳入の増収策についてであります。時間が押しておりますので、冠はいりませんから、質問いたしますのでお答えをいただきたいと思っております。

一つ、合併3年における年度ごとの収入未済総額と不納欠損額を示していただきたいと思っております。

二つ目は、合併3年間ににおける年度ごとの財産有効処分の状況。

三つ目は、広報紙・ホームページの有料広告料の状況とネーミングライツ事業を実施するとありましたが、これについてお答えをいただきたいと思っております。

四つ目は、収納対策課における債権を保有する庁内全関係各課との調整会議の開催はどうか、成果がどう出たのか、示していただきたいと思っております。また、先ほど言いました委員会との連携はどう図られているのか。

五つ目は、債権保全管理委員会と収納率向上委員会の開催状況と成果を示していただきたいと思っております。数字だけで結構ですので、よろしく願いいたします。

総務部長(福山敏裕君) それでは、収入未済額について、これ各年度の総額という形でよろしいでしょうか。それでは、収入未済額の一般会計、特別会計、企業会計、三つの合計について申し上げます。18年度が13億8,204万4,670円、19年度が13億9,897万6,282円、20年度が14億2,644万9,713円となっております。不納欠損額について申し上げます。不納欠損額につきましても、一般会計、特別会計、企業会計の3会計の合計でございます。18年度が8,319万3,095円、19年度が1億5,511万2,051円、20年度が7,879万5,996円、合計で2億6,750万1,142円となっております。それと合併後3年間の各年度ごとの財産の有効処分状況についてお答えいたします。合併後の18年度から20年度までの3年間ににおける財産収入のうち、土地売り払い収入の件数と金額についてお答えいたします。18年度が15件の2億2,997万7,301円、19年度が8件の718万2,315円、20年度が1件の40万1,280円となっております。また、売却が困難な財産につきましても、駐車場など有償貸し付け等による有効活用を図っております。合併後の18年度から20年度までの3年間ににおける財産収入のうち、土地貸付収入金額は、18年度が5,440万3,925円、19年度が5,574万4,303円、20年度が5,823万4,447円で、土地売払収入が減額となった分、未利用地の有効活用対策として土地貸し付けの増収歳入確

保に努めているところでございます。

次に広報紙ホームページの有料公告の状況とネーミングライツ事業はどうなっているかについてお答えいたします。平成18年度は、有料公告掲載に関する基本要項が制定されておりませんでしたので、実績はございません。19年度が10件の12万4,950円、20年度が76件の91万1,400円となっております。ネーミングライツ事業につきましては、全国的な経済不況の影響によりまして、県下18市におきましても、ほとんど事例がなく、鹿児島市のような中核都市におきましても、事業導入を見送っている状況にございまして、本市のようなスポンサーメリットが極めて少ない小規模自治体においては、当該事業を導入すべきか、さらに調査検討を行う必要があるのではないかと考えております。現段階におきましては、大変厳しい状況となっております。

市民部長（有川清貴君） 収納対策課における再建を保有する庁内全関係各課との調整会議と開催状況と成果についてお答えします。各課との調整会議の開催状況ですが、平成18年度が6回、平成19年度が7回、平成20年度が6回開催しています。収納対策課では、市税以外の再建の状況も把握しており、市税とともに滞納処分が可能な債務につきましては、担当課と協議の上差押等を実施しております。また、民間債権と同じ扱いとなる債権におきましても、支払督促などの裁判所の手続きについて助言を行っております。その成果につきましては、借入れした本人が死亡した災害援護資金について収納対策課を含めて相続人と協議した結果、相続人で按分して納付いただくことになった事案や、保育料について市税とともに差押のための財産調査を実施したところ、完納に結びついたことがございます。

総務部長（福山敏裕君） 債権保全等管理委員会の答弁が漏れておりましたので、お答えをさせていただきます。債権保全等管理委員会につきましては、奄美市債権保全等管理委員会設置要項に基づきまして、本市の有する市税、その他の債権の保全、不納欠損等についての適正を期する目的で設置されております。開催状況としましては、当該年度の出納閉鎖時期及び決算時期など少なくとも年2回開催しております。その他にも、本市の重要な債権回収にかかる緊急な案件につきましては、随時開催して、債権の保全に努めているところでございます。また併せまして、職員の債権保全等に対する3市町合同の研修会を実施したり、事務手続き等を踏まえ業務に活用をしているところでございます。成果としましては、市税、使用料等の各債権について審査を行い、適正な措置を講じ、債権保全に寄与しているものと考えているところでございます。

14番（関 誠之君） ありがとうございます。財政の状況を見ますと、不納欠損等が増えているような状況があり、また、財産は売れるものは売って、これ以上なかなか収入の道がないような気がいたしました。これからは冒頭市長は、財政再建がなされてきたと。確かにそれはそのとおりだというふうに理解をしておりますが、まだまだ厳しい状況は変わっていないという認識を持たなければいけないのかなと思っております。そこで歳出の適正化についてであります。人件費・扶助費・公債費・投資的経費・繰出金、こういったものが財政を悪化させる要因だというふうに言われておりますので、この辺の適正化をどういうふうに図っていくのか。また、特別会計、特に国保の適正化、この間4億円、2億円、合計6億数千万円の財源処理をして、赤字を解消しておりますが、この体質が変わるわけじゃないわけですから、この辺のことについて端的にお答えをいただきたいと思っております。

総務部長（福山敏裕君） お答えいたします。人件費につきましては、奄美市行政改革実施計画集中改革プランに基づきまして、定員管理の適正化、給与の適正化を進め、職員数の削減、人事院勧告に沿った対応、それから市長、副市長、教育長の特別職の報酬減額、一般職の給料減額などを行っているところでございます。扶助費につきましては、年々増加傾向にありますが、今後も国の制度、基準に基づき、施策を図らなければならないものと考えております。公債費・投資的経費につきましては、補償金免除繰上償還の実施、地方債借入枠30億円の遵守、実施計画に基づく事業に対する予算措置を行い、適正

に進めているところでございます。繰出金につきましては、各特別会計の事業の効率化や、経費の削減に努めるとともに、会計間の連結収支の健全化により計画的に対応すべきと考えております。特に国民健康保険事業特別会計における財源不足は、この議会にも計上いたしました一般会計からの財源補てん繰出金4億819万1,000円により、平成19年度までの累積赤字を解消する運びとなっております。今後の対応につきましては、国保会計の内部努力と併せまして、一定期間を掛けて徐々に解消させていただきたいと考えております。

14番(関 誠之君) 時間がございませんので、次の20年度の財政健全化判断比率を示していただきたいと思ひます。実質赤字比率、実質公債比率、連結実質赤字比率、将来負担比率、資金不足比率について示していただきたいと思ひます。この昨年度の決算からこれが正式に採用されて公表されるというふうになっておりますので、問題があるとすれば、どの比率が問題があるのかまでお願いをいたします。

総務部長(福山敏裕君) 平成20年度の財政健全化比率、四つの比率についてお答えをさせていただきます。実質赤字比率、連結実質赤字比率は、両指標共に収支が黒字でございますので、数値は示されてございません。実質公債比率は、17.4パーセントです。将来負担比率も131.9パーセントとなっております。4指標ともに奄美市におきましては、健全な財政運営がなされているものと思ひます。

14番(関 誠之君) 詳しいことは、決算委員会、または委員会がございまして、そちらのほうに譲りたいと思ひます。

あと事業実施計画及び財政健全化計画の達成度ということでありまして、簡潔によろしく願ひいたします。

総務部長(福山敏裕君) 奄美市事業実施計画及び財政健全化計画におきましては、19年度から23年度までを特別重点期間と位置付けて、集中改革プラン等により、徹底した財政健全化を推進してまいっております。この結果、平成21年度当初予算におきましては、基金取崩しによる財源補てんを行うことなく、予算編成ができました。中でも、当該計画に掲げた18年度から24年度までの7年間で解消すべき財源不足額の総額23億円につきましては、今回の補正予算をもって今のところ目標の期間を大幅に短縮し、達成することができたものでございます。

14番(関 誠之君) はい、ありがとうございました。最後に、今後の財政運営に当たり、懸念されることは何かということでお答えをいただきたいと思ひます。

総務部長(福山敏裕君) 懸念事項につきましては、合併特例期間の10年間、平成27年までの終了後の対応が懸念をされているところでございます。具体的に申し上げますと、合併に伴い適用されています合併補助金、合併特例交付金、合併特例債の措置が終了し、普通交付税の算定方法が旧市町村ごとの算出合算であります合併算定外から、奄美市としての一本算定方法に5年間の緩和期間を経て切り替わるなど、財源確保が困難な時期が到来することが予想されております。このような状況を踏まえまして、今後も財政運営には計画的、効率的な事業の執行を進めるとともに、将来を見据えた基金積み立てを積極的に図っていく必要があるかと考えているところでございます。

14番(関 誠之君) 一つだけ、もし分かっておるならばお答えをいただきたいと思ひますが、要するに、その交付税の算定なんですけども、その一本算定がなくなるとすれば、どれぐらいの影響があるのか、お分かりでしょうか。

総務部長（福山敏裕君） はい、一本算定になりますと、普通交付税において約10億円じゃないかと考えております。

14番（関 誠之君） ありがとうございます。あと質問主旨の3番、教育・福祉についてお伺いをいたします。

環境教育についてお伺いをしたいと思いますが、奄美地域は、世界に類を見ない固有希少種が生息する亜熱帯照葉樹林を中心とする生態系と、それが醸し出す景観など人類共通の遺産として登録するための努力が続けられております。世界遺産として登録するための努力が続けられております。このような状況の下、奄美の環境・伝統産業・歴史教育を学校教育の中に取り入れることは大変有意義で、子供たちの将来における郷土の自信にもつながることだと考えております。そこでお伺いをいたしますが、龍郷町は、かなり環境教育が進んでいるように思われますが、奄美市で取り入れるとすれば、教育委員会はそのようなことができるか、お答えください。

教育長（徳永昭雄君） 環境教育についてお答えいたします。まず、龍郷町のことをおっしゃいましたが、龍郷町は大学と連携している関係上、いろんなことで大学の授業成果ということで報道されているものと承知しております。奄美市もやっているということをもっと申し上げておきます。環境教育のねらいは、環境教育に環境問題に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全に参加する態度と環境問題解決のための能力を育成することにあります。奄美市内におきましても、それぞれの学校教育目標の具現化のために、学習指導要領基準に基づいて、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など教育活動全体を通して環境教育が取り込まれております。例を挙げますと、リュウキュウアユの観察、マングローブ周辺の観察、サトウキビの栽培、米作り、オオゴマダラの観察、そしてまた、ウミガメの保護、あるいは家から学校に登校する間のごみの収集、空缶の収集などリサイクル活動しております。例えば小宿中学校は、小学校時代からの牛乳パックのリサイクル、また、書き損じ葉書など集めてラオスの子供たちへの奨学金にしようという福祉活動も見せており、これが鹿児島県教育委員会より環境教育優良校として表彰されたことは記憶に新しいことでございます。その他、社会教育におきましても、ふるさと奄美塾におきまして、自然に学ぶ環境学習が既に行われていることでありまして、奄美の世界自然遺産登録に向けての子供たちの意識向上に努めているところでございます。

14番（関 誠之君） あと私が聞きましたのは、そういう教育を取り入れるとすれば、教育委員会はどのようなサポートができるのかということでしたが、また後でそのことは聞きたいと思います。

障がい者相談窓口の一元化についてお伺いをいたします。端的に御質問いたしますが、奄美市の相談新事業の実態は、今3障害が一元化されていない状況であります。障害種別に行われております。今検討されている生活・就業支援センターなどと同じ場所で実施するワンストップサービスにすることで、障がい者の利便性が格段と上がることになるが、実施できるかどうか、お伺いをいたしたいと思います。

福祉部長（福山 治君） 奄美市では、現在障害者自立支援法により、総合的な自立支援システムの中で位置付けられております地域生活支援事業を実施しておりますが、御質問のとおり、現在のところ身体・知的・精神の3障害をそれぞれ専門の事業所が障害別に相談支援を行っているところでございます。かねてからの懸案事項でございますが、3障害を一元化して、障がい者を巡る方々の立場に立った相談支援を行うべく、自立支援協議会を立ち上げるため、現在関係機関と協議を進めているところでございます。今年の例で申し上げますと、相談支援事業所で3回、県による研修会が3回、県域を見据えた行政サイドでの打ち合せを2回行ってきているところでございます。3障害を巡る方々に対する適切なサポートを推し進めるため、自立支援協議会の運営がスムーズに行われるよう、鋭意協議を行っておりますので、御理解をいただきたいと思います。また、就業・生活支援センターの件に関しましては、奄美市には障がい者の就労の場として、就労移行支援、就労継続B型の事業所がございまして、雇用の場の確保

としては、まだまだ小さい規模でございます。今後障がい者の就労支援として生活支援、就労支援センターの設置も考えられるところでございます。これは事業所が県の委託を受けて行う事業でございますので、事業所の状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。将来的に自立支援協議会と並行した形で運営することが理想でございますので、このことも視野に入れてまいりたいと考えているところでございます。

14番（関 誠之君） それでは地域自立支援協議会立ち上げていただいて、その中で議論をして、今言った方向性をよろしく願いをいたしたいと思います。

次に、奄美市社会福祉事業団の経営状況についてお伺いをいたします。

平成19年の第4回定例議会の一般質問で答えておりますが、奄美市社会福祉事業団再生プロジェクトチームを立ち上げて、第三者に判断できる経営診断等を導入するとの計画でありましたが、その後の状況についてお答えください。

福祉部長（福山 治君） 事業団の経営状況についての御質問にお答えいたします。奄美市社会福祉事業団に伺いましたところ、平成19年度に比べ、平成20年度の経営状況は、僅かながら変化はあるものの、総支出に占める人件費の割合は依然として高い現状にあり、経営が硬直化している傾向に変化はないということでした。事業団の経営検討を行うという件に関しましては、事業団再生プロジェクトチームということで、平成21年6月に立ち上げ、経営改善に向けての検討作業に着手したということでございます。

14番（関 誠之君） 是非事業団の経営も大変でしょうから、その会でですね、十分に議論をしていただきたいと思います。

第4番目の質問の主題であります市民生活にかかる課題についてお伺いいたします。

永田墓地、端的に言いますと、9月1日の旧盆の日に、交通規制がかかる前に車で相当な量が入りまして立往生したということであります。その際永田墓地の永田川の上に離合ができるような蓋板がかぶせることはできないかという市民の声でありますので、この点。

二つ目は、永田墓地の整備については、専任の担当でなく兼任と伺っております。今のままでは整備の終了期間の予測も付かない現状じゃないかというふうに思っております。本当にやる気を出していただいて、人・物・金を集中的に投資し、スピード感覚を持って整備できやすいところから徹底して整備を図ることが肝心ではないかと考えております。そこでお伺いをいたしますが、永田墓地整備プロジェクトチームはできないのか。また、丸田南里の一角を利用した「歴史公園墓地」の整備や市民から要望のあると「共同納骨堂」の建設はできないかをお伺いいたします。同僚議員が質問もあるようですから、端的に簡単でよろしいから、お答えください。

市民部長（有川清貴君） 離合場所の確保についてお答えいたします。永田墓地にアクセスする市道61号線は、幅員約4メートルと狭く、現在並行して流れる永田川にガードレールを設置し、一部河川の上に道路を継ぎ足したような形で離合できるだけの道幅を確保してる状況でございます。永田川は準用河川であり、河川法により蓋することはできませんので、現道をこれ以上拡幅し、新たな離合場所を設置するのは困難と思われま。公共交通機関や民間駐車場等の利用について市民の協力を得られるよう今後さらに啓発していきたいと思。対策室ができないかということですが、墓地の担当職員は一人で、通常業務を行いながら、各課での協力を得て作業をしております。今後遠方者、使用者調査など可能な限り迅速に進めるよう努めてまいりたいと思。あとは無縁墓地対策の共同墓地購入についてですが、現在市有墓地内において永らくお参りされてない墓地が多数見受けられます。今後少子高齢化に伴い、無縁となる墓地がさらに増えることが予想されます。この対策として将来的に共同の墓地の納骨堂の建立は必要不可欠であると考えております。旧墓地の公園化について現在、丸田南里の墓地から

旧薩摩代官の墓地までを市の文化財として指定できるか否か生涯学習課と検討しているところです。

14番（関 誠之君） あといくつかありますけども、最後に1994年の11月20日、名瀬市長に当選以来、連続3期、また2006年4月23日、3市町村合併に伴う奄美市長選で当選をされまして、長い間本当に奄美市政発展のために人力を尽くしたことに對して、衷心よりお礼を申し上げながら、まだ早いです、私個人質問終わりますので、市長の労をねぎらいたいです。ありがとうございます。以上で終わります。

議長（伊東隆吉君） 以上で社会民主党関 誠之君の一般質問を終決いたします。

暫時休憩いたします。

10時50分再開いたします。（午前10時35分）

議長（伊東隆吉君） それでは再開いたします。（午前10時50分）

引き続き一般質問を行います。

次に無所属 渡 京一郎君の発言を許可いたします。

19番（渡 京一郎君） 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。無所属の渡 京一郎でございます。一般質問に入る前に少々時間をいただきたいと思います。

まず、9月18日午後に発生しました名瀬柳町住宅密集地での火災で被災されました9世帯15名の方々のお見舞いを申し上げます。当局におかれましては、住宅問題などできるだけの支援をお願いしたいと思っております。

さて、奄美市が誕生して3年と6か月になりました。この3年6か月を振り返ってみますと、私は地域の抱える問題を一つ一つを取り上げ一般質問等で要請や要望をしまいいりました。総合的に点検をしてみますと、総合支所の組織機構の問題や、雨漏れで授業さえできなかった東城中学校体育館の改修問題、東城校、住用校、市校を含めた特別校舎の防水工事や塗装工事がすべて行われ、現在子供たちや地域の方々が大変喜んでおるところでございます。また、山間・市線の道路問題、そして市・青久間の一部改良など、集落内の河川伐採清掃、西仲間の児童館水洗化など水道事業では西仲間・役勝間の水道事業が始まり、いろいろと事業が進められておるところでございます。特に学校問題や道路問題につきましては、平田市長自ら足を運んでいただき、即断でしていただきました。これこそ均衡ある発展が目に見えてきたのではないかとおもうところでございます。私は高く評価をし、お礼を申し上げたいと思っております。

では、通告をしてあります質問に入らせていただきます。

最初に、新型インフルエンザについてでございますが、数名の同僚議員が質問をしておりますので、私は小中学校における関係分だけを質問いたします。

新型インフルエンザにつきましては、テレビ・新聞等で毎日報道されております。それぞれの職場、学校、家庭で対策をし、努力をしておられると思いますが、先日は奄美市でも新型インフルエンザの講演等もあったと聞いております。ですが、既に奄美でも保育園、幼稚園、小中学校等で集団感染が発生しており、小学校の運動会も延期になったところがあると聞いております。現在小中学校で集団感染で学級閉鎖、学校閉鎖があるのか、どのような報告が入っているのか、まずお伺いをいたします。

次の質問から発言席で行います。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

教育長（徳永昭雄君） 小中学校のインフルエンザ対策についての御質問にお答えいたします。

まず、学校、学級閉鎖等の実態でございます。全国的に懸念されております中、奄美市内の小中学校

等におきましては、8月3日に初めて名瀬中学校の生徒4名の感染が確認されて以来、随時感染の状況の把握に努めております。先週金曜日9月18日現在でございますが、延べ330名の感染者を確認しております。夏休み期間中はこれ以上の感染拡大を防ぐために、部活動の中止、少年団活動の中止、学校でのプール開放の中止、市民プールの閉鎖などの措置を行いました。二学期に入りまして、集団生活の場である学校での感染拡大が懸念されているところでございます。本市におきましては、先週末9月18日現在の罹患者は幼稚園児、児童生徒合わせて79名でございます。臨時休業等の措置につきましてでございますが、まず朝日小学校が9月7日から8日3学年1学級、それから朝日小学校の学級閉鎖3学年の1学級、9月9日、朝日小学校学年閉鎖1学年を9月8日から11日、朝日小学校の学級閉鎖6学年の1学級を9月9日から11日まで、次に朝日幼稚園を9月の15日から18日まで、幼稚園の閉鎖です。赤木名中学校の学年閉鎖を第2学年9月16日から18日まで、これは25名の2学年の生徒が罹患したということでありまして。続いて赤木名中学校の学校閉鎖を行いました。9月17日と18日、この罹患者数が43名となっております。いずれも9月18日で解除をしております。今日現在の状況でございますが、東城中学校が学校閉鎖をしております、明日まで。現在東城中学校は24名在籍しておりますが、そのうち7名が罹患しております、明日まで閉鎖をし、土日の状況まで確認するということになっております。

19番（渡 京一郎君） ありがとうございます。私が思っていた以上に感染が広がっておるようでございますが、このインフルエンザで奄美市内の小学校、もしくは幼稚園等の運動会が現在延期になったところは箇所あるか、教えていただけませんか。

教育長（徳永昭雄君） 運動会に影響した学校は、先ほど申し上げました東城小中学校だけでございます。9月20日に予定をしておりましたが、敬老会等の影響もありまして、10月4日に延期するということで報告を受けております。

19番（渡 京一郎君） 幼稚園生から中学校まで異常に感染が広がっておるようでございまして、今後の対策としてワクチン等もいろいろ考えておられると思いますが、特に教育委員会のほうで計画予定を立てておる対策がございましたら、お伺いいたします。

教育長（徳永昭雄君） 新型インフルエンザを取り巻く諸々の条件を考慮いたしまして、現在取り得る最大の予防手段は、各学校での保健指導であるとの考え方から、各学校に対しましては、8月4日以来12度にわたる通知文、それから校長、教頭研修会、養護教諭研修会などを通して、予防のための措置を高じております。具体的には第一に手洗い、うがい、咳エチケットの徹底、第二に石けんや消毒液等の設置活用、第三には保護者との連携をなどしまして、毎日の検温の徹底を実施しまして、健康観察の徹底、第四に基礎疾患を持つ児童生徒の把握などについて指導をしております。今後また改めましてこの内容につきましては、確認をして指導の一層の徹底を図りたいと思っております。

次に現在は毎日午後3時までに感染状況や回復状況について、すべての学校に報告を求めております。今後もこれを継続して実態の迅速な把握に努めていく所存でございます。その実態を元にしまして、校長や関係機関とも連携を取りまして、学級閉鎖、学年閉鎖、あるいは学校行事の中止や延期、部活動、スポーツ少年団活動の停止や自粛等の措置を適切に取っていく所存でございます。よろしく申し上げます。

19番（渡 京一郎君） 全力で取り組んでおられることが確認できました。御存じのとおり、テレビで毎日のように報道されてるわけですが、子供さんが小学生が2名ですね、死亡されております。発病してこの前亡くなられた小学校1年生をちょっと調べたんですが、インフルエンザにかかって5日目ぐらいに亡くなってるんですね。非常に脳のほうに回り方が早いということで、医師団も慌てたようでござ

ざいますので、そういうことがないように万全を尽くして、早め早めに手を打っていただきたいと思
います。

では次に進みたいと思います。

消防行政についてお伺いいたします。まず、消防団員についてでございますが、消防団員の活動に対
しましては、今朝の新聞にも大きく載っておりましたが、市民の生命と財産を守るために日夜頑張っ
ていることに対して心から感謝をしておるところでございます。一昨年から奄美市における火災や災害等
はいろいろと改善対策は必要な問題も出て来ておるところでございますが、どの災害を見ましても、い
つどこで起こるか分からないのが災害であります。現場で活動する団員の数がそろわなければ、それな
りの早期発動やいろいろな活動ができないと思います。一応団員に入っている、災害時にはアルコール
を飲んでいる団員もおれば、出張中、また、仕事の都合や体調不良など数名の方々がそういうことで
出勤ができないこともあるかと思えます。やはり頭数、手数がそろってこそそれなりの成果や結果が
出せると思いますが、現在の各地区の団員は何名になっているのか、定数は何名になって、どれだけの
人数が不足をしているのか、まずお伺いいたします。

総務部参事（原田俊光君） ただいまの質問にお答えする前に、消防に御理解をいただきましてありがと
うございます。

それでは、現在の各地区の団員数、定数、何名が不足をしているかとの御質問でございますが、お答
えをいたします。奄美市消防団は、4方面隊及び団本部に区分されており、定数は452名となってお
ります。平成21年9月1日現在各地区の団員数等につきましては、住用方面隊の団員数は52名、定
数は57名、5名の不足、笠利方面隊の団員数は111名、定数は120名、9名の不足、名瀬東部方
面隊の団員数は113名、定数は122名、9名の不足、名瀬西部方面隊の団員数は100名、定数は
114名、14名の不足、団本部の実数は39名、定数が39名でございます。奄美市全体といたしま
しては、定数452名に対し、実員数415名、不足数37名、充足率92.5パーセントとなってお
ります。以上でございます。

19番（渡 京一郎君） ありがとうございます。地区ごとに見ますと、1割弱の数字が出ておるよう
でございますが、今後特に団員確保に努めておられると思えますけれども、見通しがあるのか、また、確保
のための活動をなされておるのか、お伺いいたします。

総務部参事（原田俊光君） 今後の団員確保と見通しについての御質問にお答えいたします。今後の団員
確保につきましては、各方面隊及び各分団に確保を依頼しているところでございますが、消防本部とい
たしましても、必要に応じ電光掲示板やのぼり、ポスターなどを活用いたしまして、消防団員の確保を
図っております。また、今後の見通しにつきましては、全国的に消防団員の減少が社会問題となってお
りますが、奄美市におきましては、引き続き各地域の御協力や各方面隊による入団促進強化をすること
により、団員の確保を維持できるのではないかと考えております。

19番（渡 京一郎君） 了解しました。先月でしたかね、住用の西仲間のほうで火災がございまして、
私も現場で最初から最後まで団員の活動を見させていただきましたけれども、13名の団員が出動して
おりました。1軒の全焼でしたけれども、やはり地方に行きますと水の確保が非常に難しく、ホース
の先を持っておられる消防団が、水を出せという指令をしていたんですが、なかなか水が出てこない。
だいぶ家がほとんど燃えてから川までホースを50メートルぐらい引っ張って、やっと水が出だしたん
ですけども、その時点で家の中身はほとんど焼けていたわけでございますが、地方に行けば行くほどや
はり人数がそろわなければ、非常に危険な問題につながるのではないかという思いから質問をさせてい
ただいたわけでございますが、この前からの新聞を見ますと、消防関係の活動、要望、訓練等が活発に
行われております。住用地区でも各集落でも非常に目に付くほど訓練等もやっておるわけでございま

が、今朝の新聞に載っておるように、非常に奄美市においての火災がこれも大きな火災が発生をしているのが実情でございますので、今後とも市民の生命と財産を守るために活動をしていただきたいと思っております。

続きまして、住用分駐所及び消防車庫について質問をいたしたいと思っております。

住用消防分駐所は、平成1年から平成3年までが4名体制、4年から7年まで6名体制、平成8年から20年まで7名体制で21年、今年からですね、9名体制になっております。現在は救急救命士も2名体制になって、非常に助かっておるところでございますが、現在の分駐所及び車庫の方が平成11年に倉庫増築はしてありますが、仮眠室や事務室、機器管理室等は平成7年の6名体制のままの設備になっておるために、旧仮眠室を事務所にするなど対応していますが、9名体制の設備とトレーニング室などを含めて、早急に見直しをしなければいけないような設備に現在なっておるわけでございますが、今後計画があるのか、あるとすればいつ頃になるのか、お伺いいたします。

総務部参事（原田俊光君） 住用分駐所の仮眠室、事務室、器材管理室等の不足についてでございますが、現在住用分駐所には、水槽付消防ポンプ自動車1台、救急車1台、指揮車1台を配置し、職員は9名でございます。先ほど議員がおっしゃいましたように、奄美市合併前は職員は7名でありましたが、合併後救急体制の充実強化を図るため、職員を2名増員し、常時3名体制としたため、既存の分駐所内の仮眠室、事務室等が狭く、業務に支障を来しているところでございます。奄美市総合実施計画の中で、仮眠室、事務室、倉庫等を増改築する計画を検討中でございます。これにより、奄美市、特に住用地区の災害の拠点施設としての機能を果たすことができるよう、施設と人員を併せた消防体制の整備を推進していきたいと思っております。

19番（渡 京一郎君） 現在計画がないということですかね。

総務部参事（原田俊光君） 計画をしてですね、今財政課の企画の方と検討をしているところでございます。

19番（渡 京一郎君） 指揮車の雨ざらしについても、併せて質問したいと思っておりますが、私もこの前2、3日通っている中を見させていただきましても、非常にですね、9名体制の駐在所にしては、かわいそうと申しますか、自分が起きたらその布団を別な部屋に持って行って、昼間は休憩所に使っていて、夜はそこに寝ると、そういうような出稼ぎのような体制になっておるわけでございます。トレーニング室も倉庫になってますし、天気が良ければ外でもある程度はできるでしょうけれども、天気が悪ければどこにも出れない、本当に狭苦しいところで皆さん頑張っておるところでございます。その2番目口に書いてありますその指揮車の雨ざらしについても、一度一般質問で言ったことがあるかと思っておりますが、平成の20年、去年ですね、せっかく新車の指揮車を買っていただいたんですが、これも雨ざらしで、広っぱに置きっぱなしということが続いているわけでございます。せっかく新車をいただいても、雨ざらしでは非常にもったいないような気がいたします。是非とも財政の方とも話し合いを持たれて、せめて仮眠室ですね、安心して休める、そして疲れのとれるような仮眠室を作ることと、事務室は二組に分かれたばらばらの事務所となっておりますので、その辺も考慮していただいて、早急に手を打っていただきたいと思っております。これともう1件なんですけど、私はこの調査をするために2回ほど分駐所を訪ねたわけでございますが、所長が昨夜泊まりだったので今日は明けでおりませんということをお聞きまして、残念だったんですけども、やはり所長はですね、昼間に夜も当然ですけども、やはり昼間おって所長であって、皆さんと一緒に当直をして次の日上がって、休みでないということは、所長としていかなもんかとは思いますが、やはり一人足りないんであれば、もう一人まで増やして、やはり所長は勤務時間と申しますか、昼間は事務所にいて対応ができるような状態にしておかなければ、いつ災害が起こるか分からないけども、所長と連絡が取れないよということも出てくる可能性があるのではない

かと思えます。先日所長とも会いまして、おかしいんじゃないかということで話をしましたところ、一人足りないということで私まで泊まらなければどうしても対応できないということでございますので、その辺も併せて、やはり人選をですね、調整をしていただきたいと思いますのですが、その辺に対してどうですかね。

総務部参事（原田俊光君） 所長を毎日分駐所のほうに常駐させてほしいということではありますが、基本的にはですね、先ほど言いましたように、9名体制をとっております、4名、4名の隔日勤務者を置いております。1名所長は毎日日勤をするという一応形をとっておりますが、病休とか、それから学校の件、そういう諸々のが出てきたときにですね、所長判断でそういう隔日勤務のほうに組み込んで勤務をしておりますので、基本的にはですね、毎日勤務ということになりますので、御理解を願いたいと思います。

19番（渡 京一郎君） 了解しました。この辺も含めまして、できるだけ配慮をしていただきたいと思います。お願いをしておきたいと思えます。

その指揮車の車庫の件も併せて、その事務室等を増改築されるときには、せめて車も管理ができるようにお願いをしておきたいと思えます。

次に、川内集落に消防車庫をできないかということで、地域の皆さんからとまた集落の消防団員から話を伺っておるところでございますが、その辺の予定があるのか、また、計画があるのか、お伺いいたします。

総務部参事（原田俊光君） 川内集落に消防団車庫の計画はないかとのことでございますが、これにつきましても、先ほどの奄美市総合実施計画の中で今検討をしてるところなんです、消防ポンプ付き積載車及び必要器材を格納できる消防団車庫の建設計画を現在検討中でございます。

19番（渡 京一郎君） 住用地区も各集落にほとんどの集落が車庫が出来上がって喜んでおる集落もございすけども、あと川内集落とあと1か所あることを聞いていますけども、川内集落の場合は特に国道から入り込んでいますので、地域的に考えても、やはり川内集落は是非とも必要な場所と思えますので、その辺も含めまして要望しておきたいと思えます。

次に進みたいと思えます。

次に土木行政についてでございますが、住用町西仲間の老人ホーム住用の園上流に砂防建設はできないかという質問でございますが、先に山口県において老人ホームが土石流災害に巻き込まれて、多くの犠牲者が出たことは皆さんも胸を痛めたことと思えます。土石流はいつどこで発生するか予知し得ないのが実情であります。こうしたことから、土石流について対策は常日頃から怠らないようにしなければならないと考えておるところでございますが、そこで住用町西仲間にございます老人ホーム住用の園は、入所者が現在58名、これはショートも含めてですが、それに職員が約30名、毎日デイサービスで20名から25名の方が訪問しておりますので、約100名以上の方が日夜生活をしております。山口県の土石流が発生をした場所、現場、老人ホームと地形的にも同じような条件にあるために、住用の園といたしましては、県に対して十数年前に砂防の要望書を提出をしてあるとの話を伺っておりますが、事故が起きる前に早急に手を打っていただきたいと思いますと思えますが、この砂防に對しましては、もちろんその県の管轄でございますけれども、やはり奄美市内の老人ホームがあるわけでございますので、当局に全力を尽くしていただきたいと思いますんですが、どのように現在なっているのか、どの辺まで話を伺っておられるのか、まず伺いたいと思えます。

建設部長（田中晃晶君） 住用の園の上流での砂防事業の導入につきましては、平成11年に当時住用村より県の方へ要望を上げて、平成17年に事前調査を終えているとのことございました。現時点でも

地権者からの施行同意が今得られてなくて、詳細設計に入っていないということでもあります。ただいま議員の御案内のように、この砂防事業は、土石流など土砂災害から下流に住む人や住民、それに公共施設を守るため、大事で必要な事業であるというふうに認識しております。大島支庁のほうでも、今年の7月に入ってからでございますが、再度地権者の方への施行同意が得るための説明を行ったとのことでもあります。しかしながら、まだ御理解が得られてないというようでありまして、今後我々も大島支庁とともに連携いたしまして、地権者の理解が得られるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

19番（渡 京一郎君） よく分かりました。私どももその地権者問題でいろいろとあるということは、数年前に聞いたことがございますけれども、先日の山口県のテレビにおいての老人ホームの災害現状をテレビで多くの皆さんが見られて、どうしても必要だということを確認されるし、また、その入所者も是非お願いをしたいということで、周りが全体が動いておりますので、部長が言われたとおり、奄美市として協力ができるだけの協力をやっていただいて、一日も早い砂防ができるようお願いをしておきたいと思っております。ありがとうございます。

次に続きまして、名瀬真名津町若葉台団地の道路排水溝についてお伺いいたします。奄美市名瀬真名津町の若葉台団地若葉台地は、造成をされて約40年くらいになると話を伺っております。県の急傾斜地危険区域でもあり、また、旧名瀬市時代に土石流危険渓流にもなっておる場所でございます。土石流の発生する恐れがありますので、大雨のときは十分注意をくださいますとの旧名瀬市の立て看板も取り付けてございます。このように、危険な団地内の排水路が道路の約1メートルから1メートルぐらい下のほうに円形の排水管、ヒューム管と申しますが、丸い排水管が入っておりますが、少々の雨では排水口まで水が流れて出てこないために、住民は途中で漏れている可能性があるのではないかという心配をしておるわけでございます。また、豪雨のときは山のほうから真っすぐ排水路があるわけですが、それと同時に、山足の両サイドから来る排水路が1か所に集中をし、一つの溜めマスに集合をしておるために、ほとんどの水があふれて道路が川ようになってしまうというのが実情でございます。このように、雨が降るときには約20世帯の自治会の皆さんは、心配で眠れないとのことでございますが、どうかこの40メートル、約40メートルぐらいなんです、道路下に埋められている排水を現在市内でもあちこちで見られるようなグレーチングのかかった排水溝を改修していただけないかとの団地の皆さん方のお願いでございます。どうか工事をして、安全で安心できるまちにすべきではないかと思っております。この場所につきましては、県議会の先生方、そして公明党の市議団の皆さん方も、数年前に汗をかかせてくださって、舗装等もしていただいたという話も伺っておりますが、非常に最近各県での土石流災害を目の当たりにしているわけでありまして、心配で眠れないというのが実情ですが、どのように考えられるのか、まずお伺いしたいと思います。

建設部長（田中晃晶君） まずこの箇所につきましては、今年の5月になりますが、大島支庁の建設課のほうにおいて、現地での確認をしております。ただその際に、このただいま議員がおっしゃるような排水路のつまり等については、残念ながら確認はできなかったということでもあります。県の方の対応といたしましては、一つは私道の中であるからということで、県としては対応が難しいというのが大島支庁の見解であります。次に私ども市といたしましては、この団地につきましては、昭和40年代に民間のほうで宅地造成が行われた箇所であります。道路排水は造成当時に設置されたものというふうに思われます。造成内の道路につきましては、現在も先ほど申し上げましたが、私道となっております。以前地域住民からこの私道の舗装ができないかというような要望をいただきました。その際に、市が持っております私道の舗装整備基準に基づきまして、平成15年度に市が舗装したという経緯がございます。しかしながら、私道の排水施設などの維持管理につきましては、造成者、もしくは地域住民が行うものというふうになっております。市が維持管理をするためには、どうしても市道認定というのが条件というふうになります。この当該道路につきましては、議員御承知のように、幅員、それから勾配が市道認定

基準を満たしてないということから、市道認定されてない状況にあります。排水路の取り替えや維持管理を市が行うには難しいものというふうに考えております。御理解を賜りたいというふうに存じます。よろしく申し上げます。

19番（渡 京一郎君） 実情がよく分かりましたけれども、やはり市民、住んでおられる方に見ればですね、やはり高額な金を出して土地を買い、家を造っておるわけでごさいます、当然建築許可もいただいております。当然その造成をして40年以上経つということですが、その40年前もまず建築許可が必要だったか、すいません、教えてください。

建設部長（田中晃晶君） はい、建築許可というものは必要だったというふうに考えます。

19番（渡 京一郎君） やはり市民の立場になれば、建築許可をいただいて建築をした場所であるという考えもあるかと思えます。私有地になっているということはまた一つ問題点もございますので、その辺をですね、含めた考え方をしなければ、私が見る限りでは、途中で水が漏れてしまって沈下をして、その両方のブロック塀がひびがちょっとひどくなりだしたということで、周りの方は心配をしてるわけでごさいます、どっちにしても、土石流が発生する前に排水路が沈下をして、やはりどっちか1か所の宅地が下がって事故になるということになれば、やはり最終的には市に関わってくるのではないかと思うわけでごさいます。その辺をもう少し当局から足を運んでいただいて、自治会のほうで40年前とまた入れ替わって住んでおられる方も結構あるようでごさいますので、住民に納得のいく説明をされて、事故があってもこうだよということ、やはり市道に、奄美市道に認定をすることは条件を満たないということなども含めまして、やはりその自治会に現地説明が必要ではなからうかと思うわけでごさいます。それとその危険地域の看板にも大きく名瀬市と書いてあるわけでごさいますので、その辺も確認をされて、奄美市に書き替えるのか、その辺も判断も含めてお願いをしたいと思えますが、どうですか。

建設部長（田中晃晶君） 今議員がおっしゃるその排水の入口から途中で水が漏れている恐れがあるというようなこと等につきましては、我々としても、再度現地に伺って、そのくわしい方にお伺いをして、現地を再確認してみたいというふうに考えます。よろしく申し上げます。

19番（渡 京一郎君） 事故が起きる前に是非お願いをしたいと思えます。また、部長から前向きな答弁をいただきましたので、これで終わりたいと思えます。

次、観光行政についてでございますが、住用の東城内海公園についてでございますが、東城内海周辺の休憩所につきましては、普段から地元だけでなく、近隣町村の国道58号線を通られる方々に、龍郷町や笠利方面には道路沿いに車を停めて家族でゆっくりと弁当などが開ける場所があるのに、住用にはそういう休憩場所がないと。住用にあるのはトレイだけじゃないのという言葉をよく聞かされておるところでございます。木工センターとサン奄美の間に現在公園があるわけでごさいます、今朝も通って来たわけですが、草が生え茂って、とても公園とは思えないような環境になっております。あの公園を水が溜まらないように嵩上げをして、入口に駐車場を設け、そしてゆっくりとサン奄美の見学や買物、食事等ができる場所になれば、木工センターにも立ち寄りのお客さんも増えますし、できれば屋根付きの龍郷方面、そして笠利町方面にあるような屋根付きの休憩所はできないものか、また、水銀灯を付けていただければ、内海のほうでは夜の魚釣りも十分楽しめる夜の公園にもなるのではないかと考えるところでございます。現在は一年を通して見ておるわけでごさいます、一人のお客さんも入っている姿は見えないのが実情でございます。このように、せっかくの国道沿いに土地があるわけでごさいますので、どうにか生かす方法はないのか、お伺いいたします。

産業振興部長（瀬木孝弘君） それではお答え申し上げます。議員御質問の住用農林水産物加工センター

と木工工芸センターの間にあります自由広場の件について御質問ございました。当施設につきましては、平成3年度に奄振事業を導入しております。事業費2,700万円をかけた上で園地整備の他東屋、遊具等の整備が行われております。この一体は住用地区の山、川、海等の特徴を醸し出し、自然溢れる内海を一望できるスポットとして、御紹介のありました行楽客や地元の方々が立ち寄り、休憩するには絶好の場であるものと思っております。なお、整備後この自由広場を含めまして、一部地盤沈下が発生し、隣接する国道58号は、台風や集中豪雨で度々浸水被害を受けていることから、地盤の嵩上げ等の改良工事が県において行われたところでございます。御質問の自由広場につきましても、広場全体の地盤沈下の発生により、降雨時等の排水が特に悪く、雨天時には利用者が少ない状況であると伺っているところであります。対策といたしましては、まずは地盤の嵩上げ等による改良工事に対応できるかなど、より具体的な検討も必要かと思っております。自由広場の再整備となりますと、国の補助事業を導入しております。18年が経過しておりますが、未だ補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律等が適用されておりますので、今後県などとも協議が必要かと思っております。なお、自由広場の今後の利活用の在り方等につきましては、内海を中心とした全体計画の中でも検討を進めてまいる必要があるものと考えているところであります。

19番(渡 京一郎君) 現在ただいま部長が言われたように、全体的な内海公園を考えてもらいたいわけですが、向こうはですね、先ほどおっしゃったように、沈下がひどくて現在は雨が降れば一番先に水が溜まってしまいうわけでございます。どうしても嵩上げをしなければいけない場所でございます。また、嵩上げをしなければ何の利用価値もないわけですので、先に嵩上げだけを考えてもらう方法も一つのやり方かと思っております。そのサン奄美の前に実際に観光バスが、大型観光バスが1台停まれば、他のお客さんは逃げてしまうというか、素通りをしてしまうというような状況に現在なっているわけです。やはり連休とか、祭日、日曜、祝日は車は並んでくるわけですが、先にそこに観光バスが1台停まって、後ろに自家用が2台停まれば、ここはもう満杯でございます。後の車は買いたくても買えない、そして見たくとも見えない、トイレも使いたいけど次のところまで我慢をするというような状況が続いているわけです。ですので、その盛り土用の土地は体験交流館を造ったときの造成余り土が現在も処分困るほど個人の土地も借りて置いてあるわけでございますので、向こうを嵩上げするだけの土は幾らでもあるわけでございますので、経費的にも大分安くできるのではないかと思います。せっかくされるのであれば、その辺の観光バスが4、5台は遠足をしてきても停める場所をですね、是非とも確保していただいて、そしてその児童・生徒にも木工センターを時間をかけて見ていただくというのも一つの方法じゃないかと思います。是非今のままではもう本当草を刈りてまた次入のを待つというようなやり方で、年に何回か職員の皆さんも、そして担当の皆さんが草を刈りに来ますけれども、現在も非常に荒れた状態で、子供たちが遊びに入れば、逆に危険な状態になっておりますので、是非とも現地を調査をして、いい答えを出していただきたいと思っておりますので、要望しておきます。

次に最後ですけれども、地域活性化について質問をいたします。

これが一番大事なことでございますので、時間をかけて質問をしたいと思っております。地域間交流施設については、現在笠利地区に2か所、名瀬地区に1か所ができました。現地を視察をさせていただきましたが、本当に素晴らしい施設でございます。地域の文化や伝統を守るだけでなく、一集落1ブランドの諸点施設としても、地域が元気を出す最高の場である施設と思っております。今回の皆既日食では、多くの観光客が利用して喜んでおり、文字通り地域間交流の場になっております。地元の方々のお話も伺いましたけれども、非常に予想以上に喜んでおりますし、利用価値があるとのことでした。このような施設を合併の記念館として住用にも是非22年度は建設を要望したいと思っておりますが、どのようにお考えなのか、お伺いをしたいと思います。

住用地域自治区事務所長(高野匡雄君) 地域間交流拠点施設を住用地区に建設できないかとのことですが、地域間交流拠点施設は、議員おっしゃるとおり、地域資源を活用し、都市部との体験交流の

促進を図り、もって地域の活性化に資する施設であります。幸い住用地域には森を中心に自然という豊かな地域資源があり、世界自然遺産登録実現に向けた取り組みの中で、住用の自然は重要な位置付けになるかと思えます。また、黒ウサギやリュウキュウアユなどの世界に誇れる希少な動植物が生息する深い森や溪流、マングローブ原生林や静寂さと景観に勝れた内海公園などの多彩な自然環境を活用した体験交流プログラムの作成が可能であります。このような中、今年度の重要施策である紡ぐきよらの島づくり事業において、住用町連合青年団が地域資源をメニューにした体験プロジェクトに取り組む計画があり、これから各拠点施設と連動させた交流メニュー構築へ大きく寄与できる可能性も秘めており、期待しているところであります。このように、今後奄美市民だけでなく、島内外の地域間交流の人口増や、施設の利用促進を考慮した場合、住用町内での施設整備も必要性があるものと認識しており、今後地域の中で検討、そして協議を進めてまいりたいと考えております。御理解と御協力をお願いいたします。

19番（渡 京一郎君） ありがとうございます。所長から前向きな答弁をいただきました。非常に先ほども申しましたけれども、立派な施設でございます。これからやはり地域に必要な施設でございますので、所長が今答弁をなされたとおりでございますので、今後ともよろしく願いをしておきたいと思えます。できるというほうに解釈をして終わりたいと思えますので、よろしく願いいたします。時間をかけたて時間を取ったんですけれども、前向きの答弁がいただきましたので、私の質問はこれで終わりたいと思えます。ありがとうございました。

議長（伊東隆吉君） 以上で無所属 渡 京一郎君の一般質問を終決いたします。

暫時休憩いたします。（午前10時45分）

午後1時30分再開いたします。

議長（伊東隆吉君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

市民クラブ 平川久嘉君の発言を許可いたします。

18番（平川久嘉君） 議場の皆様、奄美市民の皆様、こんにちは。市民クラブの平川久嘉です。平成21年第3回定例会の一般質問、通告をしてあります4件について行いたいと思えます。その前に所感を少し述べたいと思えます。

まず、9月18日柳町で発生しました火災で被災された9世帯15名の方々に、心からお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧を祈っております。市内の消防活動、困難地域で発生した火災でしたが、今後延焼の恐れの大い地区の防災、消防組織の強化、防災意識の高揚など常に地域の特性、実態を把握した消防の在り方を研究改善をして対処すると、これらが望まれると思っております。

次8月30日に行われた国政選挙では、民主党が圧倒的多数と言える308議席を獲得し、第1党となり、社民党、国民新党とともに政権与党として国政を担うことになりました。これまで政権を担ってきた自民党と公明党は、これから野党としての活動が始まります。国民の審判を真しに受けて、これからの日本の在り方を政権与党及び政権担当経験のある野党として、それぞれの政策の下、共に議論討論を活発にし、将来を真剣に予測した国民の安全、安心、福祉の向上の実現を図らなければならない新しい時代の到来、極めて重要な時代が始まったものと考えます。予測される今後の健全な二大政党政治に大いに期待するものです。

次に国産の宇宙ロケットH2B第1号機の打ち上げの成功です。7月22日トカラ列島を中心に奄美北部で観測された皆既日食は、今世紀最大という天体ショーでした。それに続く国産の宇宙ロケットH2Bの打ち上げ、同じく19日の無人輸送機HTVの国際宇宙ステーションへのドッキング成功は、宇宙への関心と宇宙開発への夢をさらに掻き立てる快挙と感動したものでした。世界でも有数の大型ロケッ

トの打ち上げ成功で、これまでのH2Aロケットの改良を図った宇宙航空研究開発機構と民間の三菱重工の技術の高さを内外に知らしめ、日本の宇宙開発への自信と誇りとなったものと思います。日本が壮大な宇宙開発事業の基盤を築き、将来を担う子供たちに夢をつなぐ楽しみな事業として大いに関心を持っており、打ち上げドッキング成功に拍手を送り喜んでるものです。

それでは質問に入ります。

第1番目の質問は、皆既日食の成果についてであります。今世紀最大の天文ショーと言われる皆既日食も、奄美市の献身的な取り組みにより、心配された混乱や対応不備による大きな事故もなく、多くの来島者や地域の住民が心に残る体験をし、感動することができたものと思っております。これまでの準備をし、最前の努力をされた行政をはじめ関係者の功労とその成果は、後世に残さなければならない貴重な教訓や体験事項もあるものと思います。この受け入れ準備や広報に要した実績はどうであったか、伺います。

次からの質問は発言席から行います。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

産業振興部長（瀬木孝弘君） それじゃお答えをいたします。

まず、奄美発信の最大のイベントとして今年度市政の重要施策に掲げまして鋭意取り組んでまいりました皆既日食は、御紹介のように、幸い大きな混乱やトラブルもなく、国の内外から多数の来島者や地域住民が皆既日食の出現を感動体験できたものと思っております。また、来島者の方々には、滞在期間中奄美大島の自然や文化、温かい人情等に触れていただき、奄美の良さを全国にPRすることもできたものと思っております。このことは受け入れに当たり、市民をはじめ関係機関、民間をはじめ各団体が連携して取り組んだたまものでございまして、その成果に感謝申し上げるところでございます。特に当市議会には、先の第2回定例会におきまして、皆既日食オリジナルTシャツ一色で望んでいただきまして、気分の盛り上げに御協力をいただきましたことに対しましても、衷心より感謝申し上げたいと思っております。

それでは皆既日食の成果について順次お答えをさせていただきます。1点目の受け入れ準備や広報の実績についてでございますが、御承知のとおり昨年6月に行政機関と関係団体で組織いたしました2009皆既日食奄美市実行委員会を立ち上げまして、同時に総務企画、宿泊、衛生、交通、イベントの3専門委員会を設置して、受け入れに当たっての課題等の抽出を行い、必要と思われる対策等を継続的に高じてまいりました。課題の一つでありました宿泊収容力の増強策につきましては、実行委員会において臨時のテントサイト設置が決定されまして、太陽が丘総合運動公園とあやまる岬に観測ツアー客用として開設したところでございます。ツアー客募集の結果、目標を下回る約1,300人の応募となりましたことから、太陽が丘総合運動公園のみをツアー客用とし、あやまる岬は一般客用として開放したところでございます。あやまる岬観光公園は、ピーク時で約200人の方々に利用され、このことは野宿者対策としても対応できたものと考えております。また、今回名瀬地区の大浜海浜公園園地と笠利町土浜地区の私有地におきまして、臨時のテントサイトが開設されました。ピーク時の利用状況でございますが、大浜延地が104人、土浜地区が41人でありました。さらに笠利町内では土盛海岸や前肥田港などにピーク時で60余りのテントの設置を確認しておりますが、事件や事故の発生もなく、来島者の安全が保たれましたことは、笠利町内の消防団員の方々の見回り等による協力の賜と思っております。その他の受け入れ体制につきまして、主な内容を申し上げます。救急医療体制につきましては、7月20日から7月22日までの3日間、笠利町内の3医療施設を第一次救急受け入れ先として依頼するとともに、日食当日は笠利崎、あやまる岬、宇宿漁漁港及び奄美パークの4か所に救護所を設置したところでございます。交通渋滞対策及び交通規制でございますが、奄美警察署との協議を踏まえまして、車のスムーズな流れと緊急車両の円滑な通行を確保するために、笠利町内の国道、県道及び主要な市道部分を駐停車禁止とし、その徹底に努めたところでございます。特に笠利崎におきましては、市道用岬線及

び石原岬線を一方通行といたしまして、車の円滑な流れを図った他、用岬線の山側を駐車スペースとして確保いたしました。また、金作原原生林への観光対策としましては、7月20日から23日までの4日間を一方通行といたしまして、22日を除く3日間一日4往復のガイド付きのシャトルバスを運航いたしました。また、奄美大島の自然体験を企画をいたしました。参加者は170人で行いました。多数の観察者が予想されておりましたので、仮設トイレを主要な観測ポイントに50基設置いたしました。また、ハブ対策としましては、太陽が丘総合運動公園とあやまる岬のテントサイトにハブ侵入防止ネットを設置いたしました。その他鹿児島県ハブ対策推進協議会と協力いたしまして、英語版のパンフレットを6,000部新たに作成して、奄美空港や名瀬新港、臨時観光案内所で来島者全員に配布した他、旅行会社や宿泊施設にも備えていただきました。次に来島者への案内や歓迎の在り方ですが、7月17日から22日までの5日間奄美空港ロビーと名瀬新港待合室内に臨時の観光案内所を設置いたしました。職員を配置し、各種問い合わせに対応した他、観光ガイドマップ、ハブ咬傷予防パンフレット、それら本場奄美大島紬や黒糖焼酎ラベルをプリントした歓迎うちわを2万部作成いたしました。配布をしたところがございます。その他名瀬地区2か所、笠利地区5か所、住用地区1か所に歓迎横断幕の設置、フラワーポットの設置、記念撮影用看板を設置いたしました。なお、集落や町内会、民間団体や親睦団体でもフラワーポットの設置や、沿道の緑化推進、クリーンアップ作戦への参加など美化活動と歓迎ムードの高揚に取り組んでいただいております。熱意と御協力に感謝しているところがございます。

次に伝統文化行事等での歓迎と体験交流の促進であります。奄美の伝統文化に触れていただくために、太陽が丘総合運動公園のテントサイト利用者や観光客を対象に、八月踊りを披露し、体験していただきました。また、奄美パークの野外広場では、イベント専門委員会の主催事業といたしまして、ヨネヤシマンチュリスペクチュと題しまして、音楽祭が開催されております。さらに皆既日食前日の21日には、笠利地区皆既日食連絡協議会が、鶏飯祭と一集落1ブランド体験イベントを開催いたしました。参加者から好評を博しております。さらに当日の夜には、屋仁川通りを会場に奄美市社交飲食業組合主催によりますやんご皆既日食記念フェスティバルが開催され、多くの観光客、市民で賑わいました。御存じのように、皆既日食は学術的価値の高い天文現象でもありますことから、これまで同様大学や研究機関等による天文教室の開催や、観測チームを積極的に受け入れまして、地域住民や子供たちとの交流や観測会を実施していただきました。これらを含め、専門家を招いた講演会や天文教室は13回に上っております。なお、住用総合支所管内の小中学校と長野県小川村の児童・生徒との交流も深めたところがございます。並行いたしまして、DVDによる学術調査事業も実施いたしましたところがございます。

次に広報活動でございますが、各種マスコミ取材への協力をはじめ、インタビュー対応、ホームページの皆既日食サイトの充実やガイドマップ、ポスター、PR用のぼり旗の制作など皆既日食について広報や啓発に継続して努めてまいりました。また、日食当日はあやまる園地内にマスコミ取材用のためのスペースを確保いたしまして、迅速、円滑な取材に協力した他、地元FM放送と連携いたしまして、随時交通、駐車場情報やイベント情報の提供を行い、交通渋滞の解消にも努めたところがございます。これらは新聞やテレビ等により報道されまして、特に皆既日食前後には連日取り上げられるなど、奄美の情報発信につながったものと考えております。

以上が皆既日食の受け入れ準備や広報等の概要でございます。

18番（平川久嘉君） 全般に渡って今実績と言いますが、これまで準備されたり、取り組んでこられたことを話されましたので、大方の方はもう最初の方はもう忘れるぐらいに内容豊富だったと思って聞いております。私のほうも実際に当日は前の日から朝早く、特に北大島の付近ですが、笠利方面回ってその状況を確認したり、あるいは一緒に観測したりしまして、世紀の天文ショーと言いますが、私たちが元気なうちはもう見るできない感動する体験をしたものであります。その裏には皆さんがこのようないろんな準備をし、取り組んで準備をされたということは、大いに皆さんに知ってもらえることだと、知ってもらいたいことだと思って質問しております。あと内容2番、3番とありますけれども、私

が申し上げたいのは、この努力を実はこの奄美大島を広報して、この地域の産業の振興、あるいは観光事業の振興に役立てるという大きな狙いもあったかと思ひますし、その足掛かりを作ったと。またもう一つは、それぞれ組織を作って、あるいは調整をしました、いろんな機関、あるいは団体、民間、地域の活力も活用いたしました。その連携の中に大きな演練ですか、訓練、緊急の場合の体制を普段からこのようなイベントとか、事業において連携を図っていると、すぐ活用できるのではないかと、大事な取り組み方であったというふうに考えております。そこで数字的なことはまだ出てまいりましたけれども、関連する施設の整備、これから産業振興、観光、これらに波及する効果、成果はということで絞ってもうちちょっとお話をいただければ有り難いと思ひます。

産業振興部長（瀬木孝弘君） 2点目のお訪ねについてお答えをいたします。来島者数につきましては、7月18日早朝から22日の東京便到着までの5日間の船舶、航空機、小型航空機及び小型船舶等での入り込み人数は1万3,000人となりました。それ以前の来客者数を除いておりますので、実際には1万3,000人以上が来島したものと推測をいたしております。まず関連施設の整備でございますが、平成19年度に整備いたしましたあやまる園地の崎原側トイレの改修、平成20年度にはあやまる園地のバースハウス改修及び笠利崎園地整備をしております。また、あやまる岬の蘇鉄ジャングル駐車場前のトイレにつきましては、県によりまして20年度事業として水洗化が図られたところでございます。その他皆既日食対策に関連いたしまして、市道用岬線及び屋仁港臨時道路の区画線整理、奄美空港主要道路、観光施設の伐採作業も実施したところでございます。

次に経済効果につきましてお答えをいたします。

まず、施設整備費、それから受け入れ対策費、来島者消費支出額から国土交通省が発表しております大島郡産業連関表を元に算出いたしましたところ、直接効果は約9億3,000万円、それから第一次波及効果が約1億9,000万円、第二次波及効果が約2億6,000万円と試算をいたしまして、今回の皆既日食での経済波及効果は、これらの合計額の約13億8,000万円と推計をいたしたところでございます。日銀鹿児島支店の報告でも、奄美大島への入り込み入島者数は約1万3,000人となり、離島観光について全国的な関心を高め、今後の観光客増加につながる期待が高まっているものと分析をいたしております。また、今回の皆既日食では、昨年下半期からテレビ、新聞、雑誌等報道各社の注目を集めておりまして、メディアによる波及効果も大いにあったのではないかと考えておりますが、現時点におきましてメディアによるメディア効果を数値化することは困難でありますので、御理解を賜りたいと思っております。

18番（平川久嘉君） 総額13億8,000万円相当の波及効果があったという見積もりでありますけれども、なかなかこの事業でこのような効果を上げるというのは難しいことであると思ひますけれども、皆さんのその取り組み、また、実際に奄美大島でこういうそのイベントとかは、恐らくないかもしれませぬけれども、それに近いような努力をされると、波及効果もこれに近いような期待ができるのではないかとこのように思っております。そこで航空とか、あるいは船舶とか、移動手段等いろいろありますけれども、今回の取り組みにおいて1業者と言いますか、近畿ツーリストをメインにほとんどそういう移動手段等については依頼をしたというところに、中にはもっと2社ぐらいにそういう依頼をできれば良かったのではないかとこの意見もありませんけれども、その辺のところについてあるいは教訓になるようなこと、反省するようなことはなかったかどうか、伺いたいと思ひます。

産業振興部長（瀬木孝弘君） まず、今回地元の奄美エーストラベル株式会社さんと、それから御紹介のありました近畿日本ツーリスト東京支店の方の共同企業体として企画店をいただいております。私どもの方は、当然締め切りは昨年の9月頃でありましたが、事前にホームページ、それから広報等に努めまして、多くの観光エージェントの皆さんに参加をしていただきたいということで広報に努めたところでありますが、結果的な状況になりました。ただ申し上げたいことは、今回は奄美市及び民間団体で行政

機関を含めてですね、交渉しました実行委員会で企画したキャンプサイトを中心とした2,960名の受け入れということで対応しましたが、それ以外に特に奄美市の市街地には、これまで長年観光振興で培った経験がございますので、他の数社のエージェントさんもそれぞれ旅行企画をしておりますことをまず御理解をいただきたいと思っております。今後このようなイベントは近く予定はされておられません、このいわゆるプロポーザル方式のですね、企画提案というものは、なかなか企業の中身まで含めまして考え方、それからコンセプト、その辺りを掌握することが可能でありますので、今後大型のイベント等には活用ができる一つの教訓になったのではないかと考えているところであります。

18番（平川久嘉君） 分かりました。今言いましたように、競争の原理と言いますか、競わせてやるということも良かったのではないかなという考えもこれはありましたので、申し述べました。実際にその時期的なものとか、応募する会社とかなかなか定まらないで心配されたことであつたかと思えますけれども、次回その類似したイベント等ある場合には、大いに検討すべき内容ではないかというふうに考えております。関連するようなお話でありますけれども、笠利地区では皆既日食連絡協議会、これを立ち上げて実際に先ほど話がありましたように、八月踊りとか佐仁の八月踊りとか、あるいは一集落1ブランドの関連の塩炊とかいう体験もこう計画をして実施をされております。その辺の成果もとどめておくような内容があつたのではないかと。ひいてはリピーターをこれから育てるという意味でも良かったのではないかというふうに思いますが、その辺の成果について少し伺います。

産業振興部長（瀬木孝弘君） ただいまの御質問がございました笠利地区皆既日食協議会を設置をいたして、今年の6月であります、その会長が笠利総合支所長でございますので、支所長のほうから今の訪ねはお答えをさせていただきたいと思えます。

笠利町地域自治区事務所長（塩崎博成君） それじゃあ、お答えをさせていただきます。今回の皆既日食につきましては、笠利地域はもとより、奄美を売り出す最大のイベントであつたわけでございますが、笠利総合支所といたしましては、絶好の機会ととらえまして、4月の駐在委員会以降、あらゆる機会を通して皆既日食をPRをし、気運の盛り上げに努めたところであります。対応といたしましては、管内の団体等を構成メンバーといたしまして、笠利地区皆既日食連絡協議会を設立をし、皆既日食に向けての管内の盛り上がり、気運情勢、独自のイベントを企画をしたところであります。内容としましては、笠利地域を発祥の地とする鶏飯祭の開催、さらには八月踊り、塩作りなど一集落1ブランド体験ツアー等であります。成果としましては、郷土料理や八月踊り、奄美の自然の恵みである塩作りなど笠利地域のブランドを体験していただいたことで、笠利地域の伝統、文化、環境、また、食の素晴らしさを国内外の方々に発信をすることができたものと思えます。また、アンケート調査も実施をしておりますけれども、楽しかった、また来たいという意見も多くあつたところでございます。そのようなことで、まさに笠利地域を売り出す絶好の機会になったものと考えております。

18番（平川久嘉君） ありがとうございます。実際に佐仁集落の八月踊りなど輪に入って体験したり、太陽が丘で夜の踊りをやったりもしたんですけども、やはり地域の協力と言いますか、やはり人材、それが観光の資源になるのではないかなと思った一つでもありました。奄美市の全体を考えても、今言ったような地域の人たちの協力と言いますか、積極的な参加、これらが大事ではないかなというふうに思っております。成果の多かつたこの皆既日食ではないかというふうに思えます。

次にこの波及効果ということも今言いましたような内容でとらえて終わりとしたいと思います。

次に2番目、西部地区簡易水道再編推進事業についてであります。工事の進ちょく状況についてまずお伺いをいたします。

建設部長（田中晃晶君） 西部地区の簡易水道再編推進事業につきましては、佐仁・屋仁・赤木名・手花

部・緑ヶ丘の西海岸の集落、五つの集落でございますが、簡易水道事業を統合しまして、人口としましては、3,360名、それから計画給水量としましては1,684立米を平成18年から27年までの整備計画で今現在施行中であります。その進捗でございますが、平成18年度から平成20年度まで佐仁から屋仁、屋仁から川上、それから川上から赤木名の管を連絡管を延長にしまして6,700メートル余りを整備をしまして、赤木名、屋仁、佐仁集落の老朽排水管の敷設替え約2,000メートルを行いました。また、鍋比水源から赤木名ポンプ場への送水管の布設工事約2,400メートルなども施行いたしております。事業費ベースで申し上げますと、全体で22億4,500万円の事業費の中で、約4,600万円、進捗でございますまして18パーセントの進捗率であります。

18番（平川久嘉君） 22億4,500万円の事業計画から、まだ4,600万円と18パーセントの進捗率、4億6,000万円ですね。

議長（伊東隆吉君） 平川議員、ちょっと訂正があるようですので。

建設部長（田中晃晶君） 先ほど4,600万円だと申し上げましたが、4億600万円です。訂正申し上げます。

18番（平川久嘉君） これは20年度末ですか。取り組んでおられるその事業そのものは実際に連絡管の布設とか、あるいは老朽排水管の布設替えということで、それぞれの地域で行っているようですけれども、このところ動きがあまり見られないものですから、この進捗状況でいって10年計画、これ進むのかなともう心配するところもあるものですから、現在その計画的に進んでいるのかどうかということも、あるいは停滞しているのであれば、どこで課題があるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

建設部長（田中晃晶君） 西部地区の進捗状況につきましては、我々が当初計画しました10年計画の中で、現在20年度まで、今年度の21年も含めまして計画どおりの進捗でございます。

18番（平川久嘉君） 計画どおりで進んでいるということで安心をいたしました。浄水場、配水地等の年次の整備も予定どおりということでとらえてよろしいですか。

建設部長（田中晃晶君） はい、そのような当初計画どおり進んでおります。

18番（平川久嘉君） はい、分かりました。水道事業もそうですけれども、公共下水道事業との関連ということで質問をいたします。公共下水道、農業集落配水事業、都市ガスなどの整備の事業は、地下埋設の連絡管の埋設等主な工程になると思います。推進中のこの西部地区には水道再編整備事業と関連させた効率的な工程が考えられると思います。現在関連されている事業はないか、あるとすればどのような事業がありますか、伺います。

建設部長（田中晃晶君） 公共下水道事業との関連でございますが、ただいまの西部地区の区域内におきます規約につきましては、平成18年度に策定いたしました市の汚水処理施設整備構想に基づきまして、特定環境保全公共下水道事業という名称がございますが、それでは赤木名、手花部、前肥田3地区を赤木名処理区として整備する計画であります。また、農業集落配水事業におきましては、屋仁地区、それから佐仁、用安、喜瀬を順次地区ごとに整備する計画であります。その中で屋仁地区におきましては、昨年平成20年度から25年度までの6年間の計画で整備中でございます。

18番（平川久嘉君） 農業集落配水事業も含めて、この西部地区公共水道事業については大いに関連があるというふうに理解しております。なお、屋仁地区では25年度までにはその事業を完成をさせたいということでありませけれども、その見通しについてもお伺いいたします。関連した事業として効率的な事業を進めているかどうかということ。

建設部長（田中晃晶君） 先ほどの水状況、宇津ダムの関係もございしますが、当然出てくると思いますが、そのような形で水の水量の確保と、それから事業費の計画的な事業の策定と、そのようなことで現在も取り組んでおりますが、その計画においても、屋仁地区の計画におきましても、計画どおり25年度で完了する予定で進めているところであります。

18番（平川久嘉君） 了解しました。屋仁地区、特に屋仁地区のことについて関連することでお伺いしたいんですけども、これは直接は水道事業とは関係ないとおっしゃられるとそのとおりかもしれませんが、農業用水としての活用はできないかと、これはちょっと無理な質問ではありますが、今言いましたように、屋仁地区では今集落配水の事業とか、公共水道事業ですね、それとか並行してやっておりますけれども、心配されているのは、今売り出してる屋仁のターマン、これは水をものすごく必要とする作物なんですけれども、聞くところによると、水が不足をして、どうしてもその拡張したターマンの生産ができないというような深刻な話を聞いております。そこでその余剰水とか、それに代わるような事業というんですか、給水、農業用水とかの事業が考えられないかどうか。あえて関連の質問ということで挙げて質問をいたします。よろしくをお願いします。

建設部長（田中晃晶君） 議員御質問の中には、通称宇津川の上流にあります宇津ダムの水をということだというふうに解釈しますと、結論だけ申し上げますと、無理だということになりますが、その前に経緯を若干申し上げたいと思います。この宇津ダムの砂防堰堤、通常砂防堰堤ですが、これは平成12年度に県の砂防堰堤計画の中で、水源が乏しいということで、その笠利地区の西部地区の水事情等について県のほうで御理解いただきまして、将来の先ほど申し上げた下水道整備事業等もございしますので、それらに対する給水量が必要だということで、県のほうに申し上げ、この砂防ダムの機能を満たす堰堤だけではなくて、その堰堤を水瓶として機能を配慮していただきたいということで、県のほうに御理解を願ったものでございます。今あるこの宇津ダムにつきましては、先ほどから申し上げております西部地区の主な、主たる水源になります。と考えておりますが、西部地区全体の給水量を補うためには、まだ水量的にも不足しております。今現在赤木名地区に主に使われております鍋比の水源の水もやはり足りないものでありまして、必要とするものであります。したがって、この鍋比の水源とこの宇津ダムの浄水場を結ぶ導水管等も、先ほど申し上げたように、布設工事を行っているところです。このような現在の水の状況を鑑みますと、西部地区へのその良質で安定した水道水の給水を行うための水量でしかございませんので、したがって、農業用水としての活用まではできないものというふうに考えております。

18番（平川久嘉君） 上水道と今言った農業用水とは噛み合わないところこれ多々あると思うんですけども、思いとしては昔稲の頃の豊富な水が枯れるということは不思議だというぐらいな気持ちで皆見ていると言いますか、いうところがありますので、あえてこれに代わるような知恵があったら、いい案がありましたら、是非考えていただきたいと。縦の考え方じゃなくて、横に広げて考える。例えば溜め池を作るとか、今少し下流のほうに行くと、あの河川のほうでも堰止めをして、ある程度は水が取水できるような状況もありますので、これも水道の関連でやられるのか、産業振興のほうでやられるか、是非御検討いただきたいというふうに思います。

続いて3番目、父子手当についてであります。本年度から名瀬地区においても、手当の支給がなされると聞いております。また、新政府では選挙公約として掲げたマニフェストの事項に子供手当などの実

行が言われております。ここで言う父子手当の現状と将来の見通しはどのようになりますか、伺います。

福祉部長（福山 治君） 父子手当の現状についての御質問にお答えをいたします。父子手当につきましては、昨年度までは笠利地区のみで実施しておりましたが、本年度より奄美市全体で実施しております。支給金額は対象児童1人につき年額2万4,000円、2人目以降は1人増すごとに6,000円が加算されます。現状といたしましては、現在奄美市全体で70名からの申請があり、支給総額は189万6,000円となっております。地区別では名瀬地区で申請者数61名、支給総額168万円、笠利地区で申請者数9名、支給総額21万6,000円となっております。なお、住用地区においては、今のところ申請は承っておりません。次に父子手当の将来の見通しということについての御質問でございますが、本年度より奄美市全体で実施された制度でございますので、市政だよりや新聞等で制度の周知をこれから図ってまいりたいと考えております。

18番（平川久嘉君） 対象者、あるいはその支給額が今おっしゃいましたけれども、この2万4,000円は年に1回ですか。

福祉部長（福山 治君） はい、おっしゃるとおりでございます。

18番（平川久嘉君） あまりにも少ないという考えでありますけど、もっとも国の制度で母子手当と言うか、児童扶養手当というのはまだ多く手厚くやってあるんですけども、父子手当というのはお父さんと言うか、父のほうでは自分で働いてそれなりの収入があるという見込みでこれだけにしてやってくれるかと思っておりますけれども、どうしても増額できないかという気持ちがあります。行政改革を推し進める緊縮予算の中での増額は無理があるとはいえ、母子家庭の増加に伴い、夫婦間の母子家庭と言うか、父と別れるとかいう話で、父子家庭の増加も当然見込まれると思います。子供の子弟の教育には格差があってはならないと思いますし、他の制度との関係も含め、奄美市としてできこと、また、実態を明らかにして、県や国に要望し、実現を図る必要があると考えますが、その増額ということに関してお考えをお示しいただきたいと思っております。

福祉部長（福山 治君） 手当の増額につきましては、本年度より実施された制度ということもありまして、申請に来られた方々の反応といたしましては、ほとんどの方に喜んでいただいております。笠利地区におきましては、昨年度までの支給金額は対象児童1人につき年額2万円、2人以上であるとき年2万6,000円でありましたので、本年度より手当の拡充は行われているということで御理解を賜りたいと思っております。また、今回政権担当となりました民主党のマニフェストによりますと、父子家庭にも児童扶養手当を支給するとなっておりますので、今後の情勢の変化にも注目をしてまいりたいと思っております。それから、次に県や国に要望ということでございますが、この父子の児童扶養手当等につきましては、県市長会、それから全国市長会から国に要望が出ているということで御理解をいただきたいと思っております。

18番（平川久嘉君） 是非同じような状況、もっとひどい状況があろうかと思っておりますが、父子家庭についての補助についても、是非前向きに御検討いただきたいというふうに思います。参考というような質問になるかもしれませんが、他の手当、児童手当、児童扶養手当の状況を教えていただきたいと思っております。

福祉部長（福山 治君） 児童手当と児童扶養手当の状況についてお答えをいたします。まず、児童手当につきましては、6月期の定期払いにおきまして、奄美市全体で受給者数が2,956名、支給総額が1億2,349万5,000円となっております。地区別では名瀬地区で受給者数が2,578名、支

給総額が1億684万円、笠利地区で受給者数が310名、支給総額が1,371万5,000円、住用地区で受給者数が68名、支給総額が294万円となっております。平成20年度につきましては、受給者数が2,714名、支給総額が3億7,392万5,000円となっております。次に児童扶養手当につきましては、8月期の定期払いにおきまして、奄美市全体で受給者数が872名、支給総額が1億4,221万1,660円となっております。こちらの方は地区別ごとの区分けができていませんので、奄美市全体のみの方の状況とさせていただきます。平成20年度につきましては、受給者数が895名、支給総額が4億4,156万2,210円となっております。

18番（平川久嘉君） それぞれ比較した年度においては増加をしているという数値でありますけれども、いずれにしろ、この扶養、あるいは手当等については、ますます増加するものと思います。これが国の補助事業でもありますので、市としては大いに喜ばしいことかとは思いますが、差が出るような気持ちがいたしますので、是非その辺のところを先ほどの新政府の見通しもありますけれども、そのようなことがないように是非配慮をしていただきたいと思いますというふうに思います。

次に移ります。笠利地区給食センターの建設についてであります。地元新聞に奄美市が笠利町の太陽が丘運動公園内に最新鋭の設備を備えた学校給食センターを建設する計画の記事がありました。また、本議会におきましても、議案99号、100号として建設についての提案が出されております。現在の施設の老朽化が進み、早めの建て替えが切望されただけに、建設の計らいに地域住民、関係者の喜びの声と感謝の気持ちが伝わっていることを述べたいと思います。報道により、建設場所、総事業費、建物の機能、能力などの概要を知ることができました。市民に対しさらに理解を深めてもらい、これからの学校給食の在り方を目指す給食センターの建設に関する質問として行いたいと思います。建設計画の現状について伺います。

教育事務局長（里中一彦君） まず笠利町学校給食センターの建設について、建設計画の現状についてからお答えをいたします。笠利町学校給食センターは、昭和47年度の建設から36年が経過をし、施設設備の老朽化と併せて、施設設備が従来型のウエットシステムでの給食共同調理場であることから、フルドライシステムを備えた施設への改築を行おうとするものでございます。給食センターの建設に当たりましては、建設場所の選定はもちろんのことですが、建物の設計以前に厨房機器納入業者を選定し、機器の配置と作業導線を考慮した建物の設計が必要となります。そのため、昨年7月に奄美市立笠利町学校給食センター厨房設備選定委員会を設置をいたしまして、厨房機器業者から提案をしていただくための条件の統一や、選定の方法などを協議をし、6指名業者から金額を含めまして提案をしていただきました。併せてプレゼンテーションを受けまして、業者の選定がなされ、設計に反映してるところでございます。設計につきましては、業者指名から落札までの一連の手続きを経まして、設計業務委託を昨年11月19日に設計会社と契約をし、本年6月30日に完成品が届いております。設計業務委託の完了を受けまして、本体請負工事業者及び厨房機器業者と平成21年本年の8月28日に仮契約を済ませ、今回議案としてこれは99号の工事請負締結議案と、100号の厨房備品購入契約締結議案を上程をしてるところでございます。建設地は現在の場所では敷地面積が不足をするため、太陽が丘運動公園内の敷地3,142.35平米に鉄骨造り一部二階建、延べ床面積1,087.77平米を予定をいたしているところでございます。

18番（平川久嘉君） 地元新聞では、ちゃんとイラスト入りで形もイメージアップやりやすいようになってますけれども、場所として太陽が丘の運動公園と。ちょうど笠利町の中央ですが、今のところ中央付近にあるということで、いい場所ではないかなというふうに考えております。この建物の方式と言いますか、その中にフルドライ方式、今まではウエット式ということでありましたけど、フルドライ方式、これの何ていうか、いいところとか、あるいはその方式についての説明をお願いしたいんですが。

教育事務局長（里中一彦君） 笠利町の給食センターにつきましては、先ほどもお答えしましたが、昭和47年の建設です。その当時は現在言われておりますウエット方式と言いまして、例えば水処理を行いますけれども、そういうのが床に水がある状態でございます。フルドライ方式というものは、以前0 - 157が発生をいたしまして、いろいろと問題にりましたけれども、これらに対処するための方式でございまして、調理室が床も乾燥した状態で使用するために、室内の湿度が低く保たれまして、細菌の繁殖を少なくして、床面から跳ね水等による汚染や食材からの二次汚染を防止できる、このようなシステムでございます。

18番（平川久嘉君） ウエット方式の湿気の多い、0 - 157等の細菌類の発生してる状況、このフルドライ方式、乾燥する、調べたところでは乾燥させて、そういう細菌類が発生しないような衛生的な施設にすると。また、その何と言いますかな、殺菌方法はアルコールとか消毒液等で常に乾燥した状態で清潔的な環境で調理をするというような方式だというふうにとらえておりますが、それでよろしいですか。その方式でこの経費相当かかりますけれども、その辺のところも含めてですね、他の今回私たちと言いますかな、管理の方法とか、あるいは運用体系ですか、文教委員会は広島県の府中市に行きまして、まだ規模は大きいんですけども、5,000食ぐらい対応できるというような学校給食センター等研修をしてまいりました。また、龍郷町ですね、でも既にもう実施をしております、ものすごく好評を得ると。管理者、あるいは教育長辺りいろんな会合があるときに試食などしてもらったり、研修をしてもらったりしてるというお話で、自慢の施設だということでお話を伺っております。あと問題なんです、これからだと思いますけれども、管理運営の方法、それから雇用体系の予定と、その辺のところも恐らくこれからまたいろいろ検討しなくてはいけない、あるいは調整をしなければいけない大事な事項だと思いますが、その辺のところについても伺います。

教育事務局長（里中一彦君） まず管理運営の方法でございまして、現在市の直営で行っております。今のところ来年7月の議案が議会で可決をしていただければの話でございまして、いただければ、来年の7月に完成の予定で、9月の来年度の新学期から新しいセンターでの給食の提供ができるものだろうというふうに予定をいたしております。これに合わせまして、管理運営をどのようにするのかというお尋ねでございまして、このことにつきましては、現在のように直営方式で運営をしていくのか、あるいは委託を、業務の委託でございまして、業務の委託というのは、例えば調理、それから配送、こういった業務の委託を行うのか、検討を行う必要があると思っております。このため、関係部所を構成をします管理運営検討委員会をこれから立ち上げまして、その中で新給食センターの運営をどのようにしていくのか、検討をしてみたいと考えているところでございまして。次に、雇用体系の予定につきましては、これは先ほど申し上げましたように、直営方式でやるのか、あるいは業務の委託方式でいくのかということについて検討されることとなりますけれども、委託方式で運営をするといたしましても、現職員の雇用が引き続き図られるような方策が取れないのか、鋭意検討をしてみたいと考えております。御理解を賜りたいと思っております。

18番（平川久嘉君） 今言いました管理運営の方法とか、雇用の在り方とか、その辺もこれから委員会を立てて検討されるというこういう受けとめ方でよろしいかどうか、伺います。もう1回諮ると、委員会等で検討するというところで。

教育事務局長（里中一彦君） 先ほどの繰り返しになると思いますが、管理運営をどのようにするのか、これは関係部署で構成をします運営検討委員会、ここで検討を行ってまいります。職員の体制につきましては、現在センター開設から現行方式で現在の職員の皆さんが努力のお陰で1件の事故もなく、運営をされております。このようなことから、引き続き現在の職員が業務運営に当たれないものか、このようなこと含めて検討をしてみたいというふうにご検討しているところでございまして。

18番（平川久嘉君） はい、分かりました。雇用についても、現在笠利地区の場合は8名体制でした、調理員が。同じ同様の規模、1,000人規模、能力のある籠郷町の場合も同じような人員ですか、新しくなって11名になってるようですね。それはそれぞれの調理室、あるいはその配食室からは肉とか魚類を分類するところの部屋を別に設けてるとか、部屋が増えてると言いますかね、なるべくそういう衛生的な面で厳しいしチェックを今やってるんですけども、それらも部屋ごとにそういう管理ができるような体制になるので、問題はないとはいえ、人員は増えるんじゃないかなと思ったりもして見てきました。それからその栄養士とか、関係する方たちのお話ですと、先ほど言われたように、これまで従事されてきた方たちについては、信頼の置ける技術の高い方たちで、継続した地域の人としての雇用ができればいいかなということでも話がありました。是非その辺のところも御検討いただきたいというふうに思います。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（伊東隆吉君） 以上で市民クラブ 平川久嘉君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。（午後2時26分）

議長（伊東隆吉君） それでは再開いたします。（午後2時45分）

引き続き一般質問を行います。

市民クラブ 奥 輝人君の発言を許可いたします。

17番（奥 輝人君） 議場のみなさん、市民のみなさん、こんにちは。一般質問の初日午後部の2番目市民クラブの奥 輝人です。大変眠たい時間帯ではありますが、元気を出していきたいと思えます。

あらかじめ通告してあります一般質問を行います。その前に少々私見を述べたいと思えます。

先日の新聞報道で、平田奄美市長の9月定例会限りでの勇退、そして辞職の報道がありました。また、午前中の開議員への答弁でもありましたように、11月をめどに勇退との見解でありました。市民や職員にとっては、突然の報道、出来事であり、戸惑いや困惑、そして複雑な思いであったかと予想します。合併をして3年間と半年余り、初代の市長として3市町村の均衡ある発展、一体感の醸成の推進を果たし、あらゆる施策等を実施し、実現し、奄美市の骨格の形成に大きな役割を果たしたと思っております。市長の功績を大きく讃えたいと思えます。勇退後は奄美市の一市民として、奄美市の行く末を見届けながら、奄美市のために尽力していただきたいと思えます。

さて、国内においては、民主、社民、国民新党との連立政権による鳩山内閣が誕生しました。16年ぶりに起こった政権交代、官僚主導から政治主導への移行を掲げ、2010年度予算概算要求の見直しや、本年度補正予算の一部執行停止を表明しています。今回の衆院選での民主党が掲げたマニフェスト政権公約、それは今後日本がどのように動いていくのか、期待と不安が大きく交錯しているのが現状であろうかと思えます。日本の経済や景気、雇用の向上に対応できるのか、様子を見てみたい。民主党のマニフェストを見ますと、脱官僚の政治、高速道路の無料化、子供手当、戸別農家所得保障制度の創設、ガソリン税の暫定税率の廃止、後期高齢者制度の廃止、公共工事の見直し、八ツ場ダム建設中止等々であります。一つのマニフェストの聞こえ方はいいものの、内容や中身が全然表面化されていない、見えない。また、財源の確保や官僚との対話、地方との連携、農村部との接触など課題も多いように感じています。特にマニフェストの中で戸別農家所得保障の創設は、2011年度から実施であります。国際間の農業交渉の問題も多い。また、この保障ですべての作物を保障するのか。奄美の農産物は守ることができるのか。また、食料自給率60パーセントを目指す公約しているが、反比例となるのではないのか。農業、農村の活性化が図られるのか。本当に先行き不透明なことが多く、簡単に足払われては困るというのが思いであります。農家の実情を見極めて判断をしてもらいたいものであります。また、その他のマニフェストの実現で、増税になる家庭や喜ぶ家庭、不満を持つ家庭等々様々な現象が発生し

ていくのではないかと。本当に先が見え隠れしています。とにかく政権交代が実現したからには、今後の成り行きを見たいものであります。

次に、農家のみなさん、毎日の農作業お疲れ様です。まだまだ暑い日が続きますが、今年は少雨で水不足となっていますが、農作物の手入れや管理を十分にされて、実りの秋、そして五穀豊穡の秋と言えるように頑張ってくださいと思います。

それでは質問に入ります。

1、農業交渉について。日米F T A、日豪E P A交渉について。現在の動向について伺います。

鳩山内閣の連立政権が誕生し、世界の農業交渉が加速されると予想されます。日米F T Aについては、改めて中止すべき出来事であります。国内農業を守るためには、あらゆる方策、施策で望まなければ、そして対応しなければならぬと強く感じています。日米F T A交渉は、日本と米国間の2国間の交渉であり、これから同じテーブルに座り交渉をしていくわけであります。先の衆院選において、民主党のマニフェストの中に、日米F T Aを締結すると掲げていました。何を根拠に何を目的に締結をするのか、具体的な内容もなく、ただ締結をすると述べていました。もし締結をされた場合、関税が削減撤廃され、安価な農産物が輸入されることになれば、国内農業の崩壊や奄美農業のさらなる厳しさや低下につながりかねない。このような事態を民主党は感じ取ったのか、その後日米F T A交渉を締結するの文言から、促進するという文言に言い換えたのであります。改めたのであります。締結するのと促進する、全然意味が違います。日本の農業事情を全く理解していない。日本の農業の行く末を無視した行動であります。また、小沢一郎氏は、日米F T Aを締結しても何の問題もないと言い切り、矛盾した行動にも理解にも苦しむばかりであります。ただ何ら問題もないと言い切るのは、戸別農家所得保障制度を導入して、農家を救えばいいと思っているからであります。ただ戸別農家所得保障をするだけでいいのか。減反をする農家も増えていくのではないのか。作物はどのような作物になるのか。不透明なことばかりであります。関税を削減撤廃することにより、安価な農産物が輸入され、農業のできる環境は損なわれ、土地や畑は休耕地が増えていくのではないのか。危機はないのか。不安感の多いのが現状であります。また、食料自給率を40パーセントから60パーセントへ引き上げると公約していますが、本当に可能なのか。農業、農村、農家の努力が不可欠であります。そのような中、日米F T A交渉は、これから進展していきます。同時に、日豪E P A交渉もさらに加速され、進展していく気配であります。日米F T A、日豪E P Aの交渉について現在の動向はどのようになっているのかを伺いたいと思います。

次の質問からは発言席で行いたいと思います。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

農政局長（田丸友三郎君） ただいま御質問がありましたけれども、専門的な用語が若干入っていましたので、その言葉の意味を皆さん方にも知っていただきたいことで、若干説明させていただきたいと思っております。まず、W T O世界貿易機構は、現在世界で153カ国の国が加盟して、貿易の自由化を行っている機関であります。それからただいまありましたW P A、これは経済連携協定ということであります。それからF T A、自由貿易協定と2国間、また、数力国間で取り決めをするものであります。先ほど議員の御質問にありました日米F T A、日豪E P Aの現在の動向についてのお尋ねでございますが、日米のF T Aとは、議員も説明をしてくださりましたように、日本と米国における自由貿易協定のことでありまして、日豪E P Aとは、日本とオーストラリアの間における経済連携協定のことでございます。まだこれらの協定は、先ほど議員もおっしゃいましたように、締結には至っていない状況でございます。仮に締結をした場合は、お話にもありましたように、農産畜物の関税撤廃がまず必至であります。そのため、日本の農業に大きな影響を与えることが懸念をされます。世界最大の農産物輸出国であります米国は、日本にとっても最大の農産物の輸入相手国でもあります。そういうことから考えますと、日本の農業に大きな影響を与えることは、もう必至であります。さらに、すべての農産物交渉の対象にしていますことから、日米と日本と米国の間で関税が撤廃された場合は、米、麦、肉類、魚介類をはじめ、農

産物全体に大きな影響を与えるだけでなく、日豪EPA、WTOなどの交渉にさらに拍車をかけることが考えられます。また、平成19年4月にオーストラリアとのEPA自由貿易協定が開始され、妥結には至っておりませんが、オーストラリアは関税撤廃を求めておりまして、オーストラリアが関税撤廃を求める関心品目と、日本が本当に守りたい重要品目とが一致しておりますから、このことが撤廃されるのであれば、先ほど言いました米、牛肉、乳製品、小麦、砂糖の主要分野において大きな影響を与えることが懸念されます。今後の対応についてでございますけれども、日米FTA、日豪EPA交渉につきましては、議員もおっしゃいましたように、国際間の問題でもありますので、今後の国の対応、それから県や関係機関との連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

17番(奥輝人君) はい、ありがとうございました。今局長さんが言われたようにですね、日米FTA、日豪EPA、2国間の協定であります。今一番心配されているのが、やっぱり鹿児島県においてはですね、日米FTAの場合は牛肉関係が本当関税が撤廃された場合、この牛農家が成り立っていくのか、そこら辺りもやはり民主党さんの方はもう本当真剣に考えてもらわなければですね、今後の日本の農業の行く末が本当崩壊されてしまうというのは、もう先ほど演壇からのほうでも話しましたけれど、ここにも民主党さんいますけれど、是非その国のほうにはですね、働き掛けていただきたいと思います。お願いしますね。あとまた日豪EPAに関してもですね、これはまた牛肉やらあとサトウキビの関係であります。牛肉は38.5パーセントの関税、そしてサトウキビに関しては、砂糖に関しては30.5パーセントの高関税で取り引きをされているわけでありまして。それを撤廃された場合ですね、やはり今までのサトウキビ産業はもう本当成り立っていかないと。そこに対して本当に民主党さんがこのままではいけないというそういった強い心を持ってですね、奈良議員さん、お願いしたいと思います。

あとですね、もうこれはもう皆さん国の方の方針の政策、協定でありますので、国の方の政府のほうで本当に真剣に取り組んでもらいたいと思います。

それでは次にですね、このWTO農業交渉についてちょっとまた伺いたいと思います。先ほど局長のほうからもいろいろWTO農業交渉についての説明等もありました。9月に入りですね、今月の9月に入り、WTOドーアラウンドがもう再開されました。これまでの経過についてはですね、米国側とですね、インド、中国との間で駆け引き、折り合いが合わずにですね、決裂したままの状態であります。しかし、今回はですね、政権交代が実現されたということで、新たな曲面を迎えるのではないかなあという危ぐしてるところでもあります。これまで日本は重要品目の数に関しては、8パーセントを主張していました。しかし、WTOのほうではですね、日本の重要品目はもう6パーセントということで、4パーセントの重要品目プラスの低関税輸入枠の代償措置の2パーセントの合計6パーセントをWTOの方は今主張しているわけでありまして。1,332品目の中からですね、6パーセントだけをとなれば、もう80品目ぐらいに絞られてきます。果たしてですね、この政府が今後この日本の主張する8パーセントを守ることができるのか、また、その主張でき得るのか、もう疑問でもありますし、この8パーセントが取れなかった場合の6パーセントになった場合、条件付きやら、またはそういった例外扱いもしなければならぬという思いがあります。そこら辺り今後政権交代の波でですね、WTO農業交渉の行く末を今後これは国の国際的な農業交渉でありますけれど、今後の行く末をどのように感じているのかを伺いたいと思います。

農政局長(田丸友三郎君) WTOの農業交渉についてでございます。平成20年12月に開催されましたWTOの国際貿易機関ドーアラウンド多角的貿易交渉の保護削減基準確立に向けた閣僚会議が見送られたということは、先ほど議員の御発言のとおりでございます。もし、この交渉が合意に達した場合は、先ほどの畜産の牛肉と同様、今度はサトウキビ産業の根底に大きな影響を及ぼすことが危ぐされております。この問題につきましては、市や議会におきまして、WTO農業交渉に関する交渉や陳情書などについて提出するとともに、WTO農業交渉鹿児島県総決起大会に職員を出席させたところでございます。今後の対応についてでございますが、先ほど同様、この問題につきましても、国際間の問題であり

まして、今後の経緯を見据えなければなりません、先ほども申しましたとおり、県や関係機関と連携を図り、サトウキビ産業に大きな影響を及ぼすW T Oドーハラウンドの関税引き下げなどの阻止を国に求めてまいりたいと考えております。

17番（奥 輝人君） やっぱり国際間の問題ということで、国の政府の方がですね、これは対応していくわけでありまして、やはり私たち地方の方もですね、やはりこの交渉締結に向けてはですね、やはり何らかの意見書等を出しながらですね、この農業を守っていける環境を作っていかなければならないと感じています。今後の動向を一応見守っていきたいと感じています。

それではですね、次の質問に入りたいと思います。

2のですね、畜産の振興について。競り市の状況について。ア、雌の価格について。イ、雄の価格について。ウ、低価格の要因になってについてのこれをまとめて一応質問に入りたいと思います。この小牛の競り市についてはですね、ほとんど新聞紙上等でですね、9月競り市が開催されたその結果とその単価等がもう新聞紙上でかたかた掲載されていました。この小牛競り市がですね、昨年1月競り市からですね、徐々に徐々に単価を値を下げていき、結局去年のもう7月競りではですね、前回のB S Eが発生した平成13年度にあったんですけど、もうそれ以来の価格暴落ということになり、そこからその7月が一番もう最安値でありました。その後9月も11月も安かったんですけど、若干の1,000円当たり1万円までいかないんですけど、そこら辺りの変動はありましたけれど、またですね、今回の9月競りにおいてはですね、また昨年度の7月競りと同じような単価にまた逆戻りしたところであります。こういった小牛の価格がですね、あまりにも安いというのが、これは日本全国の市場から見てもですね、その結果がうかがえるわけでありまして。今後ですね、この雄と雌の単価がこのような状況がずっと続くのであればですね、本当考えなければならぬ。畜産農家にとっては、畜産業界にとってはですね、本当に深刻な問題であります。そういった意味で、今日本全国こういう黒毛和種やら、あと褐色系統の小牛の生産がですね、非常に危ぶまれている状況となっております。そういった意味でですね、この畜産の振興についてですけど、雄や雌の平均価格も本当この資料、私の資料の持ってますけど、雌の価格の平均がですね、この与論市場から瀬戸内市場までの合計の中でまだ25万4,000円です。たったの平均が25万4,000円、雄が34万円ということで、こういう単価ではですね、本当農家の畜産農家の方はやっていけないというのが本当気持ちであります。こういった実情をですね、今後やはり打破していかなければ、畜産業界本当生き残れないのが、生き残れないのかなあという本当不安ばかりであります。また、先ほどの農業交渉等にも関連するんですけど、そういった農業交渉等が促進されたりしていった場合ですね、本当の畜産業界打撃になるのではないかと必死な気持ちであります。そういった意味でですね、今こういった低価格の要因について、雌や去勢の価格は全国的な流れでもありますが、昨年度からの原油価格の高騰やら、いろいろ飼料価格の高騰なども考えられます。今のこの畜産の小牛の競り単価についてですね、どのように感じているのかをうかがいたいと思います。

農政局長（田丸友三郎君） ただいま御質問のありました雌、去勢を含め小牛価格は確かに下落傾向にあります。全国的に見ても、平成19年度から下がりはじめ、最高時の約66パーセントの価格まで落ち込んでおります。この低価格の要因につきましては、議員が述べられましたとおり、全国的に肥育農家、いわゆる消費者がスーパーなどで購入される牛肉を生産する農家のことなんですけれども、原油価格の高騰、穀物相場の高値に伴う農耕飼料価格の高騰などにより、飼料等のコストの増加、また、枝肉相場の安値に伴い、販売収入が減少となり、肥育農家の経営としては非常に厳しい経営状況が続いております。その肥育農家が小牛を導入するときにかかる経費、即ち小牛の競り市での高値での取り引きに余裕がないということで、小牛価格の低迷につながっているものと考えます。そのようなことから、いかに肥育農家が小牛を少しでも高く購入してくれるかという課題に、生産農家及び各関係機関と連携を図りながら、生産農家の経営が安定できるように取組を行わなければならないと思っております。この改善策の取り組みの中では、まず牛肉の消費を拡大させるためのP Rなども含めて、現在市のほうで行っ

ております巡回指導，主要技術の向上，商品性の向上，それから定期的な個別巡回指導など従来の指導に加えて，新たに指導体制の強化を各支所に指示をいたしております。それぞれの牛1頭に付きそれぞれのカルテを作って，巡回時にどういう指導をしたかというのがきめ細かく分かるような形で今後は行っていきたいというようなことを考えて，現在指示をしているところでございます。

17番（奥 輝人君） 局長のほうからも改善策についてまでちょっと答弁がありました，一応平成18年にですね，自分たち笠利やら奄美本島内をですね，近代化施設やら大型器械を導入してですね，その当時あまりにも小牛の単価が良かったもんだから，そのとき小牛をと言うか，その近代化施設，大型器械の導入などを図りました。そのときの単価もですね，先ほど局長が言われたように，66パーセントぐらい半減してるということでもあります。実際にはですね，それ以上私はもう半減してるのかなと思っています。所得もですね，今いろいろな大型機械やらいろんなものを含めてですね，約1頭当たり20万前後の経費がかかっています。今先ほどの雌の価格でも26万円というなれば，本当平均で26万円，もちろんたったのもう6万円しかないというのがもう畜産農家の現状であります。しかしながらですね，この前の9月の競り市においてはですね，雌の価格は10万台という牛も十数頭出ていまして，本当にこれ十数万円の単価でですね，競られて，赤字，逆に自分が負担しなければならないお金の方が多くなって農家も結構います。そういった現状でもあります。平均が26万円であって，高い牛なんかになればですね，自分の自家ほりやら私有牛ということで，血統もいいということで，単価も跳ね上がります。40万から50万まで跳ね上がる牛もいます。そういった血統もいい牛がおれば単価も上がりますけど，やはりですね，下の底辺の牛をどう持ち上げていくのかも，もう今後の課題でもあろうかと思えます。今回の質問の中でも，これは一応国の流れで今小牛単価が安いということでもありますけど，本当改善策としてですね，今牛肉の在庫も多いと。そして牛肉の離れも多いと。消費者も牛肉に消費者も少ないというのを一応いろんな情報で聞いています。今回安全な牛肉をPRするためにはですね，本当各種のPR等が必要だと思えます。先ほど局長のほうからも説明等もありましたようにですね，今後はですね，本当鹿児島県奄美市も含めてですけど，トップセールスのですね，やはりそういったPR等も必要ではないかなあという思いがします。やはり牛肉を食べなければですね，在庫も減っていかないし，また，牛の増頭にもつながっていかないというのがありますので，やはりここら辺りですね，鹿児島県もですね，PRに努めてもらいたいし，そのトップになってるセールスがやはりいろんな活動することによって，この牛肉離れからの拍車もかけられるのではないかという思いもあります。実際に個人的ですけど，宮崎県のほうでもですね，知事さんがいろいろとトップセールスをやっています。この問題とこの問題が本当にマッチするののかというのも疑問もありますけれど，やはりこのPRというのが必要ではないかなあという思いもします。今回市長さんの方も今回限りということでもありますけれど，今後のトップセールスへのPRの活動についてですね，県への働き掛けとかですね，をちょっとまた今後のまた奄美市の市長さんやら，また，そういったトップの方へのPR活動などについての取り組みですね，をちょっと伺いたいと思えます。

農政局長（田丸友三郎君） まず，PRの取り組みということでございますが，本市におきましては，これまで小牛の生産を主体とした産地でありますことから，牛肉の消費拡大に向けたPR活動は実施いたしておりません。ただ，現在県のほうにおきましては，安心・安全な県産の畜産物の安全供給を図りながら，鹿児島の畜産に対する理解と消費拡大の促進を目指し，毎月29日を鹿児島畜産の日としてPR活動を展開しております。今後本市としましても，県並びに関係機関と協力連携した消費拡大活動ができないか，また，大島の肉用小牛の良さを検証し，購買者へのPRなども含め，検討してまいりたいと考えております。

17番（奥 輝人君） 是非そうやって取組を強化していただきたいと思えます。

あともう1点ですね，国の施策でですね，小牛の単価によってはですね，肉用小牛生産者補給金制度

というのと、小牛生産拡大奨励事業というのがあります。この制度についてはですね、肉用小牛生産者補給金制度については、一応全国の家畜市場の平均を取ってですね、31万円未満だったら、それに対して補給しようという制度であります。この制度については、BSEの発生したあの平成13年度にはこれが適用されていました。しかしながらですね、今自分たち奄美地区のほうでも31万、平均でも32万ぐらいの取り引きとなっています。なっていて、このこれがまだ適用されていないというのが現状であります。この国の補給金制度についてもですね、やはり31万円という目安がありますけど、この奄美にとっては、本当雌の牛に対してはもう本当26万円だということで、この中に全然もう相当しているんですけど、やはり雄の単価が若干高いもんだから、この雄と雌の平均を取っているものだから、全然もう適用されないということで、やはり国への働き掛けとしてはですね、この補給金制度のその31万円の底上げをしてもらいたいなというのも一理あります。今回肉用小牛生産者補給金制度が31万円までありますけれど、この上にもう一つ小牛生産拡大奨励事業ということがありまして、これは35万円までという平均の価格は35万円までというのがあります。これは増頭した農家に支給されるというまたそういった条件付きでもあります。今後ですね、国への働き掛けでですね、やはりその31万円というその基準をですよ、35万円なり、37万円方面にですね、上げてもらえないかなあというのが切なる要望であります。現在その市場もですね、全国の市場がもう108市場ありまして、鹿児島県では14市場があります。鹿児島県の14市場の中には、この奄美の家畜市場も含まれています。その中、9月上四半期の平均単価がですね、37万円であります。だから全然適用されていないというのが現状であります。鹿児島の方は本当に平均単価は36万からもう38万ぐらいの相場でいつも取り引きがされているわけでありまして。しかし、この奄美に関しては、先ほど言われたように、もう31万とかもう30万も切ってしまうような単価であり、この全国平均の単価に全然追い付かないのがもう本当現状であり、そこに対してですね、やはり私思うには、やっぱり離島価格とかですね、そういったのでもやはり条件付きで付けていただきたいなというのも思いもあります。そうすることによってですよ、奄美の畜産も守られていけると思います。全国平均が本当鹿児島県の方が高く、宮崎県とかまた熊本県とかの小牛も本当37万から40万の平均で取られているのが実情であり、この保険金制度には本当奄美は全然該当されないというのがありますので、是非私の考えとしてもですね、雄雌分けるなり、また、その31万円を35万円まで引き上げるなりですね、そのような取組を今後展開をしていきたいと考えていますけど、局長さんの方はどのように感じているのか、取組をされるのか、また、見解をうかがいたいと思います。

農政局長（田丸友三郎君） ただいま質問がありました国の保障価格の引き上げの要望についての御質問ですが、この制度自体は肉用小牛生産安定等特別措置法に基づきまして、農畜産業振興機構が委託を受けて実施をいたしております。保障価格については、保障基準価格と合理化目標価格の二段階に置かれ、それぞれ肉用小牛の生産条件、需給状況、国際価格の動向、肥育に要する費用等をもとに、先ほど議員が心配されておりました全国的平均に追い付かないということがありましたけれども、農林水産大臣が認めることになっているとうたわれております。そういうことで、雄雌の平均でそれぞれ基準を下回っておっても、全国的には、全国的の平均値を上回っているということで、今のところ保障はありませんけれども、今後は関係機関と調整を図るとともに、県下の市長会におきまして、肥育農家の所得額の赤字縮減が図れるように、肥育生産者収益性低下緊急対策事業の平成22年度以降の継続要望をしたところでございます。

17番（奥輝人君） やはり鹿児島県でもやっぱり私たちの牛を買う肥育農家があります。やはりこの肥育農家のその保証金制度とかはいろいろいい制度があるのを情報で知っています。しかしながら、私たちのこの小牛生産のほうに関してはですね、やはり全国の平均がまだまだ低い、この大島地区は低いということで、適用されていないというのが現状でありますので、そこら辺りコストも高くないというのが現状でありますし、この大島の牛に関してはですね、この温暖な気候を利用した牛飼いとということで、

コスト面もあんまり高くつかないのではないかというのが本土の考えであります。なぜならば、本土の方々はですね、その牛の草をまいたとしてもですね、梅雨が、1年植えた後に冬場に霜が下りるということで、そのローズグラスという草があるんですけど、もうそれも1年切り替え切り替えてやるということで、いろいろコストも高いということで、若干その購買者の方がやっぱり奄美と大島の牛に比べては若干高く競っていると。また、その購買者の数にもよりますけれど、やはりそういった本土の側、大島よりもまだコストが高くついてるんだよということをちょっと耳にするもんだから、やはりそれではいけないと私も思っていますので、小牛を作っている農家はすべて保障できるように、救われるようにという思いもあります。しかしながらですね、やっぱり大島の方の牛はやはり単価が低いと。それに対してやはり要望、先ほど局長が言われたようにですね、今後関係機関と連携してですね、働き掛けてもらいたいと思います。

それではですね、次の質問に入りたいと思います。

次の購買者が求める小牛生産についてであります。Aの商品性の向上について。商品性の向上についてはですね、本当単価がこのような状況の中で、さらにですね、商品がもう本当悪くなれば単価がもう落ちるのはもう当然であります。今回9月競り市においてですね、笠利市場においても、小牛の商品のばらつきが多いと。また、体高や体重、日齢に応じた発育がされていないということも新聞紙上等で見出しがされていました。そのためにですね、価格の差が格差が出ているという指摘も受けています。今後ですね、この笠利市場内においてですね、農家への商品性の向上に向けての改善策から取り組みなどを局長のほうから見解を伺いたいと思います。

農政局長（田丸友三郎君） ただいま議員のほうから御指摘がありましたように、小牛の発育などばらつきがありまして、価格の差が生じてるのが現状であります。この原因については、繁殖、雌牛としての発育、母体の状態の差、それから疾病などによります小牛の発育不良などが考えられます。このようなことから、研修会や品評会等を通して、太りすぎにならないよう主食となる草を多く与え、腹づくりをしっかりとし、発育のばらつきを抑えた商品づくりに向けての指導に努めたいと考えております。今後商品性の向上を図るために、大島支庁農政普及課と連携を取り、主要管理手引き、交配指針などを作成し、原点に戻って主要管理の再認識することにより、分娩直後から出荷までの粗飼料、農耕飼料の給与等を確認し、購買者の好む牛づくりを徹底してまいりたいと考えております。

17番（奥 輝人君） ただいま局長の答弁でもありましたようにですね、やはり畜産農家の方々はですね、やはりそれなりの努力はしてるんですけど、やはりその小牛がそれに見合って成長してくれないというのもまたありまして、そこら辺りをどう小牛が成長していくのか、本当自分達ちもいろいろ試行錯誤しながらですね、租飼料の与え方とか、農耕飼料の配合の仕方とかやってはいます。しかしながら、今はですね、購買者の方、肥育農家の方々の言うにはですね、やはり食べ過ぎたら、過肥牛になるかなとか、また、あまり食べさなければ痩せてまた脂も乗らないとかそういったいろいろな意見はいろいろ聞いてはいます。しかし、今後ですね、この消費税の向上について、今後のまた主要技術の向上についていろいろと月1回ですね、巡回指導やら、また品評会の開催など、あと共振会、研修会、勉強会など毎月ですね、行っていますけれど、本当に個々の農家のですね、その意識がない、意識はあると思うんですけど、その商品性の向上が図られていないのがもう本当現状であります。今度儲かるためにもですね、農家の指導体制等が必要になってくると思います。細菌になって、本当牛飼いを始めた農家も若干います。そういった方々への指導体制などをですね、取り組み方法など今後の課題も多いと思います。そこ辺りをちょっと今後どのようにしていかれるのか、新規就農者の方々も多いですので、一応そこ辺りの取組状況など今後の方向性をちょっと聞きたいと思います。

農政局長（田丸友三郎君） 個々の農家の主要技術の差に対する指導体制についてはですけども、現在それぞれの地区をちょっと調べてみますと、名瀬地区6戸、住用地区11戸、笠利地区33戸、計50戸

を対象に、月1回牛舎への巡回指導、それから競り市前の小牛の品評会及び各種研修会を開催し、指導を行っております。指導内容的には十分と認識しておりますが、実際にはばらつきが出ておりますので、さらに先ほど申し述べましたように、原点に戻って再度研究を重ねてまいりたいと思います。さて、議員御指摘の初めての飼育農家への指導でございますが、新たに牛飼いを始めた農家への指導体制につきましては、事前に関係機関で十分に畜舎及び導入牛の頭数、飼料畑等に無理がないか検討し、就農支援をいたしております。また、随時の個別相談及び巡回指導を実施してるところでございます。

17番(奥 輝人君) はい、ただいまの答弁で分かりました。本当に今回ですね、笠利のほうでも2農家ですね、新しい新規就農者も生まれました。その方々はまだ小牛の出荷には至っていないんですけど、やはり今のこの単価を見ればですね、やっていけるかなという不安もいっぱい持っています。その方々は今大型機械の導入も図られているし、今後の5年後ですね、もう3年から4年にかけてですね、その小牛が出荷されたときに、果たしてその金額を払えるのか、購買未収として残るのではないかと、そういったもう心配も持っています。もう本当に小牛の状態をよくしてですね、1,000円でも高く売れるのがやはり農家の喜びでもあろうかと思っておりますので、今後はですね、やはりこういった新規就農者を含めてですね、ベテランの畜産農家もいますので、そこ辺りの兼ね合いを考えながらですね、いろいろ勉強会も実施してもらいたいと思います。自分たち節田のほうで今一番問題になっているのが、やはり先ほど言われたように、平成18年度までは本当に単価が良くてですね、そのときにもう50万円台の牛を導入しました。平成18年だったもんだから、競りに出るのはそれから4年後、今年から来年にかけて出荷していくと。しかし、今の現状で本当に借金が返せるのか、近代化資金を借りてですね、今やってるんですけど、返せるのか、本当に心配してる農家ばかりであります。そこら辺り先ほどの商品性の向上もさることながらですね、やはりこの物価、その小牛の需要を高めていくのが、やっぱり先決でもあろうかとも思いますし、今後の取組を局長と私も交えてですね、頑張っていきましょう。そういうことでお願いしたいと思います。

はい、それではですね、次に血統についてであります。血統についてはですね、親牛の系統と小牛の血統でこの単価も左右されるわけでありまして、現在ですね、この笠利地区のほうでも、その血統についてはもう数種類の血統がありまして、民間牛やらあと県有牛等々様々であります。その民間牛、県有牛を比較しても分かるように、やはり民間牛の方が日齢に応じておればですね、やはり単価も高いというのが実情ということでありまして。民間牛がその種がもう本当確保されるのがもう厳しい状況というものもあり、数にも制限がされて、各地区に振り分けられています。今後はですね、この民間牛に近い本当にお金が取れる血統をですね、選定しなければ、この生き残りとかまたその農家の負担が大きくなるのではないかと危うも持っています。今血統も何十種類とありますけど、やはりこの笠利市場においてですね、何かいい血統を絞り込んでいくべきではないのかというのも最近畜産部会の中でも話が出ました。そういった意味で、この民間牛、県有牛のいい血統を残していく、そういった取り組みですね、その民間牛やら県有牛の今後の絞り込みについて私たちもいろいろ考えていますけど、農政のほうではどのようにこの絞り込みをやっていくのか、取組等を伺いたいと思います。

農政局長(田丸友三郎君) 血統についての御質問ですが、血統のいい母牛にいい精液を受精すると、発育などに問題等がない限り生産された小牛は、高値で取り引きされる傾向があります。現状では母牛については、徐々に更新も進んでおりますが、いい精液については、本数に限りがあることから、十分確保できる状況にはありません。このような状況の中では、商品性のある小牛生産を推進するために、北大島肉用牛凍結精液サブセンター運営協議会という精液等の確保をしている機関により、管内の母牛の血統と競り市データを元に交配指針を作成し、農家へ推進を行っているところでありますが、今後も引き続き適正交配を推進することにより、小牛の商品性向上に努めてまいりたいと思います。ただいま御説明した交配指針の活用につきましては、母牛の系統を把握することにより、購買者が好む系統、品質性の高い系統を確認し、推進してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

17番(奥 輝人君) やはり民間牛というのがやはり高値で競られるというのは、もう農家の皆さん分かっていますので、やはりそういったいい血統をですね、やはりこの奄美、笠利市場にですね、導入できるように、話し掛けてもらいたいとも思います。また、自分たち人工受精士会の方もですね、個人的にですね、鹿児島本土に行って、民間のほうからですね、その種を分けてもらい、そのときは若干高くなりますけれど、そういったことも自分たちは今やっているところでもあります。幾らぐらいになると思います、1本で。そうですね、3万ぐらいします、民間の種は。普通の県有牛の場合は3,000円とか200円とかでありますけど、それだけやっぱり魅力があるということで、民間牛への切り替えと、あとその本数の増加ですね、そこら辺りもまた今後勉強しながらまた導入できるように頑張っていきたいと思います。

次にですね、今度は年一産への取り組みについて。アの受胎率についてであります。この受胎率というのは、親牛が受精をして受胎をしたことになります。親牛は年一産させなければですね、やはり農家の所得は上がらないと。元々年一産できる牛でありますので、牛は年一産しますので、90日以内に受精をして、プラスになれば年一産できると。285日で生まれるということで、今自分たちもその年一産運動はずうっと掲げてやっているところでもあります。今このいろいろな配合飼料やら、また農耕飼料とかいろいろな障害も出てきているということで、この受胎率がですね、どのような割合になっているのか、年一産の牛がどのぐらいいるのか、そこら辺りちょっと数字があれば教えていただきたいと思えます。

農政局長(田丸友三郎君) 受胎率につきましては、母牛の受胎率についてですが、平成20年度実績で約86パーセントとなっております。

17番(奥 輝人君) この受胎率についてもですね、やはり母牛については、やはり若い牛であればやはり1回から2回で納まると。しかしながら、やっぱり年をとっていくにつれてですね、やはりもう3回つけ、もう4回つけ、5回つけとかなってきます。そこら辺りは本当牛には悪いんですけども、おばさんになるにつれて受胎率も悪くなっていくというのが、人間もそうかも分かりませんが、牛はそういったことがあります。また、もう10才以上になった牛についてはですね、やはり購買者の方々も昔の血統、親牛の血統を見てですね、やはり値も低いというのが現状であり、購買者の方々もですね、やはりもう年10産した牛は更新をしていただきたいと、そういった要望ももう来ています。もう若い牛で頑張ってくださいというのがもう購買者の方々の要望でもあります。こういった意味で、本当自分も14産した牛とか13産した牛がいました。そのときは本当単価が高かったもんだから良かったんですけど、この前の9月の競りの中でもですね、やはり10産以上した牛に限ってですね、やはり値が低いと。それはもう本当数字に表れているのが現状であります。やはりその受胎率を上げる意味でも、若い牛への更新ですね、これも農家さんの皆さん努力してやっている状況でもあります。この受胎率について今後ですね、やはりその86パーセントというさっき局長さん言われたのは、その原因はやはりそこら辺りがあるかと思えますので、そこら辺り親牛の更新ですね、若い牛に更新等もやはり積極的にまた呼び掛けていただきたいとも思います。

あとイのですね、空胎期間について。この空胎期間というのは、分娩してから受精するまでの間です。先ほど言われたように、3か月約90日間に受精をしなければ年一産がとれないということでもあります。この空胎期間をいかに短くするか。もう30日で発情が来てそのままつけた場合は、本当の年一産ということで、もう収益性も高いということでもあります。農家の皆さんもですね、この90日以内に絶対発情を見付けて、1回か2回種つけをしてプラスに受精させるというのは、もう農家さんのこれは務めでもありますし、そのプラスになった場合の本当農家さんは喜びもそこにあります。やはり空胎期間を短くすることが牛農家の鉄則でもあります。この空胎期間、先ほどの受胎率とも関連しますけれど、やはりこの空胎期間について今の先ほど86パーセントが受胎率でありましたけど、空胎期間と

いって90日未満のですね、その割合など分かりましたらお願いをしたいと思います。

農政局長（田丸友三郎君） 残念ながら、90日未満という数字は出てなくて、空胎期間、出産してから妊娠するまでの期間についての御質問では、平成20年度実績で、奄美市全体で144日となっております。一番短いのが住用の99日、笠利が135日、名瀬が201日となって、平均で144日となっておりますので、一番空胎期間の短い住用の99日を参考に、これからは指導に努めてまいりたいと考えております。

17番（奥 輝人君） 分かりました。やっぱりですね、牛を飼うからには、やっぱり年一産を務められるように指導していただきたいと思います。

もう最後になりますけど、ウの闘牛の管理体制についてちょっと伺いたいと思います。今母牛のほうですね、やはり何ら問題もないといえませんが、その放牧関係に運動させる、そういった管理になるんですけど、先ほどの受胎率や空胎期間をやっぱり短くするためにはですね、母牛のですね、やっぱりそうした運動不足を解消させたり、そういったその栄養面の面も出てきますので、そこら辺りも今後指導しなければならないと考えています。笠利地区のほうでは、もう放牧をやるということで、いろいろな事業ですね、電気柵で囲いをしながらですね、5反歩の中にそのローズグラスをまいてそこで放牧をしていると。そして受胎率も上がってきていると。そしてその農家さんなんかは、今度は人工保育をしていると。もう産まれて1週間から10日でもう離乳をして、それからもう小牛は離乳で人工哺乳、そうすることによって、母牛の栄養管理も行き届くということもあります。自分も人工哺乳をやっていますけど、やはりそこ辺りの人工哺乳に対する農家の意識も今後は徹底させなければならないのかなあという思いもあります。やはり牛でお金をとるとなればですね、いろんな今技術も向上していますので、そこら辺りの母牛の管理体制についてですね、今後の農家の指導の在り方とか、取組状況など局長の見解を伺いたいと思います。

農政局長（田丸友三郎君） 母牛の管理体制、まず最初に、10産以上の割合なんですけれども、奄美市における10産以上の母牛の割合についてですが、900頭の母牛に対し、10産以上の母牛は95頭で、10.5パーセントとなっております。内訳は笠利地区で658頭に対しまして73頭、名瀬地区で128頭に対しまして18頭、それから住用地区が114頭に対しまして4頭、計95頭となっております。次に母牛の管理体制の件でございますが、農家の更新に対する考え方といたしまして、年一産している母牛は受胎率が悪くなるまで一応飼養し、その時点で更新を考えているのが現状であります。また、更新が進んでいる方の御質問ですが、昨年度は44頭を導入しております。規模拡大と併せて更新も計画的に進めているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

17番（奥 輝人君） はい、今後ですね、局長、私と一緒にまた巡回とかあるときに一緒に業者なんか回りながらですね、農家との接触やっていきましょう。よろしいですか。局長、私が声掛けするときは非喜んで業者回りをしましょう。そういうことで私の一般質問を終わりたいと思います。

議長（伊東隆吉君） 以上で市民クラブ 奥 輝人君の一般質問を終決いたします。

暫時休憩いたします。（午後3時44分）

議長（伊東隆吉君） 再開いたします。（午後4時00分）

引き続き一般質問を行います。

無所属 朝木一昭君の発言を許可いたします。

9番（朝木一昭君） 市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。無所属の朝木一昭と申します。一番眠い時

間帯、見回しますと私だけではなさそうでございますが、どうぞ最後までお付き合いをよろしく願いたします。

皆既日食、総選挙等熱い、暑い夏が過ぎ去りました。何と言いましても、市民にとりまして一番大きな関心事は、この度の政権交代だったであります。奢る平家久しからず、澱んだ水は腐ると多くの国民が心に強く念じたのでありましょか。日本というお城の城壁がガラガラと音を立てて崩れる想いでございました。茫然自失だったかもしれませんが、また美しい城を築くために、コツコツと石を積み上げていかなければなりません。新しい大工の棟梁は腕の見せ所でございます。今度こそ要となる石をしっかりと手を抜くことなく据え付けなければならないのであります。そして、何度か手を休め、空を仰いで、よし、これで美しい城が建つと確かめてほしいものであります。そして、お殿様は、城の上の城郭からいつも周りを見渡し、家々の煙が立ち上っているかどうか、立ち上っていなければ、お米を買うお金がないのではないかといつも住民への心配りを忘れないでほしいものであります。

それでは、通告にしたがい質問をいたします。

水についてでございます。私は昨年9月議会で、水問題を取り上げました。市民生活にはなくてはならない水であります。現在も名瀬市街地のほとんどを賄っている平田浄水場の内外の施設のうち、老朽化の著しい施設の改修について質問いたしました。改修工事を急いでほしいという私の質問に対し、去る3月議会では、22年度に基本設計、23年度に実施設計、24年度に本体工事着工予定と答弁がなされました。50年以上も経っている導水管の腐食状況を見るにつけ、こんなまどろっこしいことではないのだろうかと不安に思ったのは私だけではなかったはずでございます。今回その導水管の改修工事が計画されていると聞き、市民生活のため有り難く手を合わせるばかりでございました。導水トンネル内の一番厳しい環境での導水管取り替え工事であります。今回の工事概要をお示ください。

次の質問から発言席よりいたします。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

建設部長（田中晃晶君） 平田浄水場は、昭和31年に創設されまして、約50年が経過しております。市民の市政の発展とともに、拡張事業を行い、現在一日最大給水能力としましては、2万4,000立米立方メートルを供給をする能力があり、それから計画給水人口万人の施設規模となっております。お尋ねの導水管につきましても、同様に約50年が経過をいたしまして、老朽化が激しく、水漏れ等などが発生してある状況にあります。この導水管は、大川ダムから平田町の与儀又までの間の導水管改修事業につきましても、国の経済対策事業でありました平成21年度第一次補正予算で、ライフライン機能強化事業として交付決定を受け、今回既設管を撤去いたしまして、口径450ミリの導水管を1,130メートルを布設替えをする施工の予定でございます。

9番（朝木一昭君） 今答弁いただきました。私はこの今回の改修工事がいかに重要であるかということは、言っておかなければという想いがしてならないのであります。奄美市の水道水質は、全国レベルでも良質のほうでございました。そしてこの今回取り替え工事がなされますこの導水管、まさにこの轟水源から来てる導水のお陰なのであると思うのであります。ちなみに、今回腐食状況が激しかったのが取り替えられるわけですが、そのトンネル内の導水管がなければ、大川ダムの水をポンプアップしなければいけないわけですね。平田水源まで持って来るために自然流下させる、ポンプアップしなければいけない。そうすると、その電気の費用は、試算したことがあると思いますよ、年間どのぐらいでしょうか。

建設部長（田中晃晶君） 電気料につきましても、平成20年度等を参考にいたしますと、今回この事業によりまして、取水を停止したということに仮定しますと、年間で約1,270万円ほどを見込んでおります。

9 番（朝木一昭君） 私が調べた数字と少し食い違うなと思っていたんですが、今現在平均で1万2,000トン使用しております。そのほとんど9割がその腐食されたパイプを伝って、一番水源の遠い水、水質のいい水、自然流下です。電気料が一銭もかかってない水が平田浄水場まで来てるわけです。これがですね、奄美市の良質で安い水の原因であるわけです。今回その一番気になる腐食されてる、腐食の激しいこのパイプの取り替えということですね、いや、この改修工事は市民にとりまして、一番大切な水、良質な水の供給に大きく貢献いたしました。本当に市長の今回の御決断ですね、もう市民に代わってお礼を申し上げたいことでございます。平田市長、ありがとうございます。今後、今回はトンネル部内だけの張り替え工事、次年度以降はどうなりますでしょうか。

建設部長（田中晃晶君） この工事につきましては、2か年間で事業をやる予定にしております。次年度につきましては、平田浄水側の下流側のほうになりますが、平田、与儀又側のほうになりますが、向こうのほうに水環境工事がありまして、そちらの工事の延長としまして約20メートル、それから前後の既設管の接続ということで、の布設工事を約160メートルの施工する予定でございます。

9 番（朝木一昭君） その導水トンネル内見させていただきました。ゴツゴツと岩があるままの姿でございます。工事がですね、事故もなく執り行われることを祈って止まないものでございます。工事がスムーズにいくことを願って次移りたいと思います。

あと来年度からこれまで地方公益業法水道事業会計がですね、一本化になるということを知りました。水道会計が一本化になると、これまでの笠利、住用の簡易水道事業の業務もそこに一本化されるという意味だととらえるわけですが、水道事業施設設備の財産がもちろん移るわけでありましょう。そうすると、債務も一緒に引き継がれることになるとは思いますが、これまで一番体質の良かった水道事業会計、そしてちょっと次にも触れますけれども、さっきの平田議員もおっしゃってましたが、平成22年度から笠利の西部地区の事業も始まります。そうすると、ざっと14億円の大きな事業じゃないかということを知っておりますが、これまでと違って、水道事業会計でその事業も賄っていかなくちゃいけないわけですね。そのなぜ一本化になったかということと、水道会計に一本化になった場合に、その借金も引き継ぐ、借金も返済していかなくちゃいけないですが、そういうことを考えてですね、財務体質にちょっと悪化を及ぼすものはないだろうかということが懸念するところですが、その辺説明がなされたらお願いしたいと思います。

建設部長（田中晃晶君） 企業会計のことだと思われませんが、住用、笠利地区の簡易水道事業の予算であります奄美市の簡易水道事業特別会計は、平成22年度に奄美市水道事業会計に移行される予定であります。この件につきましては、現在奄美市水道事業運営調査会において諮問をしているところであります。本来財政法により、簡易水道事業は、公営企業として定められております。国におきましても、平成12年度に簡易水道事業法適正推進要領についてという指針が出されまして、企業性の発揮を求めています。また、この経営につきましては、独立採算制を前提として、合理性、それから効率性が求められております。今まで住用、それから笠利地区の簡易水道事業は、規模が小さくて独立採算制が取れない状況でありました。公営企業化できなかった状態でありました。今回18年度に市町村の合併がございまして、名瀬地区に加わったことによりまして、水道事業の規模が拡大いたしました。公営企業としてのめどが立ったことにより、移行するものであります。住用、笠利地区の特別会計が、公営企業会計に統合されますと、先ほど議員のほうからもおっしゃっていましたが、保有していたすべての資産、それから負債を今の計画では平成22年の4月1日に市の水道事業会計として引き継ぐこととなります。このために、現在実施をしております住用地区の簡易水道統合事業と、それから笠利地区の簡易水道の再編推進事業のこの事業も当然引き継ぐということになります。

9番（朝木一昭君） いや、そこなんですよね。これまでの名瀬市だけの水道事業会計はもう借金もなくなって、もう全くこんないい会計があるんだらうかと思うぐらいな状況がありました。そして笠利と住用ののが引き継がれる。今現在のその負債、分かります。あとどのぐらい残ってるというのは。すぐ言えなければまた委員会でもね、聞きたいと思いますが、そしてすぐ始まるんですよね。もう次年度も来年度は大きな配水地、どのぐらいですか、笠利町の山の上に建たなくちゃいけません。10億とかいうものがどういう有利な起債で借りていくのか知りませんが、そういう借金がすぐ付いてくるわけですが、特に心配ないんですか。もし説明ができれば。

建設部長（田中晃晶君） 心配がないかということでございますが、市としましては、現在当然その独立採算で賄わなくちゃなりません。今現在の料金の統一等も含めまして、今検討を進めてるところであります。この今回の会計を統合することにつきまして、当然試算をし、チェックを行っているところでありまして、その試算によりまして、平成25年度までの財政計画の試算を一応行っておりますが、事業運営は十分に可能だというふうに判断をしているところであります。

9番（朝木一昭君） はい、25年度まだとりあえず十分だということですが、この一本化にするというの何か指導か何かがあるわけでしょうかね。

建設部長（田中晃晶君） はい、そのことにつきましては、先ほど申し上げましたが、国の指導ということでもあります。

9番（朝木一昭君） それじゃ、次移りますが、その一貫としまして、井根浄水場の改修工事が、もう早々できてはいるんですけども、なかなかそういう切り替えになりましたというお話がないんですが、どういう状況でしょうか。

建設部長（田中晃晶君） 井根浄水場の改修工事につきましては、議員御承知のように、昭和6年に民間によって開設されまして、それを昭和15年ですが、当時の名瀬町が購入をし、公営水道としてスタートしてのものです。導水管及び濾過設備の経年劣化によりまして、井根町の山裾において水圧不足解消のために改修事業を行ってるところです。平成19年度にポンプ槽の築造工事、それから平成20年度に配水地築造、それと送水管布設工事を施工しております。本年度21年度でございますが、電気工事を3工区に分割発注をいたしまして、現在工事を進めているところであり、11月の末をもって完了の予定となっております。これを受けまして、給水を開始する時期につきましては、今年度11月に供用開始をするという運びになっております。

9番（朝木一昭君） それでは次に移りたいと思います。

島尾敏雄の官舎保存の件についてであります。昨年の9月議会におきまして、作家島尾敏雄文学碑及び官舎等の保存整備についてという請願がなされ、採択されました。文学愛好者や研究者にとりまして、貴重な官舎跡だけに、各新聞等に掲載された保存を訴える記事だけでも、以前紹介しましたが、10回を下りませんでした。奄美の残してほしいと、市民の残してほしいというこの奄美の文化度が高く評価されるものとなりました。請願書を提出した団体等に、当局はどのような対応をしようとしているのか伺います。

建設部長（田中晃晶君） 訂正を。私今年度の電気工事のことを11月末だというふうに申し上げたようで、これは訂正させていただきます。10月末を予定しております。給水の開始時期を11月というふうによりしくお願いします。すいませんでした。

教育長（徳永昭雄君） 島尾敏雄分館長が約10年間住んでおられました図書館職員住宅及び文学碑の対応につきましては、議員御案内のとおり、これまで関係団体等からの要望がありまして、平成20年8月28日に議会に陳情書が提出され、採択されております。教育委員会では、公有財産、市有財産の効率的運用、財産取得処分及び管理の適正を期することについて、財政課、財産管理係とも連携を取り合い、これまでの経緯と島尾文学の歴史的観点から、客観的な視点でとらえ、今後取るべき対応を行ってきたところであります。管理体制所管課の取り扱いにつきましては、関係各課との協議で、生涯学習課、文化財室で所管することが有効的手段だとの意見が出されております。なお、昨年9月議会におきまして、道路建設中であり、換地希望者が出てくる可能性が否定できないことから、道路が完成し、その後の現況を見て取り扱いについての最終判断をしたいと答弁がなされております。その間要望団体等は、管理運営についてのNPO法人設立の動きを行っておりまして、管理運営等につきましても、NPO法人自分たちが汗水を流す意志を表明しております。そのことにつきまして、確認を行っております。教育委員会といたしましては、道路が完成するまでの間、現在の宿舍が雨漏りがしておりますので、その雨漏り対策の整備を行い、市民団体へその効用を現在の社会に向かって発揮させるための手立てとするということが最も望ましい解決策と考えておりまして、今後とも関係団体とさらに協議を進めていきたいと考えております。御理解をよろしく願います。

9番（朝木一昭君） ありがとうございます。とりあえず雨漏りの対応はしておきますということによるしいわけですね。

教育長（徳永昭雄君） 今回の補正予算で計上してあります。

9番（朝木一昭君） 本当に名瀬の町が一番好きですとおっしゃってた島尾敏雄さんだそうですが、20年もいたあの奄美だけでございます。昭和50年の4月に奄美を離れて指宿に行かれて2年5か月、神奈川の茅ヶ崎で6年1か月、始良の加治木町で1年2か月、そこから吉野に移って1年、そして終の住みか宇宿ではもう1年もいらっしやなかった感じでございます。もっと島尾敏雄の文学の息吹がですね、あちこちで感じられるような町づくりができればとひしひしと感じているところでございます。

次に移りますが、それで今回シンポジウムの開催についてということですが、県立奄美図書館ができて、大いに文学者愛好者や文学関係の団体からですね、利用されていることを聞いております。何と言いましても、1階に設置されてます島尾敏雄記念室、大きな目玉ではないかと思いますが、ちょうどいい機会でございますですね、奄美市も一度県立奄美図書館などですね、こう連携を図りながら、島尾敏雄に関するシンポジウムなどが内外、多くの人に呼び掛ける感じでですね、取り組んでいただけたら、奄美の大きな発信につながるんじゃないかと思いますが、そういう企画なんかできないものでしょうか。併せて、また薩摩侵攻来年度はということもちょっとお聞きしてありますが、薩摩侵攻400年を考えるとという企画もございましたら、お聞きしたいと思っております。

教育長（徳永昭雄君） 県立奄美図書館が開設されまして、館長にお伺いいたしますと、当初の予定よりも倍以上の来館者があって、非常に盛況だと伺っております。そのおかげで、名瀬公民館の方の図書冊数がですね、貸し出し数が減少しているのもちょっと淋しい気がいたしますが、県の施設が有効に奄美市民に活用されていることは、また本当に評価をしたいと思っております。シンポジウムの関係でございますが、この春から沖縄県や奄美群島の各市町村でシンポジウムが開催されてきました。また、秋には鹿児島県でも県の主催のシンポジウムが幾つか計画をされているようでございます。奄美市教育委員会といたしましては、これまで開催されてきたシンポジウムの開催につきましては、必要であるとの認識を持っております。さらに奄美市に御寄贈いただきました原口虎雄先生の童虎山房あります沖縄、奄美、鹿児島島の豊富な歴史資料を駆使した総括的な討論の場が設けることができると考えております。現在この地域の歴史的研究の第一線で活躍されている先生方と御相談をさせていただいてる

ところでございますので今しばらくお待ちいただきたいと思っております。

9番(朝木一昭君) はい、是非そういう文化面の発信もできたら素晴らしい奄美だということが発信できることだと思います。それとこれまでもですね、何度か八月踊りの保存継承も言ってきましたが、各集落に歌い継がれている歌、踊りがしっかり継承されていくことが財産なんですと。こういうことが世界の宝ですとおっしゃった大学教授の言葉を借りるわけですが、今年ですか、その文部科学省の歌掛け文化の報告書をいただきました。たくさんの中国、その他もですね、紹介されておりますが、多くのページを割いて奄美の八月踊りが紹介されてるわけです。それを世界遺産にでもという研究者などがですね、動いていらっしゃる中におきましてですね、是非そういう専属のスタッフでも配してですね、それぞれに根付いている八月踊り、文化をですね、保存継承するような動きができないものかと思ってならないのでございますが、もう関連しますのですね、三つ一緒にお尋ねします。まず八月踊りの現状と、そして小湊フワガネク、なかなか遅々として進まない感じがしますけれども、その国指定に向けてのね、申請状況、あと先ほども教育長がおっしゃったのですが、ああいう原口虎雄さんからいただいたあの童虎山房ですね、あれをほど貴重なものがあるわけですが、その活用などがですね、今どのようになってるか、3点順次お答え願いたいと思います。

教育長(徳永昭雄君) まず八月踊りでございますが、議員が常々述べられておりますように、世界の中でもここにしかない伝統芸能、宝ということは誰もが異論の余地がないことであると認識をしております。過疎化や高齢化の進展と伝統文化の保存や継承は大変厳しい環境下にあります。しかしながら、現在引き継がれている八月踊りや伝統文化の保存、伝承活動を活発にしていくことが、各集落や地域の主体的な地域活性化や郷土意識、帰属意識の醸成につながっていくものと考えております。八月踊りに限らず、伝統文化の保存、継承のためには、映像記録での保存、歌集の記録作成、学校教育や社会教育の活動への導入、保存会を設置し、特に唄い手を養成していくなどが必要なことではないかと考えております。特に議員が日頃より指摘されております映像記録につきましては、永久保存の可能な媒体へ記録することで、再現や復元のための貴重な資料として活用できるものであります。奄美大島における八月踊りの映像記録保存は、龍郷町、瀬戸内町、宇検村が実施されております。本市におきましては、奄美博物館の調査活動の一貫として、映像記録保存への取り組みや、奄美市全集落の映像記録保存に向けての補助の事業導入を検討しておりますが、現在の持ってあります器材や組織体制においては、不十分な状況ではないかと認識しております。近年の映像機器やパソコンなどのIT機器の発達や普及を考えますと、これまでの行政が主体となった映像記録保存活動よりは、地域住民や保存会組織自身が主体となった取組を今後推進していった方がいいのではないかとこの考えも持っております。今後の文化財保護行政の在り方として、地域住民を主体として、NPOや市民団体、または個人と協力連携を図りながら、島の宝を見付ける、整理する、確認する、活用保存保全をしていくというような体制づくりを目指していった方がいいのではないかとこの考えを持っております。御理解いただきたいと思っております。

次に小湊フワガネク遺跡群の国指定史跡申請の進ちょく状況でございます。現在小湊町内会の御協力をいただきながら、申請箇所予定の地権者の皆様方への文化財指定同意のお願いを進めているところでございます。何とか年度内で申請書を提出できるように順次取組を進めているところでございます。

次に原口虎雄先生の童虎山房文庫でございますが、この整理作業の進ちょく状況でございます。目録作成に向けました書籍資料の分類作業について、専門家の先生方から御指導をいただかなければならない状況でございます。現在先生方に御相談申し上げておきまして、指導をいただく機会を設けたいと考えております。奄美、沖縄関係資料につきましては、既に詳細な目録がございますので、こうした可能な部分から、また、インターネット公開なども考えていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

9番(朝木一昭君) 今いろいろ伺いました。どうなんですか、貴重な童虎山房を御覧になった方々もい

らっしゃると思いますけれども、あんだけ膨大な貴重な資料群でございますが、そういう教授その他で訪ねて中入られて利用するということが年間どのぐらい、思いつくだけでもよろしいですが、何か答えられますか。

教育長（徳永昭雄君） 童虎山房につきましては、現在公開の対象としておりませんので、内々で見に来られた方はいらっしゃるかと思えますけれども、その公にしているということはありません。

9番（朝木一昭君） 本当に貴重なものですね、これから花開くことを望んでおります。

次教育についてちょっと質問をしてみたいと思います。

奄美看護福祉専門学校のことについてでございますが、非常に地域貢献度が大きいという思いがしてならないところでございます。現在創立15周年でしょうか、迎えておりますが、学生が増え、市としても何かと潤うものがあると思えます。市も建設費の返済の一部を助成しております。しかし、若い力はですね、思わぬ大きな恩恵をもたらしてくれるものだと思っております。近年若者が少ないために、集落行事もおぼつかなくなりがちですが、近隣の集落は専門学校の学生さんの積極的な参加があるために、行事などはことの外活発なようです。学生さんの活躍は集落の舟こぎ競争や敬老会、夏祭りや各種ボランティア活動への参加など、昨年度ちょっと調べましたら、新聞に何と51回紹介されておりました。奄美市も協働のまちづくり、地域おこしを標榜しておりますし、もっともっと専門学校も賑わってくれればと思っておりますが、現状はどのようになっていますか。また、課題などはないかどうか、ちょっと伺います。

総務部長（福山敏裕君） 奄美看護福祉専門学校は、平成7年に名瀬市小湊に開校した医療福祉人材の育成を目的とする専修学校でございます。現在学校には看護学科、介護福祉学科をはじめ、医療事務学科、調理師養成学科の四つの教育課程がございます。現在228名の生徒と27名の教職員、その他非常勤講師が72名おられます。市内の高校から多数の生徒を受け入れていただいております。主に医療、福祉分野の就職を目指す、地域内高卒者の進路の受皿となっております。その活動は、現在議員からの紹介もございましたとおり、学内の教育活動にとどまらず、地元紙面でも御紹介のあるように、大島養護学校の生徒を招いたクリスマス交流会や、バレンタインデー交通安全キャンペーン等のボランティア活動をはじめ、地域の祭りや敬老会行事への参加、市の生涯学習講座への講師派遣など、生徒、教職員によります学外での活発な活動に取り組んでいただいております。また、市内に学校があることで、卒業生は地域の医療、福祉関係にも就職しており、地域の医療、福祉の充実に大いに貢献しているだけでなく、就学期の子弟を持つ親にとりましては、経済的負担の軽減にもつながっております。しかしながら、現実的な学校運営におきましては、全国的な少子化の影響を受ける形で、入学者数の減少が続いており、平成17年度入学からは、学校の中心となる看護学科におきまして、定員の減を余儀なくされるなど、生徒の確保に苦慮していると伺っております。幸い学校には、島での学生生活に興味を持った奄美群島以外からの入学者も数多く在籍しております。今後は豊かな自然や文化を広くPRするなど、島外からの入学者の増加が、入学定員の安定的確保につながるよう協力してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

9番（朝木一昭君） 次の質問に関連しそうですから、この内情を少し分析をしてみた数字を言ってみようと思いますが、看護福祉専門学校の約37パーセントは群島外でした。そして特に看護学生はですね、全体の45パーセント、約半分は群島外でございます。群島外から入ってきてるわけですね。全国を見ますとですね、北海道、どの方ですか、と聞いたら看護学生、北海道でした。青森、介護関係だったです。なぜ北海道から、なぜ青森からこの奄美までという思いがしてならないのであります。次の高等機関の充実をということを私言うためにですね、こういうことを今ちょっと分析したのを言っておきたいわけですねけれども、全国の26の県からですね、看護専門学校に来てるわけですね。北海道の学生さんの話を

聞きたいくらいでございますが、どうして北海道から介護をここまでという思いですがね、奄美の自然、文化、せめて学生の間だけでも、そういうところで勉強したいという方はたくさんこれからですね、多くいるんじゃないかと思っております。そういうことで、ちょっと次に移りたいと思います。

奄美の大学の構想はできないかということは、こういうことを言おうとしてるわけですが、昭和29年日本復帰の翌年から復興事業、振興事業、復興開発事業と名称を変えながら、事業費ベースだということは確認しましたがですね、事業費ベースで約2兆円規模のお金が投下されております。お陰さまで道路、港湾、空港、社会基盤や県立病院、奄美パーク、海洋展示館、福祉施設やと、産業基盤、情報基盤等々あらゆるところで私たちは奄振の恩恵を受けているところであります。しかし、人口の減少に歯止めがかかりません。かつて群島民24万人とうたわれた人口は、もう12万、半分を切りました。ここ数年毎年ですが、対前年比1,700,800名減少してきております。ざっと住用村の、旧住用村の人口、一つ一つ集落がですね、なくなっているぐらいの規模でございます。全国的な少子化とはいえ、どこに原因があるのでしょうか。全群で概数を申し上げます。全群でですね、高校生の数は約1,300名でございます、卒業生がですね。高校生の卒業生がそれぐらいでございます。ざっと1,000名が都会に行く。高校進学、その他で都会に行くというケースが一番大きな人口減にはなってるんですけども、そういう中でですね、4年制、大学進学の場合は、4年制大学ですと、ざっと4年間1,400,500万かかると言われております。もう私どももせっせとそういう進学のため出された方他にもいらっしゃるんじゃないかと思いますが、入学する前から受験旅行、入学金や授業料、アパートの敷金、礼金、毎月の生活費、帰省費用等々ですね、その群島の財布からいったいどうなってるんだらうと電卓ではじいてびっくりするんですね、そのお金が。多少大なり小なりでございましょう。だけど、奄美群島全体の財布から毎日ですね、1,000万円前後でしょうかね、そういう金が出ていくような数字が出てまいりました。なかなか一つにですね、そういう高等機関、これ後で質問しようとしてるわけですが、そういう機関がないがためですね、幾ら頑張ったって元気になるか一つの要素があるように思えてならないのであります。沖縄県を調べました。沖縄県には九つ大学があります。そのうちですね、今年度からまた大学院大学をできたということですけども、今現在の学生数を調べてみたんですが、1万8,952名、これには大学院学生と専門学校生は今回調査できなかったんですけども、それぐらいの数の学生数であります。そして、鹿児島県には六つの大学とですね、五つの短期大学、合計11の大学がありまして、その学生数は約1万8,500名、今現在の在校生でございます。それに専門学校35校ございますが、その数字を足すとですね、約2万5,500名でございます。島おこし、島に大学などはないだらうかと思って調べましたらですね、お隣の韓国の濟州島にございました。かねてから大学がありますと、人口はどんどん伸ばしてますと聞いていただけにですね、一度どういふところか見てみたいと思って、先月行って来たんですが、2000年度では51万の人口、今現在58万です。毎月1万ずつ伸ばしてる感じでございますがですね、そこで面積は大島本島、今現在大島本島で6万7,000名ぐらいでしょうかね、人口が。面積は大島本島の2.5倍ぐらいでございます。大学が六つありましてですね。その中の二つは国立大学でございます。そして他にも国立の博物館がございまして、国立の自然史博物館がございました。世界自然遺産が三つもあるということもありまして、年間の観光客数は600万とおっしゃっていましたがね、ひとつ国の事情が違うとはいえですね、やはり地域も島も頑張るためには、いろんな発想があつていいなあという思いがしているところがございます。それでいろいろお聞きしましたら、何と濟州島からも奄美に何度も調査研究に見えてるお話をちらっと聞いておりますが、いや、どういふことでどのぐらいのあれでいらしてらるんだらうと。どこからいらしてらるのかなという思いがしておりますが、その関係どなたか少し報告ができる方はいらっしゃいますでしょうか。

文化財室長(中山清美君) ただいま御指摘のありました韓国濟州島、チェジュ島のほうですが、こちらからはここ数年3回国立博物館の館長及び学芸員の方お2人、計3名が見えております。これは琉球列島と併せた高等調査のために、琉球王国展ということを特別展を開催するために訪れて来ているもの

です。そして、あとマスコミ関係のテレビ取材関係が2件来ております。それは今年の5月ですが、5月に来て8月8日に韓国のほうで全国放映されているということです。これは流水記という漂流した方々の記録映像です。

9番(朝木一昭君) ありがとうございます。奄美の歴史、文化、自然もですね、多くのほうに利用されていると、調査研究の対象になってるということをお聞きしたかったわけですが、奄美博物館のほうでもですね、いろんな大学、マスコミ、その他たくさんの方が来ておられますが、ざっとでもいいですが、どういう感じが報告できますでしょうか。

議長(伊東隆吉君) 答弁できますか。通告してあります。

文化財室長(中山清美君) 数字の方は今こちらのほうで準備してございませんが、後で報告をしていきたいと思えます。

9番(朝木一昭君) 私のほうです、ございますが、大学だけでもですね、東京大学をはじめ鹿児島大、琉大、宮崎大、北海道大学、法政大学ともう幾つ、マスコミ、NHK、読売、毎日新聞、アジア、フジテレビ、公的機関、文化庁、九州国立博物館、黎明館、上之原遺蹟群、累計で2,000名余りの方が奄美にいろんな調査研究などで入ってきて、1年間ですよ、入ってきてるわけです。私は奄美に大学をという質問をしたいがためにこういうことを言ってるわけですがね、それだけ重要な位置にあります。もう一つだけじゃあ大学上、奄美市旧名瀬市、平成7年でしょうか、ナカドチェス市とですね、姉妹都市盟約を結んでおられます。ナカドチェス市、旧名瀬市の約面積1.4倍でございます。現在の奄美市の約0.6倍の面積だそうですが、人口は3万1,000名でございます。そしてその市にステファン・オースチン大学という州立大学がございます。その大学の学生数1万3,000人でございます。3万1,000人のうち1万3,000人はですね、学生なのであります。34の州と15の国から集まって来ておりますがですね、一つのまちづくり在り方、今後大いに論議されていいなという思いがしてなりません。奄美には、住用地区には内海タンギョの滝、フナンギョの滝、神屋原生林があります。ああいうところに大きなキャンパスができたらどんなにいいだろうとかかですね、工業高校の跡地もあります。奄美パークの裏側にはまだ広大な県の土地がございます。それで国立和光園問題もございましょう。自然、教育、文化、医療・福祉などを中心としたまちづくりをですね、今後論議されたいと思えますので、早速ですね、簡潔にの質問ではございますが、奄美に大学をという構想などはできないものでしょうか、伺いたいと思えます。

総務部長(福山敏裕君) 奄美に大学をの構想はできないかという質問についてお答えをいたします。本市におきます高等教育機関等の状況につきましては、先ほど御質問のありました奄美看護福祉専門学校をはじめ、二つの専門学校と鹿児島大学大学院のサテライト教室、放送大学の視聴施設が立地し、市内外からの就学がなされており、専門的職業教育や生涯学習、さらに地域人材の育成などに大きく貢献しております。大学等の高等教育機関の立地は、地域人材の育成はもちろん、産、学、官連携の取り組みなどに大きな好影響を与えられると考えられます。現在も奄美を研究フィールドとされている多くの研究者が来島され、地域の研究者とのネットワーク形成により、その研究成果が蓄積されております。また、本市におきましても、これまで各教育機関の先生方に市民向けの生涯学習講座をはじめ、各専門分野の知見や調査研究成果を御提供いただき、行政施策充実に御協力をいただいているところです。本市に大学が立地したならば、今後研究の深まりが期待される豊かな自然、文化などを題材として、他地域と比較しても、より充実した高等教育や研究活動が行われるものと期待されるところです。さらに高校卒業後の島外への人口流出や、保護者の経済的負担軽減、逆に島外からの就学者によります地域経済への波及効果など地域社会経済にも貢献できることと考えられます。しかし、近年全国的に少子化が進

み、高等教育機関を含め、学校運営については困難な時代に直面しているものと認識しております。そういう点からも、市立、私立ではなく、国公立の大学等が誘致できればとの思いがあります。本市における取り組みにつきましては、これまで名瀬市総合計画創造プログラムにおける仮称奄美亜熱帯資源総合研究アカデミー構想や、平成15年度構造改革特区における離島への大学誘致をテーマとする特区申請など、かねてより高等教育機関の誘致、研究機関の設置連携構想を計画してまいりました。また、鹿児島大学大学院サテライト教室設置時には、市構想のさらなる実現に向け、同大学に対し要望書を提出するなど、構想の中核となる施設の誘致に向けた取組を進めてまいりました。新市合併した後も、一貫して構想実現に向けた姿勢には変わりはありません。新市における建設計画におきましても、大学や研究機関の誘致を図ることがうたわれております。今回の中央選挙におきましても、民主党のマニフェストで明記されております国立大学の設置について、興味深く拝見をしたところでございます。本市構想大学研究機関誘致の実現に向け、より一層取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

9番（朝木一昭君） かつての日本復帰したようなですね、大きなうねりにでもなればと、奄美市がリーダーでもとれたらという思いがしてならないところでございます。

次のですね、簡潔にいきますでしょうか。環境教育、郷土教育、歴史教育など取り組みはできないか。1団体から陳情なども上がってるようでございますが、簡潔にお答えができましたら。

教育長（徳永昭雄君） 環境教育につきましては、午前中の議員の答弁に代えさせていただきたいと思っております。郷土教育についてお答えいたします。学校教育における郷土教育は、郷土で学ぶ、郷土を学ぶという二つの視点から推進を図っております。まず郷土で学ぶということにつきましては、各学校におきまして各教科、総合的な学習の時間、学校行事など全教育活動を通して取り組んでおります。具体的には、身近にある奄美の産物や動植物の郷土素材を教材として社会科、生活科、理科などの学習が進められております。総合的な学習の時間では、黒砂糖作り体験、追込み漁体験、大島紬の泥染め体験などを通じた調べ学習が展開されております。次に郷土教育の二つ目の視点であります郷土を学ぶという学習におきましては、奄美の人、物、事を学ぶ特色ある学習が進められております。具体的には、郷土の伝統文化として島歌、三味線、太鼓、チヂン、八月踊りの発表会、リュウキュウアユの観察活動、ウミガメ保護活動など郷土伝統芸能、自然文化を学んでおります。次に奄美の歴史につきましては、社会の歴史学習や道徳の時間で、児童・生徒の発達段階に応じた指導がなされています。具体的には、郷土史料の郷土の先人に学ぶ、そして語り継ぐ鹿児島教集などを活用して、奄美や日本の発展に輝かしい貢献をしました泉芳朗先生、泉二新熊先生をはじめとする先人の足跡や、島口、島唄を学んでおります。奄美の歴史を知り、理解することは、奄美に対する愛情を育むとともに、主体的に地域に参画する児童・生徒を育成することにつながると考えております。奄美市教育委員会といたしましても、奄美の伝統、文化、自然、歴史、産業を学ぶ教育の充実を校長研修会や教頭研修会で指導していきたいと考えております。

9番（朝木一昭君） インフルエンザと皆既日食は、同僚議員がやってますので、パーキングパーミット新度は奄美市取り組むんですかということだけ答えることはできますか。

議長（伊東隆吉君） 以上で無所属 朝木一昭君の一般質問を終決いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

明日午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後5時00分）

出席議員は、次のとおりである。

1番	師玉敏代君	2番	多田義一君
3番	橋口和仁君	4番	奈良博光君
5番	戸内恭次君	6番	平田勝三君
7番	向井俊夫君	8番	蘇嘉瑞人君
9番	朝木一昭君	10番	竹山耕平君
11番	伊東隆吉君	12番	里秀和君
13番	泉伸之君	14番	関誠之君
15番	三島照君	16番	崎田信正君
17番	奥輝人君	18番	平川久嘉君
19番	渡京一郎君	20番	竹田光一君
21番	栄勝正君	22番	世門光君
23番	平敬司君	24番	大迫勝史君
25番	与勝広君	26番	叶幸与君

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市長	平田隆義君	副市長	濱田龍太郎君
教育長	徳永昭雄君	住用町 地域自治区事務所長	高野匡雄君
笠利町 地域自治区事務所長	塩崎博成君	総務部長	福山敏裕君
総務課長	川口智範君	財政課長	則敏光君
収納対策課長	中英信君	企画調整課長	安田義文君
企画調整課長	小浜忠弘君	市民部長	有川清貴君
地域総務課長	川畑克久君	健康推進課長	嘉原孝治君
市民協働推進課長	高崎義也君	市民課長(住用)	浦口一弘君
地域総務課長	満田英和君	福祉部長	福山治君
高齢者福祉課長	倉井則裕君	福祉政策課長	桜田秀勝君
産業振興部長	瀬木孝弘君	農政局長	田丸友三郎君

産業情報政策課長	前里佐喜二郎君	紬観光課長	日高達明君
産業振興課長	伊知地辰夫君	土地対策課長	師玉敏司君
建設部長	田中晃晶君	都市整備課長	東正英君
土木課長	砂守久義君	建築住宅課長	大石雅弘君
下水道課長	盛正弘君	建設課長(笠利)	中秀喜君
紬観光課参事	重久春光君	福祉政策課参事	永井健二君
いきいき健康課参事	手島秀人君	教育事務局長	里中一彦君
教委総務課長	白坂稔君	学校教育課長	福永朗君
文化課長	中山清美君	市民体育推進室長	山名純二君
農業委員会 会長代理	前山重一郎君	農業委員会 事務局長	山下修君
土地対策課参事	福島吉宏君	土地対策課参事	田中義人君
監査委員会 事務局長	里治文君		

職務のために会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	赤近善治君	次長兼 調査係長事務取扱	山崎實忠君
議事係長	森尚宣君	議事係主査	麻井庄二君

議長（伊東隆吉君） それではただいまの出席議員は26人であります。会議は成立いたしました。これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

議長（伊東隆吉君） 本日の議事日程は一般質問であります。日程に入ります。

日程第1，一般質問を行います。通告にしたがい、順次質問を許可いたします。

最初に日本共産党 三島 照君の発言を許可いたします。

15番（三島 照君） おはようございます。日本共産党の三島 照です。

まず最初に、9月18日に柳町で発生した火災で罹災された方々には心からお見舞いを申し上げます。今年になって4件目の住宅地での火災、市民そろって防火に努めていきたいと思えます。さて、市民の皆さん、先の総選挙では日本共産党への大きな御支持御支援本当にありがとうございました。日本共産党は今度の選挙はマスコミなどを通じて民主党への大風が吹く中で市民の皆さんの大きな力に支えられて現有9議席を確保することができました。また、全国的には民主党とともに得票を伸ばして善戦健闘することができました。日本共産党は選挙の結果は、自公政権の退場を日本の政治にとって前向きな大きな一歩であり財界中心、日米軍事同盟中心というこの二つの政治悪を特徴とする自民党政治そのものがもはや通用しなくなり崩壊が始まった。ここに今回の選挙の歴史的な意義があると考えています。そういう点でこの奄美でも8月30日は大きな政治の変革がおき、市民の政治意識も大きく変わってきているように思っています。そういう点から見ても、今、奄美市の経済、本当にどこに行っても大変苦しい、このままでは奄美で商売がやっていけない、こういう方々の声も広がっています。その声は市民の皆さんが、この奄美市政に対する意識の高まり、そして私たち議会議員一人ひとりに対する市民の立場からの監視が強く始まっているものと思えます。そういう立場から私は通告に基づいて質問をいたします。

まず、市長の政治姿勢についてです。合併されて3年6か月をどのように総括をされているかということが、まず第1点です。この間この3年半の奄美市政は市長の努力によって3地域の一体感が市民の中では起きてきているようにも伺います。しかし私は、その問題は市民だけじゃなく市の職員や私たち議員を含めて、さらに一体感が高まるそのためには何が必要かここで考えたい。その意味で今回、合併後3年6か月をどのように総括しているかをまずお聞きしたいと思います。次からは発言席に戻ります。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

総務部長（福山敏裕君） それでは合併後、3年6か月をどのように総括しているかということで、お答えいたします。奄美市が発足し初代奄美市長の重責を担って以来、新市としての一体感の醸成、また3地区の均衡ある発展を図るため、市民並びに議員各位の御協力をいただきながら市政運営を推進してまいってきたところでございます。議員からただいま御指摘いただきました市民の一体感の醸成につきましては、市長就任以来、3年6か月の間、基本理念を示す貴重なキーワードの一つとして掲げてまいったものでございます。この理念の実現に向けまして合併の恩恵の一つであります合併まちづくり基金から生じる毎年の運用益を活用いたしまして、一集落1ブランドや集会所施設改修をはじめ旧3市町村時代からの継続事業であります県外や海外との学校間の交流事業などの財源として継続的な地域支援を図っていくところでございます。

また、ハード面の支援といたしまして、本年度も引き続き集会施設や地域間交流の拠点施設の整備も合わせて進めてまいっているところでございます。

さらに、本年度は紘きよらの島づくり事業を創設しまして、市民協働のさらなる推進を図っているところでございます。

これらの事業が、各地域の均衡ある発展をさらに推し進め、かつ地域間の交流を促進することで奄美市民の一体感の状況はさらに進んでいくものと確信をしているところでございます。

昨年秋に、開催されました第1回奄美市民体育大会の成功によりまして、奄美市民の一体感が確実に振興してきている様子が目に見える形で現れたことは心強く感じているところでございます。今後とも奄美市がさらに一体となり発展していきますよう各種の施策を推進してまいりますので議員の御理解を賜りますようお願い申し上げます。

15番(三島 照君) 市長、最後一言、3年半の総括を長くは要りませんけど。

市長(平田隆義君) 一言ということですが、今、総務部長から答弁があったとおりであります。ただ、今、ちょうどその一体感を醸成する基本的な将来に向けてのことについては、総合計画を、今、審議を進めております。本年度中に成案になると思います。その総合計画に基づいて事業を展開することで一体感の醸成は一層推進できるものだと、このように思っております。

15番(三島 照君) じゃ次にいきます。次は私は市長の二期目の一般質問を出していたんですけど、この間の新聞報道や昨日の市長の挨拶では、これはもう聞いても無駄かなと思いますので、この件については今回は省きます。

次にいきます。奄美市の経済対策についてですけど、この間、昨年20年度の国の補正、一次補正、二次補正を通じてですね、奄美市には14億円を超える資金がきて、いろんな昨年の第一次補正でも12項目を超える経済対策が打たれてきました。そして今年度今年2月以降の第二次補正では、いわゆる定額給付金の支給や昨年のプレミアム券の発行などで一定の年末に向けた経済対策が施行されてきたと思うんです。しかしですね、その中でこういったことが、今、奄美市においてですね、数多くの前回いただいた資料を見ましてもまだまだ未発注の事業も多く残されている。で、それを踏まえてですね、プレミアム券はほぼ完売されて多くの市民が喜んだということは出てきています。しかし、それ以降のこのような多くの事業がいまだに発注されていないということはね、せっかく国が経済対策として対策をとってきた問題が、この奄美で活かされないようでは困ると思うんですよ。そういう点でこの間の地域活性化、生活対策臨時交付金事業の執行状況とその経済効果をどのように見ているのか。

総務部長(福山敏裕君) 地域活性化生活対策臨時交付金事業の執行状況でございますが、8月31日現在で申し上げます。

現在の契約率は予算額で申し上げますと50.8パーセントでございます。契約件数では74.8パーセントとなっております。地域活性化生活対策臨時交付金事業につきましては、本市としましては緊急性が求められるものと重々承知しておりますので早期発注に努めているところでございますが、今ございましたように4分の1の件数が未契約という状況となっております。しかしこれらの事業につきましても、10月末までにはほとんどの契約ができる見込みとなっておりますので、年末に向けて市民経済の助けになっていくものと認識いたしておりますので御理解をいただきたいと思っております。

15番(三島 照君) これ発注率が74パーセントですよ、金額がわずか50パーセントしか執行されていない。遅れる理由は何ですか、遅れた理由は。

総務部長(福山敏裕君) 現在の発注に向けた準備を進めているものでございますが、現在の遅れているものとしては、市営住宅の下水道の接続とか学校の下水道接続、生活給付、排水対策、それから地デジ対策としましての市営住宅や学校施設などですね、それと後は公営住宅の改修、それから山間港とかそういうものが現在、発注に向けた準備を急いでいるところでございまして、10月にはこれらのものにつきましても、すべて発注できるものと現在、準備を進めているところでございます。

15番(三島 照君) 私がこれを急いでほしいというのは、やっぱりこれから年末に向けてですね、益々

市民の暮らしは大変な状況，そういう中でやっぱり少しでも早くこのお金が地域に回ることが活性化につながる大きな道であるということで，この問題を取り上げました。

次に，緊急保障制度ですね，セイフティネット，この問題はですね，前回頂いた資料でも奄美市で320，これは7月現在ですから，上がっていたら資料教えてください。322件であらゆる職種からの応募がされています。やっぱりこれを見ても今の状況を反映してですね，建設業，製造業，サービス業，卸小売業などこういったところがやっぱり申請件数も非常に増えてきている。これが今の奄美の経済を反映していると思うんですよ。にも関わらずですね，貸付件数は193件，23億2,790万円程度の額しか出ていないんですよ，6割いくかいかんかいうところで止まっているわけなんです。これがなぜこういう状況でなっているのか，現状をまず最初にお聞かせください。

産業振興部長（瀬木孝弘君） おはようございます。緊急保証制度の現状について御答弁申し上げます。平成21年8月31日現在で339件の国が指定する特定中小企業者に認定をいたしております，これに基づきまして鹿児島県保証協会による奄美市関係分の承諾状況は209件，総額25億3,490万円の融資が実行されているところであります。承諾率は61.7パーセントとなっております。それから議員御指摘のこのような状況の中で本市におきましても国が実施しております意見交換会に参画をしております，市内の中小企業者や商工会議所，あるいは関連する労働行政の機関から融資期間の現行10年の延長，それから保証料の0.8パーセントでございますが，この引き下げ，それから緊急保証制度が22年度末までという特別制度でございますので，この延長，御紹介のありました対象業者の拡大のほか，審査や融資の迅速化，それから柔軟化などの意見が多数出されてお伝えをしたところであります。なお，対象業者について若干触れさせていただきますが，制度の開始前につきましては180業種ございましたけれども，制度の開始時点では545業種に拡大をされておまして，全国の中小企業者の意見が反映されているものと理解しておりますが，現在は781の業種に拡大をされて運用をされているところでございます。

本市の主な対象業種につきましては，御紹介もございましたが工業，建設業，製造業，情報通信業，それから運輸業，卸売小売業，不動産業，飲食店，宿泊業等々がございまして，このような業種の申し込みがあるという状況でございます。概要は以上でございます。

15番（三島 照君） あのですね，私はこの間，先日もいろんな事例で相談があったんですけど，やっぱり奄美のこの60パーセント前後のね，この融資額というのは，もっと本来高まってしかるべきだと思うんですよ。なぜかと言うと，今日，このことについて，いろいろ民間金融機関との関係をね，もっと私はしっかりして行って奄美の民間金融機関への指導，この制度に基づいた指導が必要なんですよ，市長，これ。というのは私どもが国のサイドでですね，中小企業長官に申し入れしている項目があるんです。申し入れたのは一つは，審査基準と手続きを公開しね，融資謝絶の報告を求めなさいという問題が1点。

2点目は，融資申込者に対し審査結果の結論だけではなくどのような要件が満たされれば融資が可能かについて，親身親切的な説明をすることというのが2点目。

3点目は，税金の滞納や条件変更，返済遅れ，過去の代理返済などを理由とした貸し渋りはしないこと，特に低利への借り換えについて積極的に支援をしてほしいという要望をしているんですよ，中小企業長官に対してね，ところが奄美では借り換えとか代理返済がされているとか，例えば私が誰かの保証人になってその保証人になった相手が滞納しているから私が申し込んでも借りれないとかね，いうことが起きているんですよ。奄美市内の金融機関のところでそういう状況が起きてきている。これは中小企業の対応した中小企業の金融課長はですね，おおむね要望のとおり対応したいと答えているんです。と同時に政策公庫と民間の金融機関との違いについて政策公庫は利潤追求が目的ではない，儲からない人，難しい案件であってもできるだけ丁寧に対応して貸し出すことが目的だと，だからこの前もあるところに行ったんですけど，結局借りに行く人は，重病なんですよ重病，だから救急車で運ばれてす

ぐに対応しなければならない。言うたら点滴して生き返らせることが目的、この制度はそれが目的なんですよね、それを重病人扱いしてもうちょっと入院しなさいと、我慢しなさいというような対応では困るわけなんです。だからこれはもし点滴しても駄目だとなった時は、政策金融公庫が保証しますよと、民間金融機関には迷惑をかけませんよというのがこの制度なんです、それを入り口で縛られるということになれば、これはやっぱり奄美の企業にとっては奄美の活性化にとっては非常に厳しい状況になっていく。この窓口をやっぱり民間金融機関連絡協議会とかありますよね、そういうとことへ行って、やっぱり市長、自らが奄美の経済状況を訴えてほしい、そしてそういう指導を民間企業にも金融機関にも対応すべきだと思うんですけども、市長は今の奄美の経済状況をどのように見ているか、ちょっと聞かしてください。そして後どういう指導と対応がされているか聞かしてください。市長の頭で大変やと思わんとできない。

市長（平田隆義君） 経済状況の把握ということですが、数値的に比較して把握しているわけではございませんが、多くの事業を営んでおられる方たちとの会話のというか、日常の中で売り上げのマイナス状況ということはよく耳にしております。大変厳しい状況にあるということは認識しております。それからその融資の件でございますが、私たちが機関のほうへの報告というか話を聞いた範囲内では議員のおっしゃっているようなことに沿うように極力取り組んでおるということであります。ただやっぱり振興開発基金と県保証協会との組織の別という問題が影響にあるのではないかなという思いを現在しているところです。

産業振興部長（瀬木孝弘君） 先ほど御指摘のありました融資のその迅速化あるいは柔軟化等でございますが、これにつきましては先ほど全国153か所の地域で中小企業者や関係する商工会議所、商工会等々の意見交換を踏まえまして国のほうでも認定業務を行っております市町村、また保証申請窓口であります金融機関や保証協会に対しまして御案内の緊急保証制度の活用に向けた周知の徹底等も指導いたしているところであります。併せまして貸し渋り等への対応でございますが、金融庁が直接金融機関へ指導を行っておりますが、先ほど市長から答弁がございましたように私どもといたしましても、中小企業者の意見具申に継続して努めているところであります。

なお、この件につきまして金融機関にも照会をいたしておりますが、県保証協会の審査基準に沿った形で最低限かつ必要な審査であることに御理解をいただきたいという回答をいただいております。

なお、融資の目的が御紹介のありました運転資金、設備資金、それから経営の安定資金等でございますが、なお、借り換えも対象になっております。このようなことの場合でありますし、厳しい市民経済を考えておきますと引き続き中小企業者の支援を継続して行う必要があると考えております。

15番（三島 照君） 市長が先ほど言われたですね、奄美のこの進ちょく率の融資の遅れというのは、やっぱり振興開発基金が中に入ってきているんですよ、直接、県の保証協会申し込んだ人はほとんど借りれてるんですよ、だから私は以前も言うたようにね、この開発基金の在り方、もう本当に今まで奄美には貢献したかも分かりません、しかし今の現状になってやっぱり再検討すべきではないかなということが1点あります。併せてさっき言いましたように、これはいわゆる救急車で運ばれた重病患者、危篤寸前の患者なんです。これに対してやっぱり例えば薩摩川内市はね、既に借入れを決定した人については、申請をすれば薩摩川内市がその保証料の金額を市が保証してあげる、出してあげているんです。補助をね、いうぐらいの緊急な手当てをしているのが、今、経済の状況なんですよ、鹿児島県内奄美の、だからそういったことはまあそういうことがあるということで、今後の施策で検討できれば検討してください。

時間ありませんので次に移ります。土木行政の1番土地区画審議会の在り方についてです。私はこれを取り上げたのはですね、今回の土地区画審議会の委員にいわゆる市長が任命する委員の二人は、二人とも奄美市の去年退職された部長です。それはまだよろしい、区画整理事業に関わった人もいますから、

しかしですね、この人を選出すれば当然審議会の中で会長になるのは誰が見ても当然だと見られる人です、推薦している、一言だけ、この推薦された方は奄美市の指名業者ですよ、指名業者、しかも20年度の落札の中で最高の99.93パーセントで落札をするほどの指名業者なんです。1年間で3件の落札をされています。なぜこういうことを分からなかったとは言えないと思うんですよ。が、推薦をし、しかも会長に任命されたのか、この経過を明らかにしてください。

建設部長（田中晃晶君） 末広・港土地区画整理審議会は、事業区域内の土地所有者の代表者8名、それから市長が執権者として選任された2名、合計10名の委員で構成されております。土地区画整理事業は、ほかの他の公共事業と違いまして、それぞれ個人の財産を扱うという特殊性を持った事業であります。したがいまして、執権者として選任した2名につきましては、現在、事業を実施中であります大熊地区において自治会の役員とし事業に身近に携わり、最近区画整理事業を経験する方の代表といたしまして、重田茂之氏、また、土地区画整理事業行政に長年従事をしまして事業に対する知識、理解が深い方としまして川上和満氏の2名を選任したものであります。7月2日には第1回を開催いたしました。その中で委員の中から推薦のもと委員の互選によりまして、川上氏が会長となり重田氏が副会長として選任されたものであります。

審議会の役割といたしましては、土地の評価員の選任とか、それから換地計画などの土地区画整理法に定められた事項を審議する場であり、特に個人の職種によって委員並びに会長の選任が制限されるものではないというふうに考えております。

15番（三島 照君） 時間ないし深くは言いません。この方が出れば、あの8人のメンバー、10人のメンバーから見れば、当然会長に指名されるのは当たり前やんか。何考えてんの、そんなもの、悩むこと、首横にすることないですよ、そんなもの、当たり前ですよそんなもの、誰がこの二人を抜いて私がやりますと言えます、

（「おるよ。」と呼ぶ者あり）

しかも、おらへんでそんなもん。しかもこれから換地設計の設計や測量やいろんなものに入ってくる、今、言われたように関わりないとはいえ、この測量設計、指名業者はそういう仕事をやっている業者です。市民に疑問を持たれるような、疑われるような選考の仕方は止めてください、これから。

次に入ります。もう1点はですね、前回の議会でも6月議会でも質問しました。本港地区貨物埠頭の売却についてです。まず、一つずつ先行取得の協力会社、言われました、答弁されましたね、前回、この会社はどこなのか、次いで二つ、会社側から希望があったということも市長は答弁されました。どう希望があったのか、この会社はどこなのか、教えてください。

建設部長（田中晃晶君） 一番最初の先行取得の協力会社はどこかということについて、先に御答弁申し上げます。末広・港土地区画整理事業の用地先行取得におきましては、法人6社、個人名23名、合計29か所の土地を取得したものであります。内1か所の土地所有者につきましては、事業が計画された当初から事業の区域内の土地の売却に協力する旨の申し出を受けたものであります。用地取得後の実施に当たりましては協力をいただき必要な公共施設充当用地をすべて取得できたものであります。

なお、対象者の公表につきましては、本港地区の土地の手続きがいまだ完了しておりません。したがいまして、現時点では法人1社ということで回答させていただきたいと思っております。

次に、二番目の会社側からの希望があったかということですが、土地所有者からの希望といたしましては、末広・港土地区画整理事業の計画の当初から事業区域内の土地の売却にあたり、代替地として市の中心部にまとまった土地購入の要望を受けていたものであります。区画整理事業の施行者としていたしましては、用地先行取得では事業区域内の該当地に更地であつ面積的に大きな土地であるため、取得面積を確保する点から優先的に取得を考えていた箇所でもあります。

したがいまして、用地先行取得を確実に実施をしていくにあたり、本港地区埋め立て事業の埋め立て

認可が承認された後に、区画整理事業の施行者から埋め立て事業の施行者、開発公社でございますが、対しまして代替地として本港地区の土地処分の協議を申し入れたものであります。

15番(三島 照君) それじゃですね、はっきり言ってまあ後で聞きますけど、申し入れたから代替地を斡旋した、しかし皆さんは、この間のいろんな会議や区画整理事業の説明やね、そういう中で絶えず言い続けてきたことは、末広・港区画整理事業の先行取得については、代替地や代わりの土地を斡旋するものではありませんと、自らね、買収で入ったお金でお買い求めくださいという発言をされてきましたよね、じゃ一つづつ言います。末広・港土地区画整理事業に関するQ&Aの中では、まず、この事業について名瀬港マリントウン地区への換地や移転はできるのですかという質問に対して、当事業において事業区域外に換地することはできません。名瀬マリントウン地区は、区画整理事業の地域外であるため当事業によるマリントウン地区への換地、移転もできません。これがこの説明書の1ページで皆さんが答えた内容です。もう一つは、これは市長も副市長も参加して、副市長が委員長ですか、末広・港土地区画整理事業における用地取得検討委員会、ありますよね、内部の会議です、これ。見てください、ほとんどもう1ページありますけど、ほとんど真っ黒で市民に見せられないような議案議論を内部でやっているんです。ここでも質疑応答の中で、例えばですね、この中で副市長が買収による移転することになった者による代替地について、市が準備するのですかという質問をやっているんです。言いましょかこれ、平成19年5月17日9時から10時10分までの会議です。それに対して都市整備課長、当時、今の部長ですね、用地先行では代替地は準備していません。それぞれにより条件などの違いがあると思うので土地を売却費用で自分で新たに土地を探して購入してくださいと。これが皆さんが、これ私が作ったん違いますからね、皆さんが言うてきた内容なんですよ、もしこういうことができるんだったら、さっき言うた29件の先行取得、後28件の皆さんにも代替地が欲しければ斡旋しますよと、マリントウンの埋め立て地紹介しますよと、どうぞと言えたんです。言うたんですか。言いもせずに1社しかなかったというこの答弁はおかしい違いますか。どうですか。簡潔に言ってください。簡潔に。

建設部長(田中晃晶君) その前に言葉の説明をさせていただきます。

(「時間がかかる」と呼ぶ者あり)

換地ということに対して言葉にでございますので、区画整理では道路、公園など公共施設を整備すると同時に個々の宅地の条件を考慮しながら最も利用し易い宅地の再配置を行います。このように元の宅地に対して新しく置き換えられた宅地のことを換地といいます。そういうことでございます。それで先ほどの換地として移転はできるかできないかと言ったことに対してですが、正しく議員がおっしゃるようにその方針と申しますか、我々がその場でお答えしたことは今回のこのことについては全くぶれてもおりませんし、そのとおりでございます。この希望がなかったかということに対しまして答弁申し上げます。末広・港土地区画整理事業の用地先行を実施するにあたりましては、土地所有者への意向調査を実施をしました。土地の売却希望があるのか、それから将来土地利用はどう考えていらっしゃるのかなどについて意向を確認した上で取得箇所の選定、実施に至ったものであります。

用地先行の交渉の上でも先行取得対象の内、1か所の土地所有者のみが代替地を要望したものであります。この所有者につきましては埋め立て事業計画の当初から土地需要調査等におきまして、本港地区への土地売却を要望しているものであります。

末広土地区画整理事業の推進を図る上でも代替地の確保が必要であると考えたものであります。

15番(三島 照君) それじゃね、しかし皆さんはそういう説明をほかのところではやっていない、ああいうさっきの言い方、皆さんの役所用語での説明をして、この企業だけが話があったということでした。じゃこの企業は、平成21年の3月20日ですよ、3月19日ですか、先行取得契約が成立して確認された、いつですか、いつ成立したのか、契約が、その時の所有権持っているのは登記簿上の所有者は誰か聞かせてください。

議長（伊東隆吉君） 何か答弁できますか。

（「じゃ私が言います。後で答弁してください。私が言います。」と呼ぶ者あり）

15番（三島 照君） この方はですね、皆さんはうちのまちづくり通信で誰ひとりこれは間違っていますよと、会社の名前が違いますよという異議申し立てもなかった、そういうことから考えたら、私が書いている、はっきり言って、この町田建設株式会社という名前は間違っていないものとして、私は質問します。これは皆さんは、この企業だけが代替地の相談があったと、市長も答弁されました。しかし、この土地は、その時期には町田酒造株式会社であって建設株式会社ではありません。なぜ法人が違う法人に対して奄美市はね、相談されたからということで譲らなければならないのか、そこんとこまず1点答弁してください。

建設部長（田中晃晶君） 今、意向調査のこのようでございますが、時系列に申し上げますと、名瀬港の港湾計画改定が16年の3月にございました。その前の我々としましては14年の10月に港湾の改定に向けての調査を行っております。それから土地区画整理事業が始まりましたのは、土地計画決定が行われましたのは、17年の1月でございます。17年度に第1回目の先ほど私申し上げました用地先行取得の意向調査を実施しております。それから第2回目も同年度に行いました。18年2月に行っております。それから18年度というふうに、その年度おきに1回のみを行ったわけじゃなくて数回に渡り意向調査その他を行っております。その中で、今、議員がおっしゃるような経緯があったというふうには認識はしております。

15番（三島 照君） また質問をとばして答弁しているから、もういっしょにまとめて聞きます。ほいじゃね、市長やら皆さんは、恐らく読んでいると思いますけど、第4回まちづくり通信のところで、まちづくり在り方検討委員会ですね、土地の処分につきましては埋め立て事業竣工後、土地利用計画に沿った用途指定不動産鑑定を実施した上で、名瀬港本港地区商工土地検討委員会を設置し、不動産鑑定路線価実売実例と併せて意向調査の結果を勘案して処分価格を決定した後に公募を行い、事業計画、資金計画等の書類審査を経て処分先に決定を考えています。このことは皆さんは、在り方委員会でも言っていますし、いろんなところで言うているんですよ。さっきのその事業調査では、例えば、今、埋め立てしている土地の面積の1.2倍を越す応募があったわけでしょう。欲しい人はいっぱいいるんですよ、にもかかわらず、なぜ今回、慌ててね、この町田建設にだけ、しかも公募も募集も一般競争入札もせずに売却しようということになったのか、希望があったから譲るんやとは、みんなに譲らん、公の土地ですよ、これ。市長の財産ではないんですから、市民の財産ですから、そのことを考えずに同じことの繰り返し言うてもらっても困るんです。そこはどうなんですか、この在り方委員会の見解、ここでも書いています。私は6月議会でも市長の答弁と開発公社評議委員会や第4回まちづくり在り方検討委員会での違いをどう説明するのか、ほいじゃ説明してください。これの。

総務部長（福山敏裕君） 6月議会での開発公社評議委員会での説明を申し上げます。開発公社の事業目的としましては、奄美市の施策に即応しまして住宅用地及び公共事業のように供する土地の取得、造成といったものがございます。公共事業に伴う代替地の斡旋等を定めているところでございます。

これまでの奄美市におきます公共事業に対しまして、和光バイパスやおがみ山バイパスなどの道路事業によって移転される方々に代替地を斡旋及び提供してきました経緯もございます。例えばおがみ山バイパスでは、真名津町で移転される方に営林署跡地を代替地して開発公社が買収し造成した後に、分譲をしております。また久里と永田町で同じく移転される方々に石橋町の旧NTT跡地を買収し造成して分譲する予定でございましたが、おがみ山ルートの変更や希望者がいなかったために、一般用の分譲地として、現在、処分をしたところでございます。

名瀬港本港地区埋め立て事業の土地利用方針の一つには、公共事業の促進に供する土地利用を位置づけております。

末広・港土地区画整理事業の用地先行取得者より希望がございましたので、代替地として斡旋及び提供を行う予定でございます。したがって、今回の土地斡旋につきましては、これまで同様、公社の目的に沿った、また、埋め立て事業の土地利用方針に則った対応として公共事業に供します代替地としての売却を予定するものでございますので、御理解を賜りたいと思います。

15番(三島 照君) あのね、さっきから同じことをこの前と同じ答弁をされていますけど、皆さんは第4回の検討委員会でも土地処分のフローということで、皆さん説明しているんですよ、ここでも今回のこういう埋め立て地については、意向調査いろいろやって事業計画や書類審査をして売却すると、昨日も市長はその多額の金を借り入れなければならないから慌てて処分するんだと言っていますけどね、そんなものは昨日の議論でもありましたように、当初から資金計画は組んであることなんです、そんなもの。組んであるでしょう、幾ら借りて、だから奄美市が40億円の保証もやっているんですよ。言うていることが、このこの前の議会答弁でも検討委員会でもね、さっき言った内部の検討委員会で行っていることも同じこと言いながら、なぜね、ほいじゃ、なぜ今回は何回言っても同じことですけど、残りの28人に希望があれば代替地を検討しますよという相談もやったんですか。やってないでしょう、そんなこと言うてないやんか、そんなもん。言いながら1社しかなかった、1社しかなかったということは、最初からありきなんですよ、大体的に言えば、取得した法人は町田酒造株式会社です、これは。平成18年に町田建設から町田酒造に登記変更されているんですよ、だから皆さんが言うている、その建設は違うところへ、法人も違うところへ無条件でやったということは、然るべき形で何かありきと、だからそういう不正みたいなね、状況に対して、今、市民はものすごく政治意識も高まって市政や私ら議会の動き一つひとつに目を光らせている。その表れが今日の傍聴の参加ですよ、はっきり言って。そこをしっかりと受け止めて行政もやってもらわなければ困るんです、こんなもの。ということで、ほいじゃ、処分の方法はなぜ一般競争入札じゃなくて随意契約なのか聞かせてください。

総務部長(福山敏裕君) なぜ随意契約なのかということでございますが、これは先ほども申し上げましたように、市の施策の推進のために公共事業に供する代替地として、随意契約として売却するものでございます。

15番(三島 照君) 何言うているの今頃、市の施策みたいな今頃なんでこの1社だけなの、ほいじゃ、あと28社は、28件の先行取得に協力した人たちは協力違うのか、あれは。あの人たちかて協力したやんか、なんでそうなるんですか、その1社だけ。

建設部長(田中晃晶君) 先ほども申し上げましたが、通告の中で1社しか希望なかったかということに対して答弁申し上げましたけれども、我々はアンケート調査と先ほど申し上げました、その中の中身を読みます。

議長(伊東隆吉君) 傍聴を静粛にお願いします。

用地先行取得による市に土地の売却は希望しますか。これは問1です。その中で強く売却を希望する、売却を希望する、どちらでもよい、売却は希望しないというのは、問1で我々は聞いております。

問2の中で、用地先行取得に応じないということであれば移転先の換地に対する希望がありますかとか、このようなことでの29件に対しまして希望を取って、29というのは結果でございますが、全地権者に対しまして、このようなアンケートを取った結果で、先ほどから何べんも申し上げていますように、1社のみが希望があったということを申し上げているところであります。

15番(三島 照君) 時間ないので急ぎます。ほいじゃ、1社しかなかったから随意契約なんですか。

あのね、奄美市の随意契約の施行令もあるんですよ、これは限度額は130万円ですよ、随意契約の、しかし条件が幾つかあって、この1社しかどうしても応募しても1社しか応募がなかったということや、何項目かこれをクリアしての随意契約なんかね、それを一つ聞かせていただくことと、例えばもうはっきり言います、随意契約で幾らで売却を予定しているのかということです。私が昨日、調べたところでは、県の昨日、答弁されましたように9月17日に県と国との契約が成立しています。昨日の夕方に県としての登記が終わりました。県は国からは無料で譲り受けています、この土地は。なぜかと言いますと、これまでの当該埠頭を含めた名瀬港の直轄工事において県は負担金として約20億円を払っている。その関係で金額以内であるということで無償で譲り受けているんです県はね、これを幾らで随意契約をしようとしているのか、簡単に聞かせてください。

総務部長（福山敏裕君） なぜ随意契約できるのかということでございますが、地方自治法施行令の167条の2におきまして、その他のその性質または目的が競争入札に適しないものをする時には、随意契約でやってよろしいという項がございますので、それに基づき行うものでございます。

価格については、これからまだ入札を行ってございません。随意契約を行ってございません。

15番（三島 照君） 市長ね、今日は何か知らんけど一言もしゃべらなかつたけど、私はこの問題は、当然、167条が出てくると思いますから、だから、両方とも国のも市のもコピーしました。該当しません、こんなものには。こんなことで処理されたら市長の15年間の恥ですよ、大問題になりますよ、これね、1社しかないことはないんやから、そんなの。しかも県はこういう形で国から譲渡受けてる、皆さんははっきり、今日、確認したのは譲渡先の会社名も誰も否定しません。認めたことです、ここで。本会議で確認した内容です。そういうこと分かっていて、市長、間違ってもね、市長の在任中にこういう契約をやるようなことは避けてください。止めてください。これは市民の財産です。いうことでこの問題については、今日はこれで終わります。私も奄美市議会にきてちょうど6年、市長にはいろんな意味で勉強させてもらい、いろいろ教えていただきました。本会議での答弁は、今日はちょこっとしかなかったけど、市長と対比するために必死になって勉強させてもらいました。これからもまた時々行きますから長い間御苦労さんでした。まだ早いけど本会議はここが終わりですから、ここでしか言うことありませんのでありがとうございます。終わります。

市長（平田隆義君） 今までの答弁をお聞きしまして、幾つかの点で誤解というか認識を違うところがあります。宿題にいたしたいと思います。

議長（伊東隆吉君） 以上で日本共産党 三島 照君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前10時30分）

議長（伊東隆吉君） それでは再開いたします。（午前10時45分）

引き続き一般質問を行います。

次に、公明党 叶 幸与君の発言を許可いたします。

26番（叶 幸与君） 皆さん、こんにちは。公明党の叶 幸与です。質問をさせていただく前に、去る9月18日に発生しました奄美市名瀬柳町での火災により罹災された皆さま方に対しまして心よりお見舞い申し上げますとともに、皆さま方が一日も早く元の生活に戻れますようにお祈り申し上げます。また、行政当局の皆さま方におかれましては、罹災された皆さま方の復旧のサポートを惜しまずをお願い申し上げます。

さて、昨日も一般質問の冒頭で取り上げられましたが、平田隆義市長の任期前での勇退の報道につきまして一言申し上げます。この約15年間、市長としての激務の中、大変な御苦労をされ、本市の舵取

りに邁進してこられ、特に平成18年3月に合併してからのこの3年余り、特に御苦労されたことでありましょう。要は市長として何年在任したかということより、何を成し遂げてきたのかを御自身で悩んだ末、出所進退について、大変な思いで決意をされたものとお察し申し上げます。しかし、いかなる理由があれ、残されたわずかの期間であっても、最後の最後まで胸を張って市民の視線を忘れることなく、全力で職責を全うされて頂きたいと思います。御苦労さまの言葉は辞職された時まで取っておきたいと思います。

次に、8月30日に執行されました第45回衆議院議員選挙においては民主党の政権交代が実現し、多くの国民は政権交代後はどのような社会が構築されるのかという大きな不安を抱いているのは事実であり、朝日新聞が衆議院選挙直後に実施した世論調査では、民主党の大勝の主な理由を民主党の政策を支持と答えた人は、政権交代願望の81パーセントに対して38パーセントにとどまっており、厳しい財政状況下、国民の支持のあまり高いとは言えないマニフェストをこれからどう実現していくのか、責任政党の真価はこれから問われます。国民が選択した民主党政権に対して、風に乗ってうっかり一票、がっかり4年になることのないように頑張っていたきたいと思います。

個人的な見解になりますが、9月16日に鳩山総理の記者会見がありました。それを聞いて疑問や不安を抱いたのは私だけではないと思いますが、例えば総理は、いろんな試行錯誤の中で、失敗することもあるかと思いますが、是非、国民の皆さま方にも御寛容を願いたいと述べました。寛容とは違いや欠点を厳しく責め立てないという意味であります。うがった見方かもしれませんが、国民に対して政府の失敗を受け入れてほしいと言わんばかりに聞こえました。

さらに、首相は、国民の皆さまが、辛抱強く、新しい政権をお育て願いたい。また、国民の皆さま方にも御辛抱の中だと繰り返し述べており、国民に対して辛抱することを求めておりました。今回の選挙期間中、民主党は国民に対して辛抱を要求したことは一度もなかったと記憶しております。逆に今となつては、多くの国民は政治家や政治に対して辛抱できなかったから、2大政党制と言われる中で、自民党が辛抱できないから、民主党へと国民は政権選択をしたものだと思っております。政権をとるやいなや、今までの野党時代と態度を一変し国民に辛抱を押し付けるのは言語道断であります。

さて、私ども公明党は奄美においては、12市町村のうち9町村で第1党になり、奄美では全体で第1党になることができました。私ども公明党に対しまして、たくさんの皆さま方の御支援・御支持をいただき、改めてこの場をお借りいたしまして感謝・御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。しかしながら、全国的には、31議席から21議席へと大幅に議席を減らしました。山口新代表のもと、このことを真しに受け止め、もう一度原点に戻り、国民の生活現場に入り、国民の生活を肌で感じ、国民の生活者を守り抜くため、また、まじめに働く人たちが報われる社会の構築を目指して頑張つてまいる決意であります。

それでは通告にしがいまして質問をさせていただきます。

まず、市長の政治姿勢でございます。政権交代に伴う影響はあるのかどうか。先月の8月30日に行われました選挙では、民主党の一人勝ちで前回の小泉郵政選挙の逆をいく、否、それを上回る結果となりました。鳩山新政権の目玉は、国家戦略局と行政刷新会議の両翼で私も脱官僚の体制や天下りがなくなれば大変喜ばしいことでありますが、反面、子ども手当や高速道路無料化、ガソリン税など暫定税率廃止、農家への個別所得補償制度等、国民受けは良いが、はたしてその財源が生み出せるのか、誠に疑問視されており、外交、安保政策など前途多難の船出であると考えます。そこで、昨年9月に起こったアメリカ発世界同時不況に対し、前麻生総理が解散を1年余りも先延ばししてでも国民の生活を守って打ち出した約130兆円もの緊急経済対策等の補正予算の一部凍結が言われ、現在、群馬県の八ツ場ダムなど、地元住民と前原国土交通大臣との対立が報道されております。

そういう中で、本市として影響のある事業等はあるのかどうか、また、来年度予算編成等は、どのようになるのか、お尋ねいたします。

あとからの質問は発言席にて行います。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

総務部長（福山敏裕君） 政権交代に伴う影響はあるかということにお答えいたします。先日、知事が定例会見で述べておられましたことと同様、今年度の予算への影響はほとんどないものと認識をいたしております。

しかしながら、来年度以降につきましては、大幅な予算の組み替えを公約として掲げていることなどから、どのような影響が出てくるのか予想もできない状況であることも事実でございますので、国の来年度の予算編成の状況を注視してまいりたいと考えているところでございます。

26番（叶 幸与君） 影響がないということでありまして、一応安堵したところでございます。しかしながら、来年度の予算は今後また注視をしていかなければならないというような話でございまして、市長は今限りで勇退されるということで次の市長の課題ではなからうかなと、こういうふうに思っておりますが、それでは民主党の二番目に、民主党の奄美向けマニフェストについての市長の見解はというようなことで、今回の衆議院選で民主党鹿児島県連が約束した奄美向けマニフェスト、奄振の交付金化、離島のガソリン税をすべて免除、離島航空運賃の大幅値下げ、離島基幹作物であるサトウキビ、タンカン、ジャガイモなど規模の区別なく農家の所得を直接補償する。奄美に国立の大学研究所を設立する、離島全域に共同溝を敷設、電線を地中化し、光ファイバーをはりめぐらす。のこの6項目が出されておりますが、これら6項目に対して市長の見解をお聞かせください。また、奄振の見直しがされた場合、どのような影響が及ぶかお尋ねをいたします。

市長（平田隆義君） 公明党 叶議員の質問に答弁をいたします。まず、今般の衆議院選挙において、民主党のほうから奄美に向けてのマニフェストという形で発表された事業がございまして、

私もそのビラというかプリントしたものを一読させてもらっただけでございまして、中身については十分に承知しているというところではございませんが、ざっと見せていただいて、まあ、ある一種の期待と不安を感じたことは禁じ得ないということをお知らせしたいと思います。

まあその大きな柱であります奄振予算のほうは絶対に減らさないということと、その内容を充実をするために、ひも付きの補助金の廃止ということで交付金化をしていきたいという内容になっております。これは先般の奄振法の延長の時に議論になったものの一つであります。その時は、やはり地方自治体から県に事業の要望を出し、県が国の各省庁とすり合わせて、国が事業を策定するという時でございましたから、これはこれで私たちは地方の意向が十分本省まで通じているという理解をしながら事業を進めてきたわけです。

今回の民主党の在り方としては、官僚を除けた仕事というようなことなどが言われておりますから、どういう形でこれがなってくるのか、トップダウン式になるのかなと思ったりもしながら、ちょっと理解をできない、しきれないというところがあります。そういう意味などを考えた時に、地元への負担というか、そういった点が、じゃ、どうなってくるのかなということなどが不安の一つであります。その中で離島のガソリン税の免除とか離島航空運賃の大幅値下げ、それから個別所得の補償制度、奄美に国立の大学研究所の設置等について、また、離島での消費税の減免というようなこと等につきましては、これまでも我々がお願いを申し上げている事項でございますので、鋭意実現していただきたいと、このように願うところでございます。

このことが実現されると大きな転換が図られるんじゃないかなと、こう思っております。そういう中で、もう一つの電線の地中化という点であります。このことについては、奄美市としては旧名瀬市時代に先ほどから議論になっております旧港の埋立地の中で対応できないかということで検討をしたところでしたが、やはり相当資金が要するというのと、当然に電力会社の負担というのでも出てまいりまして、これらを調整するという事はなかなか難しいということと、その市の負担分がどうしても土地の評価に反映されなきゃならないということもありまして、地価の値段ですね、がアップされる可能性が

あるなということなどで、見送ったところでは。

そういうことなどで、このことがどういう形になってくるか分かりませんが、末広・港町の通りに、16メートルの道路についても、このことも議論がありました。地中化じゃなくして配線の在り方で対応していきたいということで、我々は、今、取り組んでおるところでございます。

また、ブロードバンド100パーセントということは、これは島づくりの大変大きな事業であります。地元負担ということになってきますと、なかなか対応が厳しくなってきますので、どういう形でこれを推し進めていくかということなどが、まだ見えておりませんので、内容がはっきりした時点で検討されるべきものだと、このように考えておるところです。

いずれにしましても、奄振法を否定するというではないように受け止めております。昭和28年度に奄美群島が復帰して以来、この地域の遅れ、それと地域の経済、財政の弱さ、こういった点から特別措置法によって多くの社会資本整備のための資本が投下されてきました。そしてそのことについては、それ相応の評価をいただいているということが多くの人たちの共通の認識だろうと思います。しかし、まだまだ、これから整備を進めていかなければならない公共事業を中心とした事業が残っておりますから、このことを押し上げていくことが絶対必要なことだろうと、このように思っております。

遅れた地域、厳しい状況下にある地域について温かい配慮をするという民主党の基本方針のようでございますから、私はその線に沿ってこれからの事業が展開されていくものだと、このように期待をいたしているところでございます。

どうかみんなで見えを絞って国土の均衡ある発展に対する施策の展開ということに取り組んでいく必要があるのではないかと、このように改めて考えたところでございますので、よろしく御指導・御協力賜りますようお願いをいたします。

26番(叶 幸与君) ただいまの答弁では、大体これらのことが成就できれば島にとってはうれしいというようなそういうふうな感じを受けました。確かに我々も奄振の交付金化という問題に関しては、いろんな議論がされておまして、奄振施行50年経って、要らない海岸の景観を損なうようなそういった事業も進めざるを得ないというような形から、こういう交付金化というような形になったんじゃないかなと思います。

本当に長年、奄美が抱えてきた問題が民主党のこのマニフェストを見ましたら、すぐできるようなそういうふうな感覚を持っているんですが、本当に新しい政権に期待をしていきたいなと、こういうふうにも思っております。ただ奄振の交付金化が、例えば見直しをされたらと仮定した場合は、この影響というふうなものはどう考えているのか、もう一度その部分をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

市長(平田隆義君) 前回、交付金化について議論があった時に、その交付金とする分がいわゆる国務費全部だという認識であったと思います。そうなりますと、国土交通省の予算、農林省の予算その他省庁の予算というのが全部含まれておりますので、それがはたして省庁が足並み揃えて交付金化ということに、はたして予算配分ができるんだろうかという点ですね、その点が議論になりました。

それともう一つ、受け入れる側ですね、受け入れる側、じゃ、そのお金はどうして受けるんですかとこうなった時には、ある民間のシンクタンクというんですか金融機関においては、広域連合を奄美でつくればいいんじゃないかという話でした。

奄美で広域連合をつくっていくということになると、準備やなんやかんやで大変な労力を要しますし、そのトップに誰がなるのかということが全く議論されないままの話でありますから、これはその配分の責任を誰が負うかということにも通じてくることで、大変厳しいのではないのかという議論もされました。

それからもう一つ、私、これは公で議論したことじゃないですが、国土交通省の皆さんとこう語る中で、補助金というのは確かに縛りがあります。同じ補助金を出すにも事業費の何パーセントという形で補助金出しますから、その事業費が国が望む形で組み立てられているかどうかというのは、第一の条件

になってきますから非常に確かにそのことは、こういう形でやってもらいたいと地元は思っても、そうなるそれは単独でやってくださいと、この補助金はこの分ですと、いうことで縛りがあるということは確かにあるわけですが、逆に私は、これは法律で定められていることです。ですから事業が採択なれば、その事業が確実に法律の下で保証されて事業が最終段階まで実行できるという思いをいたしております。ですから何年間10年計画、5年計画という形で事業を組んで事業費を確定して国の認可を得て本年度の予算は幾らある、来年度は幾らという形で予算が確実に確保できるということは、やはりこの在り方としては、私はむしろ安全パイを引いたような感じがいたしましたので、それでよろしいんじゃないのかなと、交付金化になった時には、交付金は確かに今年この事業をやる予定にして交付金をいただいたんですが、ここが遅れたんで同じ類のところを先にやろうとかいうのが、わりと自由だと聞いておりますから、その点は確かに優れておるんですが、それがじゃ何年間の中で交付金化という形でもらえるのかと、恐らくその事業が進まないから、今年はその金を福祉に使いますというところまでは、とてもじゃないがいくことじゃなかったわけですので、前はちょっと厳しいんじゃないかということをしました。

今回のことについては、そんな枠も全部無しで国土交通省かどっか知りませんが、奄美にお金を上げましようということになるとは、15年間の私の経験からしますと、大変大変厳しいものではないのかなというのが実感でございますので、そこら辺の方向を早くお示ししていただいて郡民が一致団結して取り組めるようにしていただければと、こう思っております。

26番(叶 幸与君) よく分かりました。奄美群島が一市町村であれば何とかできるようなそういう感じもするんですが、まだまだそういった部分では議論の余地があるんじゃないかなと、こういうふう感じております。

それでは続きまして3番目の、昨年度からの緊急経済対策として打ち出された補正予算並びに今年度予算と一次補正に伴い7月の24日臨時議会で挙がった緊急経済対策予算のこの執行状況はどのようになっているのでしょうか。先ほど三島議員の答弁でもありましたんですが、今一度またお願いしたいと思います。

総務部長(福山敏裕君) 先ほども答弁申し上げましたが、まず、20年度補正予算の執行状況につきましては、8月31日現在の契約率が予算額では50.8パーセント、契約件数が74.3パーセントと御答弁をさせていただきました。

次に、7月27日に臨時議会で可決されました地域活性化経済対策事業の執行状況でございますが、まだ議会で承認を受けましてからの期間が短いこともございまして、8月31日現在の執行率につきましては予算額で0.6パーセントでございます。

しかしながら、9月からの事業開始、契約を始めておりまして多くの事業を年内に契約する予定と現在、事業を進めているところでございます。

この事業につきましても、市民経済の助けになるものと認識しておりますので、早期発注に努めているところでございますので、議員の御理解をお願いしたいと思います。

26番(叶 幸与君) 今、本当に住民は大変厳しい状況におかれているんですね、失業率も大変な5.7パーセントというふうな最悪の状態にもきているというような統計も出ておりますし、また、奄美市においても本当に厳しい状況というのは変わらないというような中で、せっかく7月の24日に臨時に議会をもってですね、されたものが、まだ0.6パーセントというふうなことであれば、本当にこの12月、また年を越せるかどうか分からない、この9月議会でもプレミアム付きのそういう商品券云々のそういう事業も考えているみたいありますが、本当にこの行政目線じゃなくてですね、市民目線のですよね、そういう対応をですね、取っていただきたいなど、こういうふうに要望いたして、この件は終わりといいたします。

それでは、これに関しては、この新しい政権の凍結云々と契約するものはすべて見直しをというふうな話がありましたんですが、これはありませんよね、分かりました。

4番目に、定額給付金の申請が10月6日までとなっていますが、どのようになっているかということでございます。

自公連立政権で出された1年限定の定額給付金は昨年末から今年初めまで、野党、マスコミ、学者挙げてさんざん反対し、連日のように朝から晩まで各メディアからバラマキ、効果なしなどの攻撃を受けまくりましたが、いざ支給されてみるとウソのようにピタリと攻撃が止んだのはどういうことだったのだろうか。それに対して、毎年5.1兆円余りの予算をつぎ込む民主党の子ども手当を含んだ政策については、一言も悪く報道する者はいないのはなぜか、ここに私はマスコミ等の報道操作が感じられてなりません。

定額給付金は、1,000万人の大都会の人も、たった200名ぐらいの離島の住民も等しく恩恵を受けた施策であると思うがどうでしょうか。定額給付金の申請の期限が、来る10月6日までとなっていますが、どのようになっているのか、現在の進ちょくと反応、効果等をお示しください。

福祉部長（福山 治君） お答え申し上げます。景気浮揚対策としての定額給付金につきましては、平成21年4月6日に給付申請受付を開始しまして、市民の皆さまへ御案内をいたしました。

給付の進ちょく状況につきましては、平成21年8月31日現在で、給付対象2万3,922世帯のうち2万2,951世帯に給付金額で7億3,597万2,000円の決定して、率にいたしまして95.9パーセントというところでございます。

現在、未申請は971世帯となっておりますが、居所不明のため郵便が戻り調査困難なケース、これが118件、それから単身世帯で死亡したため申請不能な世帯58件、さらには受け取り拒否の意思表示を示している辞退の方6件が含まれておりますので、実質は789件、3.3パーセントが未申請の状況でございます。これまでも未申請の世帯に対しましては、新聞や市広報紙によるお知らせやチラシ配布による訪問、文書での再三の御案内等の周知活動を行った結果、今年の9月11日現在では、未申請件数が652件に減ってきている状況でございます。さらに、9月14日付で残りの未申請者へ対して申請を促す3回目の通知を発送したところでございます。申請期限の10月6日までは、少しでも多くの方が受給できるよう周知活動を継続して行ってまいりたいと思っております。

受給した際の市民の反応でございますが、定額給付金がいつ振り込まれるのか、毎月もらえればなどの声も聞かれたほか、市内での買い物や旅行費用に使ったなど伺っておりますので、景気浮揚にはつながったものと予想されます。

26番（叶 幸与君） 景気浮揚につながったというふうなことでございますね、本当にこの厳しい中で1円でもいいから、やっぱり自分の手元に届く、しかもその金が1万2,000円か、あるいは2万円と些細な金額ではあるかもしれないですけど、それを自分たちの自由にできるそういうお金だということで、大きな意義があったんじゃないかなとか、私はそういうふうに思っております。

そこで、残った方々の分はあとはどのようになるのでしょうか。市に入るんですか。

福祉部長（福山 治君） 先ほども申し上げましたが、可能な限り申請の督促といたしますが、連絡をいたしまして、これが10月6日までに未申請となった場合には、国庫へ返納という形になります。

26番（叶 幸与君） 分かりました。残った方々が少しでもなくなるようにですね、頑張ってくださいなと、こういうふうに思います。

それでは5番目の雇用促進対策についてでございます。

総務省が8月28日発表した労働力調査速報によりますと、7月の完全失業率は、6月より0.3ポイント悪化して5.7パーセントとなり、現在の方法で調査を始めた1953年4月以降最悪となりました。

した。また、有効求人倍率も0.42倍と6月より0.01ポイント悪化し、3か月連続で過去最悪を更新、雇用情勢については、依然悪化傾向に歯止めがかからない状況であると、8月29日付地元紙に掲載があるとおり、厳しい状況が続いておりますが、奄美の失業率はどのようになっているのでしょうか。

また、昨年末以来、75兆円余りの補正予算が打ち出されており、その中に緊急雇用対策の事業等もあったと思われませんが、これまでにどのような事業があり、何名くらいの雇用がありましたか、お尋ねいたします。

産業振興部長（瀬木孝弘君） 奄美市の失業率についての御質問でございますが、御紹介のございました失業率の算定方法につきましては、総務省が毎月全国の世帯の中から無作為に抽出した15歳以上の生産人口を対象に約10万人規模の調査に基づいたものでございます。無作為抽出でございますので市町村別の数値を出すことができないことから、奄美市のみの失業率は把握できない状況であります。

一方、奄美群島を管轄しております八ローワーク管内の有効求人倍率は、今年の5月以降、0.25倍率前後で推移しております。雇用情勢は奄美市においても依然として厳しい状況が続いているものと認識をしているところでございます。

次に、昨年度から施策を講じております緊急雇用対策関連事業についてお答えをいたします。鹿児島県が昨年1月に創設いたしました緊急雇用創出臨時特例基金事業につきましては、これまでに皆既日食関連事業や飼い犬登録支援実態調査事業など8事業を実施しております。新規雇用33名、延べ人数で743名の雇用を創出しております。

また、昨年度国の二次に渡る補正予算に関連いたしまして、ヤスデ駆除業務、農林道環境整備業務、松食い虫被害予防業務、市道、河川、公園等環境整備業務等の緊急経済対策事業を実施しまして、シルバー人材センターや土地改良区への委託事業を含めまして164名、延べ1,465名の雇用を確保することができたところでございます。内新規雇用は110名でありました。

さらに平成21年度へ繰越措置をさせていただいた事業を含めまして、地域活性化生活対策臨時交付金事業では、家屋調査業務、農林道、観光施設、河川等の伐採、補修業務、ヤスデ駆除業務等を現在、実施しております。年度末までには84名延べ5,815名の雇用を見込んでいるところでございます。なお、84名の内新規雇用は33名を見込んでおります。

今議会では、指導や農林道の伐採業務、独居の高齢者の方々の見守りマップの作成業務や子育て支援データベース入力業務などの補正予算を計上させていただいております。これら6事業で18名延べ1,512名の雇用創出を新たに計画しているところでございますので、よろしく願い申し上げます。

26番（叶 幸与君） 概してこの雇用には結構力が入ったものだというふうに思います。去年の暮あたりから道路や河川、公園が見違えるようにきれいになってまいりまして、県も含めたそういうふうな雇用の事業が活発に行われているなというふうに感じておりました。これがずっと続いていければ、まちも本当にきれいな住みやすいまちになるんじゃないかなと、こういうふうにも思っております。

それでは、厚生労働省が実施している地域雇用創造支援事業がありますが、08年度から奄美市も応募しているように聞いております。どのような取り組みをしたのでしょうか、またその成果はどのようになっているのかお尋ねします。

その他、ふるさと雇用再生特別交付金事業の募集が奄美市だよりの3月号と7月号にありましたが、その経過はどうだったのでしょうか。併せてお尋ねいたします。

産業振興部長（瀬木孝弘君） 次に、地域雇用創造推進事業、通称新パッケージ事業と申しておりますが、これに関する取組状況でございます。雇用創造実現事業も併せて実施しております。これについてお答え申し上げます。

この事業につきましては、国からの事業委託を受けております奄美産業地域活性化協議会、これにつきましては奄美市も支援をしているものでございますが、こちらのほうが事業主体となり実施しているものでございます。平成20年度から22年度までの3年間の計画ではございますが、事業費総額1億3,268万8,000円を見込んでおります。新パッケージ事業の成果でございますが、亜熱帯農産物等栽培者人材育成事業や奄美デザイン人材研修事業など7事業を実施しており、また、雇用創造実現事業につきましては、奄美健康体験ツーリズム実現事業、奄美伝統文化体験ツーリズム実現事業を実施しておりまして、昨年度は両事業合わせまして46社、173名の人材育成研修が実施されておりまして、この内36名の雇用創出が図られたところでございます。

また、今年度は、10社191名の人材育成研修を計画しておりまして、45名の雇用創出を目標といたしているところでございます。

次に、ふるさと雇用再生特別基金事業にかかる取組についてお答えを申し上げます。

この事業につきましては、事業の拡大等を支援するための内容でございますが、ホームページや広報誌等により公募を行いまして、本場奄美大島紬の販売開拓事業や農林水産物を加工した新商品開発、販路拡大事業など県から内示を受けております4件の事業を今議会に予算計上させていただいております。実施中の2件を含めると合計6件の事業によりまして、来年3月までに13名の新規雇用者を見込んでいるところでございます。

26番（叶 幸与君） この地域雇用創造支援事業なんですけど、宇検村の取組が、すばらしいその成果を上げていて新聞にも載っておりました。奄美市でも1億3,000万円近くのお金をかけてやっているというふうな話なんですけど、これがずっと継続して続くものであるのかどうか、その部分はどんなんでしょうか。

産業振興部長（瀬木孝弘君） 新パッケージ事業は、平成20年度から3年間ということで実施をするゲンジ法といいますか、制度が限定的でございます。それ以前にまた3年間につきましては、平成17年度から19年度までの間につきましては、旧パッケージ事業を実施しておりまして、この事業の成果を継ぐような形で新パッケージが生まれたものと思ひまして、私どもは合計6年間の雇用創出を図っていきたくております。なお、この事業の終了いたします23年度以降につきましては、現在、国のほうからの意向は示されていない状況でございます。

26番（叶 幸与君） この国のこの予算の事業ないだけで、それだけを進めていくとすると、その事業が終わった段階で、あとその歩留まりというんですかね、そういった部分がなくなるんですよね、ただそれだけを消化していっておしまいになるのか、そうじゃなくて一つの国からの助成を受けた事業を取り入れたら、それが要するに永久的に、半永久的にこう続くようなこういう事業の持っていく方をですね、今後、是非検討していただきたいなと、こういうふうに思います。

それでは、奄美市は昭和40年代から50年代にかけて大島紬業、また50年代から60年代にかけては公共工事、建設土木業とこの若者の雇用の場には事欠かなかったというふうに認識しております。大島紬と公共工事の衰退により現在は若者の就労の場がほとんどなく、しかも昨年来からの経済不況は若者のアルバイトさえもない状況に置かれております。このような働きたくても仕事がない若者たちへの雇用の対策を市はどのように考えているのか、お尋ねいたします。

先ほど、私が言ったように、その国からの助成を受けた部分をその期間内だけでやるんじゃなくて、長く続くようなですね、そういう事業をですね、考えていただきたいなというふうなことが、この質問なんですけど、ちょっとその辺をお聞かせ願います。

産業振興部長（瀬木孝弘君） はい。御質問の前に先ほどの雇用創造事業についてでございますが、国は各地域や地方自治体の抱えます雇用情勢の厳しさに基づきまして、いわゆるイントロといいいますかイン

センティブ的な事業の創出を図っているところでありまして、この事業の継続、あるいは支援ということとは他の制度で対応し、また、それぞれ地方自治体の施策の中で対応していくのが趣旨でございまして、一度この事業を受けますと、さらなる事業を継続受けることはできない規定となっております。

これは全国的な制度であるということから御理解をいただきたいと思っております。

私も御指摘にありましたように、実現が図られた雇用事業をどのようにして支援していくのか、この辺りについては今後、課題として取り組んでまいりたいと思っております。それではお答え申し上げます。雇用の場の創出につきましては、景気低迷等によりまして雇用機会の減少が進行しております。

中でも資格や技術を持たない求職者の失業期間の長期化が懸念されているところでございます。御質問にもございましたように、ひところの公共工事が減少傾向にございまして、また、地場産業であります大島紬産業も大変厳しい雇用状況にあるものと認識をいたしております。このような求職者にも配慮いたしまして、今後、県の地域グリーンニューディール基金事業を活用した不法投棄散乱ごみ監視等事業や海岸漂着物地域対策推進事業などの雇用対策を計画しているところでございます。

また、今議会で条例案を提案させていただいておりますが、奄美市ICT人材育成センターによる研修支援等も雇用の創出を目指すものであります。

申し上げましたように、本市は昨年来の独自の緊急経済対策や緊急雇用創出臨時特例基金事業、それから地域活性化生活対策臨時交付金事業により、雇用の確保や創出が図られる事業の再優先化に努めていることは、お分かりいただけているものと思っております。今後とも雇用情勢の厳しい状況を踏まえまして、国・県事業の積極的な活動はもとより企業進出や事業の規模拡大に対する助成、人材育成政策の実施などに努めてまいりたいと考えているところであります。御理解をお願い申し上げます。

26番（叶 幸与君） ちょっともう少し議論したいんですが、もう時間がありませんので、次にいきます。

農政問題について、農地集積加速化事業についてであります。平田市長は、今後の課題について、最重要は一次産業と観光の振興を挙げておられますが、はたしてどれだけ農業に力を入れてきたのでしょうか。私も農業が一番大事な産業であると思っております。農業に従事するのは易しいが、しかしながら収入を得ること、生産性を上げるということにおいては、最も難しい産業でもあります。まず、土地と資本と技術と忍耐。今回は土地のことで質問をいたしたいと思っております。

政府は4月27日、2009年度補正予算案を採択し決定し、国会に提出しました。このうち農林水産関係予算は、過去最大の1兆302億円を計上。将来に渡り持続的な食糧供給を可能にする農業基盤の強化を軸に多数の事業が実施されることとなりますが、担い手への農地集積を促進する農地集積加速化事業の創設がその大きな柱の一つとなっておりますが、この農地集積加速化事業とは、どのような事業であるか。また、本市としての取組は考えていないかどうか、お尋ねいたします。

農政局長（田丸友三郎君） ただいまの御質問でございまして、この事業は、国の21年度補正予算の経済危機対策で導入された事業であります。

実施要項につきましては、国では6月末に制定され、本市への要綱制定通知は7月末に届いたところでありまして。

この事業の概要といたしましては、農地の貸付を市町村、市町村公社、農協、土地改良区、または地域担い手協議会などの仲介組織にゆだねまして、その土地が担い手等に貸付られ、1ヘクタール以上の連続するまとまった団地になった場合に、10アール当たり最高1万5,000円を最長5年間交付するものでございます。

本市におきましても、事業導入できないか検討を行っていたところではございますが、事業実施主体の選定、土壌条件の問題、小規模な補助が多く、1ヘクタール以上の面積集積が難しいこと、さらに不在村地主が多いなどの問題があり、さらに検討を進めようとしていたところでありました。そのような中で、今回の政権交代に伴う民主党の補正予算見直しにより、この事業につきましては、新政権により

まず新大臣就任後にその取り扱いを決める予定となっております、新聞、テレビ等での報道では凍結という報道がなされているところであります。

今後、国の取り扱いが決定次第、市としての対応も検討してまいりたいと考えているところでございます。

26番(叶 幸与君) 分かりました。なかなか奄美には、なじまないような事業であるということでございますね。また、民主党でもこれも大きな金額でありますので、凍結をするというふうなことでありますので、これくらいにしておきたいと思えます。

次に、農地法の改正について、農地法等改正法が5月8日の衆議院本会議で可決、そして6月17日の参議院本会議において賛成多数で可決、成立をいたしました。改正のポイントは何であるか。また、改正に伴う奄美市として施策は考えているのでしょうか。

また、農業委員会のこの改正の中で、農業委員会の役割が最重要になってきているというようなことですが、現農業委員会の体制は盤石であるのかどうかですね、新しくまた農業委員会の選挙等がありますが、これに関してお尋ねをいたします。

農業委員会会長代理(前山重一郎君) ただいまの農地法等の改正についてにお答えいたします。

輸入食糧品の安全性の不安、国内の食糧供給力を強化する必要がある中で、今年の6月に農地法改正法案が成立しました。その農地法の一部を改正する内容につきましては、農地を貸し易く、または借り易く、農地を最大限に利用し、これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保するために、農地法の目的等の見直し、また農地を利用する者の確保、拡大、さらには農地の面的集積の促進、遊休地対策の強化が主な法律の概要となっております。

農地法の改正のポイントとしては、農地が地域における貴重な資源であること、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した権利の取得を促進することを明確にする目的の改正であり、さらには農業生産法人以外の法人等も一定の条件の下で農地が借りられることや地域の実情に応じて農業委員会が下限面積を定めることが可能になるなどの農地の権利移動の規制の見直し、また農業生産法人制度の見直しやすべての遊休地を対象とした対策として農業委員会が毎年、農地の利用状況の調査を行い指導等を実施並びに所有者の不明な遊休農地を利用できるなど、その他にも農地の利用集積を進めるなどの施策などが主なものであります。

また、改正に伴う本市への影響については、本市における遊休地化の主な原因に、不在地主や所有者不明農地等が考えられますが、その解消対策として遊休地化している農地の所有者に対する指導、通知、勧告までの手続きを農業委員会が一環して行うことにより、適切に遊休地化対策が講じられるようになることや、所有者の不明な遊休地についても供託により利用権の設定が可能になります。

流動化の推進が困難な地区等は、この制度改正を十分に活用することにより、ある程度の解消が図られることや農地の権利移動規制の見直しによる農外企業の参入など、多様な担い手の参入に期待しているところであります。

制度改正に伴う法律の概要の説明につきましては、法人や企業などの関係者へは県等が主催する研修会において、また市民へは農業委員会のホームページや広報誌により周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

今回の改正に伴い農業委員会の果たす役割は大きいことから、この改正農地法施行後に万全を期すために、先般、新農地制度の円滑な運営に向けた農業委員会の体制整備等について、御理解と要請を市長及び議長へ要請したところであります。以上です。

26番(叶 幸与君) 分かりました。ちょっと時間がありませんのでこれで終わりたいと思えます。

耕作放棄地対策というようなことなんですが、これは第2回定例会で師玉議員のほう詳しい耕作放棄地ということで聞かれております。内容は分かります。分かりますが、この7月24日の臨時議会で

可決した案件で経済対策臨時交付金事業の中の農業振興、ここの中でトラクター1台、耕作機の3機というふうな形で1,000万円近くの金額が計上されているんですが、奄美市だよりの6月号の中にこの耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業の募集がかけてあるんですが、この募集に対してその成果があったのかどうか、これを転用をしてここのトラクターの購入のほうに回したのかどうか、そのほうの整合性だけをちょっとお尋ねします。それと、この耕作放棄地が大体分かって調べ中ということなんです、これをじゃ耕作できる状態にした後の施策ですね、施策が市はどういうふうなことを考えているのか、考えていないのか、その部分だけでもお聞かせいただきたいと思います。

農政局長（田丸友三郎君） 詳しい事業の内容は、議員も御承知のことだと思います。基本的に農振農用地区内の耕作放棄地を対象に農地流動化などの5年以上の賃貸契約を結んだ農地の障害物除去作業を支援する再生作業、肥料の投入等を支援する土壌改良、資材や機材費等を支援する営農定着活動などがあります。

今年度は、現在、5ヘクタールの耕作放棄地を解消する予定となって準備を進めているところです。これらの方々やそれから新規に農地の取得をされた方々の農耕の利用に向けて、今回、21年度の3号補正で計上しましたトラクターの導入につきましては、詳細な事業計画の内容が国のほうから来るのも遅く、なかなか協議が進まない状況でありましたが、現在、県の担当課との事前協議を行って導入に向けて、現在、進めているところでございます。委員の質問にもありましたように耕作放棄地の解消以外にも日常的な耕作のために農家の皆さまに使っていただくという形でトラクターの導入を予定をいたしているところでございます。

26番（叶 幸与君） 次に、笠利町における産地直売所建設計画についてであります。

平成19年の第4回定例会での一般質問で、市長は笠利地区にも産地直売所を建設する予定であると答弁がありましたが、既に約2年が経とうとしています。現在の進ちょく状況はどのようになっているのでしょうか。また、進めているのであれば建設場所と規模といつ頃までにできるのか、お尋ねいたします。

農政局長（田丸友三郎君） お答えいたします。現在、笠利町におけます産地直売所建設計画の進ちょく状況とそのめどについてでございます。

現在までの取組といたしましては、本年の2月25日に設立準備委員会やそれから6月19日に専門部会などを設置いたしまして、直売所の方向性や候補地の選定、施設の管理方法などについて検討を行っているところでございます。

本来なれば、既に22年度の建設に向けての奄振の要望にのせる予定でありましたけれども、最も重要な規模根拠決定のため生産者へ出荷品目や集荷量等の調査が行ってなくて、その結果、どれだけの量が確保できるめどがつかないということで、現在、この調査を早急に進めているところでございます。

26番（叶 幸与君） 調査というふうなことで、まだ具体的に場所もまだ決定されていないというようなことでございますので、ここはもうしばらく様子を見たいなというふうに思っています。しかし、話を聞きますと、視察研修等も行ったというふうなこともありますし、また農家アンケート調査等も実際準備取られているというようなことでございますが、これはまた次に機会に質問したいと思います。

続きまして、下水道汚泥処理対策について、旧名瀬市下水道終末処理センターも今年で25年になり、毎年、補修に費用がかかっておりますが、今回の私の質問は、下水道で処理された汚泥処理について、お伺いをいたします。

まず、処理の工程はどのようになっているのか。また、1日当たりの汚泥の量とその処分はどのようになっているのか。お尋ねいたします。

建設部長（田中晃晶君） 本市の名瀬の週末処理場から発生いたしました下水道汚泥につきましては、1日約7トンから10トン発生しております。この汚泥の活用方法としましては、去る平成13年1月に下水道汚泥肥料として2種類ございます。その名称が乾燥クンと、もう1種類が脱水クンという名称で、農林水産大臣の承認を受けまして、肥料として無料で農家等に対しまして還元をしているところであります。

近年のこの3年ぐらいの実績としましては、平成18年度に総汚泥量が2,100トン余り発生しました。そのうち農家などへの農地還元としましての量が約68パーセントの1,440トン程度再利用されております。

ちなみに19年度、それから20年度、それぞれ毎年、約50パーセントの約1,000トンちょっとが、農地の堆肥としての利用がなされたところであります。

残りにつきましては、クリーンセンターで焼却しています。

議長（伊東隆吉君） 以上で公明党 叶 幸与君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。午後1時30分再開いたします。（午前11時45分）

議長（伊東隆吉君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

新奄美 向井俊夫君の発言を許可いたします。

7番（向井俊夫君） 議場の皆さん、市民の皆さん、こんにちは。私は所属政党は自由民主党、市議会の所属会派は新奄美の向井俊夫でございます。

まず、先日の柳町火災、9世帯15名の皆さまの被災に対し1日も早い復興を心からお祈りしながらお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、8月30日の衆議院議員選挙、この鹿児島2区におきましては自由民主党候補に対し奄美群島民の圧倒的な御支持をいただき心から御礼を申し上げ、この鹿児島2区のお二人の代議士が切磋琢磨し、この奄美群島がより一層の発展することを切望いたします。

今回、政権交代と相成ったわけではありますが、先日の世論調査で76パーセントの方々が、自民党の再生に期待するという結果が出ています。これは、正に保守本流の自民党に、しっかりせい、というお叱りと励ましと受け止め、自民党奄美支部もしっかり頑張る覚悟でございます。今後とも御指導御鞭撻よろしくお願い申し上げたいと思います。

さて、私ども奄美市におきましても、先日来、平田市長任期途中の辞職ということで大激震が走っております。ここで一言、独り言とも小言ともつかないことを言わせていただきます。昨年夏頃から、平田市長が辞めるチ本当カイ、と一部市民の方々からよく尋ねられたものでございました。しかし、私は、第一副市長が2年で辞職、その上、平田市長まで任期途中でお辞めになるという、そんな無責任なことはしませんよ、と勝手に弁解していたわけですが、その必要もなかったようであります。

私は、市町村合併前の平田市長の個人的な会話の中で、市町村合併の総仕上げを責任を持ってやらねば、敵前逃亡と言われる、とおっしゃる決意のお言葉に共鳴し、今日まで是々非々ではあります、平田市長をしっかり支えてきたつもりでございます。

振り返りますと、平田市長の名瀬市長選挙と私の市議の補欠選挙が同時でございました。正に平成6年11月、バブル崩壊後の右肩下がりの経済状況の中、市財政も厳しい状況であり平田市長は、奄美群島、旧名瀬市、奄美市のリーダーとして本当によく頑張ってくださいました。心から感謝の念と敬意を表したいと思います。

さて、通告にしたがいまして質疑に入りたいと思います。

まず、一番、最初の14年10か月を振り返ってみて市長御自身で平田カラーをどのような形で打ち出し、また、総括していただけるかお伺いしたいと思います。あとの質疑は発言席から行いたいと思

ます。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

市長（平田隆義君） 向井議員の質問にお答えいたします。職を辞すということの難しさ、また、感慨深さを思い出してくれたのではないかなと、こう思っております。思い出せば議員がおっしゃるとおり、初めての市長選挙に臨んでいた時に、市議会議員の補欠選挙に御出馬を決意されて大変短い期間内で選挙の準備を進めてきたということ思い出しました。一抹の懐かしさみたいなもの込み上げてくるところであります。そういう中でこの度、私の勝手な決断というか思いで辞職を議会にお願いする運びになりました。決してこれまでの歩んできた私の道に悔いを残すようなものはなかったと、このように思っております。男の道は一本道というわけじゃございませんが、やはり横丁も覗いて歩いてこなけりゃならないということで、あたふたと何か迷っているようなイメージも出たのではないのかなと思ったりもしております。しかし、案外そういうことが大変大事であったのかなという思いもいたしております。そういう中で、この本年度の11月をもって退任させていただくように、これまでお世話になり、また御激励御協力をいただいた皆さんに誠実にお願いをして理解を求めてまいりたいと、こう思っておりますので、よろしく願いいたします。

そういう中で、市長に就任して舵取り役という言葉をよく申してきたところで、舵を取り損なわないようにというのが、一つの大きな心のよりどころではあったのではなかと、こう思っております。そういうシャイな私を本当に多くの皆さんが支えていただいて、今日までたどり着くことができたということを心から感謝をし、また、誇りにも思っております。

奄美市長としての総括ということでございますが、就任早々から財政の立て直しが迫られております。そのことと、今、おっしゃるようにバブル崩壊、日本の経済のバブル崩壊という大きな荒波がかぶさってきましたので、その荒波をどうぐりぬけていくかという二つの相反するような状況というか、それをどう乗り切っていくかということであったと思います。慣れない地方自治体の経営ではありますが、それまで小さいながらも商売をしてきたというセンス、それと市民という感情、このことを基本にしながら職員にも叱咤激励もし、また協力もお願いしてきたということになるのではないのかなと、こう思っております。

そういう中で、議員から時々、まどろっこしいでしょうと、頑張つてよという言葉がかけられたのは、何か懐かしい思いです。

そういう中で、この期間に恵まれたことは、名瀬市の市政執行50周年ということと、奄美群島の日本復帰50周年という節目の年で、多くのお客さんを迎えて名瀬市のことを理解してもらうことができたということは、非常に光栄なことだったんだと、改めて思うところでございます。

それから、いろいろな事業を積み重ねて奄美市の発足を見るということは、時代背景というか、地域の歴史を共にすることができたという思いであります。

その間において、奄振法の特別措置法の期限到来を迎えて、3回の延長運動に携わることもできました。このことも多くの皆さんに多くのことを教えていただきました。これが人生の大きな糧になるのではないのかなと、こういう思いをいたしております。

これからも奄美が継続的な自立的発展に向けて道筋を押し通していけるようにと心から願うばかりであります。

私は、平成6年に名瀬市長になったわけでございますが、その頃までは世情もなかなか混沌としたことがございまして、できるだけ清潔な市政の運営に当たりたい、そして、できるだけ公平な市政だと言われたい、そしてそういう評価を受けたいということと併せて、物事を正しく判断していけるようにと、努力してきたつもりであります。口はばつたいことですが、このことは多くの市民に御理解いただいたのではないのかなと、そのことが3回の市長選挙に当選させていただいたものだ、このように思っているところであります。

そういう中で、平田カラーのということも御指摘ございましたが、なかなかこのことはカラーと言えるほどのものじゃないのではないかなと、自分には言い聞かせながら、誠心誠意熱意を持って、この後その問題がどうなっていくかということ念頭におきながら取り組んできたという思いがしております。

そのことが、やはり平田カラーと言えばカラーという形になるのではないのかなと、こう思ってもいるところです。

そういう中で、もう一つの思い出になりますことが、これからの財政大変厳しいということを経験して市民に理解してもらうために、どういうフレーズで対応していこうかという時に、いろいろと浸潤もしました。特にこう選挙をされる人間として、どうだろうかということで、いちばん前に行くことが、自助、互助、公助の公助っていうところでありました。このことをどのようにして市民に理解していただくかと、浸潤もした時でありましたが、ある集落の豊年祭の席であいさつを求められましたので、この集落でこの言葉を出してみたらどうだろうかという決断をしまして、自助、互助、公助という言葉を使ってこれからの名瀬市の在り方、地域の在り方をお祝いの言葉として述べて、ほっとしております、終わったらすぐ、その集落のそれなりの皆さん2・3人が寄ってきて、市長さっきのあいさつはよかったと、これからはそれでないと駄目だよと、いうその言葉をいただいて、ああよかったかなという思いで自信を得て、その後の施政方針等にもこの言葉を使わせていただいたなどは、やっぱり思い出に残るんだと、今、そのことが市民との共生・協働の社会づくりという形で今日を進んできたものだろうと、このように思っております。

そして、財政の立て直しということで、都市センターのほうにお願いをしまして、名瀬市の行財政の分析をしていただいて、答申をいただき、そのいくつかもようやく取り入れながら財政の再建に取り組んできたということが言えるのではないのかなと、このように思うところです。

その後のことについては、もう私が述べるまでもなく皆さんのほうが御承知のことと思いますので割愛させていただきたいと思います。

今後、職を辞する覚悟でございますから、これからのことについては、あまり多くのことを語るのも次に人に失礼になる可能性もありますので、控えさせていただきますが、私は、私が今までやってきた仕事は、絶対に次の人も奄美市に必要なことだということで引き続いて取り組んでいただけるものだという信念の下に推進してまいったので、そのことを引き継いでいただいて、しっかりとした奄美市の発展につなげることができればおうがいの喜びだという思いがいたしております。

そういった点では、これまで多くの皆さんに御指導いただいたわけでございます。そのことを大事にしながら心から感謝を申し上げてゆるぎない限りない奄美市の発展を願って議会の皆さんをはじめ職員の皆さんにも大変多くの痛みをお願いしたところではございましたが、みんなが力を合わせて頑張ってくださいますよということに改めて壇上から大変恐縮ですが、お願いを申し上げて答弁に代えたいと思います。どうも一つこれからもよろしく願いいたします。

7番（向井俊夫君） はい。丁寧なごあいさつありがとうございます。今、お言葉の中にですね、冒頭のほうで市長が、勝手な決断、勝手な思いでこういうことになったと、おっしゃいました。そうじゃなくて、やっぱりこれから先のこういう行政運営、どこで一つけじめつけるかという、やっぱり4年ごとに廻ってくるということで、非常にそういう部分というのは、私もうーん、どうするんだろうという、やっぱり心配というのがありました。ですから勝手な決断、勝手な思いじゃなくて先の市政運営、それを考えた上での最良の決断だったというふうにこれからおっしゃっていただきたいと、ですから、私は本当に、今、お言葉の中に出てきました自助、互助、公助この言葉が大好きです。というのは、やはりそれぞれがですね、やはりその住み分けしながらきちっと役割というのを果たしていく、その大事さというのを、この三つの短い言葉ですけど、これから奄美市がそしてこの奄美がですね、やっぱりそれぞれが責任もってしっかり発展していく上で、いちばん基本になる言葉だと私は思っております。ですから、そういう市長の今まで約15年ですね、のお考え、それがやはり今後大きく左右していくのかなと思っております。そういう意味では、本当に厳しい財政運営の中で、本当にいろんな大きなプロジェクトも市長、申

しませんでしたけれどもね、やはり高く評価できることたくさんございます。そういう意味では、しっかりやっぱり胸張って、俺は名瀬市長、奄美市長、合併後のその奄美市をしっかり方向性つけたんだと、胸を張っておっしゃっていただきたいという思いがあります。

そういうことで、次の2番目のですね、旧名瀬市、旧笠利町、旧住用村の合併後、3年半が過ぎ、平田市長にとっては本当の意味では合併総仕上げの年と考えますが、まだ未調整事項や事業で次年度以降に取り残されたり、きちっとやはりこれだけはやっておかないといけないなど申し送りすべきこと、それ等がございましたら、前のほうでいろんな議員の皆さんがね、質問したり、その中でもいくつか出てきておりますが、再度確認のためをお願いしたいと思います。

総務部長（福山敏裕君） それではお答えいたします。合併後に調整することとしておりました397の合併調整項目につきましては、現在のところ2項目を残すものの、ほぼ終了のめどがついております。この間、幸いにしまして大きな混乱もなく奄美市は黎明期を脱し次の段階に向け新たな一步を踏み出す時期にきているものと認識しております。今後、積極的に取り組まなければならないテーマは、子どもたちが健やかに育つ島、高齢者がいきいきと輝く島、若者が夢を持つ島であると考えております。

具体的には、学校施設の耐震改修工事の継続や子育て世代のニーズに即した支援事業などに取り組み、子どもたちが健やかに育つ島を目指して取組を推進いたします。

また、一集落1ブランドをはじめとする事業につきまして、他の地域への波及に向けた取組を進めることで、すべての地域において地域力の向上を図り、地域参加の機会による生きがいを創出する市民協働推進を展開し、高齢者がいきいきと輝く島を目指します。併せて、新たな奄振計画で示された農業、観光交流、情報通信の3分野を中心とする新たな雇用の創出に取り組み、自立した経済環境の確立、さらには人口減少から維持増加への転化による奄美市の発展を図りながら、若者が夢を持つ島づくりに向け、施策を展開していかなければならないと認識いたしております。

また、都市機能強化に向けたマリントウンや末広・港区画整理事業など郡都としての都市機能強化に向けた事業等につきましても着実に推進してまいりたいと考えております。将来の奄美市の発展に向けて市民及び議会の皆さまとともに、これらのテーマや課題の実現を目指し、各種事業を推進してまいりたいと考えております。議員の御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

7番（向井俊夫君） 397項目のうちの残り2項目がまだ未調整ということで、それが何であるのか、それを教えてください。それと、やはりこれから子どもたち、そしてお年寄り、少子化現象、そして高齢化現象、人口減という中でですね、どう行政の舵取りをしていくかというのが、一番大きなやはり課題なるかと思えます。そういう意味では、若者、要するに生産人口ですね、それをやっぱりしっかり確保しながら、そういう若い人たちが、今、おっしゃったように夢と希望が持てるようなまちづくりということなるかと思えます。そういう意味で、あと取り残された2項目、それはどういうことなのか、ちょっと伺います。

それとですね、もう1点は、その事業で次にきちっとやはり申し送りしておかないといけないという大きな事業、取りかかった事業等とかございますね。それを再度お答えいただきたい。

市長（平田隆義君） 市長の交代ということがあるわけでございますが、引き継いでいかなければならない事業としては、これから精査して対応させていただきたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思えます。

総務部長（福山敏裕君） 調整項目の未調整のものにつきましては2項目でございますが、新市の事務所の位置が一つ、それともう一つが離島振興計画でございます。これは奄振計画のことでございます。

7番（向井俊夫君） 今、市長のほうから、これから申し送りした中から精査していただく、ということ

でございました。ちょっと私もですね、一つひっかかっていたのが、長浜の新しい埋め立てというんですか、遊魚船、船溜まりのあの近くに造船所をもってくるというその件、それがまだはっきりしていないと、それは私ども環境的なものから考えた時ですね、大変困るということでございます。建設部長、しっかり心にお留置きいただきたいと思います。これをずーと私、やりますからね、命張ってやりますからね、いいすか。

大きなプロジェクトでですね、たくさん絶対これはやり遂げないといけないというのを、しっかり精査してですね、時代、今の時代に合っているものかどうか、それからこれから5年先10年先やっていたほうがいいのかどうかと、先のことまでしっかり考えた上ですね、それを申し送りしていくようにしていただきたいと思います。

次のこの3番目にですね、その397のうちの残り2の新庁舎問題ですね、それが合併後、公の場でなかなか議論されなかった。それに対してはですね、私ども法定協の中で、合併後7年以内に結論を出して残り3年で、もし新庁舎を造るのであれば、合併特例法の中でですね、対処していきたいというような結論出したと、私は思っております。それに対して、平田市長御自身ですね、この合併後の3年半余りいかがお考えだったのか、それをお伺いしておきたいと思います。

市長（平田隆義君） この庁舎の位置ということについては、今、指摘がありましたように、合併協議会の中での方向付けというのを頭に置きながら取り組まなければいけないことだなど思っていたところで

す。

合併してすぐ間もない頃、なかなか多くの状況でですね、この話を持ち出すべき時期ではないのではないか、という思いがございましていたところです。

そういう中で、やはり7年という期限がございまして、これはほってはおけないだろう、というまた一方のあせりみたいなものもございました。

そういう中で、職員の内部でですね、いろいろ検討した結果、財政的にもやはり7年以内の特例期間の中で、これを解決する方がやっぱりいい財政的な状況だという検討なども進んでいるということをお聞きしまして、大変、今、力強く思ったところですが、また、財政等も少し方向が見えたとすれば、やはりこのことをおろそかにしておくわけにもいかないのではないのかなと、いう思いをしておるところです。

したがいまして、7年度内に解決できるようなことを努力すべきだなど、今、思っているところであります。

総務部長（福山敏裕君） それじゃちょっと詳しくなりますけれども新庁舎の建設につきましては、合併前の旧3市町村の厳しい財政状況や奄美市の将来に向けた財政状況の見通しから、当時の合併協議会での協議の中でも慎重な判断を求める意見が出されております。一方、現在、本庁舎及び総合支所として利用いたしております旧市町村の市役所、役場の庁舎の大部分がそれぞれ築後40年から50年を経過しております。

このように建物の老朽化や建設当時の耐震基準のレベルに対しまして、来庁される皆さまや勤務する職員の安全はもちろんのこと、庁内に置いてあります資料をはじめ各種資産の保全を顧みますと、この庁舎の問題については、奄美市における喫緊の課題として認識をいたしております。

庁舎にかかるこのような状況の中、特に大きな問題としまして庁舎建設の財源がございまして、今、市長が申しあげましたように、庁舎の検討を進めていく中で仮に庁舎を建設するとした場合の財源といたしましては、通常は充当率70パーセントの一般単独事業債しかございません。しかし、合併特例期間につきましては、充当率95パーセントうち交付税措置が70パーセントある合併特例債を充てるのが可能となります。

合併特例期間は、合併後10年間となっております、先ほどの合併協定におきまして、合併後7年以内に結論を出すとなりますのは、合併特例期間と建設期間を考慮したものと認識いたしております。

奄美市が誕生いたしましたして3年半が経過いたしております。ようやく奄美市民としての一体感の浸透が実感として伴ってきたのではないかと感じております。

本市が発足して以来、この一体感の醸成に努めてまいりましたが、そろそろ奄美市役所の庁舎の問題として奄美市の将来を見据えながら皆さまとともに検討を進めていく時期にさしかかってきたものと考えております。

既に庁内におきまして、庁舎検討準備会を二度開いており、合併協定で定められております庁舎検討委員会の設置に向け準備を進めております。

なお、庁舎検討委員会におきましては、検討の結果、建て替えが必要となった場合、今度はどこに建設するのも協議する必要が生じてまいります。これにつきましても市民の皆さまの利便性や周辺地域への影響などにつきましても十分考慮し、検討していかなければならないと認識しております。

合併協定に定められた結論を出す期限まで残すところ3年余りとなっております。気負いすることなく検討に向けた体制の準備を進めてまいりたいと認識いたしておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

7番（向井俊夫君） はい。ありがとうございます。これはね、もうもたもたしてますと本当にあっという間に時間過ぎてしまいます。私個人、そして経済団体とかそういうこの街中ですね、そういう商売営む人たちの心配というのが、この今の市役所の位置が変わってしまった時、この名瀬のこういう経済環境というのがガラッと変わってします。今まで成り立っていた商売も成り立たなくなる。この市役所、庁舎の位置に合わせた形でいろんな機能が働いているということをまずお分かりいただきたい。それが鹿児島県の庁舎の移転で天文館辺りがすごく疲弊してしまったと、そういうああいう街で人口がたくさんある街で問題ないだろうなんて軽く考えていたんですけど、非常に大きな影響が出てきていると、ましてやこの奄美市においても旧名瀬の市街地というのは、経済都市という位置付けが強うございます。ですからそこら辺もしっかり考えてですね、対応していく必要があるんじゃないかと、今のお話からですと、再度確認ですが、新庁舎、これを建設しなくちゃいけない、いろいろ構造の問題とか耐震化の問題とかあると思います。建設をするという判断なのか、そこら辺ちょっとお伺いしたいと思っております。

総務部長（福山敏裕君） 建設をするとした場合には、合併特例法の期間の27年度までには、やらなければならないということで、現在、私たちは準備のほうも進めさせていただいているということでございます。

7番（向井俊夫君） それじゃですね、本当に民間の経済団体、それとか、いろいろな民間団体でございます。早くそういう方々も巻き込んでですね、もちろん商店街も、どういう方向性がいいのか、市民の声をしっかり聞いてですね、ましてや特にまた笠利・住用遠隔地、この方々の御意見もしっかり聞いた上で、場所の選定、そしてやるということですね、決めたらすぐこれはもうスタートしないと、たくさん問題出てきますよ、話が進まない、頓挫して頓挫してという、すんなりいくとは思えませんので、ですからこれはもう早く立ち上げて早急に結論出して準備に入っていくと、それも合併特例法が適用されている間ですね、いちばんな有利なやはり方法ですね、やっていただきたい。それを切にお願いしておきます。

それと4番目の人口減の現状ですね、経済活性化対策の一つとして、私も関わってきたんですが、長年掲げてきた交流人口の拡大の考え方の中で、いろんな項目がございました。その成果ですね、人が人口が減っていく中で、そしてそういう中で交流人口拡大して島を潤そうというお話をなさって、一生懸命それに当たってきた。その成果と今後の新たな考えというんですか、そういうがまたあとに引き継いでいけるような、それがいいのかどうか、そこら辺をお伺いいたします。

総務部長（福山敏裕君） 人口交流の拡大は、これまで重要施策の一つとして位置付けております。地域経済の活性化対策の一つとして取り上げているものでございます。このため豊かな自然、伝統文化、長寿子宝等の固有の資源や各種観光拠点施設を活用した癒しの観光を核に地域間交流拠点施設整備の推進や各種産業との連携によって、多様化する観光客のニーズに応えるため通年型、体験滞在型さらには周遊型も含めた観光スタイルを構築し、質の高い観光地づくりを目指しております。

市長就任以来、推進しておりますスポーツアイランド構想につきましては、誘致キャンペーン等さまざまな取組を行ってきたところでございます。特に奄美に定着した感のありますスポーツ合宿につきましては、議員をはじめ関係者の皆さまの温かくきめ細やかな受け入れの体制もあり、毎年、1,000人から1,500人の選手、関係者が来島し、交流人口の拡大の基になっているものと認識いたしております。

また、去る7月22日の皆既日食に訪れた国内はもとより世界各国の人々が来島し、生の奄美を知っていただいたことは、今後新たな層からの奄美ファンの誕生が期待されるところでございます。交流人口の拡大に向けた市独自のイベント等の開催につきましては、今後市域の波及効果や財政面さらに継続性を考慮した上で検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

7番（向井俊夫君） 確かに人口が少なくなっていく中で、島を豊かにするためには、やはり外からの外貨導入ということになるかと思えます。従来までですとコップの中に水がいっぱい溜まっていたら、そのコップの中のね、水をかき交ぜているだけだと、交流人口拡大ということで外からお客さんたくさん入っていただきますと、その分あふれかえった水がみんなにいきわたるといような例え話です。

そういう意味では、その人口減なかなか人口が増えないと、そういう中でやっぱり豊かに暮らしていく、市民に豊かな生活を営んでいただく、それにはやはり収入を増やしていかないと、全体的な意味での外貨を獲得することによって、それがみんなにいきわたると。特に観光客の場合は、今度の確かにその皆既日食ですね、1万3,000人、そして数字で約13億8,000万円の経済効果があったというように報じられています。

そういうことから考えますとね、やっぱり観光客というのは、一人頭地元で生活する人の消費能力からしますと10倍から15倍の経済効果をもたらすと、これはもう実際の数字で今回の数字で分かるように出ております。ですからそういう中ですね、いかにやはり多くの方に来ていただくかと、バブル崩壊後、各地の観光地が半分まで落ち込んだ2割減3割減だと言われている中で私どもの奄美群島はピーク時の観光客の来島からしますと10パーセント、悪い時で14・5パーセントぐらいの落ち込みで済んだと、そして、今、世界自然遺産登録へ向けてですね、地元の方々の熱意があれば、これから先何もマイナス要因でないわけです。プラス要因だけです。ですからそういう意味では、しっかりですね、この世界自然遺産登録そして今までやってきたいろんなそういう施策の拡大しながらですね、やっていかないといけないという思いがあります。

そういう中で、ちょっと申し上げますけど、合宿のほうに関しましてもね、ここ何年も同じような状態の施設整備の中でですね、誘致を図っているわけですが、例えばズーと来ている選手にしてみれば施設も例えばリニューアルされたりとか、改良されたりとか、そういうちょっとしたことでですね、また新たな気持ちで、よし来年もと次ものと、今年はどういうそういう改善がなされているのかなという思いもやっぱりあるわけです。

ですから私ども受入施設宿泊施設としては、私のところは毎年、何か新しい目玉を一つひとつ作って、それをアピールします。今年は、天然鉱石温泉を導入してジャイアンツの合宿所とかそういうスポーツ選手に向けた大浴場に造り替えましたよというだけでも、また飛びついてくるわけですね。

私は、今、ちょっと申し上げたいのは、クロスカントリーコース、野口みずき選手がアテネに出る前の年にできました。その時はスピード練習に合ったコースだったんですね、ところが、今、徳之島のほうにクロスカントリーの目的とする選手が多く行くようになりました。あれは山の中腹にあって非常に

起伏が激しく足腰の鍛錬に非常にいいんですよね。

うちのそのここにある三儀山のクロスカントリーコースも7度の5度ですか、角度ありますけど、それに併設した形で、そんなに予算かからないんですけど、ちょっとその起伏の激しいとかですね、そういうのを併設した形で造るとか、それとか徳之島が非常に昨年度、スポーツ合宿の数を伸ばしました、あれは徳之島町、天城町でそれぞれ野球場があって、2チーム入れて交流試合ができるという中での伸びなんです。多いところで100名の選手が10日間いたと、それだけで1,000泊になっちゃうんです、述べ。最低でも4・50名来ます。そして10日いると500泊ということなるわけですね。ですからこの本島内でもう一つそういう市民球場的なものがあればですね、この前も去年の冬、ヤクルトの球団社長と監督に呼ばれて沖縄に行った時にそういう指摘受けたんですね、練習試合できないと意味がないよと、そういう意味では、工業高校跡のグラウンドをですね、そういう活用の仕方できないのかなと、そうすればそういう予算もかけないでやれるんじゃないのかなと、確かにあとバックネット整備とか、あと外野のほうの芝の整備とかそこら辺で、その大きな予算を使わないでもやれそうな既存の施設なのかなと、いう思いもあります。そこら辺も考えてですね、やっていただきたい。

それともう1点は、今年の2月1日に商工会議所が主催して、そして奄美市共催ということで、龍郷町と奄美市が共催ということで、さくらマラソンというのをやりました。キャッチフレーズが日本一早い、これは桜の開花が早いと、そして日本一過酷だと、走るコースが過酷だというのを売り物にしました。ところがこれが本当に好評ですね、今年は航空会社JALさんのほうで東京、大阪、名古屋、福岡のほうに窓口をつけて、それ専用のパックとかツアーを組んで送り込みたいという話もしております。

対外的にその問い合わせというのが、たくさん、今、来ているということです。そういう中で、今回、お願いしたところ、共催はできないと、後援でない駄目だという御返事が市のほうからあったということでございます。これから外に向かって、やはりそういう行政がね、いっしょにタイアップしてやっているというのは大きな、やはり対外的なイメージの面でもプラスになるということもありますんで、その点だけちょっとお伺いしてみたいと思います。

産業振興部長（瀬木孝弘君） 御答弁申し上げます。議員御案内のとおり、今年2月1日に奄美大島商工会議所創立50周年記念イベントとして開催されました。第1回奄美桜マラソンは、奄美大島商工会議所が独自の地域活性化イベントとして多くの地域のボランティアの参加により地元の盛り上がりに加えて、島外から約70名の参加者を含めまして970名の選手の参加がございました。

地域における新たな参加型イベントとしての位置付けはもとより民間団体主導によります地域活性化イベントの成功例として評価できるものであり、議員先頭になって第2回目に向けて活動されていると伺っております。なお、今後の観光交流の拡大に期待も寄せているところでございます。併せまして、今年の奄美まつりにおきましては、商工会議所5・5（ゴーゴー）パラダイスを商工会議所に主催していただくなど、民間活力により祭りが多いに盛り上がりました。その尽力につきましては、高く評価できるものと考えております。

議員も御承知のとおり本市といたしましては、これまで各種イベント等に数多く関わってきておりまして、許認可手続きや受け入れ態勢、ボランティア参加など協力できるノウハウを構築しております。

したがって、第2回奄美桜マラソンが来年の2月7日に開催されておりますが、本市が後援団体となりましてイベントの趣旨を損なわないよう今後とも主催団体である商工会議所を支援してまいりたいと考えているところであります。

なお、御指摘ありましたように第1回目共催、今回から後援ということについての違いのお尋ねがございましたので、ここでその基準について若干触れさせていただきたいと思っております。本市では各種行事やイベントに際しまして、主催、共催、協賛、後援等に関する基準を設けております。

まず、主催でございますが、主催とは催しの開催の主催となり、自己の責任においてその催しを開催することをいうと定義をしております。

共催とは、本市を含む複数のものが催しの開催の主体となり、共同でその催しを開催することをいう。

主催が本市を含む複数であること以外には主催と異なるものではなく、開催の責任も負うこととなり、協賛または後援に比べまして、その催しへの本市の関与度合いの程度が大きい場合に使用すると定義しているものであります。

また、後援とは、第三者が開催の主体となる催しについて、本市がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。応援、援助の内容は、原則として名義使用の承認に限る場合に使用すると定義しております。

次に、協賛でございますが、協賛金等の費用負担を伴う場合があり、後援に比べてその催しへの本市の関与度合いの程度が大きい場合に使用すると定義をしているものでございます。

御質問の第2回奄美桜マラソンにつきましては、定義でもお示ししましたように、商工会議所が自ら主体となり実施するイベントでございますが、本市の基準から判断しますと、共催は主催と何ら異なるものではないこととなり適切ではなく後援が適当であると判断いたしましたものでございます。

後援団体となりまして、ボランティア参加等協力体制が何ら変わるものではございません。昨年、第1回大会は、本市の行事と重なりまして御苦労も多かったと聞いております。今回は調整をさせていただきまして、後援団体となりましてその趣旨を損なわないよう協力支援に努めてまいりたいと考えております。御理解をよろしくお願い申し上げます。

7番（向井俊夫君） いろいろ定義を申し述べていただきましたが、なかなか理解できない分がありますので、ちょっと時間がないのでね、これはまた後ほど直にいろいろ問いただしたいと思っております。市長交えてですね。

なぜ、共催ということにこだわったかという点、一つは、日本陸連、将来的には日本陸連の公認大会にしたいというのと警察の許可ですね、そういう絡み、いろんな公的な部分での絡み、ですから市が自治体はどうなっているのと、やっぱり必ず聞かれます。という部分ですね、やはり市のメンツもあるのかなという部分も正直いってあります。ですからその協賛金や補助金とか云々という問題じゃなくて、やはり対外的な部分での体裁というのをもきちっと整える必要があるのかなという思いからの、今の質疑ですが、それはまた後ほど詰めていきたいと思っております。

2番目の皆既日食の総括ということですが、これも大体お話を伺って、答弁、前の議員の方が質問なさいました。それをですね、特によかったなという点と、それからそれをあと反省点があれば。そして1万何千人と3,000人という人がワーッと入って、それだけの人をこなしたという部分からですね、将来において少々のイベントであつたらこなせるんじゃないかと自信もついたらかと思っております。ですから、そういう点を含めてですね、御答弁いただければ結構かと思っております。

産業振興部長（瀬木孝弘君） それでは成功例と反省点ということで御質問をいただいておりますので、答弁させていただきます。

まず、議員御承知のとおり観測者等の受け入れに当たりましては、当初、実行委員会を形成いたしまして基本方針を五つ定めさせていただきまして公表をさせていただいております。

今回、皆既日食の観測地が本島内でも名瀬市街地以北と限定されておまして、交通アクセス、輸送手段、宿泊施設等が限られた中、しかも観測、観光、帰省客など多種多様な目的を持つ来島者への対応、受け入れでありました。このような中、期間中を通して大きな混乱やトラブルもなく無事に終えられたことが、まず成功といえるのではないかと考えております。

なお、反省点でございますが、各宿泊施設の空き情報の把握の徹底や情報の共有化ができなかったことなどが挙げられておまして、今後の観光施策に活かしてまいりたいと考えております。

なお、今後、このようなイベントが近くは想定はされてはおりませんが、今回は全庁挙げて約300名に及ぶ市の職員を笠利総合支所を中心に運用させていただきました。

これは、これまで観光振興に取り組んできた各種イベントの成果を全庁的に展開できた一つの成果ではないかと思っておりますので、このあたりについても若干の自信になったのではないかというふうに

評価はいたしております。活かしてまいりたいと思います。

7番(向井俊夫君) はい。多くのね、人をまず不可能かなという数字もね、こなせたということに自信にさせていただいて、今後の対策というんですかね、それをやっていただきたい。何もイベントというのはスポーツとかそういうのじゃなくて、あとは学術会議とかいろんな学会とかそういうのもどんどん呼んでですね、とにかく人が入るといって作っていったらなという思いがあります。それが交流人口の拡大と地域を潤すいちばんの源になると私は思っております。

次に、随契について若干お伺いします。ちょっと年度まだ途中で、この前3月議会です、ただ出てきた契約書に対してやみくもにサインするんじゃなくて、どういう詰めをするかという話をしました。そういう中で、今回、3月から4月にかけてですね、随契がずいぶん出たかと思えます。そういう中で、件数とか金額とかそれは結構です。どういう努力をしたか、どういう詰めをやったかという部分だけお話しください。

総務部長(福山敏裕君) 第1回定例会での議員からの御提言を受けまして、まず、随意契約は、地方自治法施行令で定められた範囲内の契約であります、本当にこの該当するかどうか、安易に随意契約を求めているかということ、まず、精査してまいりました。

次に、具体的な取組としましては、建設工事、測量設計業務等につきましては、それぞれ専門技術職が設計図書を作成し、見積書との比較チェックを行い、検査指導室において書類等の精査をしております。

修繕補修、施設ポンプなどの機器につきましては、検査指導員が行きましてヒアリング、それから現場写真を添付させるなど、また適正に処理されているか指導を強化しているところでございます。

特に、コピー機等のリース契約につきましては、これまで各課でそれぞれ契約していたものを指名型企画提案競争方式、プロポーザルによる契約を行った結果、これまでの約2分の1の額で契約をするなどの実績も上げております。

庁舎等施設機器類の保守点検につきましては、メンテナンスチェック表を作成し、チェック表に従って点検業務が実行されているかを確認した後、作業報告書を提出させ確認を行っております。

以上、このような取組がこの4月以降に取り組んでいる現状でございます。これからもさらに、精査の徹底に努めるとともに、さらに技術職員の協力等も得ながら取り組んでまいりたいと思っておりますので、引き続き御指導をよろしくお願いしたいと思います。

7番(向井俊夫君) はい。今のようなね、それをやったら間違いはなからうと思っておりますが、また、次の機会にきちっと随契が出揃った頃にですね、今度は金額面、件数面そこら辺の精査をきちっとやっていきたいと思っております。ですからこれからまだ契約残っている分、しっかり精査しながらですね、やっていくようお願いをします。

次に、今年度の広告スポンサー、要するに市の広報紙とかいろんなものに対するの広告ですが、これは初日目の責任の中です、有料広告が19年度が10件で12万4,950円、20年度が76件、9万1,000円ですが、ネーミングライツ、建物等の広告もここでは、なかなかとれないということが出ておりました。

県あたりからのね、いろんな案内とか文書とか会議の内容が来ると、封筒にしっかり広告取ってあるんですね、それもここで地元の商品、それがしっかり広告に載っている。県に広告出すんですから、また地元のほうにもね、お願いするとか、大体営業回ってないですね、話聞いたらね、正直な話、何とかなるだろうと、別に取らなくてもいいだろうと、そうじゃなくて、目標金額きっちり設定してきちっとやっていくということが大事かと思っております。ですから別に答弁は要りません。

最後にですね、11月にでもあるであろう奄美市長選挙、いろいろな方々のお名前が取りざたされておりますが、あえて私個人の希望を申し上げますと、一つ、この奄美の厳しい経済状況の閉塞感を斬新

な切り口で打破し、外貨獲得で島を豊かにし、行政運営に対しても市民の目線、民間の経営感覚で対応、対処できる方が望ましい。

二つ、地縁、血縁、その地域のみの代表、一部業界の利益誘導という感覚ではなく、奄美市全体の均衡ある発展を考え、地域エゴにとらわれず能力を持った全市職員をバランスよく最大限に活かせる人

三つ目に人口減、少子化、高齢化社会が進む中で市民の暮らしの安心、安全、満足を実現できる方

そして、4番目に頭脳明晰、私利私欲、名誉欲を持たず、あらゆる現場で先頭に立ち、市民、群民のリーダーとして先見性と決断力、行動力のある方、まだまだ挙げればきりがありませんが、市長として奄美市民の幸せを実現してくださる方を市民で選ばなければならないと思っております。

そして、平田市長の名瀬市そして奄美市の市長としてのですね、約15年間に渡る本当に御苦労に対してですね、心から感謝を申し上げ、ありがとうございましたとお礼を申し上げたいと思います。以上で一般質問を終わります。

議長（伊東隆吉君） 以上で新奄美 向井俊夫君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後2時30分）

議長（伊東隆吉君） それでは再開いたします。（午後2時45分）

引き続き一般質問を行います。

無所属 蘇 嘉瑞人君の発言を許可いたします。

8番（蘇 嘉瑞人君） 皆さま、うがみんしょうらん。こんにちは。8番無所属 蘇 嘉瑞人です。まずは、9月18日の柳町における火事に被災された方々、その家族に心よりお見舞い申し上げます。

早速ですが、2009年5月11日付の朝日新聞のインターネット記事を読みます。

題名は、奄美の希少植物、盗掘横行で危機です。

世界自然遺産への登録を目指している奄美大島で最近、分布域が限られている珍しい植物が姿を消す減少が増えている。盗掘だと地元の自然に詳しい人たちは口をそろえる。奄美は盗掘天国という声さえ聞かれる。島内を縦横に走る林道があだとなり、盗掘者が簡単に希少種の分布域に近づけるのが一因とみられる。県は盗掘を防ぐための条例をつくったものの現行犯でなければ摘発が難しく、有効な手だてを講じられないでいる。

奄美の森から次々に姿を消す希少植物の多くは、愛好家の多いラン科の植物だ。森に入るたびにいやな気分になります。環境省自然公園指導員のAさん55歳がため息をもらした。

環境省が絶滅危惧1A類に指定し、島でも限られた場所にしか確認されていないサガリランは、昨年7月に数株を残し消えていた。絶滅危惧1B類のチケイランは昨年8月に消えた。木の高い所に生えていたが、コケごとむしり取られたような跡があった。

昨年3月には、絶滅危惧1A類で同島固有種のアマミエビネが、40株ほどの群生地にならずに2株しか残っていなかった。近くには掘り返されたような跡があった。

元々数が少ないこれらの植物は、台風や大雨などの自然現象で数を減らすこともあるが、奄美の森を30年近く観察しているAさんによると、場所が限定的で人為的な痕跡があることから、盗掘と考えると間違いはない。それを裏付けるように、インターネットオークションには多くの希少種が相次いで出品されている。昨年7月、大手オークションサイトにサガリランが出品された。入札価格は5万円からの設定。当方で増やしていた実生蘭の中から偶然出た素心のサガリランという説明がついていた。ランなど奄美の植物に詳しい日本植物分類学会会員のBさん57歳は希少なランを増殖栽培することはまず無理だとして、違法採取したものとらむ。島の現状について、盗掘天国と言い切るのは、南方植物に詳しい島内の造園業者62歳、森の中で何度も盗掘現場に遭遇したことがあるという。奄美は愛好家からの手が出るほど欲しがる希少植物の宝庫。しかも島外の間人も比較的簡単に探し出すことができる。その背景事業を次のように解説する。島内には、伐採した木を運び出すために昭和20年代末から整備

された林道が縦横に走っており、島外の業者と島内の盗掘者が連携し、どこにどんな植物があるか情報を共有しているという。奄美群島を管轄する県大島支庁に自然保護の専門職員が常駐していないことなど、監視の目が行き届かないことも盗掘に拍車をかけている。現場を見られなければ大丈夫と行政をなめていると、この業者は盗掘者の心理を読み解いた。奄美市内の花屋に昨年7月30日、県環境保護課の立ち入り調査が入った。店先に白い花を咲かせたフウランが並べてあった。環境省が絶滅の危機が増大しているとして絶滅危惧2類に指定し、県が2003年に制定した希少野生動植物保護条例で採取を禁止している植物だ。店側は、自分で育てたものや知り合いから買ったものだとして主張。盗掘品であることを否定された県側は、客の誤解を招かないよう明示することを指導するしかなかった。

93年に国が施行した種の保存法と県条例で採取が禁じられている奄美群島の希少植物は計18種。条例には懲役や罰金などの罰則を設けているが、同課の担当者は、盗掘の現場を押さえない限り、違法性を立証するのは難しいと説明する。Aさんは、条例に指定されていなくても絶滅の危機にさらされている植物はもっとある。それらを加えないのはおかしいと条例の不備について、別の側面からも問題提起する。奄美の自然を考える会など奄美の自然保護3団体は昨年12月、盗掘とみられる被害が横行しているとして、大島支庁に盗掘防止の強化策を訴えた。しかし、結局的な改善策は取られず、この間にも盗掘とみられる被害が起きている。考える会の元会長で半世紀以上にわたって奄美の植物を研究しているCさん73歳は、こう指摘する。行政はもっと毅然とした態度で取り組むべきだ。盗掘が横行している現状では、世界自然遺産への道は険しい。以上、記事でした。

全国紙で、これほどまで詳細に事柄を説明し、問題を提起している記事にこの重大さを感じたので長々とですが読ませていただきました。ここで補足ですが、今回、私は環境について質問をします。環境とは、広い意味で生物を取り囲む外的なさまざまな条件の総体をさします。この質問での環境とは、人間を主体とおいた際の自然環境をさすことにします。悪質な人の行為で、自然環境を破壊しているのであれば、悪質な行動を主体である人にとらせないようにすることにより、環境の破壊は止まります。そのための議論の場になることを願って質問に入ります。県希少野生動植物保護推進員による最近の活動状況報告においても、アマミセイシカが盗掘された可能性あり、アマミナンテンショウが5・6本掘り取られているのを確認、カンラン・エビネ等の状況を巡視。カンランは少なくなっている。奄美の絶滅危惧植物は最近オークションで高値で取引されており、何らかの規制が必要であるなどと、奄美大島での希少野生植物が人為的な理由で危機を迎えつつある現状を報告しています。私も、さまざま関係機関とお話しながら、奄美における植物の盗掘防止策、希少種のインターネットオークション等での販売防止策は、喫緊の課題であると感じました。ここで質問いたします。市は、希少野生植物が置かれている状況をどのように認識しているのかお示してください。次からは、発言席にて質問いたします。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

市民部長（有川清貴君） 市の希少野生植物の置かれている現状をどのように認識しているかについて、お答えします。

近年、奄美の植物はその希少性から愛好家の情報が増し、盗掘やインターネットによる売買が横行し、絶滅の危機に瀕していることにつきましては認識しております。また、このような現状は、政界自然遺産登録へのマイナスイメージであるため、早急に対策を講じなければならないと認識しておりますので、御理解を賜りたいと思います。

8番（蘇 嘉瑞人君） それではその認識されている奄美の盗掘やインターネット販売に対しての対策の現状はどうなっているのでしょうか。

市民部長（有川清貴君） 盗掘につきましては、今後、希少植物の採取防止看板の設置等を検討しております。また、インターネットオークションにつきましては、定期的に検索し、その対応が可能な植物に

については、国・県と連絡密にし、広告会社へ何らかの対応をお願いしたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

8番（蘇 嘉瑞人君） ちなみにですが、その国や県が声をかけるそのインターネットオークションを止めてくださいというふうに伝えている植物というのは、どういった根拠で選んでいるのでしょうか。

市民部長（有川清貴君） 国・県が指定している植物だということです。

8番（蘇 嘉瑞人君） ところで、本市には、奄美市に生息する野生動植物が、世界的に見ても貴重な財産であるとともに、生態系の重要な構成要素であることから、市内に生息し、または生育する希少な野生動植物の保護を図り、後世に継承していくことを目的とした、奄美市希少野生動植物の保護に関する条例がございます。

その中で、特に保護が必要だと認める動植物を指定希少野生動植物に指定する条例がありますが、現在、市はどの種を指定されているのでしょうか。

市民部長（有川清貴君） 希少野生動植物の保護に関する条例は、平成17年に旧名瀬市において制定しております。その後、奄美市へ引き継いでおります。

種の制定につきましては、平成18年11月に奄美市環境保全審議会を設置、過去3回開催しております。種の選定基準を設け、各種分科会を開催し、選定作業を行いました。現時点においては指定されている種はありませんで御理解を賜りたいと思います。

8番（蘇 嘉瑞人君） 種、ここまで危険な状態を認識されていて、そして奄美には絶滅危惧に分類されている植物がたくさんあります。その中で、なぜ指定希少野生動植物を市は指定していないのでしょうか。

市民部長（有川清貴君） 種の指定につきましては、土地所有者において利害関係が発生することから、慎重に取り組む必要がありまして、今しばらくの時間をいただきたいと考えております。

8番（蘇 嘉瑞人君） 繰り返しになりますが、私有地における利害関係の調整のために時間がかかっていると、そういうことでよろしいんですかね。

市民部長（有川清貴君） はい。そのとおりです。

8番（蘇 嘉瑞人君） 確かに、県で訴訟問題等起きている場面もありましたので、いろいろ慎重になるところはあると思うんですが、私は希少種の保護は、自然と共生の一環であり、仕組みを作っていかなければならないと考えます。簡単でないことも予想されます。例えば、条例や事業でも奄美大島において島内市町村が連携し島ぐるみの取組にしていく必要もあります。林業などの産業とのバランスも考えなければいけません。先ほど言った私有地の利害関係も調整することはたくさんあると思います。すべてを完璧に近い形まで作り上げて、市が動くには多くの準備、つまり時間が必要です。今まで、市においてさまざま取り組んできたことも、十分承知しております。審議会も3回ほど開いたというふうに答弁いただきました。今回、自然との共生の仕組み作りへさらなるスピードアップに向けて、提案です。いろいろ調整や内部で図っていくというのは重要です。しかし、百聞は一見にしかずです。まずは、市は、小さな一歩でもいいので、希少野生植物の絶滅を防ぐモデル事業に取り組むべきです。具体的には、私は、サガリラン、先ほどから申し上げていますが、このサガリランを指定希少野生動植物に指定し、条例制定や事業などを行い、希少野生植物の保護政策のモデル事例を作り上げたいと考えています。

詳細は、これからの質問を通じて明らかにしてまいります。

さて、サガリランですが、これは、環境省奄美野生生物保護センターでの聞き取りによると、日本で奄美市にしか分布が確認されていないラン科の植物です。絶滅危惧1A類で、今は、奄美市内の狭い範囲に3か所9株ほどしかありません。もう9株って絶滅してしまう貴重な種です。冒頭で紹介した記事では、オークションで入札価格が5万円から設定されるほど高値で売られていると書かれていました。私は、サガリランは、一刻も早く、指定希少野生動植物に指定すべきだと考えます。市長の考えをお聞かせください。

市民部長（有川清貴君） サガリランは、奄美大島が北限と聞いております。1980年代に奄美大島で発見されたと聞いております。サガリランについては、現在のところ、奄美市において自生していることが認識されております。今後は、国・県・市と連携をとりながら協議・調整を図り検討したいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

8番（蘇 嘉瑞人君） はい。一応、今、お話にあったとおり、日本では奄美市というだけで台湾やその他あそこのほうでみられるみたいですね。

ただですね、この指定に関してなんですけれども、これは市長によって指定の権限があります。今、後ろの方が審議会っていうふうに言ったんですけど、審議会は、市長が指定をお願いして諮ってもらった機関ですので、まずは市長の意思がなければものが動き出しません。市長、どうでしょうか、サガリラン。

市長（平田隆義君） 大変申し訳ございません。そのサガリランなるもの見たこともないので困っておりますが、実を言うと、さっき個人の土地っていうか民有地っていうかいう話が出たんですが、ある機会に話題になりました時に、その希少植物においても林業の範ちゅうに入っているような感じの話の伺いしました。

そうなりますと、この規制の枠をかけるということの難しさを痛感したところです。ただ、おっしゃるように、そのサガリランの置かれている状況等にあれば、これは別の形で対応できるものではないのかなと、今、思っております。詳しいことは、まだ分かりませんので保存するというところで、その植物を特定して、まず取りかかるということも必要になってきたんじゃないのかと、いう思いをしているところですので、少し勉強させていただきたいと思っております。

8番（蘇 嘉瑞人君） 大変前向きな答弁ありがとうございます。私もその観点から、このサガリランが、モデル事業するには、とても適しているものではないかという観点で今回、質問させていただいています。また、この後の質問で詳しく広げていきたいと思っております。

では、サガリランが直面している解決に急を要する問題は、今まで話していた中で分かるように、高値で売れるために、盗掘をしている人と売買取引をしている人がいるかもしれない、ということです。よって、解決のためにまず取り組むべきことは二つです。盗掘を抑制すること、希少種の販路を断つことです。ここで、質問です。条例において指定希少野生動植物の所持及び売買に関する規定がないが、それらを原則ですよ、原則禁止する条例の制定ができるか質問いたします。

私は、すべきだと思っております。

市民部長（有川清貴君） 指定希少野生動植物を保護するために、所持売買に関する規定の制定の可否についてですが、現在、所有しているものをどのように取り扱うか調査、検討を行いたいと考えておりますので御理解を賜りたいと思っております。

8番（蘇 嘉瑞人君） 先ほどから申し上げているように、サガリラン一種をやりに、そして条例をつくっ

て、その市場の状況などをみてみるというのが、モデルの事例の根拠ですので、是非御検討のほうよろしくをお願いします。

サガリランの生息域は限られています。先ほどから申し上げています。もちろん個体は足がないので移動しません。警察やマンゲースバスターズなどと連携したパトロールの強化など、盗掘を抑止する取組が必要です。ここで、例えばなのですが、監視カメラを設置する事業を行う場合、どんな手順を踏まなければならないのでしょうか。そもそも生息地で、そのような予算を伴う事業に取り組むことは可能なのでしょうか。

市民部長（有川清貴君） サガリランが生息している場所は、山頂の奥深いところでありまして、監視カメラの設置、維持、管理は困難であると予想されます。また、監視カメラを設置することにより、サガリランの生息場所を発見されやすくなり、盗掘を助長するのではないかと懸念されます。これらのことにより監視カメラによる盗掘を抑止することは、困難であると思われるので御理解を賜りたいと思います。

8番（蘇 嘉瑞人君） それを分かっている質問ですが、そもそもなぜこのような質問をしたかと申し上げますと、先ほども申したように、その植物というものは移動しません。ですので場所は限られています。そして残り9株です。さらに重ねて申し上げれば、もう盗掘業者の方は場所を確定しております。ですので問題は、そこではないと思います。先ほど言ったように、私有地なのか公有地なのかというのが、カメラに限らずですよ、予算を伴って事業を行う場合のたぶん検討課題だと思います。先ほどお話ししたように、サガリランが危ない状況にあり、しかも希少だというのは市役所のほうでも把握されております。ですので、今、サガリランが生息している地域が現実、どういう地域だという調査をこれまでされたことはあるのでしょうか。

市民部長（有川清貴君） 調査はしておりません。

8番（蘇 嘉瑞人君） ですのでですね、これもやはりモデル事業の一つだと思うんですよ、そういった場所がもし本当に奄美市の公有地、もしくは県・国でもいいです。その公有地に入っているようであれば、そういった事業に取り組んでいくことが肝要だと思います。先ほど申し上げた3か所のうち2か所は、その希少野生保護センターで聞いたところ、間違いなく奄美市の境界内だそうです。実際は境界ライン上に近いところにあるんですけど、一つが調査が必要みたいなので、是非調査を調べて三つとも公有地にある場合は、本当にモデル事業をつくりやすいものだと思うので、是非ともよろしくをお願いします。それでは、やりたいことばかり話してもあれですので、事業の財源を少し探していきたいと思いません。奄美市世界自然遺産登録推進基金の総額及び活用は、現在、どのような状況なのでしょうか。

総務部長（福山敏裕君） 奄美市世界自然遺産登録推進基金の総額及び活用状況について、お答えいたします。まず、奄美市世界自然遺産登録推進基金に対する現在までの寄附の総額につきましては、152万4,000円となっております。

次に、基金の活用状況でございますが、現在のところ活用件数は7月に市内の観光宿泊施設24か所に設置いたしました世界自然遺産登録募金箱に関わる費用としまして、活用した1件のみとなっております。支出額は44万7,000円となっております。

8番（蘇 嘉瑞人君） そこには確かにお金がありそうですね、少し、そういったお金を活用しながら審議会等通して、こういった事業が有効的な対策になるのかというのを考えながら取り組んでいくというのが、やはり大事なことだと思っております。

この基金は世界自然遺産の推進を目的としております。ただ、行政、そして市民、そして奄美の自然

を思う世界中の気持ちが集まって、せっかく、せっかくですよ、世界自然遺産に奄美の登録が成し遂げられたとしても、サガリランのような状況を許し続け、希少種を人為的な理由で絶滅させてしまえば、危機遺産は免れなく、最悪の場合、世界自然遺産でなくなることも想定できます。実際、危機遺産リストに載っているものは、密猟やそういう盗掘といったことが行い易い環境が起こっている場所は、すぐに危機遺産になっております。

奄美市世界自然遺産登録のための寄附条例によると、3条で実施できる事業の一つに希少野生動植物の保護に関する事業とあります。よって、もちろん大丈夫だとは思いますが、奄美市世界自然遺産登録推進基金は、指定希少野生動植物保護の財源に活用できますか。

総務部長（福山敏裕君） 指定希少野生動植物保護の財源としての基金の活用でございますが、基金の活用に関しましては、寄附者の意向とともに対象となる事業の予算額や基金の積立額の状況も考慮した上で判断してまいりたいと考えております。希少野生動植物を保護する取組につきましては、国立公園の指定及び世界自然遺産登録を目指す本市としましても重要な課題だと認識しております。現在のところ、市としまして指定希少野生動植物に指定した種はございませんが、今後、指定希少野生動植物が指定され、これらを保護するための事業の必要性が一層高まった場合には保護事業の財源として基金を活用できるものと考えておりますので御理解をお願いしたいと思います。

8番（蘇 嘉瑞人君） 指定希少野生動植物というものは、たぶん希少種の中でも最も重点をおかなければいけない植物ですので、どう根拠を考えてもここから取り組むべきだと思うので、それを申し添えて次の質問に移ります。奄美群島振興開発事業費の中で、自然環境の保全という区分がございます。希少野生動植物の保護にこれら事業費は充てることはできるのでしょうか。その財源に奄振が使うことができるのかどうかですね、また、その他有効な起債及び補助金はございますでしょうか。

市民部長（有川清貴君） 奄振事業のソフト事業では、ハブ対策事業、サンゴ礁保全対策事業を行っております。奄振事業で希少野生動植物を保護する事業ができるのか関係機関と協議し、適用できるのであれば希少野生動植物を保護するための事業を検討したいと考えておりますので議員の御理解をお願いいたします。

8番（蘇 嘉瑞人君） 今回政権交代が行われました。その中で民主党さんが、与党が掲げるそのいろいろな議論の中で暫定税率の撤廃があります。その暫定税率を撤廃した際に、残った部分を地球温暖化税に組み替えていくような議論もございますので、そういった際には、もしかしたら、その国土交通省の所管にある奄美群島振興開発特別措置法においてのお金の組み替えも、もしかしたら補助金化する時に考えられます。その時に多く財源が充てられるのが、その地球温暖化対策です。そして自然を大切にす活動というものは、正にその活動に合致すると思いますので、そういった下準備というものを担当部署のほうで是非これからやられるようよろしく願いいたします。

リュウキュウアユの保護活動の目的の一つに、リュウキュウアユを食べたいからだという団体がいます。高値で売れるサガリランも絶滅を防ぐことがきっかけとなり、いつかはどんどん分布が広がり何万本も生育して、その数は限られるでしょうが、高級園芸植物となり産業振興に一役を買う場面も生まれることがあるかもしれません。それもこれもまず、今、9株しか残っていないサガリランの絶滅を防ぐことから始まります。自然との共生、世界自然遺産登録、絶滅危惧種の保護など、これ以上ない意義があります。サガリランは、日本で奄美市にしかありません。奄美群島挙げての希少野生動植物の保護システム構築への試金石として、奄美市だけで取り組むことができる、サガリランの撲滅を防ぐための事業に取り組むことを提案します。もう一度ですが、市長、考えをお聞かせください。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

市民部長（有川清貴君） 先日ですね，8月28日の新聞報道でもあったように，サガリランの絶滅が懸念されているため，種の指定作業に向けて鋭利努力したいと思っていますのでよろしくをお願いします。

議長（伊東隆吉君） 答弁ほかにありますか。いいですか。答弁なし，はいどうぞ。

8番（蘇 嘉瑞人君） ぼくはこのモデル事例を是非とも推進すべきだと思っていますので，皆さまどうかよろしくをお願いします。

それでは，次の質問に移ります。

平成21年8月4日午後7時より市役所4階で名瀬町内会・自治会連絡会を開催しました。会の内容及び開催の理由をお聞かせください。

市民部長（有川清貴君） お答えします。8月4日に名瀬町内会・自治会連絡会を開催しました。これまで自治連では年2回，総会と研修会を開催しておりますが，市から連絡事項等が本来の総会，研修会の支障になったことを伝えました。そのようなことで，今年の総会時に連絡会を年3回開催することを提案し，今回は集会施設改修事業についての急な連絡事項でございましたので，他の部署にも呼び掛けて開催したところであります。

8番（蘇 嘉瑞人君） ちなみに参加者は何名ほどだったんですかね。

市民部長（有川清貴君） 40名です。

8番（蘇 嘉瑞人君） 40名っていうのは職員を除くってことですよ。

市民部長（有川清貴君） そのとおりです。

8番（蘇 嘉瑞人君） その40名の参加者及び職員のその連絡会に対する反応はいかがでしたか。

市民部長（有川清貴君） 出席された方は，やっぱりこういうことがあったということで，喜んでいました。

8番（蘇 嘉瑞人君） 具体的には，どういったところに対しての感想があったんでしょうか。

市民部長（有川清貴君） 町内会・自治会の皆さまから情報交換の場としての要望がございましたので，有意義だったと考えています。

8番（蘇 嘉瑞人君） 私は，笠利，住用の駐在員，嘱託員制度における定例会を大変重要だと思っています。定例会は，行政が何をしているのか，集落が何を求めているのかなど，お互いの密な情報交換を可能にしています。ですので，名瀬地区においても情報交換の場をつくることを提案してきました。今回の連絡会を心からうれしく思っております。月1回は現状難しいとしても，年に4回であるとか，定期的に連絡会を継続して開催していくことにより，町内会・自治会の活性化を図れると思っております。これからもこういった連絡会は継続していくのでしょうか。

市民部長（有川清貴君） 継続していきたいと思っています。

8 番（蘇 嘉瑞人君） 是非ともよろしく願います。ちなみにその継続の形は期間はどれくらい等、年何回等、細かいところは決まっているのでしょうか。

市民部長（有川清貴君） 年 2・3 回は開催したいと思っています。

8 番（蘇 嘉瑞人君） 是非ともよろしく願います。

ところで、この今回の連絡会において、参加者に報酬を支払うなどはせず、新たな予算は計上はしませんでした。名瀬地区で代表者がいる町内会・自治会は、情報が最新かどうか分かりませんが、僕が調べた中では、約 70 団体です。全員が参加して日当 4,000 円を支払い、年 4 回の連絡会を開催すると、掛かるお金は、112 万円となります。20 年第 1 回定例会で提案した予算の組み替えでは、580 万円を捻出できます。ただ 580 万円を捻出しなくても可能ですので、是非ともこれまでも課題になってきているように、笠利、住用の駐在員・嘱託員制度は現行というか、旧町村時代の制度をそのまま行っているだけの状態です。ですので、この両方に関しては、その駐在員・嘱託員制度を統合して、基準を統一化する。そして新たな報酬額の決め方を考える中で、こういった 112 万円を生み出すというのは可能だと思います。ちなみに、今、その駐在員・嘱託員の報酬の総額は 3,500 万円となっております。ですので、是非名瀬地区の町内会・自治会の活性化も望めますので、もし予算が捻出できない場合は、こういった組み替え等考えながらやっていただきたいと思います。なぜこういったことをお願いするかという点ですね、やはりそういった会に、出席する時に、日当を支払うことにより、この町内会・自治会長が連絡会への参加は、会長の職務つまり仕事と認識すると思います。是非、継続的に連絡会を開催し、その会がどんどん活性化していくために、出席者に日当を支払うなど予算化は考えられないかお伺いします。また、参加者からそのような要望はありましたか。

市民部長（有川清貴君） 今の質問にお答えします。出席者に日当を支払う予算化につきましては、確かに町内会・自治会長、皆さまには日頃から各地域において、奄美市が推進する共生・協働の地域社会づくりにも御理解・御協力をいただいて実践していただいておりますので、検討させていただきたいと考えておりますので御理解ください。

また、数名の方から予算化という話もありました。私ごとで恐縮ですが、私もある小さな自治会の役員をやっておりますが、ボランティア的なそれでも私はいいと思っております。自治会自体が衰退する時代で我々の自治体も苦しい面がありますけれども鋭利努力してやっておりますので御理解賜りたいと思います。

8 番（蘇 嘉瑞人君） 市民部長の意向としては、日当を支払う必要はないというお考えということでしょうか。

市民部長（有川清貴君） 検討させていただきたい。

8 番（蘇 嘉瑞人君） 是非とも御検討よろしく願います。こちら連絡会といった情報交換の場はですね、応援している取組ですので、さらなる連絡会の機能強化を担当者におかれましては、どうかよろしく願います。

それでは、次の質問に入ります。次に、平成 19 年 3 月に策定した奄美市行政改革計画、つまり、集中改革プランについてお伺いします。これは、合併後、18 年度から 21 年度までの 4 年間に市が最優先で取り組むことを、数値目標などを明らかにしながら策定した、具体的な行動計画です。21 年度もあと半年で終わります。奄美市合併時に提案した集中改革もラストスパートです。それぞれの事業の実現可能性をお伺いしたく質問いたします。施設命名権に関しては、同僚議員より質問がありましたので割愛いたします。勤務評価制度の導入についてお伺いします。集中改革プランにおいては、21 年度ま

でに給料へのその勤務評価制度を給料へ反映させることを計画化しています。進ちょく状況を踏まえ、どこまで実現しているか、お聞かせください。

総務部長（福山敏裕君） 現在、集中改革プランの取り組んでいるところでございますが、勤務評価制度の導入について、答弁申し上げます。職員が職務を遂行するために、発揮したその職員の能力、業績等を的確に評価し、これを能力開発や処遇に活用するものが、勤務評価制度の導入でございます。そのためには、透明性の高い評価制度や評価基準の明確化が欠かせないものとなります。平成20年度に人事評価制度を中心に検討会議を重ね評価制度のたたき台となる素案を策定したところでございます。今後、これを基に職員への説明会を経て執行へ移したいと考えております。この間、公正な透明性の高い評価制度となるよう論議を深めてまいりたいと考えております。まずは、職員への説明会を開催してまいりたいということでございます。

8番（蘇 嘉瑞人君） その説明会はいつ頃までに進めていくのか。そして、さらには制度の試行、試して行うということが必要になってくると思います。そういったことは、いつ頃までに行い、さらに踏み込んで言いますと、それでは21年度内には導入は、かなり難しい状況だという答弁だと思うんですけど、今の答弁であれば、その評価制度を導入することは、間違いのない流れで動いているというふうに理解します。ですので、制度の導入の時期は、どのように見込んでいるのでしょうか。

総務部長（福山敏裕君） 制度の導入をしていくためには、この評価制度の透明性を高めなくちゃならない、それと職員への理解も得なくちゃならないということで、まずは、職員への説明会を開催したいということでございます。議員からございましたように、21年度からは試行ということ、導入ということとなっていたわけですが、これが遅れているということでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

8番（蘇 嘉瑞人君） それでは、これからもその導入に向けて、是非とも頑張ってください。

次に、任用試験制度導入の検討についてお伺いします。こちらは導入の検討ですので詳しいことまでは集中改革プランにも入っていませんでしたが、進ちょく状況を踏まえ、どこまで実現しているのか、お聞かせください。

総務部長（福山敏裕君） この3年間で課題の検討をするということで取り組んでいるところでございますが、任用試験制度の検討状況につきましてですが、既に昇任試験制度を導入した自治体における状況などを聞いてみますと、制度導入後に任用試験受験者数の減少に歯止めがかからず、一度導入した制度の見直し、あるいは一部廃止を行う自治体が出ているなどという、現在、調査結果が出ております。こうしましたことから、任用試験制度につきましては、導入の可否を含めまして、今後、また検討をしなければならぬものと考えておりますので、さらに情報収集を努めていきたいと考えております。

8番（蘇 嘉瑞人君） それでは、その導入の検討を重ねた上、ほぼ白紙に戻ったという解釈でよろしいのでしょうか。

総務部長（福山敏裕君） 現在は、その導入の可否についても、さらに判断を進めなければいけないということで、情報収集に努めるということでございます。

8番（蘇 嘉瑞人君） それでは、人材育成基本計画の策定についてお伺いします。集中改革プランにおいては、平成19年度までに計画策定を目標にしています。進ちょく状況を踏まえ、どこまで実現しているのか、お聞かせください。

総務部長（福山敏裕君） 人材育成基本計画の策定につきましては、職員の資質向上を図り、その能力を最大限に引き出すためのものがございます。20年度に人材育成に関する長期的かつ総合的な取組の方向性を示すべく奄美市人材育成基本方針を策定したところでございます。これを基に人材を伸ばす職員研修、人材を活かす人事管理、人材を育てる職場環境について具体的な検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。基本方針につきましては、策定をしているということでございます。

8番（蘇 嘉瑞人君） そうですね、基本方針は策定されています。ただこちらの場合においても、その基本方針の策定は、もうとくに終わっている計画で、19年度では計画ということでしたので、だいぶ遅れております。先ほどの人事評価制度とだいぶ重複する検討事項があると思いますので、速やかなその基本計画を立てることにより、集中改革プランの中には、スローガンを作るであったり、呼び掛けをするようなムードをつくるような計画が多いんですけども、こういったふうに具体的なところにまで踏み込んだ人材育成計画というものは少なく、今回、挙げているものが結構多いんですけど、やはりその必要な資格、そして必要な能力、そしてそれをしっかり評価するシステムがあってからこそ職員も伸びていくと思うので、是非ともその計画の策定をよろしく願いいたします。

それでは、続きまして、昼窓口サービスの制度化についてお伺いします。

集中改革プランにおいては、20年度試行を目標にしています。進ちょく状況を踏まえ、どこまで実現しているのか、お聞かせください。

総務部長（福山敏裕君） 昼窓口サービスの制度化につきましては、現在、窓口業務を担当する各部署が自主的に輪番制を組むなどして、昼食時間に来庁される方々の昼窓口サービスを確保しているところでございます。できるだけ早い時期に制度として確立できるよう各部署と調整、協議を進めているところでございますが、まだ協議中ということでございます。

8番（蘇 嘉瑞人君） 今ですね、これは集中改革プランができた当時の文章と全く同じ文章なんですよ。ということは一歩も進んでいないという状況の中やっております。ですので、まだ制度化されていない、恐らく時差出勤の制度を自主的にやっているということで、本来は働いていなければいけない時間に休みをとりながらこれに対応しているのが現状だと思います。ですので、これもしっかり制度化することによって確立されていきますと思うので、是非とも取組をお願いいたします。

そして、これは結構今までも一般質問等でも多く質問があるんですけども、ワンストップサービス、つまり総合窓口の推進についてお願いいたします。

こちらの集中改革プランにおいては、21年度から窓口サービスの改善を目標にしています。進ちょく状況を踏まえ、どこまで実現しているのかお聞かせください。

総務部長（福山敏裕君） ワンストップサービスの推進につきましては、年度別計画としまして19・20年度に課題問題点の研究、先進事例の調査、21年度サービス改善するということを目指して、現在、取り組んでまいりました。

市民が利用しやすい市役所にするため、実施できるものについてはスピーディーに実施していきますとプランに示しましたように、産業振興部で実施してありました離島航空割引カードの申請交付業務などにつきましては、3総合支所とも住民基本台帳システムとの連動を図る必要性から市民課に移管したほか、市民が複数の窓口へ行き来することを少なくする観点から、今年度より市民福祉部を市民部福祉部として窓口業務を再編したところでございます。市民満足度を高める上では、フロアスペースの確保が大きな課題ですが、現状を効率的に活かせるよう検討し、今後も実施できるものは迅速に行ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

8 番（蘇 嘉瑞人君） これは今年その各部の再編において、その総合ではないにしろ一つひとつ塊をつくったという状況ではあると思うんです、窓口において。これを今の答弁で考えていくと、将来的には総合窓口をつくるという考えで進められているのか、現状のままいくのか、どちらなのでしょうかね。

総務部長（福山敏裕君） 先ほども申し上げましたが、やはり総合窓口となりますと、スペース、窓口業務が集中するスペースなどの確保が大きいちばん課題となると考えております。先ほどもありましたが、新庁舎が建設される場合におきましては、当然そういうことなども考慮した建設が必要になっていくんじゃないかと考えております。

8 番（蘇 嘉瑞人君） それでは、時差出勤制度導入の検討についてお伺いします。集中改革プランにおいて、20年度に試行、21年度に実施を目標にしています。こちらどこまで実現しているのか、お聞かせください。

総務部長（福山敏裕君） 時差出勤制度の検討につきましては、この目的としまして長時間労働や時間外勤務の縮減を図る、また、先ほどありましたように昼窓サービスの制度化、それから窓口事務延長の対応策として検討がされているものでございます。

現在、その試行としまして、健康増進課で早朝からの集団検診や夕方からの保健指導などを念頭に長時間労働や時間外勤務の縮減を図るための試行を行っております。今年度は、その効果や問題点を検証しまして、ほかの部署でも試行を行った上で、本格的な導入に向けて、導入を図ってまいりたいと考えているところでございます。

8 番（蘇 嘉瑞人君） これもいつまでにやるみたいない目標値はあるんですか。

総務部長（福山敏裕君） 当然、これを進めていくためには、また職員との説明、それから協力なども得なくちゃいけませんので、できるだけ早い時期に市民サービスができるような体制をひいてまいりたいと考えております。

8 番（蘇 嘉瑞人君） 淡々とした質問になって眠くなってきた方もいらっしゃると思いますが、お付き合いください。

特別養護老人ホーム笠寿園の運営方法の検討についてお伺いします。集中改革プランにおいて、19年度、通所事業廃止の検討、20年度から運営方法の検討を目標にしています。こちらの進ちょく状況を踏まえ、どこまで実現しているのか、お聞かせください。

福祉部長（福山 治君） 笠寿園の運営方針の検討につきまして、まず御説明いたします。通所介護事業の廃止という問題につきましては、19年度検討時には、他サービスとの相乗効果があるものと判断し、再検討としておりましたが、年々新規施設や他施設のサービスの充実が図られ、当施設の利用者は毎年、減少してきており、検討した結果、本年度で廃止する予定としております。

なお、通所介護の利用者につきましては、他施設サービスを利用することにより住民サービスの低下にはつながらないものと考えております。

8 番（蘇 嘉瑞人君） こちら通所事業廃止が今年度ということだったんですけど、こういった中で、今、おっしゃったように地域においては問題ないという判断だったんですけど、こちらに対して本当にこの笠利に住まわれている方々の意見というものは、なかったんですかね。

福祉部長（福山 治君） 今、その住民の方々からの御意見というのは拝聴してございませんが、現実問

題として1日平均3名しか、今、利用されておりません。その方々は他に振り替えが可能ということの判断で、今年度をもって通所介護につきましては、廃止をしようという考えでございます。

8番（蘇 嘉瑞人君） では、その運営方法の検討についてお伺いします。こちら笠寿園は建物の老朽化及びその非常勤、臨時職員が長期雇用化されるなど運営において考えるべき課題は多いです。ですので、今までも多く議論になってきましたが、指定管理者制度の導入、もしくは民間移行など具体的を考えてきました。こちらを具体的にいつまでに結論出そうと考えているんですか。それとも、今回、集中改革プランにあったように今年度内までに、結論を出そうとしているのかどうかお聞かせください。

福祉部長（福山 治君） 笠寿園の施設の運営方針ということにつきましては、直営での継続、または指定管理、もしくは民間譲渡、いろいろと内部において検討を重ねております。まだ、結論には至っておりません。今後も引き続き、施設の老朽化の対応や介護の質の維持、向上に留意しながら運営方針について、早急に結論が出せるように検討していきたいと考えております。

8番（蘇 嘉瑞人君） ちなみに、その施設の対応年数は、いつまでなんでしょうか。

福祉部長（福山 治君） いつまでということとは分かりませんが、建設が55年ということですので、一般的に鉄筋コンクリートですので、60年ぐらいの対応年数ということで考えていけば分かると思います。

8番（蘇 嘉瑞人君） それは5年後にそういった対応をするにしても、やはり建物を建て直すであったり、縮小して建て直すであったり、本当に考えなければいけない課題はたくさんあると思いますので、大変かとは思いますが、これからも頑張って対応を考えていただきたいと思います。

それでは政策評価の確立についてお伺いします。集中改革プランにおいては、21年度からの実施を目標にしています。進ちょく状況を踏まえ、どこまで実現しているのか、お聞かせください。

総務部長（福山敏裕君） 政策評価の確立につきましては、年度別計画としましては、21年度に実施ということを目標で進めてまいりました。しかしながら、市町村での政策評価の仕組みやまだ確立しているとはいえ、先進事例ごとに評価、目標等の設置や公開様式などが異なっておりますことから、さらに事例を収集し、今現在、検討を続けているところでございます。市が進める施策をどのような指標で示し、公表することが市民の施策への理解を高め、より満足度の高い市民サービスの提供につながるのか、また事務事業評価と連動し、成果が上がっている事業をより充実させ、成果が上がっていない事業は廃止、休止を含めての見直し作業を効率的に進められるよう十分に検討、検証した政策評価システムを立ち上げたいと考えておりますので、しばらく時間をかしていただきたいと思っております。

8番（蘇 嘉瑞人君） もうしばらく時間がかかるんですね。その事務事業評価についても同様だと思うんですけども、こちらは18年度からPCDAサイクルを確立してやっていくのを目標にしています。これもどこまで実現しているのでしょうか。

総務部長（福山敏裕君） 事務事業評価の確立につきましては、事務事業評価システムの実施、見直し、改善を継続して行いつつ、各事務事業における評価指標の画定することを目的としております。これまでも毎年度、事務事業実施計画の見直し時に、まず、所管課で評価を行い、次に企画調整課評価を緊急性、正確性、費用対効果、実現性、財源、公益性の観点から実施しているところでございます。

しかしながら、評価システムの設定には、まだばらつきがみられるなど指標の画定という目標には至っておりませんが、今後も効果的、効率的な事務事業の見直しを進めていくよう改善してまいりたいと考

えております。

8番(蘇 嘉瑞人君) このようにですね、いくつかこういった集中改革プランの進ちょく状況をお聞きしたんですけども、これ今、挙げたものだけではなくて、実際に数値目標を出したものが、達成されていないものが、かなりの数がございます。これつくった目的を考えてみても、この合併後4年間の最優先課題だったはずです。にもかかわらずここまで達成されていないということは、元々が絵に描いた餅なんじゃないのかという懸念もあるんですけど、でも、やはりですね、そうは言ってもらえないので、残り半年しっかりとした形で実現できるように担当者においては、尽力をお願いいたします。

さらに、この集中改革プランには、本計画の推進に当たっては、市長を本部長とする行政改革推進本部が主体的に行うこと、こっからですね、市議会や民間委員で構成される行政改革推進委員会に定期的に進ちょく状況を報告し、提言してもらうとともに、ホームページで市民に公表し、市民意見の反映に努めることと書いてあります。こちらこう書いてあるにも関わらず、市議会からの参加者はもちろんいません。そして委員会の活動状況がどうなっているのかも、いちばん最後のやつがだいぶ前のやつになっております。ですので、こちら議員がない理由、及びその委員会の活動状況はどうなっているのか、お答えください。

総務部長(福山敏裕君) 行政改革推進委員会は、社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進することを目的として設置され、民間委員12名により構成されております。集中改革プラン策定後の開催状況でございますが、平成20年度に2回、今年度1回の計3回開催しております。集中改革プランの取組内容、財政効果等について検証をしていただいたほか、指定管理者を非公募により選定する施設については、この行政改革推進委員会の意見をいただいて、現在、進めているところでございます。行政改革を推進するに当たっては、全庁一丸体制での取組を進めていくほか、市政について、先ほどの行政改革推進委員会及び市議会から御提言をいただくとともにホームページ等で広く市民に公表し、市民の評価を受けながら計画の推進を図る必要を考え、進めています。行政改革推進委員会に市議会関係者がいないのは、なぜかとの御質問でございますが、市民の評価を受ける場を広く設けるという観点から、市議会議員におかれては、別に議論いただく場を設けることが可能なため、委員12名は民間委員で構成をし、その中で公募員が3名というお願いをしたところでございますので、御理解をよろしくお願いしたいと思います。

8番(蘇 嘉瑞人君) 時間も時間ですので、これで質問を終わります。

議長(伊東隆吉君) 以上で無所属 蘇 嘉瑞人君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。(午後3時45分)

議長(伊東隆吉君) 一般質問を行います。(午後4時00分)

新奄美 師玉敏代君の発言を許可いたします。

1番(師玉敏代君) 奄美市民の皆さま、議場の皆さま、こんにちは。新奄美 師玉敏代でございます。一般質問も二日目です。5人目の最終です。当局におかれましても大変お疲れかと思いますが、あと1時間、一生懸命、私、頑張りますので、どうぞお付き合いのほどよろしくお願いいたします。

一般質問に入ります前に、通告書のすみません、順序の変更をお願いしたいんですが、2番の保健福祉についてということで、1番の特別養護老人ホームの現在の待機者数はということと、2番の保育ママ制度化について今後の市の対応はということのを1番と2番、交代していただきたいんですが、すみません上と関連がありますので、よろしくお願いいたします。一般質問に入ります前に最近の所感を申し述べさせていただきます。まず最初に、9月18日のお昼後に発生いたしました柳町の被災者に対しまし

て、衷心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧とお体の回復を心よりお祈り申し上げます。

さて、気候は猛暑の夏から朝夕めっきりと涼しいしのぎやすい秋の到来に各地域で敬老会、豊年祭、公園での郷友会の八月踊り、運動会と休日ごとに行事が催されております。当局の皆さま、議員の皆さまが地域のリーダー格として地域の行事を盛り上げておられることとお察しいたします。どうぞ健康管理に留意され3回定例会、そして決算委員会を乗り切っていただきたいと願っております。

さて、百年に一度と言われる不景気に不透明な先行き、いつまでも終息しないで猛威をふるい続ける新型インフルエンザの脅威、そして緑の山並みは松食い虫に侵され抜本的な処置ができないまま拡大し続ける様子は、何かしら得体の知れないものに日々脅かされている感じがいたします。そういった状況の中で、8月30日、衆議院選挙は行われました。国民の圧倒的支援をいただき、新政権、民主党・社民党・国民新党の連立による鳩山内閣が誕生いたしました。民主党の暮らしのための政治、税金の無駄づかいを徹底的に無くし、国民生活の立て直しに使う。脱・官僚政治、天下り、渡り続ける官僚体質を徹底して正して欲しいし、そこからだけでも、無駄を省き予算削減ができるし、財源の確保が十分できるのではと、私自信、思っています。

今回のマニフェストの目玉である、子ども手当、月々2万6,000円を若い世代の皆さんはすぐにでもいただけたらと思っていますし、高速道路の無料化は世論の6割が反対しているなど、異論・反論ありますが、国民主権・地域主権の政治を貫き、官僚改革を目指す政策に期待しています。また、社会保障制度といわれる医療、介護の充実、後期高齢者医療制度、年金問題の解決も改革していただきたいと願っています。

また、鹿児島においては、2区においては二人の国会議員が誕生いたしました。これまでの与党、野党の立場は変わりますが、奄美群島振興発展のため御尽力をいただきたいと心から願っております。とにかく国民は、新入閣大臣の一挙手一投足を見つめております。国民の期待を裏切らないよう任期を全うし大臣を辞職することがないよう取り組んでいただきたいと期待しております。

では、通告してあります、新政権民主党のマニフェスト全国版と奄美版から、質問いたします。民主党の掲げるマニフェストを実現するために、既に群馬県八ツ場ダム建設を中止するなど、その模様が頻繁にメディアに取り上げられています。今年度、補正予算で計上した基金の凍結に狙い、予算の組み替え、地域主体性を打ち出しています。奄美市での現執行の事業の影響が考えられますがどうですか。お示しいたきたいと思えます。次の質問から発言席にて行います。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

総務部長（福山敏裕君） 議員の御質問の件につきましてお答えいたします。

自民党から民主党へ政権が交代しましたが、民主党新政権が先の総選挙において全国版のマニフェストの中で、五つの約束を掲げております。

五つの約束の一つに、国の総予算207兆円を全面的に組み替えるということで、先ほど議員からもございました、八ツ場ダム、川辺川ダムは中止、大型直轄事業の全面的な見直しや道路整備や費用対効果を厳密にチェックした上で、必要な道路を造ると、今後の公共事業予算への影響をうかがえる記載がございます。

また、民主党鹿児島県連が、作成しております奄美マニフェストにおきましては、本当に役立つ奄振を実行しますとして、奄振予算を絶対に減らさず内容を充実・強化する。

自由に使える交付金をつくり地元にお金がおちる事業を増やすという、奄振事業に対する約束を掲げております。具体的な記載はないものの奄振総額としては維持拡大が図られるものと期待しておりますが、議員も御懸念されているとおり、現在、着手されている公共事業につきましては、先ほどお伝えしましたマニフェストだけでは、現時点では具体的な影響については図りかねる状況でございます。

先日、平成22年度の奄振一括計上概算要求予算について、公共事業で約344億円との報道がございました。これは群島全体で自然環境の保全のための下水道、農業集落排水、合併浄化槽整備や本土・

沖縄並みの生活向上を目指した道路・港湾等の整備、農業生産、所得の向上のための基盤整備、災害対策のための河川・砂防整備などいろいろな課題を解決するために必要な予算の要求が多かったことを意味しており、現実的にこの予算が大きく削減されるということは、本土・沖縄との格差が今まで以上に広がっていくのではと懸念しております。

そのような点からも、新たな政権が地方への配慮を十分に認識していただき、国土の均衡ある発展に資する政策を実施していただくことを願いつつ、今後の動向に十分注視してまいりたいと考えております。

1 番（師玉敏代君） おおむね、ほとんど影響がないというところですが、予算の中に奄振、県単独事業といろいろあります。やっぱり今回の政権は、大型公共事業の見直しとか公共事業の在り方を大変問われていますので、やはり今後、やはり今年度の補正予算の分については、たぶんないのではないかと、また22年度からはこういったいろんな公共事業については、やはりいろいろ精査するべきところが出てくるのではないかと私も思っております。そういった中でですね、この辺は先ほども同僚議員が朝、叶議員のほうで質問していますので、次に移りたいと思うんですが、高速道路ですね、高速道路の無料化について、環境問題、二酸化炭素ですね、削減に逆行するという高速道路の財源、償還で使わない人にも負担を求めることになるなど、先ほども申しましたけども世論の6割が反対していますが、外界離島の奄美には当然、今のところこの高速道路の無料化というのは当然無縁であり、本土との格差が生じるだけで不公平な政策ではあるが、公平性を保つ意味で海上が道路に代わるという奄美の特別な地形条件でですね、船舶の運賃、もしくは回遊する乗用車の航送運賃の軽減など奄美群島の措置として、今後提案するお考えなどないか、お伺いいたします。

産業振興部長（瀬木孝弘君） 離島にとりまして、海路、航空路等の航路は交流・物流面において本土における道路同様、地域住民にとりまして欠かすことのできないことは、至極当然のこととっております。

先の衆議院選挙によりまして、新政権が発足いたしました。その新政権のマニフェストでは、御紹介のありましたように高速道路無料化が謳われており、交流人口の拡大につながるなど各方面から期待がよせられておりますことは承知しておりますが、現時点では、その具体的な方策が示されていない状況であります。しかしながら、御指摘のように我々離島地域居住者にとりましては、本土の居住者と比べまして、その恩恵を十分に受けられないなど地域間での格差が生じることも懸念されます。

こうしたことから、議員から御質問いただきましたように、離島地域住民にとって高速道路無料化に見合う海路・航空路等の負担軽減措置は必要と認識しておりまして、関係機関を通じて国に要望してまいる必要があるものと考えているところであります。

1 番（師玉敏代君） 新政権の下で奄振の中でもガソリンの暫定税率の撤廃とか、消費税の軽減とか、いろんなことを言っていますけれども、そういったものガソリンの代金が安くなるっていうことは、当然、運賃輸送コストも軽減されるし、物流の中でも物も人も安くなっていくのは当然なんですね。

今月の初めにですね、奄振の関係について超党派議員連盟で学習をしたんですけども、私自身も7月初旬にですね、沖縄の那覇経由で石垣島、小浜島、竹富島をここでいう別なんですけど農業観光、奄美・琉球諸島の世界遺産ということで調査の目的で行ってきたんですけども、実際に皆さんも御存じのとおり石垣と沖縄本土では23便ありますね、飛行機がジェットで、そしてフェリーが沖縄本土で14時間かかるんですけども、料金は5,860円です。そして、奄美は鹿児島まで県本土で12時間ですけども、約9,400円です。その後ですね、奄美も、これは20年ですけど、その後ですね、燃料の高騰によって年末ですね、1万600円まで片道運賃が上がっているんですよ、船舶が。こういったように航空運賃の軽減とかそういったものも、今回、奄振で付帯決議として明記されたり前進はしていますけれども、こういう船舶運賃のそういった見直しですね、例えば高速道路が無料化になったら鹿児島までは

車で来たけど、奄美に来ると、これだけ航送運賃でも何万もかかるんですね。じゃもうここで止めておこうか、確かにさっき言った環境問題に逆行することもありますけれども、私から言わせれば、一般道路化するわけですから、高速道路が無料化ということは。ということは、奄美の外界離島の海上も私は一般道路と考えた場合、やはりすべて無料はならなくても、やはりその軽減というのを本当に真剣に考えないと、農業、第一次産業、市長の先ほどの話にもありましたように第一次産業、観光、これの足かせになるのではないかと考えています。

一つの例にですね、新潟県の佐渡がですね、16年の3月に合併したんですけども、佐渡のほうで佐渡活性化プロジェクトということで、航送運賃ですね、先に航送化の高速道路の週末割引ということで、カーフェリーの航送運賃が3メートル未満がですね1万5,690円、6メートル未満が3万6,610円のところは往復2,000円なんです。これはたぶん緊急経済対策なり地域活性化対策事業で、たぶん市単独でやったかも分かりませんが、こういったように航送運賃を往復2,000円、そして今、問い合わせましたら、これは7月までしたんですけど、今度10月から新たに往復で、今度は片道ってことはないの、往復1万円で、こういった割引運賃をやるんだということを言っていました。あちらのほうは、確かに佐渡にしる、石垣にしる、1市1島なんですね、一つの島に1市しかないんです。だから成せることなのかなと思いますけども、やはり私たちはこういう離島にあって、こういう高い船賃も払って、航送運賃も払って、なんかこう甘んじている、それに諦めている、航空運賃はもう何十年も首長はじめ議会の皆さんがずっと政策提言をしてきたことですけども、これもなかなかならない。そういった中で、やはり私としては、船舶も私も船をよく利用します。安くもあるしと思ってますし、また夜の9時に行って朝早く着きますので、結構時間的に有効に会議が利用できますので、やはりそういった今から奄振の中でも、特に今回は、こういう臨時の景気対策とかそういったものもありましたけど、そういった中で、奄美市は群島で取り組まなければならない問題が多いんですけど、そういったことも、私は是非ですね、取り組んでいきたいと思えますけど、市長、突然ではありますが、来月で辞意を表明されるということで、大変残念でなりません。任期を是非全うしてほしいなと私は思ってますけど、常にリーダーとして群島のリーダーとして、こういう奄振にかけの思いは、ただならぬものがあったと思います。こういった考えもですね、今後、次になる市長に引き継いでいただくという意味でも航空運賃のと別に海上運賃、航送運賃ですね、貨物は駄目であっても、回遊する、遊びに来る人の航送運賃の軽減とかですね、そういったことを考えるということはないでしょうか。ちょっとお考えを聞かせていただきたいと思えます。

市長（平田隆義君） 航空運賃のことにつきましては、もう議員が指摘されるとおり、何べんも本社まで行ってもお願いするという状況でありまして、羽田空港等についても、大阪伊丹空港についてもですが、航路を維持するのが精いっぱいですというのが、もう決まり文句みたいに返ってくるわけですし、なかなかそれを乗り越えることができないということでしたわけですが、今般、国土交通省のほうでテストとしてやる事業が、今、議論されているところ。先般、県議会でも議題になったようですが、私としては、数億円という予算があるのであれば、直接、運賃を安くして運賃を安くすれば、どれだけ人が増えたかという実証であれば、いちばん単純でいいんじゃないかと、いう思いでおるんですが、国土交通省にしても航空会社にしても、いやそれは無理ですと、料金を下げるということは無理ですと、いうことであるようです。それで結局のところは、ホテルの割引をやるとか、お土産の割引をやるとかということでの対応ということで、どれだけ期待できるのかなと、いう疑問は拭いきれないですが、何にもやらないよりは、一つ前進かなと、いうまた一面もございまして、様子を見守って鹿児島県に是非この事業を実現していただくようにということで、今、広域事務組合で担当しておりますので、そこを通じて対応をさせていただいているということなんです。結局、先、議員が指摘したように、奄美空港だけのことにしましても、瀬戸内、宇検、大和村というの、またそこに龍郷町もございまして、なかなかよっしゃというわけにもいかないという点がございまして、こう逡巡するところもあるわけですが、奄美群島全体を見極めながら、エアークミュターの運賃の在り方とかいうことを今後、実証をしていって、対

応していかなきゃならないということです。

ただ、このマニフェストにあります、その航空運賃を削減を約束されたわけですが、それを実現されるための方法ということについては、全然伺っておりません。大変自信をもって述べておられるようでございますので、何か別の方法があるのかもしれませんが。あるとすれば、これこそ政権の交代の利ということですかね、そういうことになるのかなと、こう思っております。相当物の考え方を180度も転換しなければならぬという状況にしか我々の今までの経験からは判断できませんので、様子を見守っていきたく、このように思っております。

いずれにしても、離島は運賃ということが、大変厳しい生活条件でありますので、このことは、全国の離島振興協議会、奄振、全国の離島振興協議会にいて対応をしていただくようにということで、離島振興協議会の専務さんや理事長さんにも直接お願いをしております。たまたま会長さんが佐渡の市長さんでございまして、先般も語ることがありましたが、たまたまそういう事業もなさっておられるようですが、認識の在り方としては共通なことです。がんばっていただけるんじゃないかなと、こう期待もしているところです。

1番（師玉敏代君） はい。すべてがですね、やっぱり第一産業、農業でもですね、陸路、海上の運賃というのは、作物の中から引かれるわけですね、それはとっても大きな農家にとっては打撃なんです、だから物を出す物流ってというのは、私は大変運賃というのも考えております。宅急便にしても鹿児島県の本土にいて離島に行く、だから運賃が高いんですよ、なんでも。それを甘んじて奄美は受けているわけですから、子どもたちに小包を送る時に運賃のこといつも思うんですけども、やはり農業、観光、この足かせになるのは離島を抱えている、日本は離島をいっぱい抱えていますので、やはり私は新政権民主党に是非ですね、離島の抱える同じ日本を走るのに燃料代がね、こんなに高くていいのかと私はいつも思っています。政治の中に離島はあっても政治の中に離島はあってはならないと誰かが明言していましたけれども、そのようにやはりですね私たちもこれからですね、こういった都市部との格差をどんどん傷口を広くするのではなく、こういったことも政権担当である責任のある民主党さんにも提言していきたく思っています。どうぞよろしく願いいたします。何かございますか。

では次にです、子ども手当もこれも私は2万6,000円という先ほども言いましたように、若いお母さんは、すぐにでももらえると思っておりますけど、私の時代は、昭和55年56年二人の子ども産みましたが、それから一度たりとも児童手当ももらっていません。出産一時金も確か社会保険で20万円で、国保で6万円だったじゃないですかね、だけど、今、そういったものがどんどん拡充されて、出産祝い金も今回の議案にも出ていますけど、35万円から39万円と確実に拡充されています。そして、出産祝い金もなかったです。そして妊婦として14回から15回、受診をしますけど、その時も全部有料です。そういったこのひとこころを考えれば、私は確実に児童手当、少子化対策は、なされてきているんじゃないかと、私は思っています。確かにこの2万6,000円がいいか悪いか、この金額が妥当か否かは別といたしまして、私は、ここで別にここで答弁をいただくとは思っていません。この民主党の政策に対する奄美版、全国版ですので、意見を述べさせていただきたいと思っております。

やはりですね、お金をあげるといというのは、私は、それはそれでいいんですけども、いくらもらったから足りるというわけでもありませんので、以前に教科書の無料支給、そして、いろんな意見を聞きますと、給食費の無料がまだいい、現物支給等いろんな意見があります。そして、お金もいいけど、逆にお母さんたちが子ども結婚した、そして、めでたく妊娠したら職場の雰囲気が悪く、辞めてほしい、その環境整備、そして、預ける保育所、そしていろんなそういった環境整備を逆にしてほしいという安心した、安全で働ける環境づくりにもっと力をいれてほしいという、そういったことが、私に聞かれております。

奄美市においても、また学童保育の充実が拡充されていくと期待しておりますけど、やっぱり子ども手当については、大変ですね、若い世代の皆さんにとっては、これ1本だけで民主党さんに1票を投じたのではないだろうかと思うぐらい大変このことだけ私に言うんですね、だけどやはり、子どもを育

てるということは、公平公正でさらにですね、今回この処置のために、財源確保のためにですね、配偶者控除、扶養者控除の廃止も謳っていますが、財政が厳しい中、月々これだけの手当てが妥当か否か疑問であり、子どもが安全で親が安心して働ける環境整備はいくらでもあります。そこに心血を注いで欲しいと思っております。

先ほども申し上げましたように、結婚する、妊産婦になったら辞めて欲しい風潮の職場環境、職場復活ができない。働きたくても子どもを預ける保育所がない。子育て支援、病児後保育、少子化対策の環境整備、置き去りにされてきた問題、先に解決しなければならない事案が山ほどあります。いくら国で施策を掲げて、地方の自治体の財力によっては格差が生じ、実施できない施策もあります。これだけの子ども手当てを支給するだけでは、本当の意味で少子化対策、子育て支援の手厚い抜本的対策とは思えません。先ほども私も申し上げましたように、やはりですね、確実にこういう少子化対策、児童手当の拡充というのは、なされてきております。そういった観点からやはり新しい政権におきましては、やはりこの子ども手当てだけで5.3兆円ですかね、それだけの財源があると、今、やっきになっておりますけど、こういったことも広く施策を考えていただきたいと思っております。

では、一人で一方的に喋っておりますが、続きまして、先ほど子育て支援につながりまして、保育ママ制度について質問いたします。

保育ママ制度化については、今後の市の対応はということなんですが、この制度について、私は、たぶん3月の定例会のほうでも質問しています。確かにいろんな単独でやっているところ、いろんな補助金をいただくのに大変いろいろ厳しいという、いろんなお答えをいただきましたけど、この件について、この制度化に向けて、今後、市の対応はどうかされるのか、お伺いいたします。

福祉部長（福山 治君） 保育ママ制度、家庭的保育ということでございますが、今後の市の対応についてということでございます。

この事業につきましては、平成22年度より児童福祉法上に義務付けられた保育事業として実施されることになっておりますが、先の議会でも答弁いたしましたとおり、現在、家庭的保育者の資格要件や事業の実施基準、保育内容、研修等の国が定めるガイドラインがまだ作成されていないことから、具体的な取組状況に進展はないところでございますが、本市といたしましても、公立保育所やへき地保育所における児童数や保育士等の配置状況を考えますと、この事業の実施により保育所と連携しながら、共に地域の子どもたちを守り育てる役割を担っていきけるのではないかと考えているところでございますので、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。

1番（師玉敏代君） 一応、厚生労働省ですかね、これは。来年の4月から22年度からこのガイドラインを示して、実現に向けたいという、これネットで引っ張ったんですけども、そういうことでよろしいですかね。一応ですね、私は、この保育ママ制度というのは、やはりですね、日本全国で2万5,000の待機児童、鹿児島県で400何十名ということで、奄美市はないと思いますが、やはりそういった中でですね、都市部だけの施策でなくて、地域コミュニティ、地域の集落で、例えばこの子ども基金の中のこの事業がありますよね、最小限の設備投資ということで家庭的な保育改修事業とかですね、そして一人当たりいくらの補助がありますよね、先ほど言ったように幼稚園なり子育ての経験者がある一定の受講をしたら、この保育ママ制度を利用できるという制度が、ガイドラインが示されるのが、今からだと。それを整備して是非、市は、それについて今後、やはり具体策を出していくんですか。

福祉部長（福山 治君） 今、議員が御質問したとおりでございますが、この保育ママ制度はですね、議員も御承知のとおり、本来であれば都会の中で待機児童対策としてつくられたものでございますが、本市において、これを何とかして導入したいと、今、考えておりますのが、へき地保育所がですね、10人未満のへき地保育所が多数あります。この件につきましては、へき地保育所が10人を超えない限り補助の対象にならないというような状況でございますので、この保育ママ制度に該当するような人数の

ところは、こういう形で据え変えがきかないかというようなことも含めて検討を進めていきたいと考えております。

1 番 (師玉敏代君) ですね、ニーズ調査をしたら住用の場合は、生徒もちろん少ないですね、そして、今回、3歳からへき地保育所に入れるんですよ、住用は。それまでの1歳0歳から3歳までは一応託児所、その考え方っていうのを以前、市長がその延長線上にあるのが託児所なのかなと、お話をされたんですけども、その充実とですね、今からは、今、よくテレビでもよく出ていますけども、新たな建設投資じゃなくて廃校になった学校とか、そして空き教室を利用した待機児童の解消ということで、最小限の設備投資でやっているところが結構あるんですね、そして、住用・笠利になると生徒が少ないので、やはりそのニーズに応えられない、その枠内に入れないうちで、この保育ママ制度というのが、例えば、家庭の中で、そのスペースが確保できて、スペースの分については家庭の改修事業がありますよと、一人当たりいくらお金がありますよと、そして家庭集落の中で、ある一定の要件を受けた人がいたら、その人が乳幼児0歳から3歳のへき地保育所行くまでだけでも、みることはできますよね、いかがですか。

福祉部長 (福山 治君) 先ほども申し上げましたが、このへき地保育所自体がですね、今、10人未満のへき地保育所がかなり数多く点在しております。それがすべて、今、単独の持ち出しで経営をしているわけですが、この保育ママ制度を導入いたしますと、最大で3人以下、補助者がつきまして5人以下になります。これを適用いたしますと、またこれに補助制度が導入できるということで、今、存在するこのへき地保育所を整理統合することなく、もしかしたら、この保育ママ制度の導入で置き換えが可能じゃないかというようなことも含めて、今、検討をずっと進めているということで御理解をいただきたいと思っております。

1 番 (師玉敏代君) いろいろな私は、これはこの事業は使えないか、この事業はどうなのかなと、いつもいろんな島外の新聞を読んで、いろんなのを接する時に、これだったら集落内でできないかなとか、この後で出てきますけれども、そういう宅老所もですね、地域コミュニティーでなんとかヘルパーの資格あればいいとか、いろんなこういうちょっとした受講でそういうことができる、そういう施設の確保ができれば、どちらかという安心・安全な保育環境ができるんじゃないかなと思ったりして、一応調べてこのように話してるわけです。やはりですね、今度、今からこういうガイドラインが示されますけれども、こういったことも最小限の設備投資、また家庭内の保育改修事業というものをまた利用して、是非ですね、子育て支援、少子化対策に頑張ってくださいたいと思っております。よろしく願います。

次に、特別養護老人ホームの現在の待機者数についてなんですが、またこれは保育所の待機児童より大変入所待ち、待機者が多く、私も3か所ほど回ってきましたけど、大変厳しい状況で、たぶんそれは1か所のみならず一人の人が3か所ぐらいに、たぶん順番で待機待ちの申請をしているんじゃないかと思うんですけども、その現状を教えてくださいたいと思っております。

福祉部長 (福山 治君) 特別養護老人ホームの現在の待機者数についてお答えを申し上げます。特別養護老人ホームは名瀬地区で、今現在、3施設、住用地区で1施設、笠利地区で1施設ですので、市全体で5施設ございます。

今年6月1日時点で調査をいたしました結果、各施設への申込者数が389名で重複者を除きますと、純粋に236名の方が入所を希望していることになっております。

入所希望者の待機場所は、病院関係が121名、老人保健施設が52名、グループホームが8名、在宅での待機者が55名となっております。

1 番（師玉敏代君） 市として、このように待機待ちが発生しておりますけど、こういったことに対して特段何か対応策は何か考えていらっしゃいますか。

福祉部長（福山 治君） 対応策ということでございますが、今後の対応策でございますが、介護老人福祉施設、特別養護老人ホームの入所には、各施設ごとに入所検討委員会を設置して必要性の高い申込者から入所に努めることが義務付けられております。

検討委員会で100点中70点以上の者を優先入所対象者としていることから、現在の申込者236名の中で70点以上の方が122名いらっしゃいます。うち在宅で介護を受けている方が17名いらっしゃいます。

本市の各施設には、年間で新規に約50名の方が入所できている状況ですので、ほぼ1年以内に入所ができているということでございます。

入所施設のベッド数の増という要望につきましては、第4期の介護保険事業計画の中では、どうしようということは、現在、計画はしておりません。

1 番（師玉敏代君） 一般市民はですね、私たちはよくこの議会活動の中で施設に自分の親を入れてくれないかと、よく相談を受けます。そういうシステムではないんだということは、よくは説明をするんですけども、議員さんに頼めばどうにかなるとかといって、私も何か所か行って、お願いをしてその現場を見たんですけども、確かに先ほど言ったように、点数制でやはりそういったしっかりとした検討委員会の中で、その入所の優先、何というんですかね、優先順位ですかね、そういった方を決めて入所しているということを市民の皆さんに話しているんですが、それで納得しますし、介護保険の自分たちは払っているから、同じ自分たちはサービスを受けられないとか、いろんなことも私たちに文句を言うんですけど、やはりこういった入れないということが、これは家族間にとっては大変な問題で、核家族でやはり老人が老人を看たり、また病气持っている人がたぶん家庭環境によっても点数制になると思いますね、たぶん。介護5とか4とか、また家族で看る人がいないとか、そういったのも審査の対象になると思いますけど、やはりそういったいろんなことを説明して縷々説明して、やっと納得をしていただいているところですけども、やはりこういった待機者ですね、もうちょっとですね、やっぱりこの相談窓口ですね、私も、そのどうにかならぬのかと思う人がいっぱいいるんですよ。これを聞いて行くんですけども似たような方がいっぱいいるんですね、環境が、生活環が。確かに点数制で先に待っていらっしゃる方が順位でそういうこともありますけど、こういったこともですね、やっぱり今後、どんどん抜本的じゃないですけど、これ以上増えないということもないんですよ、逆に増えていくんじゃないですか。

特に特定養護老人ホームですか、そこってというのは、はっきり言うと5と4の人が多いんですね。ほとんど寝たきりの方が多いですよ、そこに2と3の人が短期でショートでたまにいるんですけど、やはりああいうふうにならぬように、少しでも自立するためにリハビリをしたりしている人もいますけど、やはりそういう特別養護老人ホームの活性化って言ったらいけないんですけど、やっぱり少しはね、元気な人も3か2の人でそういう人も混ぜて、やっぱりこう活性化図ったり元気をもらったりするのめいかならぬでしょうかね。部長、在り方、ちょっとそういうことも考えていますけど、施設の在り方。

福祉部長（福山 治君） 先ほども申し上げましたが、この今期の平成21年から23年までの介護保険の事業計画の中では、増床はしないということで、この介護保険料の策定は行いました。ところが、現状を見ましたら、先ほど、議員から御質問があるように、このような待機者がいっぱいいらっしゃいます。それで私どもといたしましては、6月1日で各施設に対しまして、純粹にどの程度の待機者がいるのか、そして重複している方を全部絞りまして、このような数字を先ほど御報告申し上げたわけでございますが、ただ、この3年間この計画がこう立てたから、このままで最後までいきますということでは

なしにですね、いろんなところからいろんな増床の要望ありますが、そこに全部お応えすることは非常に難しいと思うんですが、後どの程度増やせば、ここがもっと回転がうまくいくかということのをこれからちょっとこの3年を待たずして途中でまた検討を入れる必要性もあるんじゃないかということの観点からこの調査を行ったわけでございます。

ただ是非知っていただきたいのは、施設が10床増えれば当然保険料も4・500円くらい上がっていくというようなこの現状もある中で、高い保険料を払いながら、今度は入りたくても入れないという現状が出てくると、またこれもまたおかしいということで、この両方のバランスをとりながら、この市民がサービスに不足を生じさせないような施設の増床というのをこれから検討していきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

1番(師玉敏代君) はい。私たち集落も限界集落、そういう限界集落っていうんですかね、年寄りもどんどん増えてきています。豊年祭では前までは73歳が敬老者でしたけど、その年は74、次は75といつまでも敬老席に座れないでいる人もいっぱいいます。そして、それを自分たちは座らなくてもいいという元気な老人も多いんですけど、実際80でめどをつけようというぐらい年寄りがだんだん増えて、後は座る人ばかりになるんじゃないかと、誰がこの人たちの面倒をみるのというような笑話でやっているうちがいいんですけども、深刻な問題、元気な老人がいっぱいいたらいちばんいいんですけどね、予防医学っていうそういう面でも介護の関係ではそういう浸透していますけれども、やっぱりお年寄りにとっては、私もたまに施設に行きますけど、やはり地域に出身の施設に入りたいんですね。そして地域の方がデイサービスに来るから声かけられるし遊びにも来る。そして友人、家族が頻繁に遊びに来れるという、やっぱりそういったものも考えて、そういう施設を入りたいとか、自分は笠利出身だから笠利に行きたいとか、そういういろんな個人的な要望もありますけど、先ほどおっしゃいましたように22年度までに限らず、やはりこういったものもですね、その臨機応変っていいですか、その時代に合ったその策をですね、是非待機者の問題は紐解いていけばいろんな問題の人がいっぱいいますので、それもやはり市としても福祉に対しては窓口に来る人は、大変勇気がいります。そういう人たちに寛容な気持ちで相談にのっていただきたいと思っております。

その宅老所なんですけども、私もこの宅老所は今年はじめに鹿児島島のほうで見てきたんですけど、宅老所だけでは採算がとれないということで通所もしていると、ふつうの一軒家をですね、2階建ての家の普通の一軒家なんですよ普通の家。1階でおばあちゃんたちがテレビを見たり、いろいろりハビリしたり、ここではまた介護のね、医療する部分もあるということで、そういう中でやっているのを見たんですけど、奄美市においては、沖永良部のはあるんですね宅老所が。だけど奄美市においては宅老所っていうのはないんですけど、皆さん聞いたことあると思っておりますけど、部長、聞いたことありますか。宅老所。宅老所という名前、どういうものか聞いたことありますか、あります。どうぞ。

福祉部長(福山 治君) 聞いたことあります。

1番(師玉敏代君) これも宅老所というの、託児所といっしょで、大体無認可制度ですね、だからいろんな規制も私はないと思うんですけど、あえて聞きますけども、この宅老所に対する行政からの規制そういったものはありますか。

福祉部長(福山 治君) 宅老所におきましては、老人福祉法上の規制というのは、今、存在していないと理解しています。

1番(師玉敏代君) 私は、母子会ですね、一応会長ということで昨年、子育て支援と介護ホームヘルパー2級を20名、そしてパソコン3級の講座を20名って60名の方が県のこれは事業で受けたんですけども、その方たちが今度、働く場所を探そうということで、宅老所をしようかという話が出ている

んですね、それは、お金をかけるのではなくて、例えば先ほど言いましたように廃校になった学校とか公的機関とか、いろんな空家ですね、そういったものを利用して宅老所、要するに老人の託児所といっしょで時間的なもの、24時間預かる、その辺のことをしようかという話があったもんですから宅老所を見に行ったんですけども、やはり現実問題、厳しいところもありまして、やはり設備投資に金をかけたら後行き詰まりますので、どうにかですね、こういった情報をですね、例えば公的機関、学校の廃校になっているところがあるとか、そういった情報だけでも提供できますかね、もしそうであれば。

福祉部長（福山 治君） 今、この情報につきましては、現在、持ち合わせていませんが、待機者老人のこの特養に入るこの待機者の解決の一助になるものであればですね、そういう情報等があれば、またそれは提供できると思います。

1番（師玉敏代君） 大変働く場所がなくて母子家庭の皆さんも自分たちでいろんな仕事を資格を取って仕事を探そうとしていますけども、この宅老所もですね、ここで、今、はっきり申し上げて無認可で市の行政の規制はない、だけど介護の経験などがあつたほうがいいと思いますので、こういったことを聞きました。こういった待機者がいたらそういう人たちにも声をかけて、そういう宅老所、民間の、そういったものの整備の充実も今後必要ではないかと思ひまして、本日、この問題に触れました。

では次に、新型インフルエンザの対応、対策についてですが、今回、このインフルエンザについては、今年の春からもう世界を震撼させ、いかにもインフルエンザにかかった人が悪いみたいな風潮があつたのが、今は変に落ち着いていますけど、今がいちばん怖い、脅かしている状況だと思ひます。

このインフルエンザの対策、対応について、重症化するといわれている妊婦、そして基礎疾患患者への情報提供というのは、どういう形でなされているか、お聞きいたします。

市民部長（有川清貴君） 重症化する妊婦、基礎疾患患者への情報提供についてのお尋ねでございますが、新型インフルエンザは御存じのとおり、妊婦や基礎疾患患者は重症化しやすいといわれております。

奄美市では、妊婦につきましては、母子健康手帳交付時にインフルエンザ感染予防について指導を行っておりますが、市内の産婦人科の医療機関及び一般の医療機関におきましても基礎疾患を持つ患者に対して手洗い、うがい、マスクの着用、咳エチケット等について、ポスター等で啓発を行っております。

また、発熱等の症状がある場合には、事前に医療機関に電話相談するようお願いしており、他の患者との時間をずらして診療を行うなど感染防止に努めているようです。

また、一般診療におきましても、医療機関内の受診待ちの医療区域を分けるなどして、基礎疾患を有する者への感染が及ばないように配慮しているところであります。

1番（師玉敏代君） これだけ日本全国で感染者が出ております。ましてや死亡された方も出ているという中で、基礎疾患、喘息を持っていたとか、いろんなその人のもっている基礎疾患、持病といわれるものの中でこれだけインフルエンザが抗体のない私たちにあるのかも分かりません。私たちは、もしかしたら持っているのかも分かりませんが、これだけ本当に脅かしているわけです。その基礎疾患患者という者には、やっぱりたぶん病院で、たぶんかかりつけの医者がいると思ひますけど、やっぱりそういう医者とのそういう何ですかね予防策とか、そういう疾患に対するいろんなことは体制は取っているんですかね。そこまで分かりませんか。医療機関。

市民部長（有川清貴君） 私が、通っている病院でいいますと、そういう対応をとっております。

1番（師玉敏代君） 学校については、昨日、渡議員のほうで、いろいろと、そのかかった学校の情報を聞きましたけども、もう一度、学校、福祉施設の集団感染の予防対策を改めてもう一度お聞きいたします。

市民部長（有川清貴君） 学校、福祉施設の集団感染の予防対策についてお尋ねですが、学校におきましては、第一に手洗い、うがい、咳エチケットの徹底、第二に消毒等の設置、活用、第三に保護者と連携した健康観察の徹底、第四に基礎疾患を持つ児童・生徒の把握などについての指導を行っており、今後についても校長や関係機関と連携の下、適切な学級閉鎖、学年閉鎖、あるいは学校行事の中止や延期、部活動、スポーツ少年団活動の停止や自粛等の措置をとって、感染の拡大を極力防いでいくとのことです。

また、奄美市内の病院及び福祉施設においては、面会者に対してマスクの着用、うがい、手洗い、消毒の徹底、面会場所の制限、敬老会等行事を縮小して実施したり、職員については新型インフルエンザの講習会等への参加、体調の管理等周知、指導を行い、院内施設等での感染予防に努めているということです。

1 番（師玉敏代君） では、医療体制そして、いちばん問題になっているワクチンの供給体制というものは、いかがでしょうか。

市民部長（有川清貴君） 医療体制、ワクチン供給体制についてお尋ねでございますが、罹患者や感染の疑いのある方については、医師の指示に従い、入院措置ではなく新たな感染者をできるだけ増やさないよう外出を自粛し、自宅において療養することになっております。重症患者については、感染症指定医療機関以外の一般入院医療機関においても入院を受けることになっております。

新型インフルエンザワクチンについては、9月に発表された国の素案では、ワクチンの優先接種対象者として、医療従事者、妊婦、基礎疾患を有する者、1歳から就学前の小児、1歳未満の小児の両親、小中高校生、65歳以上の高齢者となっております。今後のスケジュールは、今回、発表された優先順位の素案に対して9月中旬に専門家、患者団体との意見交換を行い、医療機関との調整や住民への周知を行い、10月下旬よりワクチンの接種を開始する予定となっているようです。

また、新型インフルエンザワクチンは、計2回の接種が必要とみられます。費用については1回につき、およそ3,000円から4,000円程度かかる見込みです。

新型インフルエンザのワクチンは、不足が予想されることから厚生労働省は、現在、ワクチンの輸入に向け、海外のメーカーと交渉を行っている聞いております。

1 番（師玉敏代君） インフルエンザのワクチンに関しては、日本国内では間に合わないということで、厚生労働省では必要とする5,300万人分には及ばないということで、輸入のもあるけど、この安全性が、今、問われているところです。なによりもですね、このインフルエンザに関しましては、いちばん簡単な手洗い、そして消毒、うがい、そしてうつさない、うつらないというように飛沫感染のマスクの着用、やはりそういったことでしか、私たちはこの予防をすることはできないと思いますので、当局の皆さまも奄美市民の皆さまも、やはり自分は今かかってないけど、私は、たぶんもう、このウイルスは、このいっぱい蔓延していると思います。ただ、私たちはかからないだけだと、何らかの昔の抗体をつくって、今、かかっていないような気がします。感染経路が不明な人でさえも、今、かかっているわけですから、たぶんウイルスは蔓延しているということで、日常のうがいと手洗いと、そして飛沫感染防止、うつらない、うつさないということで、マスクの着用を徹底して、これから秋から冬にかけて季節型インフルエンザも相まって、私は流行し、大変なパニック状態になるんじゃないかと大変懸念しているところです。そういったこともそれぞれの家庭で、しっかりとお互い注意喚起しながら、この対策、新型インフルエンザにかからないように健康で冬を乗り切っていただきたいと思います。

これで私の一般質問は終わります。

議長（伊東隆吉君） 以上で新奄美 師玉敏代君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。
9月28日午前9時30分本会議を開きます。
本日はこれをもって散会いたします。(午後5時00分)

出席議員は、次のとおりである。

1番	師 玉 敏 代 君	2番	多 田 義 一 君
3番	橋 口 和 仁 君	4番	奈 良 博 光 君
5番	戸 内 恭 次 君	6番	平 田 勝 三 君
7番	向 井 俊 夫 君	8番	蘇 嘉 瑞 人 君
9番	朝 木 一 昭 君	10番	竹 山 耕 平 君
11番	伊 東 隆 吉 君	12番	里 秀 和 君
13番	泉 伸 之 君	14番	関 誠 之 君
15番	三 島 照 君	16番	崎 田 信 正 君
17番	奥 輝 人 君	18番	平 川 久 嘉 君
19番	渡 京 一 郎 君	20番	竹 田 光 一 君
21番	栄 勝 正 君	22番	世 門 光 君
23番	平 敬 司 君	24番	大 迫 勝 史 君
25番	与 勝 広 君	26番	叶 幸 与 君

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	平 田 隆 義 君	副 市 長	濱 田 龍 太 郎 君
教 育 長	徳 永 昭 雄 君	住 用 町 長	高 野 匡 雄 君
笠 利 町 長	塩 崎 博 成 君	地 域 自 治 区 事 務 所 長	高 野 匡 雄 君
地 域 自 治 区 事 務 所 長	塩 崎 博 成 君	総 務 部 長	福 山 敏 裕 君
総 務 部 参 事	原 田 俊 光 君	総 務 課 長	川 口 智 範 君
財 政 課 長	則 敏 光 君	収 納 対 策 課 長	中 英 信 君
企 画 調 整 課 長	安 田 義 文 君	地 域 総 務 課 長	満 田 英 和 君
地 域 総 務 課 長	川 畑 克 久 君	市 民 部 長	有 川 清 貴 君
(笠 利)	川 畑 克 久 君	健 康 推 進 課 長	嘉 原 孝 治 君
市 民 協 働 推 進 課 長	高 崎 義 也 君	福 祉 部 長	福 山 治 君
市 民 課 長 (笠 利)	勢 田 哲 央 君	い き い き 健 康 課 長	朝 郁 夫 君
高 齢 者 福 祉 課 長	倉 井 則 裕 君	産 業 振 興 部 長	瀬 木 孝 弘 君
保 険 福 祉 課 長	村 山 則 文 君		

農政局長	田丸友三郎君	産業情報政策課長	前里佐喜二郎君
紬観光課長	日高達明君	産業振興課長	伊知地辰夫君
農林振興課長補佐	山下文次君	土地対策課参事	田中義人君
土地対策課参事	池端修三君	建設部長	田中晃晶君
建築住宅課長	大石雅弘君	下水道課長	盛正弘君
会計管理者長	松元龍作君	教育事務局長	里中一彦君
教委総務課長	白坂稔君	地域教育課長	山下隆光君
地域教育課長	中尾豊和君	市民体育推進室長	山名純二君
選挙管理委員会 委員長	久保忠義君	いきいき健康課参事	手島秀人君

職務のために会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	赤近善治君	次長兼 調査係長事務取扱	山崎實忠君
議事係長	森尚宣君	議事係主査	麻井庄二君

議長（伊東隆吉君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は25人であります。会議は成り立ちました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

議長（伊東隆吉君） 本日の議事日程は一般質問であります。日程に入ります。

日程第1，一般質問を行います。通告に従い，順次質問を許可いたします。

最初に，奄美興政会 竹山耕平君の発言を許可いたします。

10番（竹山耕平君） 市民の皆様，議場の皆様，おはようございます。奄美興政会の竹山耕平でございます。一般質問に入る前に，少々時間をいただきます。

初めに，8月6日末広町商店街内市道におきまして，5歳の男の子が車にひかれ死亡するという，大変悲しい事故が発生しました。心よりお祈りを申し上げます。高齢者や子どもたちをはじめ，すべての方々が安心して中心商店街を訪れることのできるように，環境及び基盤整備を一刻も早く完了していただきたいと存じます。また，先日柳町におきまして，木造家屋密集地域，消防活動困難地域での大規模火災が発生し，被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに，一日も早く復興されますことを，心より御祈念申し上げます。皆既日食は，曇り空ではありましたが，無事観測され，すべての観光客の皆様に奄美の持つ自然環境や伝統文化をはじめとする，様々な奄美の宝を十分に堪能していただけたものと思います。実行委員会をはじめ，関係された皆様に心より感謝を申し上げますとともに，リピーターをはじめとする，今後の観光客誘致の施策が重要でありますので，今後とも奄美の魅力，宝を国内外に発信していただきますよう，また観光立島奄美の確率を目指し，更なる御尽力をいただきたいと存じます。

最後に，奄美市女性防火推進隊が，高齢者宅を中心に訪問活動を行っております。火災警報器の早期設置など，防火対策をはじめ女性らしいきめ細かな視点で接していただき，今後の活躍を期待いたします。また，先日推進隊の方が，一人暮らしの高齢者宅に訪問した際，玄関に倒れているところを発見し，救急車の手配を行い，そして大事にいたらなかったということをお聞きしました。その女性への感謝と，そしてまた消防の皆様へ素晴らしい事業を導入されましたことを心から感謝を申し上げます。それではこれより一般質問に移ります。

主題1，おがみ山バイパス及び久里砂防ダムについて，まずはおがみ山バイパス事業について質問いたします。先日，県議会県民連合がおがみ山バイパス事業の凍結を求める要望書が鹿児島県知事宛てに提出されたということでもあります。また，9月4日開催されました県都市計画審議会においても，本事業は継続審査となり，その後，知事は改めて審議会のあり方を含めてのコメントを発表しておりますが，地元，地元としての対応はおがみ山バイパス事業は県事業でありますので，県の動向を見守るということが，通常通例だと考えますが，果たしてそれだけでよいのでしょうか。私たち奄美に住み，普段から生活支援住民の問題でございます。市としては，8月に市都計審を経て，付帯決議も含み，市長から知事宛てに意見書を提出されたことは把握しております。把握しておりますが，今後のしっかりとしたその後のスタンスを，しっかりとした市のスタンスを持つべきであり，県に訴えていくべき姿勢があると強く考えます。奄美市のトップであり，リーダーである市長として，本市の今後の確率したのスタンスを示していただきたいと存じます。また，マリンタウン地区事業に関しても，連動した事業でありますので，併せて答弁をお願いします。次の質問より，発言席にて行います。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

市長（平田隆義君） おはようございます。竹山議員の質問に答弁させていただきます。

まず，おがみ山バイパスの件でございますが，この事業につきましては，議員が指摘されるとおり，平成10年の名瀬市の都市計画マスタープラン等において，またその前の8年4月に発表しました。名瀬

市政50周年記念式典を開催するにあたって、都市整備構想を発表させていただきました。その中で、奄美群島の中心都市としての交通機能、商業機能を高めるための総合的な市街地整備に取り組むという構想を発表しております。そういう中で、この和光トンネル、おがみ山バイパスを県にお願いしまして、事業の整備をお願いを申し上げているところであります。そういうことを踏まえながらであります。この奄美大島の南北を結ぶ幹線道路である、中心市街地へのアクセスや交通渋滞の解消、防災道路としての必要な事業であること等を県に申し上げて、事業採択に至ったところであります。凍結という言葉が出てまいりましたが、この度の県都市計画審議会の審議の採択が延びていることは承知しております。しかし、そののち伊藤知事が先の県議会の答弁の中で、この事業は21世紀の奄美群島の中心都市としての機能を高めるための、奄美市として重要な幹線道路としての役割を担うものであるという、ご認識をいただきました。その答弁を踏まえて、私たちも安堵しているところでございます。一日も早い審議会の決定を見て、工事の着工を推進していこうと、このように考えているところでございます。この道路の必要性については、御承知のとおり、平成19年度に設置された奄美のまちづくり在り方委員会においても、地元関係者や多くの地域住民の意見を聞き、半年あまりに渡る論議ののち、事業の必要性が認められたものでありまして、変更案として全線トンネル化という提案がなされておるところであります。これらのことを受けて、今年の7月に、市の都市計画審議会においても審議をいたしました結果、変更案に対して、付帯意見付きではございますが、賛成多数で可決されております。市としましては、今後も地元としての立場、役割を踏まえて県に早急に整備を推進いただくように訴えてまいりたいと考えているところでございます。

マリントワーのことにについては、この在り方検討委員会のときにも取り上げられたわけですが、この事業のそもそもの始まりは、阪神神戸大震災をきっかけとして、離島における耐震バースの建設をお願いを申し上げまして、その頃ちょうど名瀬港の港湾改定計画第五次に入った時期と一致しましたので、是非とも耐震岸壁をお願いしたいということで提案を申し上げて、採択になったところであります。そういういきさつを踏まえて、新港と旧港商工区域の埋立の海側のほうに耐震バースを建設するというところでございます。この耐震バースも鹿児島県で第1号となる予定でありまして、そのバースの背後地の緑地のところまでは県の事業、そしてそこに通ずる臨港道路も県が担うことになっております。その臨港道路の内陸部においての土地を、海を開発公社が埋め立てて売却して、まちづくりの役目を果たしたいと、こう思っているところであります。そういうことで、今後も県と十分な連携を取りながら、平成26年度に向けての完成を目指して、計画どおり事業を推進してまいりたいと、このように取り組んでおります。議会の皆さんの御理解をお願いしたいということでございますので、よろしくお願ひいたします。

10番（竹山耕平君） 答弁ありがとうございます。ただいま、話にもありましたように、また私にとってもこの末広・港土地区画整理事業が現在進行中でございます。そしてまた、このおがみ山バイパス、県知事も含めて市長も含めて、整合性のある連動した事業であるということを発表しておりますので、この奄美市の将来展望に向けた、この奄美市の奄美群島の将来のですね、この群島、この奄美市の都市機能サービスを行ううえで十分必要であるという認識をされていると思いますので、今後ともですね、県知事宛てにでもよろしいです。そしてまた庁舎内においてもですね、このすべての事業においても必要性を十分考えるのであれば、この市としてのスタンス、そしてまたアクションを起こすべきであると考えるので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、同じような質問でございますが、先日9月8日の県事業評価監視委員会において、久里川の総合防災流域事業、通称久里砂防ダム事業が詳細審議箇所に取り上げられました。私が理解している限り、以前より県担当者も本事業が現段階のような状況が続くということは、事業評価の対象になる恐れがあると認識したと思っております。私も本事業は現段階においても多くの諸問題が残っている事業だと認識しております。地域住民への説明責任の不備、地域住民がもっとも危惧している風害の問題をはじめ、多くの課題が残されたままの状況でございます。県側としては、以前、代替案も用意するというお話も

あったと聞いておりますが、いまだに提示されていないということでもあります。現況が続く中、もしも万が一にも災害が発生してしまえば、県をはじめ、市としても、防災行政の取組も懸念されることでもありますので、なにかしらの手段を今よりも前進させなければいけない状況でもあると強く考えます。やはり、本事業の今後の展開においても、地元的意思として、本市の姿勢として今後のスタンスをアクションを示すべきであると考えます。本市の見解をお示しください。

建設部長（平 豊和君） 久里砂防事業につきましては、現在、一部住民との理解が得られずに、工事に着手できない状況にあります。ただいま議員御案内のように、この砂防事業は土石流など、土砂災害から下流に住む人たちの住宅や、それから公共施設を守るためには大事で必要な事業であります。このようなことで市といたしましても、今後とも県と一緒に、地域住民の意見を伺いながら、事業に対する不安解消に努力してまいりたいというふうに考えております。

10番（竹山耕平君） 今、部長が言われましたように、この土石流、そしてこれはいつ起こるかわかりません。災害は奄美などは、大雨、そしてまた災害、そして水害が多い地域でございます。そういった意味も含めてですね、十分に、もう少し、これは県の事業であり、県の担当者が住民の方々へ説明の責任があると思いますが、市としてもですね、事業として奄美に住むの方々への、その地域への事業という形で、いま部長がおっしゃいましたように、もっともこの本市の体制としてももう少し柔軟な、住民との対話、そしてまたそういった将来性を含めたこの事業の在り方を考えながら、進めていく事業であると思いますので、今後とも住民説明のこの不備がないように、そしてまた必要であれば、今よりも少しでも前進させるという心意気の体制をつくっていきたいと思います。また、この国・県の事業におきましては、まずはこの市民の要望を踏まえ、そして市の要望書が県へ提出され、事業の計画、決定があると認識しております。したがって、しっかりとした確固たる奄美市のスタンスを市長自らが先頭に立ち、はっきりと県に伝えていただきたいと考えますので、平田市長におかれましては次の市長へのこの奄美市のスタンス、アクションとしての次期市長に対しての引き継ぐべき事項であると強く考えておりますので、お願いしたいと存じます。

次の質問に移ります。次に、末広・土地区画整理事業及び中心市街地活性化について、現在の事業の進捗よく状況及び計画予定についてお示しください。

建設部長（平 豊和君） 末広・港土地区画整理事業につきましては、御承知のとおり、平成19年度、20年度におきまして用地先行取得を完了したところであります。現在は換地設計の作業に着手しております。今後、10月中には審議会の意見を伺いながら、地域、地権者の皆様への供覧をみて、換地案をまとめてまいりたいと考えております。今年度中には、仮換地の指定を行いまして、建物の移転工事に着手する予定であります。

10番（竹山耕平君） 今、答弁ちょっとあったんですけども、供覧は11月に行うということであったんですが、前回の質問では、答弁の時には10月に供覧を行い、11月に仮換地で、そういった形があったと思うんですが、今のお話を聞く限りでは、1か月この事業は遅れをとっているということで、認識してよろしいんでしょうか。

建設部長（平 豊和君） 今年度中にはということで、6月議会の中では11月頃というふうにして答弁申し上げましたが、今、地権者との関係のことも随時、作業を進めているところであります、このようなことになる計画であります。

10番（竹山耕平君） はい、わかりました。次に、土地区画整理審議会の現在の状況をお示しください。

建設部長（平 豊和君） 末広・港土地区画整理審議会につきましては、7月2日に第1回を開催をしました。その中で、会長、副会長の選出を行い、審議会の運営規則の設定、並びにそれから土地評価委員の選任などを行ったところであります。この際に選任しました土地評価委員会の第1回を9月9日に開催いたしました。土地評価基準について諮問していただき、承認されたところであります。なお、第2回目の審議会につきましては、10月初旬を予定してまして、土地評価委員会で承認されました土地評価基準、また換地設計基準について説明等を行っていきいたいというふうに考えております。

10番（竹山耕平君） 今の中でも7月に第1回を行いました。10月に第2回を行うと、それはわかりはしますけど、この11月に供覧という計画ではあると思いますけど、審議会の中身については、状況については先日、三島議員が話しておりましたので、そのいろいろなことがわかっては、把握は説明であとは担当の職員からもですね、説明を受けて理解しているわけですが、前回の答弁中、換地設計業務を発注しており、また審議会の意見などを伺いながら仮換地案を作成していくと、そしてまた前回においてはですね、この10月頃までには地権者の皆様へ供覧を行いたいということでありましたが、これまでに審議会で、どのようなことなどが審議されてきたのかを示していただきたいと思います。また、併せて仮換地案を作成することに対し、地権者や関係する権利者の方々からの意向をどのように把握したうえで素案作成を努めているのかをお示しください。

建設部長（平 豊和君） 換地に関する地権者の意向についてでございますが、2回目の審議会についてでございますが、先ほどちょっと前もって先走ったようですが、10月の初旬に予定しておりまして、土地評価委員会で承認された土地評価の基準、また換地設計基準について説明などを行いたいというふうに考えております。換地に関する地権者などの意向についてでございますが、平成17年4月から4回のアンケート調査を実施しております。換地設計の作業を始めるにあたりましては、昨年12月から今年にかけて、将来の土地や建物の利用計画、それから換地についての希望などについて意向調査を実施しているところでございます。また、今年5月には比較的小規模な土地、いわゆる過少宅地というのがございます、過少宅地がございまして、その所有者を対象にしまして換地設計の基準を定めるための意向調査を実施したところであります。これらの意向調査のほかにも個人面談を通じまして、地権者の皆様の意向を確認しております。皆様の意向を参考にしながら、現在、換地設計の作業に取り組んでいるところでございます。

10番（竹山耕平君） 今ですね、本事業、交通アクセスを含め、中心商店街の再生、並びに中心市街地の活性化も事業の目的で、大きな位置付けでありますので、先ほども申しましたけども、今以上にこの事業計画の遅れが絶対にありませんように、このソフト面主導でのハード面との一体化事業であることを再現していただき、しっかりとした横の連携を今以上に十分に図っていただきたいと思います。そしてまた、ただいま部長からありましたようにこの地権者、または権利者を対象にしたアンケート調査を行っているということであり、いろいろな意向が聞こえてきているものだと認識しておりますが、今日の午後からの戸内議員の質問中にもありますように、またこの中心市街地活性化の理念に基づき重要視しないといけないというふうに考えております。この事業目的でありますので、そこら辺は午後、戸内議員の質問にお答えしていただきたいんですが、このあくまでもこのソフト面、ハード面との一体化事業であるということとをさらに、再認識していただきたいと考えます。

次に、前回は質問していただきましたが、ハード主体の計画が着々と前進していることが把握しております。改めてだいわさんのような商業計画拠点施設の計画についての質問をいたします。これまでも私は一貫して核となる商業集客拠点施設の必要性和その計画が、仮換地及び換地設計においても大変大きく関わってくると、また商店街活性化の観点からも重要な課題であると思ってきました。本事業の今後の計画、審議会の状況の説明がただいまありましたように、本工事着手はもう目前でございます。現段階の次期から見ても将来ビジョンの観点からも市民の皆様へ、示さなければならぬ説明責任である

ものと強く感じております。現在の中心商店街においても、核となる商業施設、だいわさんの今後の存続及び継続の意思についてお示しください。

市長（平田隆義君） 今、議員の申しあげました商店街におけるキーテナントというのは、地域の商業者商店街、皆さんからも強く求められておることのひとつであると、このように認識しております。まず、少し長くなりますが、私達はこの末広・港まちの土地再生をしようという思いというのは、この地域の活性化ということが第一でありまして、それに合わせて国道58号線の和光ルート、おがみ山ルート等々をひかえて、そして県の開発する港湾改定計画における臨港道路と接続ということ等を踏まえながら、この商店街の活性化を図っていこうということで取り組んでおるところです。そういう中で中央アーケード街の建て替えの時も議論を申しあげたところですが、アーケード街はアーケード街の良さというのが、やはり市街地が大きなポイントになるんですね、ということで、お互いに認識をしていただいて、アーケード街は再築しようということで、関係者の御努力によってアーケードが完成したといういきさつがございます。16メートルのところについては今後の活性化が残されているわけですが、その中で最も重要なことにキーテナントということはどうしようかということでありまして、このことはかねてから、この地域の土地というのはほとんど個人の土地でありますから、個人の土地利用ということがまず第一にどうするかということがポイントになるだろうと、こういう思いでこれまでも意思を明確にすることはできない状況にあったと、私は認識しております。商店街の若い人達から1モール、2コアという提案がなされたときには、A i A i広場の集客施設と、測候所跡地における人の集まる施設、これは公的な施設をという思いでの提案だと、このように受け止めております。その中であって商業施設としてのキーテナントをということが残されていたわけですから、現在、このことを地域の企画内の地主さんと相談しまして、換地の段階でこの問題が解決できないかということで、いまある一角においてそのだいわさんでないかもわかりませんが、キーテナントとなるべき店がオープンできるように、個人の土地、建物をお願いして集客施設を、キーテナントになるものをということで、現在、話を進めさせてるところでございます。現段階ではお互いの思い、それから権利関係をどうするかということなどを詰めさせていただいているところでございますが、このことにおいても仮換地設計の段階までには確定していきななきゃならない大きな課題でございます。多くの商工会議所や商店街、地権者、市民の理解を得ながら、個人の財産の運用ということとあいまって、難しい問題ではありますが、何とかして実現をして、この中心市街地の活性化を図っていきたいと、このように考えているところでありまして、御理解を賜りたいと思います。

10番（竹山耕平君） ただいま答弁を聞いていましたらですね、やはりこの以前よりこの事業は、将来ビジョンが示されていないと、見えてこない、僕らは、自分達はどうなってしまうんだろうということが、よく耳に聞こえてきました。例えば、最終的には答弁がなかったかなという形ではいま着々と進んでいるということだと思んですけど、11月に先ほどありましたように、供覧、そしてまた仮換地ということですので、今、次の供覧までには皆様に将来ビジョンをというか、このだいわさんの供覧ということはその一角がいろいろもう示されるわけですから、そういった部分においては11月までにはちゃんと示される、市民へ示されることだと把握してよろしいんでしょうか。

産業振興部長（瀬木孝弘君） 商業施設の市町村につきましては、ただいま詳しく市長のほうから、また換地設計の段階につきましては建設部と調整を今、図っているということについては御答弁がございました。具体的に今、だいわさんを集合商業施設を引き続き継続をしてということ仮定いたしますと、先ほど建設部長が答弁しておりますように、仮換地の指定の時期を見据えまして、その段階に対応できるように努めているところであります。

10番（竹山耕平君） 今、答弁でもちょっとまだ疑問に思うところがあるんですけども、もう供覧は

12月なんですよ。いままでこの事業は約10年前から進められてきた、そしてまた事業決定が18年にされてきた、その中でやはり2コア、1モールの構想、そしてまた拠点、集客施設、拠点施設ですね、中においてはこのだいわさんというのが、やはりどうしてもどうなるものかというのが、商店街においても市民の皆様においても関心ごとだと考えるのですが、今でもですね、はっきりしたことがちょっと言えないと、その継続の意思がある、ない、そこら辺のこともまだ11月の供覧によって行われますということは、決定されて3年間をどのような形で、これは先ほど市長のほうからもありましたけれども、個人のこの土地利用計画ということもあったんですけど、やはりこの事業の目的、中心商店街の活性化、中心市街地の活性化、そしてまた中心商店街の再生という形におきましては、やはり示されなければいけない事項だと、強く考えるのでありますが、これはまたしっかりとですね、把握していただき、この土木サイドともですね、しっかりと連携を、協議をもっともっと一日も早く、一日も多ク行ってきたいと思います。

また次ですね、イのこの質問なんですが、先ほどの市長の答弁にこのキーテナントという形でいろいろ意見が聞こえていると、寄せられているということがありましたので、もしちょっとこの件につきましては、省かせていただきたいと思います。

次にですね、前回の答弁にもありました、この営業空白期間の短縮に向けた取組が課題でありますので、どのようなこの取組を行っているのか、また行ってきたのか、また今後どのように取組を行っているのか、お示してください。

産業振興部長（瀬木孝弘君） 御答弁申し上げます。先ほどのだいわさんの件で私の答弁が不足いたしておりますので、先に答弁をさせていただきます。先ほど市長のほうから説明申し上げておりますように、まずは株式会社だいわ名瀬店の件でございますけれども、だいわさんのほうからの意向を申し上げますと、これまでの意見交換会や区画整理事項の見解など、協議の結果、店舗の面積、それから家賃や駐車場の配置など、利便性の向上などの条件面が整えば、これまで同様、中心市街地において営業を継続したいという強い意向が寄せられているところであります。したがって、産業振興部といたしましては、土地区画整理事業後もだいわさんが継続して営業できるよう、テナントの所有者や隣接地権者、また建設部サイドとも都度、協議を重ねているところでありますので、まずもってお知らせをさせていただきます。

次の営業期間の短縮へ向けた取組でございますが、区画整理事業後の移転工事の際、現在の店舗を取り壊すこととなりますと、その後、約1年から2年程度の休業ということが予想されます。したがって、この空白期間を避けるためにも、営業が継続してできますよう、先に新店舗に移転をいたしまして、その後、現在の建物を取り壊す手順で施行を進めまして、商店街や市民生活への影響を最小限に抑えるよう、検討を重ねているところであります。このことによりまして、買い物客等の商店街離れ、このあたりは未然に防げるものではないかというふうに認識をいたしております。

10番（竹山耕平君） 今、部長のほうからも答弁ありましたが、やはり私が申しましてるのは、この事業、もう本工事着工が目前であり、そしてまた供覧が11月、そしてまたただいま一生懸命この素案作りをしている最中だと思います。その中で、いわゆるこのだいわさんという問題はですね、だいわさんのような施設という問題は、この素案づくりにも、この供覧においても、この将来的なまちづくりの観点からですね、もう目前でありますので、現段階ではこの設計図といえますかね、そういう形のところにも埋め込めなければいけない状況であると強く感じるんですよ。だから11月の供覧という形になるとはおもうんですが、もうやはり、もうやっぱり目の前なんですよ、工事は。そこをですね、しっかりとですね、先ほどから申しますように、ソフト面主導でも一体化で、ハードとの一体化で事業ということですね、強く考えていただきたいと思いますと思うわけでございます。

そして、じゃあ次の質問に移ります。ソフト面主導の、いまずっと申していますけど、ソフト面主導でのハード面との一体化である本事業、仮換地、換地設計に向けたハード面サイドとの連携協議の取組

について、お示してください。

産業振興部長（瀬木孝弘君） 仮換地設計に向けたハード面サイドとの連携協議についての、ついて御答弁申し上げます。商業集客施設の存続するためには、仮換地設計の策定段階での調整が大変重要であるものと考えております。特に、先ほど来、申し上げておりますように、商業集客施設の営業空白期間の短縮に向けた取組などを含め、商業活性化を担当する産業振興部といたしましては、実施に向けまして、建設部長が先ほど答弁いたしましたように、仮換地指定の時期を見据えまして、鋭意協議を重ねているところでございます。ただ、これまでも御説明申し上げておりますように、大変、財産を、個人の財産を扱うということで、このプライバシーや情報の保護ということが、ある一定守られることも必要かと思っておりますので、そういう点で皆様のほうに、だいわさんのご意向が具体的に伝わっていない部分もあるかと思えます。先ほどの答弁で、若干、御理解はいただいていると思えますが、そういうこともございますので、私どもとしましては、もちろん、ソフト、ハードとの連携によります区画整理事業の平行推進、このあたりについては、これまで以上に取り組んでいきたいと思っております。

10番（竹山耕平君） はい、わかりました。私も含めてですね、この商店街サイド、そしてまた市民サイドに向けてですね、やはり一番いいのは私が申しましたように、工事は目前である、そして供覧も目の前である、素案づくりが今、早急に作成されているという時期でありますので、できましたらですね、部長の口からですね、もうはっきりと素案の意向ははっきりしてると、そして供覧に向けて、作成に向けてもう着々と前進しているという形でおっしゃっていただければ、もう安心するわけですよ。けど、今のままではまだその11月の供覧、また仮換地の時期に見据えた、備えた市民への説明という形でおきましては、まだまだちょっとこの目前事業であるということに関しましては、少々、もっともっと協議すべきではないのかなという、事項でありますよということを申し上げたいと思えます。じゃあちょっと時間がありませんので、次に、次の質問に移ります。

浦上地区に大型店舗の建設計画があり、来春にはオープンの計画であると聞いております。この件につきましては、後日、10月住民説明会も行われるものと考えられますが、浦上地区で営んでいる地元の店主さんからもお話を聞きました。大変脅威であると、この先どうなるのかなというお話も伺っているところでございます。中心商店街においても、本事業を進めている最中でありますので、同じ思いであると私は感じております。そのことから中心商店街及び中心市街地の活性化の観点からも、本事業にかかわるソフト面サイドとしての、この中期的、長期的な将来ビジョンを示さなければならないものだと考えますので、本市の見解をお示してください。

産業振興部長（瀬木孝弘君） 御答弁申し上げます。既に御承知のことと思えますが、県内の大手スーパータイヨーが浦上地区へ店舗建設を展開しておりまして、先の9月16日には、近隣住民の皆様を対象に出店説明会が実施されたところでございます。立地場所が市街地と郊外部を結ぶ道路沿線にございまして、笠利、龍郷方面からの入り口部分にあるため、これまでの中心商店街への買い物客の動線が変わるのではないかと懸念をしているところでございます。その影響が最小限に食いとどめるためにも、申し上げております2コア、1モール構想と合わせまして、末広・港土地区画整理事業により、幅員16メートルの末広・港線をはじめ、道路網を整備し、車社会にも十分対応できる双方向通行の確保と、先ほど議員からも御紹介のありました、大変痛ましい交通事故も発生いたしておりますが、大会社や買い物客をはじめ、買い物客の安全性の向上、また防災緊急時の対策を講じ、この事業と連動をいたしまして、中心商店街に特色のある専門店や、核となる商業集客施設などを誘致いたしまして、都市機能の増進と経済活力の向上によります賑わいのあるなぜまち商店街の創出を目指す必要があるものと認識をいたしております。具体的には、既に御承知のように、商店街活性化のためのイベントを継続して実施していきまして、より市民にとって親しみを醸し出せるよう、A i A i広場の整備や市場の再整備、商店街の空き店舗を活用した、仮称でございますが、カンモレー交流広場や空き店舗に出店を考えている方への

チャレンジショップの支援、商人塾の展開など、地元中心商店街の特徴を生かした催事の展開を推進していく必要があると考えております。今後も国・県等の各種補助事業の導入を図りまして、地元商店街活性化のため、積極的に支援をしてみたいと考えております。御質問にもございましたように、中長期的には中心市街地活性化基本計画の策定は、是非とも必要なことではないかと考えております。策定にあたっての基本的な目標を簡潔に申し上げますと、まず1点目としまして、中心市街地への居住人口の回復、それから高齢者等の福祉施設等の中心市街地への立地などの福祉の強化、3点目といたしまして、観光客に対応いたしました街中観光の推進、奄美市景観の喪失の付加価値の高い空間の喪失など、いわゆる都市計画、都市機能の強化でございます。また、バスなどの公共交通機関の利用促進、それからA i A i 広場などを活用した市民の活動の支援等々であります。これらの整備促進によりまして商店街の機能が十分発揮され、大型店舗対策にもつながるのではないかと考えております。これらの課題解決のためにも、近く発足予定の任意ではございますが、中心市街地活性化協議会の意見を伺い、基本計画に反映させてまいりたいと考えているところであります。御理解をお願い申し上げます。

10番（竹山耕平君） もうしっかりとしたですね、このビジョンを持って、そしてまたこの連携する関係者の方々、また権利者の方々、そしてまた業者内におきまして、しっかりと先ほどからずっと申しておりますが、この横の連携をですね、しっかりとしていただきたいと思っております。そしてまたこの事業はですね、市長答弁からありましたように、この群島、奄美市の構築、そして将来展望に向けた大事業の一つであります。これからがこの奄美市の将来を左右する大事な時期に来ている状況であると私は認識しております。次の定例会において、市長答弁はもういただけない可能性もあるわけでございますが、任期最後までですね、市長としてのこの舵取り、そして職務の職務をまっとうしていただき、もう庁舎内、各部署への御指導を御尽力をいただけますよう、またそして勇退後もですね、この事業に関しまして、そしてまた奄美市の構築、すべてのことに関しまして、このシンクタンク的な存在になっていただき、この勇退後もですね、奄美市発展のために御尽力をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、時間がございませんので、ちょっと早めにいきたいと思っております。スポーツ合宿誘致について質問いたします。奄美が持つ気候や自然環境が多くスポーツ競技において合宿地として適していると高く評価され、陸上競技を筆頭に多くのスポーツ選手を受けており、受け入れており、県内においても合宿王国奄美といわれております。奄美市では現在、各地域、施設において、指定管理者制度をとっており、各地域を持つ特徴、特性を生かした合宿誘致が行われているものと理解しております。特に三儀山運動公園におかれましては、日常的に盛んに取り組んでいることを理解しているところであります。住用町、奄美体験交流館においては、以前、柔道や高校相撲の九州新人戦など体験交流館の持つ特徴を生かした合宿や大会が開催されてきておりますが、開催地の変更もあり、現在は行っておりません。せっかく基盤を、地盤を整えてきたわけでありまして、またこの合宿や大会を奄美で開催されますことを、心より期待いたします。また、次の質問のカヌー合宿競技誘致についても、大変大きく関わってくるのだと考えますが、これまで柔道や相撲など、いわゆる格闘技系が軸となる体験交流館の活用であったなと私はそう認識しておりますが、それに対してはトレーニングルーム、これは筋肉の鍛えるほうですね、そういった施設が完備されているにはちょっとほど遠いようなものだと、私は認識しております。この件も併せてですね、この体験交流館における今後の計画をお示してください。

産業振興部長（瀬木孝弘君） 御答弁申し上げます。御質問の奄美体験館におけるスポーツ合宿についてでございますが、平成15年12月の供用開始以来、これまで御紹介のありましたように、相撲競技や柔道競技を中心に大会や合宿が開催されております。この二つの競技の現状についての御質問でございますが、まず、相撲協議につきましては奄美体験交流館の落成を記念いたしまして、旧住用村や相撲関係者で実行委員会を結成いたしまして、誘致活動を行い、九州相撲連盟、九州高等学校体育連盟、相撲専門部や関係者の協力により、平成16年度に第1回全九州高等学校相撲新人選手権大会が開催され

ております。この大会は九州の各県の持ち回り開催が原則となっているようでございまして、昨年（第5回大会）までは、奄美体験交流館で開催されてきましたのは、他県での開催が困難であったことからございました。平成21年度の第6回大会は、沖縄県のうるま市において開催されるとわかっております。次年度以降の大会開催は、今のところ未定となっておりますので、地元競技団体が鹿児島県での開催を大会関係者に強く要請しているのと伺っております。期待をしているところでございます。また、柔道競技でございますが、平成17年度から北京オリンピックから開催までの3年間、当施設において、全日本女子柔道強化合宿を開催しております。この合宿誘致には、奄美柔道協会の積極的な誘致活動もございまして、全日本監督と地元柔道関係者のつながりから合宿が実現できたものと伺っております。当施設は、柔道競技のナショナルチームが合宿できる環境が整備されており、また、県内の高校が不定期ではありますが、合宿を開催いたしまして地元高校生との技術交流が図られております。したがって、地元（県内）の高校生、青少年の健全育成にもつながっているものと考えております。今後の大会やスポーツ合宿の誘致計画につきましては、これまでの人脈を活かしつつ、また指定管理者においても様々な取組が計画されていると伺っております。奄美スポーツアイランド協会や、各競技団体との連携を図りながら、本市としても積極的に支援を、取組んでまいりたいと思っております。御質問のございました既存のトレーニング設備について御説明申し上げますと、トレーニング設備といたしましては、マウンテンバイク、それからスレアコースター、計11台の器具を揃えております。この件に関しまして、スポーツ合宿時の本格的なトレーニングとしては十分でないとの意見も寄せられております。合宿時の責任者や専門家などの意見を伺いながら、またなにぶん高価な器具でもございますので、施設を所管いたします教育委員会とも調整を重ねながら検討を進めていかなければならないものと思っております。

10番（竹山耕平君） はい、ありがとうございます。しっかりとこの体験交流館の持つ特徴のある施設活用に向けてですね、今後の更なる指定管理者と一緒にですね、協議、そしてまた今後の利用計画などをしっかりと考えていただきたいと、そしてまた住用町の活性化に向けて頑張りたいと思います。

次に、前回は質問しました内海に対してのカヌー合宿競技誘致について、改めて質問いたします。昨年9月も質問をしましたが、また今回質問させていただくんですが、そのことについて、先日ですね、大島北高のカヌー部の岩元先生にお話を聞きましたところ、先日の9月の連休中に、前回もお話したんですが、北高の卒業生朴木君、全日本で優勝して世界でジュニア入りし、そして世界で頑張っていると、そしてその朴木君が鹿屋体育大学の1年生であります。そしてまた先日の全日本大学選手権におかれましても、2位という好成績を残したということでもあります。その卒業生がほかの鹿屋体育大学の学生と一緒にこの奄美に、合宿を兼ねて帰省したということをお聞きしました。その中で、住用事務所長がですね、合宿の場を見に行っているということをお聞きしましたし、また今後ですね、この内海の活用、そしてまた体験交流館のトレーニングルームなども含めて今後の内海の持つ自然環境、そしてこの住用が持つこの自然環境を生かした、この内海の活用について、私はやっぱりカヌー競技を、合宿を誘致するのが一番じゃないかなと、それが住用の地域活性化、そしてまた奄美市への波及効果、そしてこの子供たちに例えばボートだとかカヌーのこの体験学習をしていただくと、十分にこの奄美の持つ自然環境のものと子供たちへの体験学習は十分、郷土学習へもつながると考えますし、また先日垂水市のほうで起こりました、ボート講習中に潮に流されるという、このような事故は内海については、もう不可能に近いというふうに考えておりますので、この内海が持つ環境に適した活用に向けた住用事務所長の見解をお示してください。

住用町地域自治区事務所長（高野匡雄君） 内海の活用についてですが、皆さん御承知のとおり、住用村時代からの課題であります。住用にしかない独特の景観、自然があります。議員同様、活用の方法を見出さなければもったいないものと認識しているところであります。議員のおっしゃる大島北高の岩元先

生とは、笠利支所の呼びかけにより、5月か6月ごろにお会いすることができ、いろいろお話を伺うことができました。北高力ヌ一部一般選手の練習場として定着しており、条件整備さえ整えば、力ヌ一競技の合宿地として非常に有望とのことでありました。岩元先生の提言を受け、合宿誘致のためには何が必要なのか、施設整備はもちろん、内海の海岸線とその周辺環境整備を含め、あらゆるものをまず絵を描こうと、さらにいろいろな人の知恵や力を借りて検討を行い、実現できるものから一つひとつと取組を始めだしたところでもあります。御理解をお願いいたします。

10番（竹山耕平君） はい、ありがとうございます。この住用地区の活性化を大きく意味も込めてですね、この事業、どうか検討していただきたいと思います。また産業振興部長におかれましても、答弁したと思うんですけども、時間の関係でほんとに大変申し訳ございません。

次、この笠利太陽が丘運動公園の芝生化の件について、質問いたします。以前、Jリーグをはじめ、実業団など、トップリーグの選手が合宿を行っていましたが、現在は行われておりません。その理由は、芝の管理が問題が第一だとお聞きしました。この芝の問題以外では、この運動公園、太陽が丘の整備された環境や、この周りの自然環境が合宿地としての大変、魅力のある、大変高く評価されていると私は認識しております。そしてまた笠利地域の方々全体でこの受け入れ態勢を整えているということもお聞きしました。太陽が丘のみならず、ほかの施設にもつながると思いますが、現在Jリーグのほうでスポーツ振興くじtotoを行っている独立行政法人、日本スポーツ振興センターにおかれましては、多くの助成事業を行っております。少し紹介しますと、埼玉県では、防災基地グラウンド芝張り事業、また北海道では総合運動場芝生化整備事業があります。また、鳥取県のNPO法人が行っている芝生化事業におきましては、鳥取方式と呼ばれておりますが、この事業も公園や幼稚園、保育園などを含む多くのグラウンドで事業の実績が残されております。Jリーグ合宿誘致にこだわるのではなくてですね、この芝生の管理を含め、グラウンド整備のルールや、このマナーも含めて、各協会との連携協議を行っていただきたいと思いますが、まずは子供達の練習から始まり、その結果、最終的にトップリーグの選手たちの合宿につながるようなそういった、トップリーグの選手たちを呼べる、この環境づくりが一番大事だと私は考えております。また、子供達に夢を持っていただきたいとも感じますので、またサッカーに限らずですね、今後の太陽が丘運動公園の活用なども含め、市の見解をお示しください。

教育事務局長（里中一彦君） お答えいたします。太陽が丘運動公園におけます、トップリーグ等の合宿誘致の実績は、平成6年以降にJリーグ参加のベルディ川崎など、国内のトップリーグに所属するサッカーチームが太陽が丘運動公園陸上競技場において、合宿を行った経緯がございます。当時、合宿を行った関係者からは、専用のサッカー場に匹敵する陸上競技場の芝の全面改修が必要との意見が寄せられ、旧笠利町時代に誘致継続に向けた検討も行われたところがございますが、他の多くの陸上競技場と同様、太陽が丘陸上競技場と同様、太陽が丘陸上競技場の芝は、フィールド競技種目に対応した設計でありまして、改修費や改修後の維持管理費など、多額の経費が見込まれ、Jリーグの合宿誘致を断念した経緯がございます。独立行政法人日本スポーツ振興センターが行っております、スポーツ振興くじtotoにつきましても、地域スポーツ施設整備助成事業として、クラブハウスの整備、グラウンドの芝生化などもあり、特にグラウンドの芝生化につきましても、多目的屋内、屋外運動場、サッカー、ラグビー場の整備には有効的であり、この助成事業を活用した施設整備は全国の各地域において実証されている状況であります。グラウンドの芝生化事業につきましても、本市としてはtotoへの公募など、具体的な取組は現在行われておりませんが、今後の体育施設整備計画などの中で検討していく必要があるものと考えているところでございます。トップリーグの誘致は、スポーツ教室の開催などで地域の子供達とプロ選手との交流促進によりまして、子供たちに夢と感動を与えるだけでなく、人間形成の教育的効果も期待されるところでございます。また、宿泊施設をはじめ、地元の観光食品関連企業などにも公益をもたらすものと思われ、笠利地区の地域活性化への起爆剤としての相乗効果も期待できるものであるものと思っております。御存知のように、当施設は、平成19年度からの指定管理者制度の導入によりまして、陸

上競技場内の芝生の定期的な点検、養生など、段階的に整備が進められております。その結果としまして、地区大会、社会人サッカーリーグなどの試合などには、対応できるまでに改善されつつあるところでございます。しかしながら、年間を通して芝生の良好な状態を維持するには、使用前後のルール、マナーなど議員御指摘のような徹底を図ることが必要だろうと思っておりますので、今後とも競技団体と指定管理者の連携が十分取れるように対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いを申し上げます。

10番（竹山耕平君） はい、ありがとうございました。今の部長の答弁に関して、笠利事務所長からでもですね、この笠利地区の活性化も含めた答弁を、ちょっと時間がないんですがいただきたいと思います。

笠利地区地域事務所長（塩崎博成君） お答えをさせていただきます。太陽が丘総合運動公園につきましては、旧笠利町時代に新奄美空港建設に伴いまして、新たにできた跡地を有効活用するについて、どのような活用の方法がいいのか、町民に意向調査をした経緯がございます。その結果として、総合運動公園整備という声が一番大きかったことから、現施設の整備に着手をしたという経緯がございます。そしてその施設を整備にあたりましては、まず地域の振興、活性化に寄与するものと、そしてまた町民の健康増進につながるというようなことから、まず先ほどから質問でもございましたように。

議長（伊東隆吉君） 以上で、奄美興政会 竹山耕平君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午前10時30分）

議長（伊東隆吉君） それでは再開いたします。引き続き一般質問を行います。（午前10時45分）
次に、奄美興政会 平 敬司君の発言を許可いたします。

23番（平 敬司君） おはようございます。柄になく、ドキドキして緊張をしております。奄美興政会の平 敬司であります。まずは、9月18日の火災において被災されました方々に心からお見舞いを申し上げます。さと、観光についてであります。愛加那とサンタマリアの島めぐりという提案をしてみたいと思います。先の衆議院選挙の結果のすぐあとに出された本の中で、笑う会社と泣く会社を予測するという記事がありました。笑う業種には、第一に観光、陸運、自動車、環境、新エネルギーなど、12業種が挙げられました。泣く業種には、第一に不動産、建設、金融、E T C、鉄道、航空などの12業種がありました。不動産業がなぜ泣くのかと言いますと、両手取引禁止なら売上げが半減するということとあります。売り手、買い手の両方からもらえなくなるおそれがあるということとあります。笑う業種の観光に私はおおいに期待をしたいものであります。奄美に目を向けますと、奄美は女性の島であります。ノ口をはじめ、神様と呼ばれているのはすべて女性であり、トゥジ、ヲウトゥ、アンマ、ジュ、イヒリとエヒリ、この呼び方も女性が先であります。島唄に唄われるのも女性がほとんどであり、男性はあまり出てきません。そこで提案するのが、愛加那とサンタマリアの島という女性を対象にした商品売り出すこととあります。奄美では西郷よりも愛加那で売の方がよいと思われれます。愛する夫、最もかわいい盛りの二人の子供が乗る船が浜を離れていくのを見送りながら、永久の別れとも知らずに見送る愛加那の姿、また帰ってくるねという、叫ぶ夫と子供の声のように打ち返す波が愛加那の足を濡らす姿、二度と帰らぬ夫と子供を待ち続け、島を離れることなくこの世を去った一人の女性、愛加那のこの強さと誰が付けたか、サンタマリアの島というのがあります。1,891年一粒の種がまかれ、今日では奄美本島が30を超える教会群があります。その中で祈る人達の姿、長崎に似た島の祈る姿をマリアに例えたものであろうかと思えます。この愛加那の強い生き方と教会群の癒しを集めれば、観光客や巡礼者が多く奄美を訪れるものと思われるからであります。そしてこれを商品として位置付けられ、島にまだまだ売れるものはたくさんあるが、その一つとしてこの愛加那とサンタマリアの島巡りという商品を提案するものであります。奄美の持つ自然の美しさと癒しの空間と、人間の優しさを求める人々に、

島を知らせることが一番大切なことであるかなと思うものであります。この提案をどう考えられるか、お聞かせを願いたいと思います。次からは発言席でいたしたいと思います。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

産業振興部長（瀬木孝弘君） それでは御答弁申し上げます。平議員さんから愛加那とサンタマリアの島めぐりということで御質問いただいております。16世紀の中頃、交易やキリスト教布教のため、日本本土を目指す途中、奄美大島を訪ねたヨーロッパ人は奄美大島のあまりの美しさに感動し、サンゴ礁に囲まれた美しい島、サンタマリア島と名付けたと聞き及んでいるところであります。ここ奄美大島にフェリエ神父さんにより、カトリック教が伝布されたのが1892年でございます。一時期弾圧と迫害という大変悲しい出来事がございましたが、いまでは本島内に御紹介のように、31の教会が建設されておりまして、西洋文化伝来の象徴にもなっていると思っております。また、名瀬聖心教会の礼拝用の祭壇は、凶弾に倒れたアメリカの故ケネディ大統領の追悼ミサで使用されたものでありまして、さらに戦時中、撤収を免れて40年ぶりに帰還をしました大笠利教会のアンジェラスの鐘などは、信徒の皆さんだけではなく、観光資源としても活用できるものと思っております。

ほかにも一例であります。平家伝説にまつわります有森神社、龍郷町の行盛神社、それから今井権現、また加計呂磨島の国指定重要無形文化財であります諸鈍シバヤが奉納される大屯神社などの文化的資源や、ご紹介のありました愛加那さんと西郷さんとのロマンスや、愛加那さんの経歴、また謫居跡をはじめ、歴史上の人物にまつわる名所、旧跡等が多数ございまして、癒しの島、奄美の貴重な観光資源としてより活用を図ることは、お説のとおりではないかと考えております。

ご案内のとおり、本市は癒しの観光を核にした産業振興のまちづくりを推進しておりまして、エコツーリズムをはじめ奄美の自然景観や島唄、八月踊りに代表される伝統文化のPRに取り組んでいくところでございます。また、一集落1ブランドを活かした交流体験型観光にも力を入れているところでございます。議員ご提案のとおり、奄美大島を癒しの島としてアピールすることは、とても大切なことではないかと考えておりまして、先日寄航しました大型観光船のツアー客を対象に、しまコンシェルジェ連絡会によりますなぜまちのまち歩きコースのメニューに加えまして、実証したところでございます。今後は御紹介の資源の発掘に努めながら、奄美の宝として可能な限り宣伝と活用に努めてまいりたいと考えているところでございます。御理解をお願い申し上げます。

23番（平 敬司君） 御答弁いただきまして、ありがとうございます。これからの観光は一過性のものではなくて、持続できる、ずっと長くできるような商品の売り出し方をお願いをしたいなと思っております。奄美は、長崎に負けないほどのものがあると思っておりますので、どうかよろしくをお願いしたいと思います。

それから、ひとつだけ、これからブラジルや韓国やベトナムやと、そういう外国から客の呼べるようなモデルも作っていかねばなりません。一つだけ紹介しますと、1914年からこの25年間、奄美で活動をされた中村長八という神父さんがおられました。この方は名瀬を中心に、特に笠利では、笠利村の要請で笠利村の教育資料集を作っている方でありまして、笠利の人達に読み書きを教えたとされております。そののちに、日本政府の要請によって、ブラジルに渡りまして、そこで活躍をしてそこで没しております。今、ブラジルでは、この神父を聖人の位、りっぱにさせようという大きなうねりが広がっていると聞いております。もしこの方がりっぱにされますと、この奄美だけではなく、笠利町が巡礼の地として大きく脚光を浴びるものだと思っております。この奄美はサンタマリアの島とも呼ばれてますし、悲しみのマリアの島とも呼ばれているところでございます。この悲しみのマリアは、戦前、戦中の女性達の生き方、特にそこにありました福永さんを中心とした迫害のなかでの物語でありますし、あと出てきますが、奄美高女の廃校に関わる女性達の生き様がまた淡々と述べられているこの悲しみの島とも言われています。しかしながら、さっき言うようにこの悲しみではなくて、ほんとに心の癒さ

れるような奄美の自然の美しさ、心の優しさというものを商品として売り出すことには、非常にいい商品じゃないかな、自画自賛しているところでもあります。よろしく願いいたします。

こういうところでまた、次がまた外来植物の対策ですが、今、申しましたように癒しの島というところに、この外来植物、いろいろ多数ありますが、私が今回言いたいのは、この世界自然遺産を目指す、この奄美市が、あるいは奄美群島の人達が、この市道沿い、県道沿いに外来植物の木が、レンギョというものが植えられております。このレンギョはさっきの愛加那さんには似合わない植物だと私は思うんですが、これに変わる奄美独特の植物を植えていかなければ、せっかく目指す世界自然遺産の考え方に違反するんじゃないかなと思いますが、このことについてはどう考えられますか。

建設部長（平 豊和君） これまで市道の植栽につきましては、来島者、それから観光客を意識いたしまして、奄美大島以南は亜熱帯地域の樹種ということで、選定をし、植栽をした経緯もございます。議員御提言のように、ただいま官民ともに世界自然遺産登録に向けての取組がなされておりますが、これからの植栽などを行う際には、やはり植栽の場所や、それから周辺の景観等にも配慮いたしまして、市民やそれから専門家などからの多くの意見を伺いながら、奄美らしさを演出してまいりたいというふうに考えております。

23番（平 敬司君） 奄美は、奄美らしい植物を本当にこの優しさを訴えられるようなね、植物を植えてほしいなと思います。建設部長は、ハイビスカスは好きですか。好きならそのようなこの、真っ赤に燃えてほんとに素晴らしい花をですね、観光客に見せていただけるような場所を多く作っていただきたいと思います。

それでは次、観光のところのこの農産物販売所についてであります。このことは叶議員に答弁を頂きましたので、問いたくありませんが、この22年度にできなかったという答弁があったというように思いますが、なぜできなかったのか、じゃあ23年度に向けてどのようにこう進めていくのか、この場所や商品量の確保が難しいとのことでありますが、今後の農政の中でこれ、見込みがあるのかどうか、私達は場所は奄美パークと空港の中間で、バスの乗り入れが可能なところ、というところを要望をいたしておりますが、お話の中ではなかなか話し合いがつかないようでありますので、行政主導でもですね、早く作っていただきたいなと思います。これを口説くのに、鳩山総理大臣のこの友愛の精神というものをもってね、取り組めば必ずすぐできるんじゃないかなと思います。この友愛の精神というのがこの愛とはなにかということからはじまれば、愛は自分が相手からしてもらいたいことを相手にしてあげること。そうすれば、相手も同じように返してくれる。そこに互いに愛し合うという心が生まれれば、我が谷水引くことなくじゃ、一緒にやって作りましょう、やりましょうという、この友愛の精神をどうかおおいに活用して取り組んでいけば必ず、早期実現になると思いますので、どうですか。

農政局長（田丸友三郎君） ただいまの御質問にお答えをいたします。直販所につきましては、現在、住用地区のサン奄美と、名瀬地区でユティモレイと2か所ございます。こうした直販所をですね、笠利地区にもということで、市長の方で皆さん方にお約束をしてるかと思っておりますが、この今回笠利地区における雇用の創出、それから地場産や加工品の販売より、地産地消の推進、それから先ほども委員の質問にありました女性の方々の、また高齢者の農家の生産意欲の拡大を進めるうえで、生きがい対策にもなるだろうというような多面的な面を表面に出しまして、私どもは笠利町にも直販所を作りたいと。先ほど、委員の方からもお話がありましたように、22年度の奄振の予算枠には手を挙げることはできませんでした。これは、これまで準備委員会、その他いろいろ検討委員会を開催してやってまいりましたけれども、候補地の絞込みはある程度できたと思っております。現在2か所ほどに絞り込んでおります。奄振の結果、22年度の建設には間に合いませんが、奄振以外の他の事業メニューを私どものほうでは模索をして、準備ができましたら早急に手を挙げて建設に向かっていきたいというふうに考えています。管理方法につきましても、現在、笠利のほうでいろいろ議論を支所のほうでもされておりますけれども、

指定管理を含めました会員参加型の協議会を設置いたしまして、その中でやっていきたいというふうに考えております。

23番(平 敬司君) 今日はこの1番と2番にはあまり時間を取りたくありませんので、最後をお願いだけをしておきましょう。この昭和30年代から旅行ブームというのが起こりました。それでも今日に至るまで、変わらないものはそのお客様が求めるのが、その土地土地のお土産でありますので、どうしても新鮮なもの、土地の本当においしいものを、いいものをやっぱり求めていきますので、その販売所の早い実現を求めたいと思います。次、お願いしますね。この、聞きたくもありませんけれども、このメタボ検診にですが、国がこう華々しく打ち上げた、メタボ特定検診、その結果と指導は、今、どう行われたか、ということと、その指導の結果、メタボ解消がなされた方がどれほどいたのかをまずお答え願いたいと思います。

市民部長(有川清貴君) 御質問の検診結果でございますが、御存知のように奄美市も、国民健康保険加入者の特定健康審査、いわゆるメタボ検診は平成20年度から実施されました。当市の特定検診結果、実施計画では20年度目標値を30パーセントと決めました。受診率はあくまでも今年の3月末現在の速報値で、24.9パーセントでございました。30パーセントにはおよびませんでした。受診対象者は1万1,056人で、受診者は2,744名でございました。そのうち4,50代がかなり少なく、受診率少なく、743名の方が受診されております。受診の結果といたしましては、特定保健指導を必要と判断された方は808人で、うち117人の方に支援・指導を実施しました。21年度の未受診者対策としては家庭訪問での呼び掛けや、各事業所の出前講座の実施など、健康づくりと受診意識の啓発事業を検討しております。また、市民の利便性を兼ね、21年度からは各種がん検診と特定検診を合わせて受診できる複合検診実施受診率向上を図っております。その結果としては、今、まだ出ておりませんので、こちらでは報告できないと思っております。

23番(平 敬司君) 30パーセント、24パーセント、これ国が定めた基準にほど遠い結果であります。新しい政権はですね、無駄な事業をなくすと言っているのです、これは国が本当に皆さんが基準値に到達しない部分まで、大きな設置基準を求めているわけですので、この設置基準に沿って、今後も続けていくおつもりですか。

市民部長(有川清貴君) 私どもとしましては、この目標値を、受診率を上げたいと努力はしたいと思っております。今後に対応していきたいと思っております。

23番(平 敬司君) 努力の結果、達成できなかった場合のこのペナルティというのも課されるということも聞いておりますけれども、国が本当に定めたこの基準に到達しないのがね、全国一律だと思います。どこも基準に達するところはないと思っておりますので、本当に今度の政権は無駄なのはやめれと言っているわけだから、やめましょうか。もうあなたの一存で奄美市はやめまうと言えればやめられるところまできているんじゃないですか。この30パーセントか40パーセントか65パーセントでしょ、国が定めた基準は。だから到底できないものをさせる国が悪い、ということをお我々はできませんよという大きな声を出していかなければなりません、じゃこの会場、議場におられます対象者は、抜ければ二人しか抜ける方はいないと思うんですが、この20年度から21年度にかけて、一人でもメタボから脱することが可能な方がおられるかどうかだけ聞かせてください。

市民部長(有川清貴君) お答えします。私、個人で失礼ですが、私80キログラムまであったことがございまして、ジョギングとかウォーキングをして、約20キログラム落とした経緯がありますので、街並みを歩いて美しいものを見るとやせると思いますので、努力されてください。お願いします。

23番(平 敬司君) この太ったものをですね、減らすのにはですね、運動も一生懸命やりました。節制もしました。しかしなかなか落ちません。だったらグル何とかというのを飲みなさいというテレビの宣伝があります。薬に頼る以外になかなかできないんじゃないかと思います。こんな無駄な話をしている暇はありませんが、頑張っただけじゃペナルティがないように努力をしていただきたいと思います。

それでは次、いきたいと思います。財政問題についてですが、市長就任からの経過と今後の見通しについて、お尋ねをしていきたいと思います。私、この平敬司はですね、市長の議員時代から、市長職につかれてからも議員と市長という立場は違って、一緒に仕事をさせていただきました。平成6年11月21日に、第15代名瀬市長に就任されました。そして、最初の議会で市長が発せられた第一声は、名瀬市の財政がこれほど厳しいのかと、この監査委員も経験された市長が言われた言葉であります。これほど、名瀬市の財政は厳しかったのであります。しかし、財政健全化、それから行財政改革を掲げて、財政との戦いの日々であったと思われまふ。その苦しい中にも多くの事業を市長は成し遂げられてきました。その途中で、まさに市長は誰も見ていないけれども、咲いている花、誰も聞いていないけれども、鳴いている鳥、そういう心境だったのではないだろうかと思われまふ。人はなんとでもいいます。それでも、見ていなくても聞いていなくても、しっかり奄美市のために戦っていかうという思いがこの、誰も見ていないけれども咲いている花、誰も聞いていないけど鳴いている鳥という心境だったと思われまふ。少し長くなりますけれども、そのそういう心境の中で、取り組まれた業績の一端を披露しながら進めてみたいと思います。

平成6年に市長に就任以来、平成7年にはこの奄美看護福祉専門学校の設立に一生懸命努力をして開校に至っております。

平成8年にはスポーツアイランド構想に取り組んで、現在でもスポーツ合宿が定着をしている。

平成9年度にはクリーンセンターが完成をして、火入れ式を行っております。

平成10年には関西直行便の伊佐美路線が復活をされた年でもあります。そして、今、問題ではありますけれども、海洋展示館が完成をみております。平成10年には名瀬小学校、平成10年同じく多目的名瀬市総合運動公園に多目的練習、屋内練習場ですね、がオープンをいたしております。

13年には伊津部小学校、14年には芦花部中学校が完成をみております。

一番印象に残るのが、平成15年の11月に奄美群島の日本復帰50周年記念ですね。天皇、皇后両陛下をお迎えして盛大なる式典が挙行されました。

平成16年には名瀬港の岸壁観光船バースが供用開始されました。金の掛からない教育面で鹿児島大学の大学院サテライト教室の開所がみております。漁業の振興のために平成17年にはハウセイ丸の水産加工施設の落成をみております。同じく17年にはコールセンターを誘致して、100人を越える雇用創出をいたしております。同じく17年には名瀬中学校の校舎が落成し、和光バイパスが開通をいたしました。

そして、平成18年3月に奄美市が誕生いたしまして、初代奄美市長に就任をされ、同じ年に健康体験交流施設タラソ奄美の竜宮が落成をみております。

19年度には一集落1ブランドという認定を進めております。

平成20年には懸案でありました、有田の汚泥再生処理センターが供用を開始いたしております。

こういう多くの事業の中で、私が最も期待されて、民間企業の市長として期待をされた、それを発揮したのが奄美高校の敷地問題ではなかったかと思われまふ。高校、奄美高校の敷地の有料化を求めて、県有地との交換が最も大きな成果ではなかったかと思われまふ。その結果、小俣線バイパスが可能となり、また奄美高校や県立図書館の移転建設が、完成をみました。このように厳しい情勢の中でも着実に事業を進めてこられました。それではこの厳しい事業の中をどのようにくぐり抜けてきたかということをお話してみたいと思います。

平成6年に市長就任にしてから、旧名瀬市においては基金取り崩しによる財政運営が4年間も続いておりました。その後は、行政改革に取り組み、平成10年度から13年度の4年間は当初予算では毎年

財源不足がありました。決算では何とか財源不足を解消する成果はありましたが、しかしながら、平成12年をピークに普通交付税が減少を続け、平成16年度以降の三位一体の改革が、地方の財政を悪化させました。その地方交付税が平成12年には73億2,700万ありましたが、平成16年には64億5,500万まで減っているんですね。こういう状況でありました。歳出では特に扶助費の増加があります。平成6年に約36億円であったのが、平成17年度には56億円となって20億円も増加しております。また、普通建設事業費は51億円あったものが、17年度には約28億円まで落ち込んでおります。この間23億の減少であります。

また、気になる地方債残高は、就任時は201億円であったのが、平成15年度で250億円まで増加しております。このことは、元金償還以上に地方債の借入れが多かったということでもあります。ここまできたのは、景気を支えるということで、事業を多く確保した結果でもあると思われます。しかし、市長はその後、公共工事と地方債の借入れを抑制して、地方債の残高は減少経過に今、あります。起債制限比率も平成8年度の15.3パーセントから17年度には12.8パーセントまで改善をされております。この基金残高はもう財源不足によって、基金取り崩しによる財政運営が続き、市長就任以来、12年間でもう17億円も取り崩すという、名瀬市の財政運営も強いられてきたようでありました。バブル崩壊という厳しい環境の中で、よく頑張ってきたという思いが私にはあります。奄美市誕生以降も18年度、19年度、20年度も基金の取り崩しの苦しい財政運営でありました。このような中で奄美市行政改革、集中改革プラン、財政健全化計画に取り組んだ結果、さらには交付税がさいわいにも伸びて、6億円の基金積み立てができるようにもなりました。

さらには21年度予算で、基金を取り崩すことなく予算編成ができたことは、喜ばしく、努力の結果であったと思います。また、一番みんなが気になる地方債残高、これは合併後の18年度、約397億円であったが、20年度では約370億、74億円で23億円減少させております。

それでは、全会計の地方残高ですが、これも562億円から525億円と、約23億円の減少となっております。さらに繰り上げ償還や借入れ枠を減らす努力も必要でありますので、このことをまたさらに進めていただきたいと思います。

計上収支比率も18年度で一気に100.1パーセントになりましたが、この20年度は98.2パーセントに改善をなされました。19年度から導入されました健全化犯罪比率については、閣議員にお答えをされましたので、省きたいと思っております。実質公債比率、将来負担比率など努力改善が見られます。

以上のことを見ても、市長は市長職というのはこの財政との毎日の戦いのようなものであります。この15年間、市長がこの財政に、この厳しい財政の中を、この21年度の基金を取り崩すに至らなかった分まで、どのような思いでこの財政に取り組んできたかを、思いを、万感思いを込めてお答えを願いたいと思っております。そしてまた、この次の方に残すためにもどのような財政の運営がなされていくのか、今後の見通しについてもお願いをいたします。

市長（平田隆義君） 平議員の質問に答弁いたします。質問者の温水といいますが、冠水と申しますか、ナチカナチカやるもんですから、私も思い出がこみ上げてくるという気がしました。平成6年度に名瀬市長に当選させていただいたわけですが、その年の2月の市長選挙の頃までは、まさにそのことは誰しもが予想できない状況であっただろうと、このように思います。そういった点で私も議員としてではありましたが、7月1日からの名瀬ロータリークラブの会長を受けて、1年間頑張っていこうという思いをしていたことも思い出しております。しかし、9月議会を終えた時点で、市長の体調が思わしくないということなども耳にしておりました。しかし、県民体育大会も無事に乗り越えられたので、これで大丈夫だろうという期待もいたし、夏の大会ですね、特に、させておりましたんで、驚きでありましたが、多くの皆さんからお前頑張れという指名を受けまして、突然市長選挙に臨むということになったわけですが、ほとんど準備もできないままの市長選挙出馬でございましたので、当選はしたものの戸惑いの連続という感じでありました。そういうことで、まず11月ですから、来年度の予算編成について、どう対応するかというのはまず私なりに第一に考えたところです。当時の助役さん、財政課長さんに状況を説

あ明をいただきましたら、なぜか議会議員で気付いていないところが数箇所ございまして、その財源の確保が大変厳しい状況になっていると、恐らく赤字決算になるのではないのかなという話を聞きまして、びっくりしたところです。このことは6年度から8年度までは実質、単年度収支が3年連続で赤字であったということです。そういう状況になったのではないのかなと、こう思います。しかし、その中で思い出したことなんですが、実を申しますと、その前の頃から国の方は国債発行がもう限度にきているということで、その起債、国債の発行をですね、地方自治体に移管したのではないのかなと思われるのが、総合整備事業債ということであろうと、あとでこれは気づきました。そしてそれも返済の時に、元利合計、70パーセントを国が交付税で補てんしますということでありました。全国の地方自治体の施設整備は、この事業によって相当進んだわけですが、ほとんどがその起債に頼ったために計上収支が発火してしまっているという状況になっていることに気付いたところです。そういった点を踏まえながら、じゃあどうするかということですが、当時の議会の記録にもあると思います。行政改革でこれを立て直さなきゃならないということですが、その立て直す基準としては、軟着陸をしていくと、一挙にこれを解決するには、地域経済というところからも無理があるということで、軟着陸をしたいと、その方法としては借金をしながら借金で借金を返していくというしか方法はないだろうということも答弁もさせていただいたところです。その頃は全国的に起債制限比率という言葉が、相当、自治省をはじめ議論されていたときでありまして、各地域がこの起債をどうして始末していくかということになるんじゃないかなと、こう思っております。そして、市長に当選をしまして、東京に陳情に11月上がったわけですが、そこで見た光景というのが、あまりにも衝撃的で忘れられないところですが、ちょうど、住専の問題が出ておりまして、それに公的資金を投入するのかもしれないのかという、大激論があったときがあります。霞ヶ関から永田町一帯には、右翼の車が数十台連ねて、盛んに街宣をしている光景を目の当たりにしまして、慄然としたような思いを持っております。そういう中で、何とかして名瀬市の財政を立て直していかなくちゃならないということでありました。たまたま、まだその頃までは若干の基金が残っておりましたので、基金を取り崩しながらしていこうということと同時に、歳出の削減をどうして職員に理解してもらおうかというのも、苦勞をしたところです。私も市議会議員の時代には、決算時に予算残高があると、仕事をサボったんじゃないのかというのが議員の質問、質疑の主流であったと思います。せっかく組んだ予算をなんで消化しないんだということであったと思うんですが、私は市長に就任してからは、それはやめようと、予算残高をどれだけ補正予算でカットしたかがポイントだということで、年度内の予算の削減をしていこうということで、これは基金から借りてというのは、繰り入れて、当初予算組むわけですから、その繰り入れた分を基金に戻していこうという努力をしていこうということに努めたということなども記憶に残っておりますが、しかし、それでもなかなかこれは対応できないということで、計上収支比率を改善していくのには、起債の返済が前倒しでできるかということを検討したが、これが国庫金融のほうの起債については、これができないということになっておりまして、これもあきらめざるを得ないということで、結局のところ、職員の昇給をストップするという取組にしかならないということになりまして、職員組合にこのことを相談して、職員組合も御理解いただいて、協力をしていただいたというのも、一つの思い出だなあと、こういう思いがいたしております。バブルの崩壊で国のほうも、てんやわんやでありまして、少しこのことが小渕内閣の時に対応が進んだのかなと思ひまして、小康状態になったのかなと、こう思ったりもしていたところですが、ちょうどそのバブル崩壊と合わせて、金融、企業のなんというんですか、グローバルスタンダードという言葉が橋本内閣で盛んに言われたんですが、規制緩和を進めて日本の金融企業が世界の経済に通用するような体制を取らなくちゃいけないというのが、その体制のとり方だろうと、こう思っているところですが、そういう規制緩和を進めて参って、よくなるだろうという期待をしたわけですが、企業の大型合併とはどんどん進んでいくわけですが、世界の中の日本経済、貿易立国という国の方針には叶うものだというので、多くの皆さんが期待したのではないのかなと、こう思っているところ。そういうところにだんだんだんだん地方にしわ寄せがきまして、地方中央のほうでは、地方はしたいほうだい、財政が潤ってるんじゃないかという言葉が飛び出しまして、このことには大変苦勞した記憶もございまして、その頃から地方の財政

の在り方ということが議論にはなっていたところでした。特に、その積み重ねとして、最終的に先ほど議員の指摘がありましたように、小泉内閣で三位一体の改革というのが出てきまして、このことについては5兆円の金額という数字が出てきましたが、どうも1兆円、どっか消えてなくなってるよというのが市長会でのみんなの思いでした。大きな都市については、規制緩和、地方の財政の建て直しには有効なことだろうということで、大都市等については、それほどの危機感を持ってなかったんですが、地方の小都市はこのことは財源の移譲というけど、財源がないんだよと、どうして歳入を確保するんだということで、大変危機感を募らせたことです。全国市長会もなかなかその役員になられる方たちは、大都市の人が多いわけですので、小規模の都市の声がなかなか届かないということなので、国への申し出の中に1行だけ、地方の都市の対策を忘れないよという項目が、ようやくついたという程度でありました。そういう中を繰り返し、繰り返しやっていたところではありますが、当時の財政課長からいよいよ当初予算が組めないよ、どうしようかということで相談を受けまして、組めないなら組めないで赤字でも予算組めばいいんじゃないかと、これは我々の責任だけじゃないんですよ。県の責任も国の責任もあるんじゃないのということで、財政課長にそういう話をしましたら、財政課長も市長がそこまで言うなら私も気が楽になりましたということで、県にそのことを伝えて、むしろ県のほうが大騒動になってあたふたと体制を整えられるように、面倒みたくということもあるんじゃないかなと、こう思います。このことはですね、数年後に沖縄県の石垣の市長さんがですね、赤字予算を組んで公表してしまって、全国の自治体の話題になったという記憶がございます。このことも沖縄県、国の方の対応で収支あったような、予算編成になったわけです。それほどさようにこの時期は、地方自治体の財政の建て直しということは、みんな苦勞をしてきたんじゃないのかなと、このように思います。そういう中で市長個人だけで、物を言っただけでなかなかだなあという思いはしまして、実は、今、資料を持ってきていただきましたが、日本都市センターの方に名瀬市の行財政診断調査をお願いをして、その報告をいただいたのが9年の3月となっております、ちょうどその年に名瀬市の総合開発計画、後期計画ができておりますので、同時並行されたんだなあ、こう改めて思っているところです。それでもこの総合計画は、自然の魅力あふれる南海の産業文化都市を目指してという副題がついておりますから、大きな夢と希望を持って、職員もこれにあたったのではないのかなと、こう思っているところであります。現在、いろんなことを重ねて、今日まで参ったわけですが、合併をしましてよく指摘されるんですが、合併するまでは、これからの財政を合併することによって、地域の財政状況が変わってくるんだと、希望を大きくすることによって大きさのメリットがあるんだということを訴えながら、合併を勧めてきたわけですが、開けてみますと、財政が、数字が全然計上収支から再生元氣比率、起債率というものが大変まずい数字になってしまって、これをどうしようかな、どういう説明をすればいいのかなという思いをしていたところがございます。そういう中で、三位一体計画の見直しという形で、福田内閣あたりから地方がおかしいぞということになって、だんだんだんだん見直しが進んできたんじゃないかなと。そういう中でアメリカのサブプライムローンの破綻で、世界的な不況になってきたということでもあります。そういうときに思ったことが、先の世界に共通する、グローバルスタンダードということは、世界に通用する日本の企業を育てるんだということだったはずですが、グローバルスタンダードということは、世界の経済に日本が完全に巻き込まれてしまうということなんだなと、いうことぐらいしか私は理解できていないという感じがします。そういうことで、三位一体改革の関係、今回の不況ということで麻生総理も地方への対応をして、ようやくこの21年度の予算編成で収支プラスマイナスゼロというか、基金を取り崩さなくててもいいという形をとらせていただきましたし、今年の議会の皆さんにもお願いしたとおり、基金も15年前の基金に近い形で戻すことができたんじゃないかなと、こういう思いをいたしているところがございます。昨年度財政課長から、行財政改革、財政改革の方針と、実施事業計画が合うようになりましたという報告をしておりまして、そういうところまできたのかなという思いがいたしております。しかし、これですべてが終わりということではございませんで、これからも引き続き財政を立て直して、市民が安心して暮らせるような地域づくり、そして喜んでもらえるような施設整備も合わせていかなければならないと、このように思っております。今度の選挙で、民主党が政権を担う

ことになりました。地方のことについては十分対応していくということだし、ただこれから国の予算の構造改革という点では、かなり変わったことができるのではないのかなと、こう思っております。そういう意味において、我々は今までの行政、政治の中で、大変実現が難しかった、お願いしてもなかなかいい結果が出れなかったという点が、案外できてしまうということもありはしないかということで、期待もしているところです。そういう意味でこれからの時代の人達に奄美市をゆだねて、素晴らしい奄美市が完成するようにと願いつつおるところでございます。これからも議会と行政、そして市民が一丸となって協働のまちづくりで、いい奄美を建設していただきたいと心から願っているところであります。答弁になったかわかりませんが、以上でお答えを終わりたいと思います。

総務部長（福山敏裕君） それでは奄美市の財政についてお答えをいたします。先般の政権交代により、国の制度改革をはじめとした不透明感がありますが、地方重視を前提に、普通交付税が現在の規模を確保できること、また補助金等の改革があっても、相当の税源移譲が実現可能であれば、本市の財政状況も引き続き改善の方向に進むものと考えております。また、地方債残高を減少させることが財政健全化に向けた重要な取組となっております。今後の財政運営におきましても、事業の実施に伴う地方債借入れをどれだけ抑制できるかがこれからを左右するものと思っております。その後、もっとも課題になるであろうと思うことは、合併特例措置期間が終了します平成28年度以降であります。御承知のとおり、有理の財源措置がなくなると同時に、普通交付税が一本算定に変わること、28年度以降徐々に減少し、5年後の平成33年度からは、現在の普通交付税が、各年度10億円程度少なくなることが予想されます。この辺が一番大きな課題となっております。

23番（平 敬司君） ありがとうございます。この財政問題は市長一人でやるもんじゃなくて、全庁を挙げて、または議会を挙げて取り組まなければならない最重要課題だと思いますので、今後ともしっかりまた議会も頑張っていきたいなと思っております。

次に、この合併のことでありますけれども、事業の進ちょく状況については向井議員にこう示されました。新市の庁舎の位置については、早めの結論をお願いをいたします。

成果と課題についても答弁がなされましたが、私が一番心配なのはどの政党も打ち出されなかったこの漁業の問題であります。温暖化による漁業の影響は深刻でありますので、今後ともこの漁業については一生懸命取り組んでほしいなと思っております。時間がありませんので、ただ私の思いだけ伝えたいと思っておりますが、この課題としてはこの消費地であるこの名瀬と生産地である笠利と住用、この一体化をどのように図っていくのかが、今後の課題だろうと思っております。

最後に私が一番大きな課題として思っていることは、4年に1回巡ってくる市長の選挙であります。私は、11月合併を訴え続けてきました。その思いは今でもまだ持ち続けております。合併のこの可否、賛成、反対ではなくて、3月の合併によって市民生活に大きな影響が出るのが心配でありました。まさに、実際に新市誕生によって10日間の残り予算というものが含まれましたし、新年度になって暫定予算になりました。こういう苦い思いは私は二度としたくないと思っております。そして合併協議会の会長の市長もこの思いは一緒だったと思っております。今回、途中で辞任の意を表しましたけれども、この11月合併に向け、本当に市長はこれからの奄美市を思っていることだと思っておりますが、残り時間が2分しかありませんが、この心情をどうぞ、後援会の皆さんにお話ください。

市長（平田隆義君） 11月の合併というのは当初、私達も目論んでいたケースであります。法定協議会の設立が若干遅れたかなという思いもしておりますので、ことを急いでいかなければならないという中でありました。そういった点では、おっしゃるように11月の合併がなされておれば、大きな課題の解決が違ってたんじゃないかなと思われるのは、この度4月の22日が私の任期だと、来年度の、聞いておるんですが、この時期に4月に選挙をやるということは、新年度のスタートがかなり遅れてしまうということは経験しております。それと合併の時にも3月20日に合併でありますから、3月21日か

ら失職をするということで、それじゃ4月1日の人事異動をどうするかということで、議論をなりました。次の市長に任せてもいいんじゃないかという意見もございましたが、3月20日から3月31日まで、部長がいない部署ができてしまうということで、3月20日に私も人事を異動したという難しい問題もございましたので、このことを解決することが私の最後の行財政改革の一つではないかということで、市民に迷惑のかからない形で、奄美市の事業が進んでいければとこう願っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（伊東隆吉君） 以上で、奄美興政会 平 敬司君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。午後1時30分再開いたします。（午前11時45分）

議長（伊東隆吉君） 再開いたします。（午後1時30分）
午前に引き続き、一般質問を行います。市民クラブ 栄 勝正君の発言を許可いたします。

21番（栄 勝正君） 市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。市民クラブの栄勝正です。質問に入る前に、少し所見を述べたいと思います。去る5月18日、昼に発生いたしました名瀬、柳町の火災で被災された方や、負傷された方に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧と回復をお祈り申し上げます。なお、当局におかれましては、適切な対応を取られるとともに、消防署においては、今年は年明け早々から火災が相次いで発生し、火災予防に全力で取り組んでいると思いますが、密集住宅を重点的に火災警報器の設置や広報活動、火の用心、ステッカー配布などに全力で取り組まれるよう、臨むものであります。また、着の身着のまま焼け出され、途方に暮れている状態で、名瀬県友会が献身的に半焼家屋の取り壊しや、撤去に協力されたことに心から政治を担うものとして感謝を申し上げます。

さて、今年は1個の台風直撃も奄美になく、災害もなく、喜ばしい状態が続いておりますが、雨が少なく、サトウキビや農作物に大きな被害をもたらしています。水対策にも特別の配慮をお願いいたしますのであります。

また、昨年から今年に掛けて、100年に一度という不況に見舞われ、政府も自治体も景気回復対策や雇用で全力で取り組んでいるなか、国の運命を決める衆議院選挙が8月30日に施行され、民主党中心とする連立政権が誕生いたしました。我が奄美群島区も鹿児島2区からは、二人の代議士が誕生いたしました。奄振をはじめ、山積している諸問題解決に、二人とも全力で取り組まれるようお祈りしたいと思います。民主党のマニフェストや、奄美群民への約束ごとなどを見てみますと、いままで全郡議員大会をはじめあらゆる機会をとらえて取り組んだことがら並べられています。実現できるよう強く望むものであります。当局としては、どのような取組で対応しているのかお聞かせください。次の質問からは発言席で質問いたします。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

総務部長（福山敏裕君） 今、新政権への対応ということで、マニフェストの中のガソリン税の暫定税率に対しての影響について、それにお答えをさせていただきたいと思います。まず、揮発油税の税率は、本則では1リットルあたり24.3円、暫定税率では24.3円で計48.6円となっております。地方道路税の税率につきましては、本則1リットル当たり4.4円、暫定税率では0.8円となっており、計5.2円となっております。しかしながら、平成21年度からいわゆる道路特定財源が、一般財源化されたことによりまして、実質の影響額がどれほどになるか予測することは困難になります。昨年度までの道路特定財源を参考にいたしますと、平成21年度当初予算におきまして、暫定税率が設定されてる揮発油税、地方道路税を財源としている歳入費目としまして、一般財源では地方揮発税、譲与税、3,579万4,000円、地方道路譲与税、2,126万6,000円、計5,706万円となって

おります。

また、特定財源では地方道路整備臨時交付金7億7,000万円が該当すると思われ、合計ですと、8億2,706万円の一部として、暫定税率による財源が含まれてると思われ。

さらに民主党のマニフェストにおきましては、大幅な予算の組み替えを公約として掲げておりますので、来年度以降、どのような影響が出るのか現在では予想もできない状況であることも事実でありますので、国の来年度予算編成の状況も注視してまいりたいと考えているところでございます。

21番(栄 勝正君) この間から、いろんな方の議員の質問にもありましてですね、またいろいろ対応は聞いておりますけれども、今までの自民党中心とした連立政権と違った対応をしなければならぬんじゃないかなと私は思っております。市長も11月いっぱい陣を退くということなんですけど、今後の対応もですね、いままでどおりにはなかなかいかないんじゃないかなと、陳情をやめてもらうとかですね、いろいろ書いてありますのでですね、その辺も気になるところであります。それで、もう一度お聞きしたいんですけども、このように奄美の約束が8つほどあるんですけども、これが本当に解決されたらですね、奄美は私は万々歳じゃないかなと思ったりもいたしております。そしてまた全国的なこのマニフェストとして、今、申し上げた暫定税率の廃止や、あるいはいっぱいありますけれども、高校授業料の無償化とかね、いろんな面で農家の個別所得導入とかいろいろありますけれども、一つひとつ奄美市に対する、本市に対する影響を聞いたら時間がありませんので、まだいづれははっきり決まりましたらそういうことをお聞きしたいと思いますけども、一番気になる65歳以上の後期高齢者医療制度を廃止ということもうたわれております。万が一また元に戻るようなことがあればですね、本市としてどのような影響があるかお聞きしたいと思います。

それから、先ほどもありましたように市長としてですね、民主党政権、連立政権に対する対応はですね、いままでとやっぱり違ったような対応になるんじゃないかなと思うんですけど、いま一度、その辺もお聞きしたいと思います。

福祉部長(福山 治君) 後期高齢者医療制度の廃止ということにつきましては、民主党のマニフェストですね、廃止に伴う国民健康保険の財政負担増は国が支援しますと、いうことでうたわれておりますが、どういう形で廃止をして、どういう形にするのかというのがまだ、現在全くわかりません。したがってどういう影響がでるのかということについても想定が付かないような状況でございます。

総務部長(福山敏裕君) 今後の対応ということでございますが、議員御指摘がございましたので、過去に経験をしたことのない政権交代でございますので、今後の動向を注視しながら取組については考えてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

21番(栄 勝正君) 12月議会はまた新しい市長が市長席に座っていると思っておりますので、また新しい市長に対して今後どういう対応をしていくのかですね、やっぱりその辺は精査してみたいと思っております。今、申し上げましたように、いろいろなことがこのマニフェストに書かれておりますので、本当に実現できるのかなと国民も期待と不安でいっぱいじゃないかなと私は思っておりますけれども、万が一このような、やはり奄美に対する約束事など、ほんとにいままで一所懸命と取り組んできた事柄でありますので、実現できるように私はこの場でお祈りしたいと思っております。

次に、時期市長選の対応ということであります。これは、この間から市長が11月末をもって辞するというところであります。先ほど午前中の質問で平議員から市長の15年間のいろいろな出来事や事業のことなどがありまして、また市長も15年間に対する思いを延々と述べておりましたので、よく私もわかりました。私も平成8年に市議会に席を置いてから、約40回を超えと思っておりますけれども、市長に対していろんな質疑をしてまいりました。いろいろなことがあるだろうと思っております。そして、また功績はその辞めたすぐは政治家の功績というのはなかなか評価はできないと、何年後なってはじめて

平田市長がやったんだと、今、また大津市長がやったんだとよく言われておりますけれども、そういう言葉ができるんじゃないかなと、私は思っております。そこで、お伺いしたいんですけれども、やはりいろいろなことを午前中から述べられておりました。ですけれども、ただ一つ私も危くしていることは人口減少に歯止めがかからないと、昭和60年に5万人だった人口がいまでは、名瀬市だけで5万人だった人口がいまでは3町合併しても4万8,000人弱というふうになっておましてですね、特にこの名瀬市街地の、旧名瀬の人口減少が激しいと言われております。市長は辞められても気になることじゃないかなと思ったりもいたしております。そういう面を含めてですね、やはりなにか一番課題として心残りがあるのか、そしてもう一つは新市長に対して是非これだけはやってもらいたいと、一つ二つ具体的なものがあればですね、是非お聞きしたいと思います。

市長（平田隆義君） 衆議員の質問に答弁させていただきます。前提といたしましては、民主党の新政権がどういう対応をして来られるのか、なかなかまた掴みきれないということが本音のところでありま。したがってどういう対応をしていくべきかということが、まだ申し上げる段階がございません。ただ、申し上げたいことは奄振事業において、予算総枠は減らさないということは明確におっしゃっていますが、いくつかの事業において、じゃあ中止ということになるのかなと、こう思ったりしてるところです。ただこのことも県議会議員の県議の先生の質問と、国会議員の先生方の意見とすり合わせた結果なのかもまだつかめていないという状況でございますので、そこら辺がなかなか困っているという感じであります。ただ、申し上げたいことはこれまで奄振事業ということは、地域の奄美群島地域のほうがやはり遅れている。それと経済財政的には弱い地域であるという前提のもとで、そのことの格差を是正するということが一貫して取られてきたわけでありま。したがって奄振事業における事業の確保ということはこれまでも、それなりの相応の成果は得たが、まだ多くの課題は残しているという御指摘のなかでございますので、引き続いて奄振事業における地域の社会資本整備、産業基盤整備、生活基盤整備、その他の公共施設の投資はやめることなく引き続いていただきたいという思いであります。そういう中で交付金化ということの概念というのがはっきりしなくて、この点も様子を見て対応しなければならぬということではないのかなと、そう思います。国の直轄事業において、ダムの問題だとかいろいろな形で事業廃止ということなどがうたわれております。そういった点と奄美の同じ国の国道事業にしても港湾事業にしても、内容が全く違うんじゃないのかということをおし上げてきたいと、こう思っております。やはり地域生活に密着して、地域が欲しいということでこの議論を重ねて地方の計画を県に上げて、県もこのことを国に申し上げて、お互いが共通の認識においてこの事業を進めているわけでございますので、このたいのこの祝いとということと、そして、そういう前提ですが、我々はその整備を進めることが目的じゃなくて、整備をすることによってどう生かしていくかというのは、これは島民の責任でありますから、そうすることによって私は言われている農業、第一次産業、それから観光産業、こういったものは社会資本整備の完成を見て、目的を達成するものだとこう考えておりますので、そのことも是非理解していただきたいと、こう願っているところであります。

21番（衆 勝正君） 私は今、いままでやったことの中で、市長が心残りのことがあればですね、どうということかなと思っておったんですけども、3番目の来年度の奄振に対する取組ということで今、市長は語ったんじゃないかなと私は今、認識をいたしております。そこで、私達も一生懸命とこの奄振のことについては、東京に行っても勉強してまいりました。そしてこの間も有志の議員が集まって勉強もやってまいりました。大変いろいろと課題も多いわけなんです。昭和28年、9年よりこの奄美群島振興開発特別措置法というのが、特別立法によって、延々と続いておりますけれども、このように人口減少が続いていると、そして何が本当の産業振興かという指針もまだ立っていないんじゃないかと私は認識しております。隣の沖縄県は、昭和47年に復帰したと思っておりますけれども、あれ以来37年間の間で人口も相当増えていますし、また観光という産業もですね、定着しつつあるような気がいたしております。やはり、その点から比べればこの奄美群島は本当に今後どうしたら生き残れるかということは大変なことじゃな

いかなと私は思っております。それで、具体的に市長も述べておりましたけれども、農業、観光、今後の方向性としては情報産業ということが一番じゃないかなと、私は思っております。この3つの柱を主にですね、今後の残されたあと4年間、来年度からありますけれども、是非、このようなところに奄振の予算をですね、注入してもらって、この奄美群島復興にですね、復興に役立ってもらいたいと思っておりますが、いま一度農業、観光業、情報産業について、具体的にどのようにこの国に要望していくかということがあったらですね、お聞かせください。

市長（平田隆義君） おっしゃるとおり、これからの奄振事業の柱において、農業観光交流事業、それから情報産業関連の事業ということが今後の奄美の活性化につながるだろうという、奄振委員会の意見が付されております。農業において、奄美の奄美群島の一円にかかることはなかなか難しいなと思っております。奄美本当に限って申し上げますれば、サトウキビは基幹産業であるといわれておりますので、笠利町においての農業の基幹産業となりうるということは私ども、共通認識しております。そういった点ではサトウキビの復興を図っていきたくて思っているところです。

それと、問題は個別補償制度というのが出てまいりましたので、このことをどう受け止めて、受け入れていくかというのはまたこれ、難しい状況ですね。自民党政権下でのこの補償制度というか、については、やはりある程度規模を大きくしたサトウキビ農家を育てたいというのがそこにあるわけなんです。ところが、それをあんまり急速に進めてまいりますと、現在状況を見たところに各集落の高齢者が残っている農村の農業をどうするかという点で大きな課題を残してしまうんじゃないかという危惧を持っているわけです。それがうまくいかないと、農村が崩壊してしまうということでありまして、このことを今後、どう積み上げていくかということなんです。民主党さんのほうは、むしろどちらかというところWTO受け入れをして、個別補償制度にいきたくて思っているようなので、そこらあたりはもう一度、民主党の先生方にも訴えていって、集落をどうするかということを考えていきたいと、こういう思いがします。よく我々、申し上げるんですが、援助という言葉がございます。支援していく時に、特にこのODAの話などあるときに、ある国に支援援助していくときに、魚をあげるのか、魚を取る網をあげるのか、ましては網を作るお金をあげるのかという議論がよくあるわけですから。直接払いということの危険性というのは、やはり考えなければいけないのではないのかなという気がします。ですから、産業の育成においての立場です。ただばらまきだとか一般に言われているのはまた別個に、事業を起こして行くのであれば、そのようなところの配慮が必要じゃないかと、これまで基盤整備を進めて、面整備、農道整備、それから灌漑配水事業ということで入ってきておりますから、それらをいかに生かしていくかということへの対応をすべきではないのかなと、私はこのように思うところであります。その中高齢者の多く住む農村をどうするかということではないのかなと、そういう思いがいたします。

それから観光のことについても、よく言われております運賃の問題ですが、運賃の問題がなかなか解決の糸口が見つからないということでもあります。今、国土交通省のほうでテストしていこうということで、事業を進めておるんですが、それもどうかと、そういうやり方でどうかという感じのものでありますから、課題を残しているということなんです。結局は、先般申し上げましたように、航空運賃については、全国離島を巻き込んだ形で、航空政策というのはどうあるべきかということを見つけていかないと、奄美の航路の運賃を引き下げてくれというだけの話では、解決しない問題だろうと、このように思っております。そのことをですね、先般も答弁してあるんですが、民主党の先生のある先生が、同じようなことを申し上げたということで、共通認識もできるのではないのかなと、こう思っているところです。

IT産業においては、これから図書館跡で一般市民向けのスクールができるようにしようとか、いろんな専門学校もあるわけですし、それらがあいまって地域の人達がITということに馴染み、そしてパソコンに馴染み、そしてインターネットに馴染んでいくという段階を得ていくということが大事だろうと、地道なそういうスクールを持っていくということになるだろうと、このように思います。

ただ、いろんな課題を抱えてる中で、特に農業等についてはマンゴーがいいとか、畜産がいいとか、

いろんな農産物が出てまいりましたので、自ずから農家を志す人達がその選択をもって進んでいくのではないのかなと、こう思うところです。他の島のことについては、また別の問題もあるようですが、奄振事業の中でこのことは取り上げていくことができればと、こう思っております。

2 1 番 (栄 勝正君) 今後の方向性としては、いくつもいろいろあると思いますけれども、やはり今、市長が述べられたように、この農業、サトウキビを中心としたですね、やはり畜産などを含めた高付加価値ができるような農業をですね、取り組んでいってほしいと私は思っております。

それから観光面はやはり、この自然、伝統を生かした観光の開発と、近隣地域との連携と、やはり沖縄との連携も必要ではないかなと思っております。いろんな人の話を聞いてみますと、沖縄に行ったら東京みたいにしてほとんど田舎というか、その自然のあるようなところがあんまり見えないと、奄美にきたらほっとするというのを聞いておりますので、その辺を聞く広報、あるいは発信をしてほしいと思っております。

それから、情報産業もやはり、グローバル化されていますので、この情報産業の整備というのは是非必要だと思いますので、こういうところにも力を入れてですね、そういう産業が、この奄美にもですね、企業として成り立っていくような方向立ても是非、この奄振でですね、取り組んでほしいと私は強く望んでおります。是非、また次の市長にもですね、組長さんにも引継ぎの時には声を大にして、この三つを取り上げてほしいと、取り組んでほしいと申し送りをお願いしたいと思っております。

それでは、4番目に移りたいと思います。要援護者台帳づくりについての現状ということなんですけど、次の5番目とも連携をするんですけど、なぜ私がこれを取り上げたかということは、奄美市も限界集落と、65歳以上が50パーセントを越すという集落がどんどん増えておりましたですね、やはり大きな災害などが起きた場合、じゃあ誰がその家を見回すのか、あるいは助けに行くのかなど、大きな問題があると思われまますので、これを取り上げてみました。それで、このことはですね、ちょっと読み上げますけども、実態は福祉防災当局が、高齢者所帯や障害者等の情報を交換し、要援護者をリストアップ、地理的要因や体力、傷害の程度を精査し、必要な支援内容等に加えて一人当たり2、3人の支援者を台帳に記載するということなんですけども、自力で非難ができない高齢者を支援するための台帳づくりということなんですけども、奄美市はまだ現在、その台帳ができてないということで、宇検村と与論町ですか、もう奄美群島ではそういう台帳ができてると思っています。奄美市の現状をお聞かせください。

総務部長 (福山敏裕君) 要支援者台帳づくりの現状について、御説明いたします。現在の奄美市におきましては、災害時要援護者非難支援プランを福祉関係部局と共同で、現在策定作業を行っているところでございます。そのプランの内容としましては、全体的な計画作成や、関係機関との連携、また支援体制の整備などがございます。その中におきまして、核となる部分が要援護者台帳の作成でございます。現在、この台帳の元になりますリストは、各関係部局で把握しております。おもな対象者の現時点での、おおよその人数を申し上げますと、65歳以上の高齢者が約1万2,000人、そのうち一人暮らしの方が約4,500人です。また身体障害者手帳の交付を受けた方が約1,800人、要介護4以上の方が約650人となっておりますが、高齢者と重複している方もいらっしゃいますので、現在、その摺り合わせ等の把握を行っているところでございます。今後の具体的な方針としましては、各関係部局と協議をし、災害時要援護者避難支援制度実施要綱を策定しているところでございます。そのうえで、要援護者の把握調査を実施し、台帳を策定する予定でございます。また、台帳づくりと合わせまして、全体的な支援プランの策定と市民への防災に関する啓発活動を行ってまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

2 1 番 (栄 勝正君) この頃、先ほども言いましたように、火災が発生が多く、この間柳町の火災の時にもすぐ、駆けつけたんですけども、果たして何人にどういう形で声掛けられたのかなと思ったりもしておりました。幸いにして死者はいなかったんですけども、負傷者が出たということであります。そう

いう時に、やはり、隣近所ですね、火事だよと、この人どうなったのかなというような、このような見守り隊は、私は是非、この今後は必要じゃないかなと思っております。それでも是非、これは早急ですね、いろんな問題もあるんだと思います。例えば、その中に助けに行つてケガをしたとか、あるいは途中でケガをしたとか、負傷したというときに、誰が責任を持つとか、いろいろな面であると思えますけれども、これはまた団体保険とかですね、一括に掛けてもらうとか、いろいろな方法があると思えますのでですね、是非、この要援護者台帳の取組をですね、早急にしてもらいたいと思っております。

また、これは新聞に載ったことなんですけども、笠利町の里ではですね、この高齢者119番という集落内で、こういう制度を立ち上げてですね、高齢者の宅を回って、見守っているということなどが新聞で紹介されています。大変、いいことだなと思ったりもいたしておりますのでですね、是非、この台帳づくりに早急に取り組んでももらいたいと思っておりますが、今年中は無理でしょうかね。もう一回お聞きしたいと思えます。

総務部長（福山敏裕君） 確かにこのような近隣にどういふ方々が住んでおられるかということ把握しておくことは大変大事なことでございます。この前の柳町におきましても、90歳以上の方が住んでおられまして、近所の方がいち早く救助をして助かったということなどもございますので、現在、委員からございました笠利町の取組などを、事例を参考にしながら、早急に台帳の作成に取り掛かっていると思えますので、御理解を賜りたいと思えます。

21番（栄 勝正君） もうすでに、先ほども言いましたように、与論町と宇検村ですか、もう台帳ができていますので、やはり早急ですね、今、部長が述べたように、やはりそういう高齢者を助けたという例もありますので、やはりそういう人達をですね、その見回り隊が助けるんじゃないで、そういう制度があればですね、なお、スムーズにいくと思えますので、港町の火災の時にもあとですぐ行ったらですね、この家には高齢者がおったんですが、この人、今、家におったのかなおらんかったのかなと僕に聞くもんですから、私はそこの港町の人じゃありませんからわかりませんと言いましたけれども、その地域に住んでいる人であれば、いまここにはいなよと、子供のところに行っているよとか言われるんですけども、そういうこともですね、やはり的確な、そういうことがあれば情報としてくるんじゃないかなと思っているんです。3月いっぱいを持ってですね、是非、作成するように早急をお願いしたいと思えます。

次に、嘱託員制度、旧名瀬市への配置ということで質問したいと思えます。笠利町と住用町のほうでは、嘱託員制度と区長制ですか、が設置されておりますけれども、旧名瀬市は平成12年に廃止をされております。以前に、平成5年ごろだったと思うんですけども、私はその時、議員ではありませんでしたけれども、末端行政審議委員会というのがありまして、市長もその時、市長就任じゃなかったと思えますけれども、そういう審議会がありまして、私も地域代表としてその審議委員会に1年間関わったことがあって、その時に最終答申として、この旧市街地にも嘱託員制度の配置をということで、答申がなされると、私は記憶をいたしております。ですけれども、それには逆行していきまして、とうとう平成12年度に嘱託員制度、昭和30年度以来続いていた条例が廃止されました。それで、もう嘱託員というのが、旧名瀬市からいなくなったわけですけども、やはり、ここに来て先ほどから述べておりますように、高齢所帯も多く、一人暮らしも多くですね、やはり地域で支えあわなければならないという事態が、本当に多くなってきたんじゃないかなと思ったりもいたしております。そして、旧市街地では、先ほどの防災にも関係あるんですけども、自主防災組織化がなかなかされない、これもやはり中心になる人がなかなか定まらないから、そういう組織もできないんじゃないかなと思ったりもいたしております。また、70いくつある自治会も、休眠状態の自治会もたくさんあります。自治会とは名ばかりですね、何も機能していないという自治会もたくさんあります。そういう中でやはり予算がかさむかわかりません。住用と笠利町、この間協力員が言っておりましたけれども、3,500万くらいの費用が掛かっているということでありまして、奄美市にも旧名瀬市にも、もし嘱託員制度が復活したら、

またそれぐらいかかるかもしれませんが、やはり今後の高齢化した時代に即応した対応としてですね、やはり町内会の充実と、私は必要じゃないかなと、そのためにも中心となる会長さん、あるいは嘱託員制度ならば嘱託員さんが中心になっていると行わなければならないとっておりますので、この嘱託員制度の名瀬市の配置ということですね、どのように考えているかお聞きしたいと思います。

総務部長（福山敏裕君） 栄議員のことにしてお答えします。旧名瀬市の嘱託員制度は、旧見方地区のみでありました。廃止にいたった一番の要因といたしましては、車社会の到来、交通網の整備、さらに宅地開発等による都市部と農村地域とのいろいろな格差が是正されたことだと思っております。旧名瀬市への嘱託員制度の配置につきましては、現時点では引き続き町内会自治会の組織評価を支援し、また町内会自治会連合会と連携を図りながら、総会、研修会、新年会、グランドゴルフ大会等の開催、そして年に2、3回の連絡会を開催し、行政からの連絡やお互いの情報交換の場を多く設けたいと考えております。要援護者台帳づくりや高齢者見守り隊は、町内会自治会長の協力なしではできないものと周知しております。嘱託員制度の創成につきましては、今度の、今後の検討課題にさせていただきたいと思っております。御理解のほどよろしくお願いたします。

21番（栄 勝正君） 私は、私ごとですけれども、21年間自治会長をしております。自治会長も譲りたいんですけども、なかなか手がありません。ほとんどのところがですね、自治会がもうなくなったところは、会長さんがいなくなったということが原因なんです。なぜ、会長になり手がいないのかと、このように高齢化はだんだん増えています。皆さんの先輩で立派な方も町内会ではたくさんいます。60歳代で、ほんとにまだ青年のように働ける人もいっぱいいます。あるいはほかの公務員、先生、退職した方とかですね、いろんな方もいっぱい会社を退職した方とかいっぱいいます。そのような人達を有効に活用するためにもですね、いまあなたがおっしゃったように、いろんなグランドゴルフ大会や、いろんなあるいは研修会など開いているというのはよくわかります。この間も蘇議員の質問に対して何名集まったかということ、40名集まったと、約半分も集まってないわけですね。ですから、私がこの旧名瀬市街地を回ってですね、一番不安なことは安心して安全で住めるのかなと、街灯もつかないまっくろした道路がいっぱいあるんですよ、見たことないですか。見たことなければいいですけど、私はしょっちゅうそういうところに出くわします。自治会があるところはですね、そのように街灯もこうこうと照らしてですね、やはり安心して少しは安全とは言えないまでも、街灯の下では安心して安全ですね、過ごせていけるんじゃないかなと思ったりもいたしております。このいっこうに進まない自治会組織をですね、あまりこう今年いくつできたか、立ち上げられたということができてないんですよ。やはりその中に私はやっぱり、何千万か予算はわかりませんが、是非この嘱託員制度、復活してですね、やはりやらないと、いつまでたっても今あなたがおっしゃったようなことは延々とやってるけれども、それ以上は進まないと思います、言っとるね。もう一度、市長、どうですか、この件について、自治会の。

市長（平田隆義君） 旧見方地区の嘱託員制度を廃止して、よかったか、悪かったかという判断をせと言われたら、私はマイナスのほうが大きかったのではないのかなと、こう思っております。ただ、19集落、現時点ではまだ活力があります。それぞれの敬老会、やったりして、頑張っております。しかし、もうすぐそれもできなくなってくる可能性も含んでおるということを実感しております。したがって、今後これをどうするかという課題が当然に行政の訴状に上がってくるだろうと、ただ、今度は市街地の自治会に嘱託員制度をとということになったときに、大変厳しいことは、旧集落、農村集落と違った地域のコミュニティですので、その会長さんに嘱託員として任命をして、それなりの報酬を支給するということになったときには、かなりの、かなり思い責任が押し寄せてくるのではないかという気がしてなりません。であればどの程度のことをやるべきなのかということになるだろうと思っております。そういった点では、協同体としての自治会を中心に考える必要がありはしないか、自治会活動を支えていくにはど

ういう対応が必要かと、資金的な面にしてもですね。という考えが少し、農村地区の嘱託員とは変わった形じゃないと機能しなくなってしまう。結局はなり手がなくなってしまうという結果になりはしないかということを感じているところです。ですから、このことについては、これからの時代、そういうことが求められる時代になってきたのではないかなと、停滞する成長率の弱い経済社会になればなるほど、このことが求められてくるのではないのかなということなども、思うところであります。

21番(栄 勝正君) 私はやはり今後はですね、先ほど述べましたように、高齢化社会になっていきますので、やはり安全で安心で、なにもほんとは自治会が一番望ましいんですよ。自ら治める会であります。自分の地域は自分で守るといつも市長が言っておりますので、それが一番望ましいことなんですけれども、なかなかそこはそういう人達がいっぱいいればいいんですけども、そうはいかないところもあるもんですから、やはりこういう嘱託員制度も必要じゃないかなと、私はいまでも思っております。私、何回か本会議でも質問したんですけども、その旧見方の18集落を回ってひとり一人、その時の嘱託員から聞き取り調査もいたしました。そしたら、もう18のうち、16の嘱託員さん、残してもらいたいと、あとはもうどうでもいいというような回答があって、質問もしたこともありますのでですね、是非、このことは今後どうすればいいかということを検討してですね、早急に結論など出してもらいたいと思います。時間がありませんので、次にいきたいと思います。

次は、ポイ捨て条例の制定、犬猫のエサ付けということなんですけども、私は部長が代わるたびにこれは聞いております。教育長の徳永部長にも聞きました。福祉部長の福山さんにも聞きました。今度は新進気鋭な市民部長の有川さんでありますので、聞きたいと思います。今、今の県内の状況とか、あるいは全国的な現状とか、今後、この条例について、いろんな会議の条例とかですね、まちを美しくする条例なども本市にもあります。それが機能してないから私、ポイ捨て条例と、空き缶やタバコ、あるいはいろんなポイ捨てはしないようにということですね、一番市民がほとんどこれに関心があるようでありますので、その辺をお聞きしたいと思います。

市民部長(有川清貴君) 議員さんが、部長が代わるたびに質問されているようですが、全国のいくつかの自治体において、清潔なまちづくりのためのポイ捨て禁止条例が制定されております。横浜市の空き缶等及び吸殻等の散乱の防止に関する条例とか有名ですが、ポイ捨て違反者2万円以下の罰金または喫煙禁止地域での喫煙者に2,000円以下の料金が課せられる内容となっております。現行犯の違反者に罰則を適用するため、美化推進員を任命し、その取締りをおこなっているところでございます。県内では、鹿児島市で同じような条例が制定されており、ほかに指宿市、日置市等がポイ捨て条例が制定されておりますが、ちなみに鹿児島市と指宿市のほうにお尋ねしましたら、条例は罰則規定もあるんですが、罰則規定の適用はしたことがないということで、条例ができたからということで地域住民のそのマナーが向上したということにはなっていないので、現在は広報車による広報活動を行っているのが現状だということだということでございました。

21番(栄 勝正君) 今年の6月29日なんですけども、地元新聞に二人の方が、観光を考えるとということ、もっときれいにしよう名瀬のまちということで、このゴミのポイ捨てのことが詳しく載っております。読み上げると時間がありませんので、全部は読み上げませんけれども、やはり、この名瀬のまちがゴミで汚れているということが書いてあります。それで世界、やはり自然遺産、あるいはこれは6月29日であります、皆既日食を迎えるまでのことが書いてありますけれども、やはり市民から見てもですね、このように名瀬のまちは大変ゴミが多いということが指摘されております。市が市民に罰則規定を設けて、ポイ捨てた方には罰金を取るというのはなかなか大変難しいこともありまして、またそれはそういうことをあまりいいことではないと、私は思っておりますけれども、ただ相乗効果があつてですね、やはり市民のモラルだけを期待しておつたらですね、いつまでたってもこのポイ捨てはなくならんのではないかなと、さっきからいろいろな条例がありますけれども、このポイ捨てのですね、

空き缶やタバコの吸殻などのポイ捨てについてはですね、ちゃんとして機能できるようなやはり条例作成が私はもう必要だと思っております。世界自然遺産を見込んでですね。そういうことで、早急にこうやってもらいたいと思っておりますが、いま一度。

市民部長（有川清貴君） 多くの市民は、マナーを守っていると思います。一部の市民によるポイ捨てが多くて、私どもは多くの市民をバックに一部の市民に対して、少しずつ啓蒙活動、さらには全庁的な態度で啓蒙活動したいと思っておりますので、これが一番大事じゃないかなと思っております。私も、私ごとで恐縮ですが、歩きながらゴミを捨ててしまうと、あつということに拾っていかれる方もいらっしゃいますので、少しずつこういう形に対応していくのが一番ベターじゃないのかなと、条例を作った時点でははじめ、相乗効果があると思っておりますが、あとはこの鹿児島市や日置市のようになるんじゃないかなと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

21番（栄 勝正君） 東京の品川区ではですね、歩きタバコ禁止条例というようなものができて、初めはもう品川駅に皆さん行ったこともあると思っておりますけども、駅から降りたらタバコの吸殻でいっぱいだったんですけども、この頃は大変きれいになったように思います。それは、やはりこういう条例が機能しているからだと思っております。あなたがいうように一部の人もかもしれない、捨ててるのはですね。それはなんのことでもそうなんです。犯罪のことで、今日の新聞にも載っておりますけども、交通マナーの悪いのも一部の人もなんですけども、ほとんどの人はちゃんとして守っているわけですよ。ですけども、やはりこのような一部の人達のおかげでこのようなまちがですね、こういうふうに見られると、新聞にも堂々と投書をされているわけですよ。ですから、やはりもう十何年もモラルを、市民のモラル向上を信じないということなんですけども、いつまでたってもやはり観光地を目指すうえにはですね、まちがきれいかということは大事なことでありますので、やはり早急にこういうのを取り組んでまいりたいと、強く要望をいたします。

時間がありませんので、3番目の観光行政に移りたいと思っております。皆既日食の経済効果ということはこの間からも、13億8,000万の効果があったと、1万3,000人の来島者があったということで、これはもういいです。ただひと言、今後こういう大きなイベントをして、全庁的に取り組んできて、そしてまた次はどのようなことを観光に結びつけるような取組をしていこうとしているのか、それからもう2番目のついでに同じように聞きます。東京直行便の取組ということなんですけども、毎日毎日、今、日本航空が経営が大変厳しく、いろんなことでニュースに出ております。全国、国内路線、海外路線合わせて50路線を廃止するという案も出ております。その中で、奄美行便が1便多くしてるんですけど、やはり観光産業の振興のためにもですね、やはり東京からそういう中でですね、もう1便、朝と昼とですね、東京から直行便がありましたら、やはり私は観光客もまだ増えるんじゃないかなと思っておりますので、やはり全日空を含めて、取り組んでもらいたいと思っておりますが、いかがですか。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

産業振興部長（瀬木孝弘君） 皆既日食の実績を今後どう生かしていくのかというお尋ねかと思っております。それでは御答弁申し上げます。まず、今回の皆既日食は、マスコミや観光客など早くから全国的に注目をされておりまして、来島された多くの方々に皆既日食の感動はもとより、伝統芸能である八月踊りや島唄、また鶏飯をはじめとする郷土料理や自然の美しさなどをはじめ、ゆいの精神に代表されるおもてなしの心をアピールすることができたものと考えております。皆既日食期間中、奄美群島広域事務組合が市内の宿泊施設等の協力を得まして、アンケートを実施しておりまして、再度来島したい、奄美の人々とのふれあいや交流はよかった、等々の声が多数寄せられております。これらのことから奄美大島の保有する魅力を多くの方々に堪能していただいたものと思っております。

またはじめの取組ではございましたが、金作原観光では、車の一方通行やシャトルバスによる運行

バスサービスも試みておりまして、観光客から好評を得たところであります。御案内のとおり、奄美市発足最大の観光イベントとして、今年度の主要施策に掲げ、御承知のように国・県の行政機関や民間団体と実行委員会を組織し、五つの受け入れ方針を定めて取り組んできたわけですが、大きな混乱もなく、比較的円滑に運営できたことに安堵をしております。合わせまして、各相互支所間の機能や職員相互の連携が図られましたことは、今後、施策を進めていくうえでおいに参考になるものと思っております。関係者に感謝を申し上げる次第でございます。さらに、地域経済の波及効果もありますことから、癒しの観光を核とした産業振興のまちづくりを進めております本市にとりましては、今後の施策を進めるうえで参考になることも多々、ございました。今後も自然環境と調和した観光資源の活用と、ホスピタリティに満ちた受け入れの体制の充実に努め、島コンシェルジェの活用など、地域の創造、工夫を生かしたエコツーリズムや滞在型観光をさらに推進してまいりたいと考えております。

次に、東京直行便の増便についてお答えをいたします。平成4年に念願の東京直行便が就航いたして、現在まで奄美群島が様々な恩恵を受けておりますことは、御承知のとおりでございます。さて、東京直行便の2便化など、増便への取組についての御質問でございますが、これまでもお盆や正月前後など、季節限定ではございましたが、2便体制で運行された実績がございます。また、2010年10月の羽田空港の再拡張事業の完了によりまして、現在の30万3,000回、1年間の発着回数がございますが、これが段階的に年間40万7,000回へと、羽田空港の発着能力の拡大が予定されております。これを機に、国際線、国内線とも羽田空港への離発着枠の拡大が期待されているところであります。このようなことから奄美大島喜界島航路対策協議会および奄美群島航路対策協議会などから、航空会社や国・県に継続して要望活動を展開してまいりました。先ほど御案内がございましたが、現在、奄美路線に就航しております日本航空は、世界的な金融危機や新型インフルエンザ等による利用客の減少などの影響から、赤字幅が拡大している現状であり、国際線21路線をはじめ、国内線29路線においても搭乗率が低く、収益性を見込めない路線の廃止や減便を検討しているとの情報に加えまして、外国航空会社の資本投入による経営の改善を検討している模様であります。このような情勢の中で、現段階では、東京、奄美路線の2便化は非常に厳しいものがありますが、御承知のように、今年は皆既日食等で知名度が広がったこともございますので、継続して知名度を上げていく取組も必要かと思っております。

21番(栄 勝正君) いろいろとちょっと聞きたいんですけども、時間がありませんので、是非ですね、今、述べましたように大変厳しいところもあるかと思っておりますけれども、東京直行便、あるいは観光への取組ですね。これはやはりこの奄美群島、本市が浮揚するか浮揚しないかにもかかっておりますので、是非、この全力です、全日空を含めて、厳しい広告業界の中で取り組んでもらいたいと思います。

時間がありませんので、4番目にいきたいと思います。最後に、方言の伝承と武道場の整備状況ということで、一緒に聞きたいと思います。ユネスコが世界でこの危くされている言語の中で、奄美方言があるということが新聞報道で載っておりました。20年ぐらい前は島唄を歌う子供が一人か二人か2,3人はおりました、すぐ名前も誰が誰さんとわかっておりましたけれども、この頃はうれしいことに島唄大会などしたら、小学校、中学生がたくさん参加をしてですね、大変盛況を博しております。この間も全国、その小中学生大会で、徳之島の中学生ですが、優勝したと。あるいは奄美市を含めて、小学生も入賞者がたくさん出ていると新聞に載っておりました。島唄はそうように伝承されたいへん素晴らしいなと思っております。八月踊りも各集落で保存会などを立ち上げてですね、若者に八月踊りということで伝承されているところもたくさんあります。しかしながら、その源となるのは、やはり方言でありますので、島唄は歌うが方言は使えないという子もいっぱいあります。この間も奄美市の敬老会が文化センターでありまして、その中で島唄を歌った若い女の人二人が、方言で挨拶しておりました。そしたら、たどたどしい方言でありましたので、笑いがありました。島唄は上手に方言を使って歌うんですけども、今度は話せと言ったらなかなか使えないというのが現状であります。是非ですね、小学、中学生にこのクラブ活動や、あるいは公民館活動、あるいは島唄は各個人が、先生が教室を持ってやって

いますけども、方言もそのようなことでできればなと思ったりもいたしております。それで伝承を是非実現してもらいたいと、それから武道場の整備ということでありまして、これは平成24年度から、新たに武道が中学校の必修科目になるます。その体育館を使って畳をひいたり、あるいは直したりするのは大変、大規模校などではですね、暇がいりますし、効率が悪くなりますので、やはり一つ二つずつ整備をしていきたいな、いってほしいというのが私の願いであります、その他同時にお願いいたします。

教育長（徳永昭雄君） 方言の関係でございますが、先ほど栄議員からありましたように、ユネスコから言語の、消滅言語、日本では八つの言語が20年後には消滅するだろうというような指摘がありました。そのうちに奄美の言葉も入っているということでございます。奄美諸島の言語は、それぞれの集落で独立しておりまして、奄美群島の自然の中ではなくてきた遺産でありまして、私達の世代では絶やしてはいけない言語だと思って、そしてまた文化遺産だと思っております。大島地区の文化協会の連絡協議会では、このような危機感から2月18日を方言の日と制定して、ポスターを作製し、小中学校や各自治体に配布して啓発に努めているところであります。その取組としましては、各市町村で作成されている方言カレンダーをもとに、教訓、ことわざ、格言について、家庭教育や道德教育の場での活用を促進させていくこと、また老人、これが婦人会での活用を促進させていくこと、また老人、これが婦人会、青壮年部などを子ども会とのふれあい活動を増やしてその中で方言を使った活動、例えば昔話などを推進していくこと。

また市内の各学校におきましては、島唄、島口、美ら島運動、これは大島地区の運動の一つであります。そういう運動として、各学校の実態に応じてふるさと奄美のよさに子供達が親しむことができる活動に取り組んでいるところであります。

例を挙げますと、音楽の学習の中で、島唄の歌詞の意味や、発音、歴史的な背景を外部講師の先生から学んで、理解を含めたり、総合的な学習の時間で方言について調べたり、まとめて発表をしております。また、これらの取組を通しまして、子供達は奄美の方言に親しんでいるところであります。

生涯学習では、公民館講座でまだ島口講座は行われておりませんが、ただ、各島々で言葉が違うという問題がありますので、その辺が非常に難しいことであります。今後、家庭での取組、集落内での取組を中心とした家族を積極的に運営、取組を積極的に推進していかなければならないものと考えております。

次に、武道場の。

21番（栄 勝正君） 武道場のことは、要望しておきたいと思っております。最後に、あと1分30秒くらいだと思っておりますけれども、15年間の市長に対して、私も先ほどから言いますように、平成8年にこの議会に席を置きまして、以来、永遠と市長とも議論してまいりました。ほんとにあの議員を含めて20年余、大変気の休まることもなかったんじゃないかなと思っております。先ほどから言いますように、平田市長の功績というものは、11月辞めたからと言ってすぐに出るものではないと思っております。何年後か、よかったのか悪かったのか、その人達の評価するものであると私は思っております。その20年余のですね、長いこの政治に関わった経験をですね、是非、この後輩の私達にですね、指導、御鞭撻をよろしくお祈りしたいと思います。そしてまた、叱咤激励、そしてまた一市民として協力ができるものがあれば先頭に立ってですね、協力もお願いしたいなと思っております。そして、今後は残された人生、趣味を楽しみながら、奥さんとは仲良くしてですね、過ごされるようお祈りして、私の質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

市長（平田隆義君） どうもありがとうございました。私からもお礼申し上げます。この地で骨を埋めるつもりであります。世間でいろんなことがあるということを知りまして、びっくりしているところですが、命のある限り、皆さんと一緒にこの島の発展のために頑張っていきたいと思っております。心

からお誓い申し上げます。いろいろとありがとうございました。

議長（伊東隆吉君） 以上で、市民クラブ 栄 勝正君の一般質問を終結いたします。
暫時、休憩いたします。（午後2時30分）

議長（伊東隆吉君） それでは再開いたします。（午後2時45分）
引き続き、一般質問を行います。

5番（戸内恭次君） 議場の皆さん、市民の皆さんこんにちは。私は民主党の戸内恭次です。質問に入ります前に、少し時間をいただきたいと思います。先日、柳町で被災された皆様方に心からのお見舞いを申し上げます。さて、9月16日に、民主党政権が誕生し、本日で12日目になります。政権交代に向け、一緒になって戦っていただいた皆様方に、心からお礼を申し上げます。ほんとにありがとうございました。鳩山総理はつい先日、ニューヨークでの国連機構変動サミットで温室効果ガス25パーセント削減、そのほか、核兵器廃絶、東アジア共同体構想を提案するなど、日本国民の威信をかけた外交デビューを成功させています。私個人の政権交代への夢は、30年ほど前にさかのぼります。当時は、自民党政権の全盛期でありましたが、元衆議院議長の河野洋平氏を代表とする、新自由クラブのメンバーが自民党を飛び出し、新しい時代の到来を思わせたのですが、不発に終わりました。その後、細川内閣も誕生したのですが、短命に終わり、もうこの国は政権交代はできないのではないかと感じておりました。しかし、とうとう夢がかなえられることになり、感慨深いものがあります。この政権交代は無欠革命と表現されるほど、明治維新にも匹敵する、予想をはるかに超えた変化をもたらされるものと思います。国民も私達の1票で国の政治を変えることができるのだと、そういう自信と同時に、日本憲法の安心できる統治システムへの信頼を持つことができたのではないのでしょうか。健全な国家運営のためには、政権交代可能な政党の存在が不可欠であります。おのおのの政党が切磋琢磨してこそ、国民の生活の、国民のための政治が行われることと思います。民主党も国民の生活を第一に考え、マニフェスト実現に努力する所存でございますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。それでは、最初の質問に移ります。

いわゆるおがみ山バイパスについて、県の都市計画審議会が、9月4日開催され、その中で合意形成がなされていないことが、指摘されました。今後、このことについて、奄美市としてはどう対応されるのかお伺いします。次の質問からは発言席からさせていただきます。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

建設部長（田中晃晶君） ただいま、議員のほうからもございましたように、今月9月4日に、鹿児島県、都市計画審議会が開催されました。おがみ山バイパスにかかる都市計画道路の変更についての審議がなされたところであります。県の都市計画審議会に先立ちまして、7月28日でしたが、今回の変更案につきまして、市としての見解をまとめるために、市の都市計画審議会を開催をされまして審議をした結果、付帯意見がついたものの、案どおり賛成多数で可決されたところであります。

県の都市計画審議会の中で、委員の方々から様々な意見が出され、再度、審議したうえで判断する必要があるのではないかとという結論づけで、継続審議になったものであります。ただし、このおがみ山ルートにつきましては、19年度に開催されました奄美のまちづくりの検討委員会におきましても、地元関係者や多くの地域の住民の意見を伺い、半年余に渡り、議論がなされたうえ、事業の必要性について、必要だという判断がされております。県におきましても今月の知事の会見や、県議会の答弁にもありましており、ルートをトンネル案に変更し、事業を推進するとの見解を示しており、今後とも必要な手続きが進められていくものだというふうを考えております。市といたしましても、今後とも地元の立場や役割を踏まえ、県と一緒に、地域住民の意見を伺いながら、合意形成や生活再建に対する不安解消

に努力してまいりたいというふうに考えております。

5 番（戸内恭次君） このおがみ山バイパスについてはですね、もうほんとに何べんもこの席で述べましたし、またいろんなところで議論されています。ほんとに長い月日がたっていますが、それがなかなか前進をしていかない、確かに前進しているようであってもルート変更の問題、または今回の審議会の問題、やはりその変更した問題がなかなか進まない、あるいは住民の同意が得られない、やはりこの根底にあるのは、地元住民だけじゃなくて、地元住民だけの問題ではなくて、奄美市民全体がですね、このトンネルの存在の意義というものを感じてないということではないかと思っております。ですから、なかなかこの問題が前に進まないのは当然でありましょうし、また、反対意見が存在するというのも県知事も承知しているわけですが、その県知事もですね、ここに至ってもなお、反対住民と直接対話することもなく、そして審議会で問題点が指摘されているにもかかわらず、この審議会そのものを本人が審議会を設定しながら審議会の意見に対して素直に聞くのではなくて、なお、審議会を否定するようなことを言っているわけですが、ところで、県の審議会がその直接地元業者、地元住民から聞いたことはない、いわゆる調査をしたことはないということで、再度調査すべきではないかという意向を示しておりました。このことについて、なんらかのアクションがありましたか。お尋ねします。

建設部長（田中晃晶君） そのことについて、具体的にはございません。

5 番（戸内恭次君） 県の審議会ではですね、かなり深刻な問題として地元住民の話を聞く話、あるいは現地を調査する話とか出たような気がするんですが、私は9月4日に審議会の傍聴をしてみました。その中でですね、その新議員の中から災害のためのルートという話があって、じゃあその災害という言葉の中で、地震対策、あるいは地震の被害というものはどういうふうな想定をしますかということに対して、県のほうはその地震に対しての想定はしていないというふうに、非常に頼りない返事をしておりましたが、その後、県と奄美市の方は、そのことに対してなんらかの調査、あるいは研究をしたことがありますか。

建設部長（田中晃晶君） そのような具体的なことについて、大島支庁、県の方から、市のほうにはなんら連絡はありません。

5 番（戸内恭次君） それでは、奄美市としてですね、審議会はそういうような状態でございますし、奄美市として実際に現場を、トンネルの現場をですね、確認をしたり、住民から声を聞くということですね、奄美市としてやったことがございますか。

建設部長（田中晃晶君） 奄美市としてと申しますか、県と一緒に説明会、その他に参加をし、意見等についてお伺いをしたし、市の意見も申し上げたところであります。

5 番（戸内恭次君） 県の審議会もですね、特別に審議会として、住民のいわゆる被害を受けると思われる住民の声を聞こうとしているのですね、その県と一緒にではなくて、県との調査でいままで済んできましたけども、特別に奄美市としてですね、奄美市民ですから、しっかりとその付近の情報収集なり、気持ちを聞くと、あるいはどういうところがみなさん心配しているかということですね、本当に奄美市独自の調査なり、意見を聞くということはなさる計画はないんですか。

建設部長（田中晃晶君） 先ほども答弁で申しましたが、19年度の7月から12月、結論が得ます翌年の20年の2月まで、委員御承知のように奄美のまちづくりの検討委員会の中で、いろんな意見はお伺いしております。そのようなことで、また改めて市のほうで計画するかと申し上げますと、その計画

は現段階ではございません。

5 番（戸内恭次君） まちづくり在り方委員会が結論を出した結論はですね、ルート変更、いわゆるトンネルの久里に出る出口を避けて、ルート変更をして曲がりくねったトンネルを作るのが在り方委員会の結論でした。ですね。その結論を得て、今、進めているわけですが、ところがその結論を出したところから、次の被害、不安が発生しているわけです。その付近はどういうふうにとらえられておられますか。

議長（伊東隆吉君） 質問の内容わかります。

5 番（戸内恭次君） 言葉が少し足りなかったかもしれませんが、被害が発生されるだろうということで、例えば、砂防ダム周辺の地域の皆さんの不安、それと、住居下20メートルのところをトンネルがはしっていく。またその久里町の、いわゆる崖に面している方たち、ルート変更によってそういうところにあつた被害が発生するであろうというふうに想像ができるわけです。そして住民が、皆さん不安に思っています。在り方検討委員会で決めたから、それでよしとするのではなくて、その結果が、さらに不安を増徴してるといことなんですが、そのことをいままで承知、認識できなかったんですか。そのルート変更そのものが新たな被害を起しそうだと、不安におびえる住民が発生してるといことは、想定されなかったんですか。想像できなかったんですか。

建設部長（田中晃晶君） いままで、今、議員のほうでおっしゃってるような安全面、その消されていることにつきまして、答弁の中でも、答弁と申しますか、その場のお答えの中でもございましたように、そのようなことの調査を行い、進めていくというふうに県の方からの返事もいただいているものというふうに考えております。

5 番（戸内恭次君） ルートの中でですね、立ち退きを要求されている人から、奄美市として独自に家庭訪問をして、意向調査、いわゆる気持ちを聞いたりするというような作業をしたことがありますか。

建設部長（田中晃晶君） 議員御承知のように、このおがみ山バイパスにつきましては、県の事業でございます。そうなりますと、そのような補償費が絡む、それから工事の段取りがある、云々につきましては、県サイドのこととございまして、市のほうが県と一緒にしてそのような形で事業を進めていく、促進をしていくということについては、当然やっていきます。いまでもやってきましたし、今後もそのようにやってまいります。ただ、県を、今、おっしゃり方を聞いていますと、県よりも先、別のルートでとみたいなと申しますが、そのように聞こえるんですが、そのようなことは考えてはおりません。

5 番（戸内恭次君） それでは、県として、県と一緒にしてですね。県と一緒にしてその不安におびえている人達の家庭訪問をしたことはありますか。

建設部長（田中晃晶君） 用地買収、その他のその件の事務については、私どもの総務の方で一度、現在もですが、進めております。そのような形での御意見を直接お伺いしたというふうには、あるというふうに考えております。

5 番（戸内恭次君） 用地買収についての話、そのついでの話としては確かに訪問されたかもしれませんが、その在り方検討委員会で、曲がりくねったトンネルを作るとい話から、不安におのびている住民が発生しているにもかかわらず、まだそういうことはされていないということですね。

建設部長（田中晃晶君） 県と一緒にし、説明会、その他につきまして、等々に一緒に参加をし、直

接御意見を伺い、また県に対して我々はまたおこがましいんですが、アドバイスもし、というようなことでの協力はやっているつもりであります。

5 番 (戸内恭次君) なぜこういうことを申し上げますかといいますと、この県の審議会がですね、遠く奄美を離れた審議員の皆さんが、この奄美の住民に思いをですか、その声を聞いて、果たしてこの工事そのものがね、事業そのものもいいのかどうかということまで、審議会の方で踏み込んだ判断してるわけですね。いわゆる判断をしたい、審議会としては、このおがみ山ルートを作るべきなのか、作っていいものかいいものか、費用対効果上、ほんとにいいのかどうかということを含めて、判断をしたい、いや判断すべきだというふうに審議会そのものがやっているわけです。言ってるんですが、奄美市としてはですね、その付近まで審議会の皆さんが一生懸命、住民のことを考えて、くださっているわけですから、独自でもいいですから、せめて聞き取り調査くらいはですね、個別訪問なりしてですね、やるべきではないかと、形式的な説明会で一緒にやりましたということでは、十分なことではないし、このままではますます、いわゆる行政との気持ちのかえりがあって、いつまでもこういう問題は解決しないだろうと、私は推進をするわけではありませんが、ただやはり行政がもっと住民の声を聞くという姿勢がなければいけないと、ほんとに大変なんです。そこで住んでいる人達の精神的な心労というんですかね、それは、また生活がほんとにどうなるんだろうかということですか、ことを思うとですね、何べんここで取り上げても、ちゃんとした返事がいただけないので、本当に真剣にですね、その生活者のことを考えて取り組んでいただきたいと、奄美市としては県とは別個の形で真剣にその付近を調査、あるいは個別訪問して気持ちを聞くということ、今後されるおつもりはございますか。それとも全く考えてないということですか。

建設部長 (田中晃晶君) 何べんも申し上げますが、そのようなことが要望され、それからそのようなことが必要性が現実に出てまいりましたら、その時に考えたいというふうに考えます。

5 番 (戸内恭次君) 非常に残念な返答でございまして、私は納得できないんですが、時間がございませんので、次の質問に移らせていただきます。

次は、末広・港土地区画整理事業についてです。おがみ山バイパスとの整合性についてなんですが、政権交替によって、状況としては無駄な公共事業はしないという方向付け、また方向としてはコンクリートから人への投資というのが、大きな政権のテーマでございまして、そこでおがみ山バイパスをですね、凍結、そういった状況の可能性も出てきてるわけですが、この問題について、区画整理事業との整合性と、このおがみ山バイパスがなくなれば、当然、末広・港土地区画整理事業もなくなるものであると私は思っておりますが、その整合性と言われている市長、どうこのことについて、どうお考えでしょうか。

建設部長 (田中晃晶君) 先ほどと重複するかもしれませんが、名瀬のまちづくりにつきましては、平成8年度の構想として立ち上げ、これまで、都市計画マスタープランなどにおき、まちの将来像や実情などに応じ、総合的な都市整備の方針を定めております。この方針に基づきまして、将来の交通体系や土地利用および市街地整備などの具体的な方向を定め、それぞれ必要な事業を実現化してきたものであります。いづれの事業につきましても、これまで多くの議論や手続きを経て、事業決定なされてきたものであります。また現在においても、関係権利者をはじめ、多くの方々から早めに、早く事業を進めて欲しいという声もいただいているところであります。末広・港土地区画整理事業と国道58号おがみ山バイパス事業は、それぞれの事業の目的や、事業主体、並びに予算の配分など異なりますが、本市の将来を見据えたまちづくりの骨格をなす事業だというふうには認識をしております。これらの事業を一体的に推進していくことにより、市民生活や安全性、利便性、快適性の向上を図り、奄美群島の群島としてふさわしい中心市街地の再生が形成されるものと考えております。このようなことから、さっきの、先ほど申し上げましたが、知事の会見におきましても、おがみ山バイパスと末広・港土地区画整理事業は

連動していくものというふうに述べられたものだというふうに考えております。

5 番（戸内恭次君） 今、お話があったとおり、連動するものであるから、特におがみ山バイパスが凍結になれば、連動して凍結になると私は期待しております。

それでは、行政とテナントの関係でございますが、何べんもお聞きしておりますが、私は奄美市がテナントの皆さんに対して補償するということはないですよ、という話をしていましたら、いや保証しますというような、なんかそういったことを答弁されたようなことを記憶しているんですが、実はそのテナントの補償の問題についてはですね、いわゆる土地、建物買収、あるいは移動するときに、区画整理が実行されてですね、移動するときに、そのテナントの分もおそらく、移動費等について建物所有者には補償が出るんでしょうけども、それは市から直接テナントに渡すことはないですよ、だからテナントの皆さんはその点を非常に不安がりますよね、という話なんです、そういうふうに市から直接テナントの皆さんに移転費用等の補償をなされるのかどうなのか、その付近をどういう場合なされるのか、そこらあたりをもう少し明確に教えてください。

建設部長（田中晃晶君） 通告と若干違いましてあれですが、補償を当然、我々は移転補償、そのテナントさんが移転なさる際には、補償はいたします。

5 番（戸内恭次君） ですから、計算上は補償するんですよ、計算上は。計算上と、数字上、あるいはペーパー上では補償するけれども、じゃあその補償を直接、テナントに市が、直接、市がテナントに補償費を払うんですかと、建物所有者を通じて払うのではないんですかと。どうなんですか、その。

建設部長（田中晃晶君） 当然、そのテナントの持ち物であれば、そのテナントに直接、補償費はお支払いを申し上げて、お支払いをします。

5 番（戸内恭次君） じゃあ私の勘違いであったということで、それはそれでいいんですが、その補償費は、移転費、いろんな補償費についてはいわゆるテナントの皆さんの分もいわゆる建物所有者が払うと、いわゆる建物所有者を通じて補償費を払うんだというふうに、私は聞いていたような気がしていたものですから、それではテナントの皆さんも本当に補償費がもらえるのかなと、移転補償費がもらえるのかなと不安に思うのは当然だなと、いうふうに思っておりました。しかし、奄美市が直接各テナントに、直接、計算をし、払うというのであれば、私は区画整理事業については反対をし、中止すべきだと思っていますけれども、テナントの皆さんのそういう気持ちをですね、不安感を解消することができたらと思っています。そういうことで、よろしいですね。

建設部長（田中晃晶君） もう少し御丁寧に答弁をさせていただきます。テナントの補償についてでございます。事業の移転に伴う移転補償につきましては、建物の立ち入り調査や営業実態調査を行い、事業に定められた補償基準にのっとり、適切に対応してまいりたいと思います。特に、テナントに対しましては、テナント自ら施行した内装、大家さんとの所有区分を明確にしたうえで、的確に補償してまいります。市といたしましても、事業を円滑に進めていくために、できる限り、皆様の意向を尊重しながら、移転時期や方法などを検討しまして、また必要に応じ、大家さんとのお互いの意見調整や情報提供を行いながら、効率的に事業を進めてまいりたいと考えております。

5 番（戸内恭次君） はい、確認でございます。今の答弁にもございましたとおり、大家さんと調整を図り、支払っていかられるということですので、補償費支払いについてはテナントの皆さんも少し安心を、市がタッチするということでございますので、少しは安心されたのではないかと思います。

次の質問にまいります。先行取得した建物についてですが、そこで賃貸をしている人がいるわけですが

けども、その賃貸をしている人と、そのいわゆる先行取得で建物を買取った奄美市との関係は、奄美市が大家さんになるという形になるという形なんで、その付近は同じ要件、同じ条件であるというのが原則であると思うんですが、その付近を確認させていただきます。

建設部長（田中晃晶君） その前に、行政財産使用許可の基本的な手続きについて、説明をさせていただきます。今、おっしゃったように、先行取得で取得しましたものにつきましては、もとの所有者からその借家人等への明け渡しの通知とか、それから借家人との物件の使用についての協議、それと物件の明け渡し、そのようなもののきれいになったことを確認をし、そのあと、市の方で売買契約の完了ということになります。そうなりますと、これは所有者から移転登記が市のほうに移ったということの確認をします。そのこれが終わりますと、市が物件の所有者となります。決して大家ではございません。このようなものが終わった際に、そこで一旦、当初の大家さんとテナントの関係はそこで切れます。切れて、その住んでいたテナントの方が引き続き、物件を希望する場合ですね、これは行政財産の目的外使用ということで、使用を受ける、許可使用を受ける申請に基づいて使用を受けるための条件が三つあります。市に納めなければならない税金の滞納がないのか。二つめに使用条件を確実に守ってもらうために、誓約書を提出できるのか。それから三つ目に使用条件を確実に守ってもらうために、保証人を付けること。この三つがそろったときにはじめて、許可申請書を提出していただきます。それを受けまして、市の方は行政財産の目的外使用ということで、原則最長1年の使用許可を出します。それで、最後にあと1年を過ぎまして、我々の事業に区画整理事業に必要なという時には、物件の明け渡しをしていただきます。これは、先ほどの申し上げた補償基準にのっとり、その補償をして、その移転をしてもらうということになります。そのあと、我々はその建物を取り壊しを行うというのが、この行政財産の使用許可に対する手続きであります。

御通告に対しての答弁を申し上げます。用地先行取得の物件につきましては、事業の施工中にも、施工中も商店街の機能を維持しながら、また事業に伴う移転が円滑に行われるよう、利活用していく考えであります。したがって、取得した物件は、取得後にすぐ取り壊すのではなく、事業の推進を阻害しない範囲において、仮店舗や仮住居の事業に居するものとして、有効活用していくものであります。ただし、テナントが物件の取得後、引き続き使用を希望する場合は、使用者から提出される行政財産使用許可申請に基づきまして、対応していくものであります。使用の許可にあたりましては、使用条件や使用期間を確実に履行していただくために、許可にかかる特約事項を付して、原則1年間の使用期限とし、さらに使用者及び保証人から軽誓約書を受けて、許可をしているところでございます。今後とも、商店街の皆様の御要望や御意見を伺いながら、事業の進ちょくに影響の与えない範囲において、皆様方が公平に快く、使用していけるように対応してまいりたいというふうに考えております。

5番（戸内恭次君） 今、型どおりの説明をいただきましたけれども、具体的にですね、営業を営んでいる人が、自分はこの中心街でいわゆる営業をしたいと、ところが大家さんが売ってしまった。そういう方が、もう半強制的に移動させられるということなんですが、その問題があまりにも不安定な、もう自分達はそういうことにはタッチしないと、いわゆる1年、1年で必ず、いわゆる契約を切るんだと。勝手な論理ですね、それは。ずっと10年間もそこで営業をしていた人の店舗が、大家さんが売ったことによって営業ができなくなるという、そこらがですね、どうも理解できないんですが、もう少し、その1年とのという期限の決め方、またあるいはその市が大家さんでなくなるというのがどうも理解できない。市がその建物買ったら大家さんという、そういう一般的な大家さんという存在という立場で普通は理解しているんですが、そこらがどうもわかりにくいんですが、そこをもう一度説明してください。市が大家さんにならないんですか。

建設部長（田中晃晶君） 大家という言葉にこだわるんですが、賃貸契約その他がそういうものが発生するという誤解を招くために、私は大家という言葉は使わずに、市が物件の所有者だという言葉を使っ

ているだけでございます。それと、先ほど申し上げましたが、前の我々が買う前の地主さん、それから大家さんのおられるテナントさん、その方も大家さんが売るといことで、了解をしました。その中で、今、借りているテナントさんとの契約をそこで解消されているんです。そのように大家さんとテナントさんの関係で、解消、きれいな形で解消されているものです。そういうもののみを我々は買収したわけです。ですから、大家さんとその以前にその大家さんとそのテナントさんの中身の契約されていることについては、我々が買い取る前に既に処理がされていることです。先ほど申し上げましたが、その方が引き続き物件を使用するという希望する場合は、改めて先ほど三つ申し上げましたが、市に納税のこと、それから条件をもらう誓約書を出してもらう、それから確実に守ってもらうために保証人を付けますと、その三つの条件をのんで、そして使用許可をもらってるんです。

5 番 (戸内恭次君) これはですね、具体的な例を挙げますと、10年間営業をやっている人がですね、ある日突然水道を切られたと。どうして切られたのかというと、いやもう大家さんが出て行ってその水道を切ってもいいと言ったからと。しかし、その水道は現在そこでテナントを営んでいる人の分も入っているにも関わらず、水道を切られたということで大騒ぎになったことがありまして、今、仮に復旧はされておりますけれども、その私はこの大家さんが先行取得で建物を売る時に、市の担当者が来て、条件は変わりませんということだったんで、印鑑は押しましたと。ところが、2回目来たときは条件の変わった文章を持ってきて、印鑑を押していったわけですね。そういったことで、そのテナントの人とですね、市とのやり取りが十分理解をされずに、今回こういうトラブルが発生し、未だにそれが解決されておられません。ですから、そのテナントですっとやってきた人は条件は変わらないという市の言葉を信じて印鑑を押したら、とんでもない条件は変わってんだというふうな理解をしておりますので、その付近も市民の立場に立って、やはり市役所職員のきちとした言葉に信じた人の言葉を、立場に立ってですね、是非、そこらはしっかりと対応していただきたいと思います。さてこれは私からのそういう一住民に対するあれでございますので、要望として言うておきます。こういうふうにいるんなトラブルを起こしながら、区画整理事業は進んでおります。区画整理事業はどんどん進んでいって、まだその最終ゴールを見ずに、市長は退任をされるということでございますが、しかし私はこの見事に負の遺産をですね、後輩に残したと、末広・港土地区画整理事業、おがみ山ルート問題、よかれと思ったのかもしれない、市長は。ところが負の遺産をしっかりと残してくださったと、私はその点からすべていままで市長が一生懸命されたことがですね、帳消しになったのではないのかと、厳しく言えば失われた10年じゃなくて、名瀬、奄美市にとっては失われた15年ではなかったのかなと思うほどの、大きな損害、あるいは負担を子々孫々に残して退任されるのだな、あると私は思っておりますが、市長の見解をお願いします。

市長 (平田隆義君) 大きな大きな財産を残していったらと、そして職員も情熱を持って取り組んでいるということで認識しております。

建設部長 (田中晃晶君) 先ほど、戸内さんのほうから説明が不足だとか、いろいろ我々のことを申し上げておったようでございますが、何べんも申し上げますように、我々はこのような形で書類を作り、その中で先ほどおっしゃったその特約事項の中で、その5番目でございますが、許可物件に関わる費用負担については次のとおりとするということで、4項目挙げております。その中の2項目めに電気、ガス、水道の使用料、その他許可物件に使用するに必要な費用は、費用者の負担とする。このことを十分に認識をし、許可申請を出したものであります。決して我々は説明が、この部分は抜けたとかどうかということとはございません。それは書面をもって明らかであります。

5 番 (戸内恭次君) 質問を進めていきます。開発公社土地売却問題についてでございます。私は、開発公社が今度、市長、この前から三島議員が指摘しておりますこの件については、これは開発公社の目的

違反、寄附行為違反ではないかと思っております。その理由としては、この目的の項目に、公共的事業の用に供する土地の取得、造成管理譲渡及び斡旋に関する事業というふうに書いてございますが、三島議員が指摘しております、町田建設に売却するということになれば、これはその目的違反、寄附行為違反ではなからうかと思うんですが、その付近はいかがですか。

総務部長（福山敏裕君） ただいまございましたとおり、開発公社の事業目的としましては、奄美市の施策に即応して、住宅用地及び公共事業のように供する土地の取得、造成と明確にうたっておりますので、議員がおっしゃったことのようにないと思っております。

5番（戸内恭次君） お伺いしますが、町田建設によることがどうして公共事業の用に供する土地というふうに分断できるんですか。

総務部長（福山敏裕君） ただいま、申し上げましたように、公共事業に伴う代替地の斡旋として進んでいるものでございます。

5番（戸内恭次君） 法律についても詳しいし、また行政として、あるいは市長におかれましても、長年市長を努められて、法律的な、あるいは法学部を出られたわけですから、朝仁、失礼しました、町田酒造と、町田建設と、これは全く別個の法人です。これは三島議員も言ってます。こういうことをわかっておりながら、どうしてそういうふうなことが言えるんですかね、よく理解できないんですが、一つお願いします。市長、お願いします。

建設部長（田中晃晶君） 今、具体的にいろいろお名前を挙げているようでございますが、我々は先週ですかね、三島さんのほうにもお伺い申し上げましたが、また契約も終わっておりませんので、ということでございます。

5番（戸内恭次君） ということは、契約は終わってない、契約が終わってないのに、既に、既にですね、国土交通省、財務省、そして県の方へ所有権移転がなされておるわけですね。こんなにスピーディに約ひと月ですね、財務省から県のほうに贈与で、贈与で所有権移転がですね、鹿児島県になっています。21年9月17日、贈与、登記した日が9月24日となっておりますが、ほんとにひと月ちょっとですよ、8月10日に財務省に所有権移転したばかりですから。こういうふうなスピーディなですね、所有権移転がなされるのはそう簡単になされるものかな、財務省から県のほうに。こんなスピーディな行政の仕事っていうのは、あまり見たことないんですが、これはもしかしたら最近、最近流行のいわゆる駆け込み天下りと似てるのではないかと、勝手に想像したりしてるんですが、そしてもしかしたらこれ、市長が退任されるまでの間に、開発公社に名義が移るのかなというふうに思っているんですが、今後の予定はどうなんですか、この所有権移転の予定は。

総務部長（福山敏裕君） 前の三島議員の答弁にもお答えいたしましたが、国の方から県の方に、9月17日ですか、17日に所有権が移転しているということは、聞いているところであります。今後、県の方から開発公社への手続きは行われていくものだと思っております。

5番（戸内恭次君） さっきからお伺いしているのは、いつごろなんですかと、もっと具体的に、ちゃんとお答えください。

総務部長（福山敏裕君） はい、現時点で申し上げますのは、今年度中ということでございます。

5番（戸内恭次君） 今年度中ということは、来月でもありえるし、3月31日までということですが、市長の退任と合わせてるといことはないんですか。

総務部長（福山敏裕君） ただ事務手続きを進めてるといこととでございますんで、そのような日程調整とかいのは全くしてございません。

5番（戸内恭次君） 国がですね、8月10日に所有権移転を財務省がやったら、すぐ9月24日に、ひと月ちょっとしたら鹿児島県にいつてるわけですね。ひと月経つと、10月末ですから、まだ11月までは市長は退任されないわけですから、間に合うのかなと、そういうところで一所懸命やっておられる中、こういうルートがですね、逆算されてて、逆算されていて、じゃあいつ国から県のほうに移し、県から開発公社に移すと、こう仕組まれてるのかなと、私は推測しているもんですから、その付近を本当に年度末までですか、それとも年度、今年度内、12月末までとかそういったあれば、まだはっきりしないんですか。

総務部長（福山敏裕君） まだはっきりしてございません。

5番（戸内恭次君） それではお尋ねしますが、どうも理解できないのが、町田建設がですね、この土地を取得したのが、平成5年の12月17日競売により売却、そして所有権移転ですね。そして18年の3月にですね、この町田酒造に売っているわけですよ。町田建設が町田酒造に約13年後に売っているわけですよ。この18年という年を非常に私にとっては意味のある年なんです、18年の12月だったのですかね。いわゆる都市計画の決定がなされたんですね。区画整理事業の都市計画決定がなされる半年くらい、数か月前に町田酒造に売っているというようなことなんです。いままで動かなかった土地が売れてると、それと皆さん、市民の皆さんよくわかりますが、あの土地をなんのために利用しているのかなと、平成5年からもう買って、ずっと遊ばせてるわけですよ、我々から見ると、遊ばせてるというふうに一般から見わけですが、なぜそこまで遊ばせていて、そしてまた今度こういうような取引の材料に、三島議員が言うように、こうした取引の材料に使われている。この町田酒造が買った土地をですね、その区画整理事業で売却を、売却と奄美市が仕入れた、買ったと、その恩返しという、わかりやすくいえば恩返しで、今度は町田建設にクロウサギ工房のあった場所を売却をするということなんですよ。そこらあたりがまず、法的に酒造会社と建設会社の違いがあるにもかかわらず、それを混同して使用しているということでもあるんですが、その基本的なところからまず市長は、一回町田酒造に売ったのか町田建設に売るともりなのか、まずその二つはどちらか教えていただけますか。

市長（平田隆義君） 私はその建設会社と酒造会社と、所有権の移転したのは、議員がおっしゃってはじめて知ったこととございまして、その議会のことは全く知りません。

5番（戸内恭次君） 田中部長、市長に教えたことはないんですか。こういう取引を。あなたがやっただと、言ってるんでしょ、前の会議では。私の質問に対して、取引は私が段取りをしましたと、市長が三島議員の質問に対して市長がやりましたというのに対して、私がやりましたというふうに言ったんですが、市長は今、初めて知ったというんですが、本当ですか、これは。

建設部長（田中晃晶君） 私がこの先行取得にかかわるものにつきまして、そのどのような移転がなされ、こうなったかということにつきましては、私どもも興味はそうございません。ただ、契約をする段階で、どらかと申しますか、その段階の話はもちろんいたしますが、その前々、10年前からこう変わって、ずっと移転が登記をされていったとか、そのようなことについては、もちろん報告したことございませんし、私自身もそれらのことについては全く興味はございません。

5 番（戸内恭次君） 所有権移転のことについては、興味なくてもいいんですよ。ただ、現在、奄美市が3月に買った土地ですね、奄美市が所有権を移転したわけですが、これが所有権移転が3月の29日に奄美市になっているわけですね。この土地が町田酒造から買ったというのはわかるんでしょうかね。まさか、この日まで混同してないでしょうね。どうなんですか。

建設部長（田中晃晶君） おっしゃるように、町田酒造様から買っております。

5 番（戸内恭次君） ですから、私が申し上げているのは町田酒造から買ったということをはっきりおっしゃるわけですから、その付近のやり取りは町田酒造とやるべきであって、町田建設とやり取りするという市長の混同があるもんですから、それはおかしいでしょうと、大事なことですよ、奄美市も大きな財産を購入し、そしてまた購入できたから、協力をしてくれた会社だから売りましたというふうに今度はやっているわけですよ。全く法人は別なんですよ。その法人も別ということもわからないということですか。

建設部長（田中晃晶君） 法人は別です。別ですから、今、おっしゃるようなことは事実ございませんよ。いいですか。

市長（平田隆義君） 私も町田建設という会社に払い下げた開発公社の土地を売るという個名を言ったことは一度もございません。

5 番（戸内恭次君） それであれば、三島議員が質問したとき、ちゃんと否定すべきですよ。それをいままで、いまさらですね、言ったことはないというふうに逃げないでください。ちゃんとそれは議事録に載ってるわけですから。三島議員はそれをきちっと何度も確認してますよ。そういう取引をしたんですねと、取引をするんですねという意味の、評議会でそういった言葉を出されているということを言っているわけですから、そこはあまりにもずさん過ぎますね。それともう一つ、いいですか。この評議会の中でですね、その土木課長が過去に需要調査をしまして、その中で全体面積として1.3倍から2倍の要望の結果が出ておりますといいながら、要望が出てるわけですよ。その今回、売却しようとする土地に対する、いわゆる埋め立てた土地に対する需要があるわけですね、いろんなところから。そういうことを自らが言いながら、それをですね、なんで公平な立場になって、市民の財産ですよ。それを任意で、個人的な会社にそういうふうな売却しようと考えられたのか、その経緯を教えてください。

市長（平田隆義君） ですから、港町の土地を売却した法人に、入船町になるのかな、今度の払い下げた土地は取引されるものだという認識をしております。

5 番（戸内恭次君） はい、これではっきりしました。町田建設に売るのではない、町田酒造に売るんですよということを市長は言われました。そういうことで今後、そういう認識でもって、対応いたしますが、総務部長、そういうことでよろしいですね。

総務部長（福山敏裕君） まだわからないというのが、本音のところですよ。

5 番（戸内恭次君） わからないというのに、なんで評議会でそういった予算を付けてですね、12億の借金をして、県から一括して土地を仕入れますよと、その土地を一部は売りますよと、ただし、売り先はここではっきり言ってますよ。公共用地として、いわゆる区画整理事業に協力をしてくれた会社に売りますよと言ってるわけですよ。ね、契約はしておりませんが、事前にそういう話をしてるわけですよ。

その付近が町田建設、町田酒造、その付近は念書なり、恐らくなんらかの取引のコメントを覚書なりしてあると思いますが、そういったものは取り交わしているんですか。契約書はないにしても。

総務部長（福山敏裕君） 先ほどから申し上げているとおり、契約というものはまだ済ませておりません。この用地、開発公社としましては、区画整理事業者からの用地先行取得者からの代替地としての申し出があったものとして、現在、そのこのような事業の目的にそっているので、評議委員会に図ったということでございまして、どことかそういうことは全然申し上げていないところでございます。

5番（戸内恭次君） 先日も三島議員に対して説明してましたが、その申し込みが1社しかなかったと、それは非常にアンケートで再三、アンケートでようやく1社しかないんだということを決めたような話でしたんですが、そのアンケートの取り方がですね、こういう土地もありますよと、あなたはそこをおすすめ、取ることもできますよと、選択肢は一つも示さないでいてですね、あなたはどこか区画整理、その土地をなんかほかに求めますかとか、どういう利用をしますかというだけのですね、アンケートをとりながら、ですから私はそういうふうな作為があったと、いわゆるカモフラージュするためのね、作為があったと理解をしております。そうでなければ、やはり売却29件の中にはどっかにか土地を欲しいなという人もおったはずなんです、そういったこ伴いと、またそういう土地があるんだということも示さずして、やっきたという、アンケート取ってきたということに対して、非常に不公平感を感じます。そこで、市長、この話は白紙に戻すべきですよ。市長、いかがですか、白紙に戻さないと大変なことになるとと思いますが、いかがですか。

市長（平田隆義君） 戻す必要は全くございません。不正は絶対ございません。

5番（戸内恭次君） 参考までにですが、刑法の247条他人のためにその事務処理をする者が、自己もしくは第三者の利益を図り、または他人に、本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えたときには5年以下の懲役、または50万円以下の罰金に処する。また、判例ですね、村長が職務上保管する村の基本財産を、村の計算において、欲しいままに第三者に交付し、村に財産上の損害を与えたときは、背任罪を構成する。私はこういうことがないように、今後、町田建設と、町田酒造の違いもわからないようなことがあったということは、本当に知らなかったんですが、一つ、こういうことを念のために申し上げて、次の質問に移ります。

次は、小宿地区区画整理事業についてでございますが、進ちょく状況と方向性について、教えてください。

建設部長（田中晃晶君） 小宿地区の区画整理事業の進ちょく状況について、今後の方向性について答弁申し上げます。小宿地区の抱える浸水の対策、それから狭い道路や、それから未接道の宅地、整理などの整備改善、それから地区が抱えております現状や課題を考えますと、道路の宅地などの道路とか、それから宅地を一体的に整備する、土地区画整理事業が一番有効な整備手段だというふうに考えております。そのようなことで、地区の方から平成20年5月には、区画整理事業に対する、小宿地区住民の90パーセント以上の合意が得られたということで、要望書が提出されています。また、6月には小宿地区区画整理事業、早期実現に関する陳情書が議会に方に提出され、それらが採択されている状況にあります。このように、市といたしましても、地区住民の事業に対する合意形成が図られたということで、今年度には基本計画の作成作業に着手しているところであります。今後は、勉強会や説明会を行い、小宿地区民の御意見などをうかがいながら、基本計画案をまとめ、事業実施に向けて取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

5番（戸内恭次君） 今年度は400万の調査費がついているんですが、その調査費というのは、まだ使

われずにそのままになっているわけですか。

建設部長（田中晃晶君） その今年度の予算につきましては、7月に発注を済ませております。

5番（戸内恭次君） 小宿住民としましてはですね、やはり生活環境を早く良くしたいということで、希望しております。公共事業必要なものはどんどん進めていっていただきたい。しかし必要でないものはやめていただきたいということで、いるわけですが、具体的に、じゃあ来年はどこまで進めるおつもりですか。あるいはこの区画整理事業は何年後の5年後か10年後か完成したいんだというようなそういった見通しについて、教えてください。

建設部長（田中晃晶君） 20年度、今年、基本設計をやります。先ほど申し上げたように住民へは説明会を行います。そのようなことで、合意が得られますれば、21年度に基本計画の変更の、基本設計、22年度に都市計画決定を行います。そして23年度に事業計画の作成をし、国・県と協議を行い、事業決定を見たいというふうに考えます。24年度にこの順序からいきますと、今、末広・港に進んでおります換地設計に入り、翌年の25年に工事着工というふうになる予定でおります。

5番（戸内恭次君） 25年に工事発注というような話ですが、いままでいろいろ平田都市計、大熊、浦上とあったと思うんですけど、その予測からしてですね、いつごろ完成できそうですか。

建設部長（田中晃晶君） さっき申し上げたように、基本計画の中で総事業費を組み立てます。それから年度ごとの予算消化の分を、事業費の中で組みます。概ね、正確、正確と申しますか、無難な数字を申しますと、約10年くらいはやっぱり必要かなというふうに考えております。

5番（戸内恭次君） 25年から10年ということですか。それとも今から10年くらいというか、大体の年度を教えてください。

建設部長（田中晃晶君） 工事着手が25年のつもりですんで、事業としましては22、23から都市計画決定を行いますんで、それで換地計画をやるということは、事業がスタートということになりますから、24、25、そうですね、その辺りから約10年、それは事業費、その他、工事進ちょく、それから住民の協力、その他もろもろの条件がそろえば、それはもっと短くなるということも考えられます。

5番（戸内恭次君） やはり、車社会ということもありまして、最低限、やはり玄関に車が入れて駐車場ができてというのが、やっぱり理想的な土地だろうと思いますので、そういう意味では小宿地区の皆さんもですね、切望しているわけです。ですから、もっと早める方法はありますか。もっと早める方法は。

建設部長（田中晃晶君） 国の、国・県、それからの手続きというのがございまして、このような計画を、基本計画をもって単独で計画をし、それから間違いなくこの事業が推進できるということを組み立てるためには、普通の事業でも、最低2年は必要でございまして。このような区画整理事業を伴いますと、2、3年はどうしても、着工までは時間を要するものであります。御理解をお願いしたいと存じます。

5番（戸内恭次君） 小宿住民の皆さんがですね、切望していることとございまして、是非とも、もう集会も開かなくてどんどん進めて、促進、いわゆる促進をするぐらいのみなさんが意向をもっているわけですから、是非、そういうことで進めていただきたいなあと思います。最後になりますけれども、私が平田市長に対してですね、かなりいろいろ厳しく言ってまいりました。しかし、これは無駄な公共事

業、住民泣かせな公共事業、平田市長に対する攻撃でございます。私はその個人的な、平田市長に対する攻撃とっておりません。それで法律の言葉にありますようにですね、罪を憎んで人を憎まずと、そういう言葉でありますので、どうぞお疲れ様でございました。

議長（伊東隆吉君） 以上で、民主党戸内恭次君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午後3時45分）

議長（伊東隆吉君） それでは、再開いたします。（午後4時00分）
引き続き、一般質問を行います。
民主党 平田勝三君の発言を許可いたします。

6番（平田勝三君） 議場のみなさん、市民の皆さんこんにちは。民主党の平田勝三でございます。平成21年第3回定例会一般質問のアンカーを務めさせていただきます。質問に入る前に、少々、所見を述べさせていただきたいと思っております。去る、9月18日、名瀬柳町で10棟が全焼し、全半焼8世帯、14名の方が被災し、一人の方が入院中という痛ましい火災が発生いたしました。被害に遭われた方々に、心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈りいたします。また、火災後の家屋の撤去と後片付けに、ボランティアにて御尽力されました、名瀬建友会の皆様方に敬意を表するものであります。市におかれましては、被害にあわれた方々への心のケアを含め、物心両面においてサポートをしていただきますよう、お願い申し上げます。

さて、さっきの第45回衆議院選挙において、我が民主党は308議席を獲得させていただきました。また、この奄美でも初めて、民主党国会議員が誕生し、比例区においても奄美全体で2万3,550票を獲得することができ、またこの奄美市においては、それぞれの党の中で、最多の9,901票、実に33.2パーセントの票をいただきました。選挙期間中、民主党の勝利が確実視されていた中で、奄美こそ政権交代の乗り遅れるな奄美、をスローガンに戦ってまいりました。政権交代が実現し、民主党中心とした政権与党により、政治のあり方が様変わりしていくなかで、この奄美から、民主党国会議員が誕生したことは、この奄美にとって、これまでの自民党中心にした政治から大きく脱却し、生活を変えてほしいとの群島民との強い思いと期待があったものと考えているところでございます。群島民の方々の御支持、御尽力に対し、この場をお借りし、心からお礼を申し上げたいと思っております。ありがとうございました。御存知のとおり、民主党、社民党、国民新党、3党による連立政権が樹立し、新政権が誕生しました。ここで、鳩山政権もその閣僚の中の顔ぶれを少々時間をいただきまして、紹介させていただきたいと思っております。菅直人副総理兼国家戦略担当大臣、前原誠司国土交通大臣、赤松広隆農林水産大臣、福山哲郎外務副大臣、長浜博行厚生労働副大臣、松下忠弘経済産業副大臣、三日月大造国土交通大臣政務官、長島昭久防衛大臣政務官、川内博史国土交通委員長、などなど層々たるメンバーがいらっしゃいます。

この方々は、この2年間にこの奄美に来島していただいた方々です。民主党奄美支部と奄美の実情を語り、膝を交えて焼酎を飲み交わした方々でもあります。私が何を言いたいかと申しますと、奄振問題、経済対策、農林業対策、等々、これらの主管担当大臣が在籍する政権中枢に、今日の奄美が抱える課題が届くようになるということ、郡島民あげて喜びあいたいということでもあります。

先日から、同僚議員の質問の中で、民主党を中心とした連立政権に疑問と不安を抱いた声や、一方では期待と歓迎のお言葉があったととらえております。また、市長においては、新政権に大使氏、「期待と不安を抱いたことは禁じえない」また、「トップダウンになるのではない」と懸念している」との答弁がございました。

これまで、一時期を除いて、半世紀に及ぶ自民党政権こそがトップダウンであり、特に、小泉政権は弱者切捨ての政治、自民党崩壊前の3名の総理大臣は無責任政治で、常に国民不在の政治であったと私はとらえているところであります。多くの国民が自民党とこれまでの自民党政治に対し、こぶしを挙げ

たのではないのでしょうか。

永年の自民党政治の負の遺産を根底から変えていくためには、き然としたぶれない政権運営が必至であり、トップダウンではなく、強いリーダーシップであると考え方を考えてみてはいかがでしょうか。

16日発足した鳩山内閣の支持率は72パーセント、民主党の支持率は過去最高の47.6パーセントに達したのは御存知のことと思いますが、強いリーダーシップと民主党と連立政権に期待と希望を示したものだとして理解しているところであります。

市長のご懸念は、永年、自民党政治の中で仕事をしてきたわけですから、仕方のないことだとは思いますが、市長も勇退するに当たり、今後は、一国民、一市民として、民主党と連立政権に対し、大きな期待と希望を持って臨まれたらいかがでしょうか。

多くの同僚議員がこの間、質問をされましたが、同じ質問になるかもしれませんが、最後の質問者ということで、まとめて整理をしていただくという思いで、新政権に対する御意見を伺い、次の質問から発言席で行います。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

市長（平田隆義君） お疲れさまです。平田議員の質問に答弁をさせていただきます。議員からもありましたように、私も余すところ2か月余というところでありまして、確実な約束を申し上げるというわけにもまいりませんが、確かに指摘のとおり、私は自民党に席を置くものの一人です。しかし、行政の首長としては、やはり政治家としての立場と行政のトップとしての立場、これはやっぱりき然として対応していかなければならないものだと、このように認識をし、日頃からそういう対応をさせていただいたつもりです。愚痴ではございませんが、このことがなかなか誤解を生んだりしていたときもございましたが、やはり地方自治体の首長のあり方ということについては、そこら辺はき然とすべきだと思いがいたします。そういう中で、今度の民主党の政権に変わったわけでございますから、多くのマニフェストを並べて選挙も戦ってまいりました。私達から見ますと、本当にできるのかなという思いをするのは、もう多々です。頑張っってやっていくということでもありますので、そのことにも期待する。決しておっしゃっていることが間違っていると言ってるのではないということをご理解してもらいたいということです。それがあればいいなというのはただあるよ、ということだろうと思います。その点を御理解を賜りたいとこのように思います。この認識ということでございますが、私達に直接関係する国政の中で、大きく占めるのはやはり、これまでの補助事業だろうと、したがって奄振事業ということになるわけでございます。その奄振事業の中で、国の計画にある直轄事業について、直接国が判断を示すのではないかというのが、私の第一番の不安であります。ですから、地域の人達の望む形がどの程度、中央に届いておるのかなということだと思っております。そういった点では、これまで積み上げていって、中央省庁で事業認可をしておりますから、中央省庁のいわゆる官僚側の意見も十分聞いていただきたいと思うのが、奄振事業の中にあるということでありまして、議会の議員の立場だけで、この問題を判断されると厳しいのではないのかなという思いがします。それを奄美市内においては、沖洋防波堤の工事だけであります。のちのち先ほどから申し上げておりますように、名瀬港の新港と言われるところの岸壁のことについては、我々としては国直轄でやっていただきたいというようなことは、お願いはしておりますのでございます。

そして、もう一つは、徳之島のダムですね。灌漑ダム、これが国直轄だと認識しております。それと、知名町における力門、これが大きなプロジェクトとして国直轄でありますから、このことについても地域住民の長年の悲願でもありますので、御理解いただいて事業を推進していただければと、このように願っているところです。その他、心配しているのは、ガスリンの特定財源のことについて、道路財源の特定がなされないと、道路予算がどこまで減っていくのかが、なかなかわかりにくい。今は一般財源として吸収しておりますわけですが、その中で道路にほとんど回されているという点で、我々も道路建設改良工事については、安心していたところですが、これが廃止になってまいりますと、財源がなくなってし

まいりますので、その埋め合わせをどういう形でなされるのか、そうしますと我々の地方の道路がどうなるのかというのがまだ我々としては掴みにくいということでもあります。そういった点が、気になるところでありますので、今後は県を通じて私達も改めて中央省庁に事業推進についての要請をしていかないといけないのではないのかなと、ですから、陳情という言葉がございしますが、最近はや請というように変わっておりますので、その要請をどういう形で受けてくれるのかというのがちょっとわかりにくいと。直接、国会議員の先生方にやるのか、省庁にやっていくのか、じゃあ中に入る県がどういう立場になるのかというのが、だからなかなかわかりにくいという点で不安を感じているということでもあります。おいおいこの件についても予算編成に取り組むようでもありますから、その中で概要がわかってくるのではないのかなと、私は思っているところです。今後もむしろ逆に申し上げますと、国会議員は選挙を通じて地元民と密接なつながりが生じてまいりますので、地元の意見を吸い上げていくという点は、また別の意味での期待感というのも生まれてくるということは、否めないのではないのかなと、こう思ったりもしているところです。

いずれにしても、新しいシステムが生まれ変わるということの期待感、これはこれまでにやはり足りなかったもの、困難なもの、そういった点が優先的に生まれ変わるということであれば、それに対応するような地方自治体を作っていかなきゃならないということだろうと、このように思います。なんと申しますか、マニフェストの中でもいくつか不安材料ということを申し上げているんですが、例えば、子供手当の2万6,000という数字がどういう根拠で生まれたかわかりませんが、子供たちを育てていくのに、それだけではないわけでして、私達自治体が困っているのは、古い校舎の建設などが促進されればなという思いはします。これはやっぱり補助率をかさ上げしていかないと、地方自治体は積極的に取組を推し進めていけないということ、悩みを抱えているわけでございますから、こら辺の方法が今後、どうなるのかなということなどを思いながらであります。今後、多くの課題が提示されると思いますので、我々は大きな方向を見定めながら、対応していくということにさせていただくというのが、本筋であろうと、このように思います。長い説明になりましたが、これからは国政について、イコール地方自治体ということは、我々のこの地域は今回の三位一体の改革で、骨身にしみて感じたところでございますので、民主党の政権においても、このことをしっかりと受け止めてまいりたいと、お願いを申し上げたいと思います。

6 番 (平田勝三君) いろいろな不安、期待と不安ということですが、子供手当の問題、暫定税率の話、先ほど出ましたけれども、任してくださいと民主党は言っているわけですから、やりますので、本気になって行政が取り組んでいくのか、その付近にかかってくると思うんですよ。一時的に選挙で民主党勝ったから、どうせ次の4年では変わるだろうと、そういう安易な気持ちで望むのか、真剣に政権変わったんだと、確かにいままでのやり方から変われば誰でも不安もあるわけですけども、本気で行政がやっていくか、当然、具体的なそのマニフェスト含めてですね、具体的なのがなかなかまだ皆さんのほうでも明らかになってないなかで、その具体的に一つひとつというのは困難だと思いますが、改めて聞きます。行政の皆さんが当然、職員から市長まで含めてですけども、本気になって民主党の政権と一緒にやっていくのかどうかの思いをまず、それだけ聞かせてください。

市長 (平田隆義君) そのことは法律が改正されて、条例が変わっていくわけですから、それを守ること、これは職員は絶対守っていかなければならない、法律を守っていかなければならない立場ですので、法律の執行において、従来と変わった観客的なものが出てくると思いますが、この守って事業推進していくということについては、これはしっかりしていかないといけないという思いがありますので、そのように指導はできればしていきたいと、こう思っております。

6 番 (平田勝三君) はい、ありがとうございます。我々、民主党会派3名ですが、我々3名もですね、必死にやっていきますので、是非一緒に協力してですね、当然議員の皆さんもそうですけども、必死に

なって全力でやっていきたいと思ってますんで、また協力方よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問に入ります。次は、2番目の項目ですけども、民主党の郡島民の皆さんに約束した項目について、質問いたします。もう皆さん御存知のとおりでしょうけれども、民主党鹿児島県連は、奄美群島の皆さんに対する民主党の約束ということ、ものを発表させていただきました。これは奄美版マニフェストと言われるものであったんですが、財源、行程表、その選挙の時点ですでね、示すことができなかつたので、約束ということになったように伺っておりますが、6項目からなっている内容を御紹介しますと、一つに民主党政権になつても、奄振予算は減らさないと、二つに離島のガソリン代を50円安くすると、奄美群島と本土間の離島航空運賃を安くする。個別所得保障制度で奄美の農業を発展させる。5つ目に奄美に国立の大学の研究所等の高等教育機関を設置する。六つ目に奄美群島全域で共同溝を敷設し、電線類の地中化を勧めると同時に、ブロードバンド100パーセントの島づくりを実現する、というふうになっております。この約束についてはですね、具体的な制度設計といひますか、皆さんも聞き及んでない中であると思ひますが、これに対して、この3日間で質問出てますが、さっきも言ひましたように、整理をするという意味でお答えいただければありがたいです。

総務部長（福山敏裕君） 奄美マニフェストに対する認識と、今後のスタンスということにつきまして、お答えをさせていただきます。先日から申し上げておりますように、離島のガソリン税免除、離島の航空運賃の大幅値下げ、奄美に国立大学研究所の設立や離島での消費税減免などにつきましては、奄美市民だけではなく、奄美郡民の積年の要望でもございますので、何とか実施していただきたいと、期待をしていただきたいところでございます。また奄振予算を絶対に減らさず、内容の充実強化と交付金の創設となっておりますが、奄振予算を減らさないとということには期待をしております。また、交付金の創設につきましては、現段階では具体的な内容が明示されていないために、どのような形になるのか、わからないというのが現状でございます。昨年、奄美群島振興開発審議会からの意見、具申では、地域の特徴や伝統文化を踏まえた観光や交流活動等が積極的に展開され、自立的発展について、その萌芽が見られるなど、一定の成果を上げている。一方、奄美群島においては本土との間に、所得水準をはじめとする経済面、生活面での諸格差が未だに残されており、引き続き社会資本等の整備を各島において進めていく必要があるとされております。したがひまして、社会資本の整備としまひて、また地域経済の下支えとなるべき公共事業の事業量の確保が可能なのか、地元の負担への影響などはないのかという点におきましては、正直、不安な気持ちもあるところであります。しかし、民主党の奄美マニフェストにつきましては、総じて奄美群島のためになることと認識しておりますので、新たな政権が地方への配慮を認識していただき、奄美市をはじめ郡内市町村が自立、発展できる政策を実行していただくことを願っているところでございます。

6番（平田勝三君） 最後の質問というのはなかなか皆さんが言ひたあとを、もう一回確認するみたいでしにくいんですが、さっき言ひたように確認の意味でさせていただきますたいと思ひます。

次に、奄美群島と本土間の離島航空運賃の是正の件ですが、奄振法の延長の際に航空運賃の軽減化を盛り込まれたところなんですけれども、実証実験ということだったんですが、この実証実験を含め、この事業がどうなっていくのか、もし、情報があれば、現時点でわかっているならば、伺いたいと思ひます。

市長（平田隆義君） この実証実験の予算の流れが、広域事務組合になっておりますので、管理者として知りうるだけのことで、説明させていただきますたいと思ひます。この予算が3億円と伺っておりますが、といったときに、我々ももう即物的に航空運賃を引き下げれば、どれだけの利用率が上がるのかというのを実証実験かなと期待したんですが、そういうことではないということがわかりました。それでいろいろ工夫を凝らして現在、航空運賃の割引制度がございますが、日本航空の特割セブンという割引制度を導入しようということと、それから奄美における宿泊施設の割引クーポン券を発行しようということと、お土産品の購入するクーポン券等々をやってみようということと、今、話が進んでおるところ

です。なかなか広域事務組合としては、30数パーセントの割引をとということで頑張ったんですが、これ航空会社がなかなか受けられないということもあって、限られた期間ですので、ここらあたりで事業を進めることが大事じゃないかということで、担当者に指示を出したところです。12月からしたい、当初ありますが、若干遅れるかもわからない状況でありまして、あくまでも本年度中の限定でございますので、年度内で終了させるということになるかと思えます。したがって、航空運賃の削減ということには、どれだけ関連してくるのかなというのが、ちょっと私もわからない状況です。ただ、なにかこうやることによって、お客さんが増えるのかどうかという実証を見たいなと、こう思っているところです。

6番（平田勝三君） 年度内に実行できればというふうなとらえ方で受け止めます。その次の質問に入ります。質問の3項目目にも該当、関連するんですけども、先日広域事務組合の方々と超党派議員連盟の議員のみなさんと勉強会をさせていただいたんですけども、その際でもですね、人口減少の最大の要因は、18歳過ぎて大学、専門学校へ進学する部分が最大の要因だというお話が、データが示されました。その際にも、この資料の中にもですね、高等機関の必要性があげられております。先の、奄美大島商工会議所さんともですね、意見交換をした場でも、奄美に国立の高等機関を設置してほしいという要望がありました。このことについてですね、戸内議員の通告にもあったんですが、時間が足らなかった部分も含めて、私、両方、二人含めて質問をさせていただきたいと思えます。この、どのような御見解をお持ちか、伺います。

議長（伊東隆吉君） 答弁できますか。

総務部長（福山敏裕君） 本市における大学誘致の取組の状況というかたちでの答弁でよろしいでしょうか。これまで、郡島における大学誘致の取組につきましては、教育文化の拠点都市の形成に向けて、古くからその構想が示されてきたところでございます。現在までの取組の基本となる構想としましては、奄美郡島におきます人材育成システム導入について、これ、古くは社団法人、奄美振興協会、奄振圏と言いましたが平成11年にこれは廃止になっておりますが、より61年度から4年間、奄振の非公共という予算を活用し、調査検討され、この中で奄美における看護専門学校の設置など、6つの構想が報告されておるところでございます。これを受け、具体化されましたのが、さっきにも開校しました奄美看護福祉専門学校として実現に至ったものでございます。その後も名瀬市総合計画創造プログラム等における、マルチメディアを活用した大学の奄美キャンパス設置構想や、奄美亜熱帯資源活用総合研究所の構想などを示す、高等教育機関の誘致、研究機関の設置等に取り組んできたところでございます。現在も奄美市における建設計画において、大学や研究機関の誘致を図ることがうたわれているところでございます。具体的な活動としましては、平成15年度構造改革特区における、離島への大学誘致をテーマとします特区申請、または鹿児島大学、大学院サテライト教室設置にあわせて、市の構想のさらなる実現にあわせて、同大学、鹿児島大学に対して要望書を提出しております。研究者の受入機関の基本構想策定調査を委託するなど、中核となる施設の誘致につながる取組を進めているところでございます。国立大学の現在の取組については以上でございます。

6番（平田勝三君） この大学の設置というのに対しては、積極的に取り組んでいきたいということでもよろしいんですか。

総務部長（福山敏裕君） 御質問がありましたとおり、奄美市の建設計画にもありますので、積極的な取組をやってまいりたいと考えております。

6番（平田勝三君） それでは、設置場所はですね、言えないんでしょうけども、郡島奄美市という捉え

方すると、奄美市にあったほうがいいかなという認識は持つんですが、その付近はいかがでしょう。

総務部長（福山敏裕君） 奄美市としましたら、奄美市がよろしいわけではございますが、やはり奄美全体の問題としての取組なども必要じゃないかと思しますので、大学が離島である奄美にできたら思っているところでございます。

6番（平田勝三君） おっしゃるとおり、郡島全体での問題でしょうけども、奄美市の希望としては、本音のところはあるということでもよろしいですね。

次の質問、よろしいですか。この先ほど申しましたその勉強会ですね、地元取組課題及び制度等の拡充科目ということで挙げられております。これの中のその必要性についてという項目がありますが、これに対してですね、新政権と言いますか、いままでも取り組んできたわけでしょうけども、今後の取組がその新政権に対してどうされるのか、その付近も聞かせてください。

市長（平田隆義君） この広域事務組合が今度これを担当に明確になったんで、初めて各町村を回りまして、各町村の担当者、首長と直接面談をしまして、どういう事業が望まれているかということ、一つひとつ精査しまして、それから島ごとの振興開発という形で、島ごとの皆さんにまた集まっていたということで、積み重ねてきております。当初、担当者もですね、そのことがなかなか町村に理解できなくて、馴染めなくて、与えた宿題が全然できてなかったとか、いろんなことがございまして、これを担当者が鋭意努力して積み重ねてきたと、そして予算のあり方、奄振事業のあり方ということなども今回、相当前進して理解を深めたものだという報告も受けております。そういった点ではこれ、第一段階、踏み出したかなということで、我々も喜んでおりますが、今後これらの事業の精査をしていかなきゃならない、いわゆる予算投資効果、こういった点などが次々と、検討されていくものだと思います。そのことが県の採択になり、県の事業計画になっていけばということでもあります。先ほどからちょっと不安に思うというのは、今のこのシステムが国が方向性を示すと、それに乗っかって町村が事業を計画して、そのことを県が決定するというものになったのが、今度の奄振事業の事業の進め方になってしまったものですから、このことがどうなるのかなというのを不安に思っていますよということなので、この点をしっかりと踏まえて、また民主党の皆さんもこれを受け止めていただいて、一つひとつ積み上げていって、事業を確保するというにしていきたいと、このように思います。この制度につきましてもですね、国土交通省の担当者その他の皆さんにも本当に、初めてこれできたんじゃないのと言われてまして、喜んでましたし、いままでできなかったことを悔やんでいるということでもありますので、御理解賜りたいと思います。

6番（平田勝三君） この資料の中にですね、先ほど言いました民主党の奄美の皆さんへの約束ということで、奄振問題、それからガソリン問題、それから高等教育機関という、基本的に一致している部分も多々あります。是非、これが成就するようにですね、取り組んでいただければと思います。一緒になって取り組んでいただければと思います。一緒になって頑張っていきたいと思しますので、是非、よろしくお願ひします。

次の質問、よろしいですか。

イントラネットの前に、その前にですね、奄美市の地域情報化計画策定委員会について、お伺いします。委員会設置等についてですが、委員会の設置、運営等について、今、現状はどうなっているのか、また今後なににどのように取り組んでいくのかをお伺いしたいと思います。

産業振興部長（瀬木孝弘君） 御答弁申し上げます。先に地域情報化計画について、若干説明をさせていただきます。地域情報化計画は、これまでに本市が取り組んでまいりました状況を踏まえて、地域社会における情報通信環境の整備状況なども見据えながら、情報通信産業の振興の観点や、

行政における電子自治体構築に関する事項等について、基本的な方向性を示すものでございます。本市の地域情報化計画策定委員会についての取組状況でございますが、今年度、庁内に関係職員で構成する研究会を設置し、協議を始めております。その中で、本市における情報通信基盤の活用や、今後、必要と見込まれるICT技術の規模など、策定委員会で協議していただく、事項等の抽出、内容の検討作業を現在進めているところでございます。

6番（平田勝三君） 今のこの具体的に議論されている、検討されている内容というのが今も実際進んでいるのでしょうか。

産業振興部長（瀬木孝弘君） ただいま御答弁申し上げましたように、情報化計画策定委員会、いわゆる第三者の皆様も入れた委員会を作るということで、昨年来、答弁をさせていただいておりますが、そちらのほうへお挙げをする、あるいは協議をしていただく内容の抽出作業に今、タッチをしているということで、庁内の電算、あるいはパソコンの担当をしております職員を中心に、その抽出作業と、それから先ほど申し上げておりますように、協議をしていただく内容の今、シミュレーションをやっているという段階でございます。

6番（平田勝三君） じゃあ、もうスタートしているということでもいいわけですね。

次に、イントラネットの基盤事業、基盤施設整備事業についてお伺いします。3月の質問、3月にも質問させていただいたんですが、地域住民に対する周知に対しての答弁がありました。その周知啓発活動はどうされたのかをお伺いしたいと思います。その時はですね、利用可能な電子申請等、行政サービスの種類、内容等を4月の広報紙に掲載をし、あわせて電子申請については啓発リーフレットを庁内に掲示するという答弁でありましたが、実際はどういうふうに行ったかを伺いたいと思います。

産業振興部長（瀬木孝弘君） 次に、平成18年11月から運用を開始しております、電子申請サービスの市民を対象とした、周知啓発につきましてでございますが、広報紙のページ数に限りがございますが、機会あるごとに掲載に努めているところであります。議員御質問ございましたように、先の第1回定例会の一般質問で答弁しておりますように、奄美市だよりの4月号に掲載をしたところでございます。また、電子申請に関するリーフレット等を各総合支所の市民課窓口へ備え、啓発と申しませうか、その利用促進に努めているところでもございます。さらに、これまでブロードバンドゼロ地域解消事業を導入いたしまして、18年度、19年度の2年をかけて整備をしました小宿、小湊、東城地区におきますADSLサービスの利用促進につきましても、その完成に伴いまして、昨年1月号の広報紙で、周知広報に広報を図ったところであります。予定でございますが、年内に再度、広報活動に努める予定でございます。

6番（平田勝三君） わかりました。じゃ、その答弁どおり、実際もうされたということを受け止めます。

次の質問です。崎原、芦花部地区へのその後の結論についてですが、これは小湊地区も含めて意識しとったんですが、芦良地区入居者からブロードバンド活用の要望が、市に対してもなされており、策定委員会設置後、速やかに検討したいという答弁でありましたが、その至った結論について伺いしたいと思います。また、崎原地区もあわせて伺いたいと思います。

産業振興部長（瀬木孝弘君） 御答弁申し上げます。議員御存知のように、有良、芦花部、崎原地区におきましては現在、ADSL以上の高速インターネット環境が未整備の状況でございます。地域内におきます高速インターネット環境の格差是正を図るため、本市の保有する光ファイバーの開放により、対応することといたしております。現在、電気通信事業者へ開放の諸条件等について、検討作業を進めているところでございます。また、利用申込み者数が少ないことが予定されている崎原地区につきまし

ては、情報通信関係の格差是正の観点から電気通信事業者と運用に向けた協議も併せて行っているところであります。

6番（平田勝三君） 私は、この前も言ったんですけど、芦良地区よりもですね、嵯原地区の方が申込者は多いような、希望者が多いような気がするんですけど、その地域に差をつけるわけではないんですが、嵯原地区を是非、取り組んでいただきたいというのとですね、さっきもちょっと言いましたが、小湊地区もですね、やっぱり厳しい地域もあるんですよ。特に、地域的に農業とかいろいろされてる方もいるわけですから、そこに情報伝達という立場からもやっぱりブロードバンド光を積極的に取り組んでいく方法は、考えはないかを併せて伺います。

産業振興部長（瀬木孝弘君） 本市が整備をいたしました、光ネットサービスの件でございますが、ただいま申し上げております芦良地区と嵯原地区ということ、まず、公共性の確保の関係と、格差是正の関係から対応してまいりたいと決めております。今、小湊地区の一部についてというお話がございましたが、先ほど申し上げましたが、ADSLで既に8,800万ほどで整備をしておりますので、現時点ではその環境で使っていただきたいと思っておりますし、また今後の光ファイバー整備をしました光ファイバーにですね、規模や容量に限りがございますので、そういう点で考えますと、現時点ではちょっと検討させていただくことになろうかと思っております。

6番（平田勝三君） このイントラネットについてはですね、もう完成してから18年でしたっけ。そしてたらもう2年3年たつての質問なんですけども、やはり地域住民からもですね、やっぱり光という話もあるものですからね、質問するわけなんですけど、最後になりますけども、今は、嵯原、芦花部、それから小湊地区という話をさせていただいたんですが、一般住民へのですね、開放、今回は現段階では困難、今後の光ファイバーに関する利用計画を策定した中で対応してまいりたいということの回答であったと思いますが、検討内容とその結論をお伺いします。

産業振興部長（瀬木孝弘君） 次に、光サービスの未提供地域に対する、市保有の光ファイバーの開放についてでございますが、御承知のようにこれまで本市では高速インターネットの環境整備事業や、ブロードバンドゼロ地域解消事業を導入いたしまして、インターネット環境の整備に努めてきたところでございます。しかしながら、光回線によるインターネットサービス提供となりますと、現在の状況は名瀬市街地と輪内地区、そして小宿埋立地区に限定されているのが現状でございます。申し上げました地区以外の方々から、光回線によるサービス提供を望む声があるとことは、これまでの御質問からも認識をしているところでございますが、本市の光ファイバー開放につきましては、今後、防災情報の管理や地上デジタル放送への移行が進められているテレビ、そしてラジオの難視聴対策、さらには携帯電話の不感地域解消を図るうえでの利活用も、公共性確保の観点から検討すべき課題であるものと認識しております。したがって、議員御承知のように、本市の保有する光ファイバーの規模、容量に限りがあるため、申し上げましたナローバンド地域への開放を除き、一般住民等への開放については現時点においては、さらなる検討が必要となるものと考えております。このように、限られた光ファイバー網でありますので、より有効活用に努めるため、電気通信事業者との連携のもと、まずは既存光ファイバー網活用における技術的課題の解消へ向け、取り組んでまいりたいと考えております。御理解をお願いいたします。

6番（平田勝三君） これまでですね、イントラネットの件については3回ほど質問させてきたわけなんですけども、これで私はこのイントラネットについてはですね、終結して、あとのいろんな課題があればですね、奄美市事業化計画策定委員会ですか、そちらのほうにいろいろ委ねたいと思っておりますので、その中でまた市民のためになるような計画を作っていただきたいというふうに思います。

質問はこれで終わりますが、最後に先ほど言いましたように、政治も世の中も民主党を中心とした新政権に変わりました。今後これまでの自民党政権下の行政運営から大きく変わっていくことが想定されますが、この政権が一時的なものにとらえることのないよう取り組んでいただきたいと、当然我々議員も同様ですけれども、民意に愛想をつかされることがないように、努力していきたいと思えますので、それは切に要望して最後の質問者としてのゴールを切らせていただきます。ありがとうございました。

議長（伊東隆吉君） 以上で、民主党、平田勝三君の一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、一般質問の日程はすべて終了いたしました。

明日、9月29日午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。（午後5時00分）

出席議員は、次のとおりである。

1番	師 玉 敏 代 君	2番	多 田 義 一 君
3番	橋 口 和 仁 君	4番	奈 良 博 光 君
5番	戸 内 恭 次 君	6番	平 田 勝 三 君
7番	向 井 俊 夫 君	8番	蘇 嘉 瑞 人 君
9番	朝 木 一 昭 君	10番	竹 山 耕 平 君
11番	伊 東 隆 吉 君	12番	里 秀 和 君
13番	泉 伸 之 君	14番	関 誠 之 君
15番	三 島 照 君	16番	崎 田 信 正 君
17番	奥 輝 人 君	18番	平 川 久 嘉 君
19番	渡 京 一 郎 君	20番	竹 田 光 一 君
21番	栄 勝 正 君	22番	世 門 光 君
23番	平 敬 司 君	24番	大 迫 勝 史 君
25番	与 勝 広 君	26番	叶 幸 与 君

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	平 田 隆 義 君	副 市 長	濱 田 龍 太 郎 君
教 育 長	徳 永 昭 雄 君	住 用 町 高 野 匡 雄 君	地域自治区事務所長
笠 利 町 塩 崎 博 成 君	地域自治区事務所長	総 務 部 長	福 山 敏 裕 君
総 務 課 長	川 口 智 範 君	財 政 課 長	則 敏 光 君
企 画 調 整 課 長	安 田 義 文 君	市 民 部 長	有 川 清 貴 君
市 民 課 長	徳 田 照 久 君	健 康 増 進 課 長	嘉 原 孝 治 君
福 祉 部 長	福 山 治 君	高 齢 者 福 祉 課 長	倉 井 則 裕 君
産 業 振 興 部 長	瀬 木 孝 弘 君	農 政 局 長	田 丸 友 三 郎 君
産 業 情 報 政 策 課 長	前 里 佐 喜 二 郎 君	土 地 対 策 課 長	師 玉 敏 司 君
産 業 建 設 課 長	澤 修 平 君	土 地 対 策 課 参 事	福 島 吉 宏 君
建 設 部 長	田 中 晃 晶 君	建 築 住 宅 課 長	大 石 雅 弘 君

教育事務局長 里 中 一 彦 君

地域教育課長 中 尾 豊 和 君
(笠 利)

地域教育課参事 重 井 浩 一 郎 君

職務のために会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 赤 近 善 治 君

次長 兼 山 崎 實 忠 君
調査係長事務取扱

議事係長 森 尚 宣 君

議事係主査 麻 井 庄 二 君

議長（伊東隆吉君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は26人です。会議は成立いたしました。これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

議長（伊東隆吉君） 日程第1，議案第84号から議案第102号までの19件を一括して議題といたします。ただいま議題といたしました議案19件に対する質疑に入ります。

通告のありました順に発言を許可いたします。

はじめに日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

16番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。私は二つの議案について質疑を行いたいと思います。

一つは議案第85号 平成21年度奄美市健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、7ページ1款の国民健康保険税、ここです、一般被保険者国民健康保険税の医療給付費分滞納繰越分3億5,835万8,000円及び介護納付金滞納繰越分5,285万円が計上されておりますが、この減額理由が一点。

同じく7ページ、9款、繰入金、一般会計繰入金の人件費5,293万6,000円の減額理由と財源補てん繰入金4億819万1,000円により決算見込みが一体どうなるのか。

それと同じく7ページ、3款、国庫出金のうち介護従事者処遇改善臨時特例交付金520万2,000円が計上されておりますが、これはどのように活用されるのか。

二つ目は、議案第89号 平成21年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、7ページ8款、繰越金で前年度繰越金5,348万3,000円が計上されておりますが、この要因についてお伺いをしたいと思います。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

健康増進課長（嘉原孝治君） おはようございます。崎田議員のほうからいただきました三点について、お答えいたします。

まず、一点目でございます。7ページ、1款、国民健康保険税、1目、一般被保険者国民健康保険税の医療給付費分滞納繰越分3億5,835万8,000円及び介護給付費分滞納繰越分5,285万円の減額理由についてでございますが、本年度1号補正予算において、20年度へ繰上剰余金5億7,692万円を計上した際に、同額の歳入として国民健康保険税の滞納繰越分を計上いたしました。

今回、一般会計より19年度末までの累積赤字分の補てんとして、繰入金4億819万1,000円を計上いたしましたので、繰上剰余金財源の振替を行い、また同様に、介護従事者処遇改善臨時特例交付金につきましても520万2,000円の交付金がありましたので、併せて介護分についても、これと同様に減額するとともに、その他の一般財源分所要額を調整して計上したものでございます。

次に、二点目でございます。同じく7ページ、9款、繰入金、1目、一般会計繰入金の人件費5,293万6,000円の減額理由と財源補てん繰入金4億819万1,000円により決算見込みはどうなるか、ということでございますが、まず、人件費繰入金5,293万6,000円の減額の理由につきましては、予算説明資料の10ページに掲載してございますが、当初、28名分で計上しておりました人件費について、今回、5名分の減額を行い、人件費が減額となる額と同額の一般会計繰入金を減額補正するものでございます。

次に、税源補てん繰入金4億819万1,000円により決算見込みがどうなるのかということでございますが、現時点におきましては、数字を申し上げることは困難でございますが、今年度の決算の見込みについても、やはり厳しい状況であると認識しております。

最後に三点目でございます。7ページ、3款、国庫支出金、2目、介護従事者処遇改善臨時特例交付金交付金520万2,000円は、どのように活用されるのかということでございますが、これも予算

説明資料の9ページに掲載してあるとおりでございますが、6款、1項、1目の介護納付金の財源として充当をしております。

この交付金は、介護従事者の処遇改善を図るための介護報酬改定に伴い、各医療保険者が支出する介護納付金の一部を賄うために交付される主旨のものであるため、介護納付金の財源に充てているものでございます。

高齢者福祉課長（倉井則裕君） それでは、前年度剰余繰越金の要因について御説明申し上げます。

前年度剰余繰越金の内訳につきましては、前年度において、介護保険給付費や地域支援事業費の国庫支出金、県支出金、支払基金交付金等を過大に交付されたため、その返納金として4,447万2,000円被保険者への保険料の還付金106万5,000円一般会計への前年度の返納分1万9,000円前年度実質の剰余金792万7,000円となっております。以上のことから介護保険給付費や地域支援事業費の補助金等を過大に受けたことが主な要因と考えております。

16番（崎田信正君） 国保の滞納繰越分、先ほど説明がありました。第1次補正で5億7,692万円を計上して、これを繰上剰余金に充てているわけですね、そのうち今度、税源を、今、質問しました3億5,800万円とそれから介護のほうは5,200万円で、こちらを減額をしているわけです。そうなりますと、会計で滞納繰越分が入ってくると歳入に見込んでいたという額がありますね、当初、繰上剰余金の財源として充てて、それを今度は減額していますけれども、その差額が出てくるわけですよ、その差額が全部徴収できなければ赤字の要因になるわけですよ、これ。その額がですね、計算したら医療費、医療分ですね、医療給付滞納繰越分が1億9,949万7,000円それと介護納付分が2,232万2,000円の歳入を見込んでいたという計算になるんですね、これはここ数年、決算の状況を見ていると、これだけ入ってこないですよ、4分の1ぐらいしか入ってこないんですね、医療給付金で大体7,000万円程度、介護納付金で500万円程度しか入ってこないんで、これは前年並みで徴収がされるということになると、やっぱり2億円近い歳入不足になるということになればですね、せっかく市長が赤字をね、補てんしようということをやっているけれども、これじゃ追いつかないということにはなりませんか。それが一点。

それともう一つは、介護従事者のその処遇改善臨時特例交付金520万2,000円ということで、この名目を見れば介護従事者の処遇が改善されるんだというふうに単純にみてですね、ああいいことだなと思ったんですが、その9ページにですね、9ページの介護納付金のところで、補正額の財源内訳で財源更正していますね、これは国庫支出金が520万2,000円を計上してあります。その一方で一般財源を520万2,000円減額をしておりますから、プライム0になるんですね、これは入ってきたのを一般財源を国庫支出金に振り替えただけで、介護従事者のための何か改善のために使われるのかというのが、ちょっと分からないんですが、ここでいろいろやっても詳しく分かりませんので、主には委員会で行いたいと思いますけれども、そのあたりの考え方を示していただきたいと思います。その滞納繰越分が残った分がね、全額入ればもちろん赤字解消になるわけですが、それが予定通りいかないんじゃないかなという心配が一つ。

それと介護従事者、これは今年、介護報酬が3パーセント引き上げられて、それは働く人の賃金改善等に使うというのが目的になっていたけれども、実際はそうならなかったということで、新たな措置として出てきたのかですね、出てきたのであれば、これがどういう形でそこに使われていくのかが、この9ページで財源更正をこういう形でやっていけばね、どうなるのかなという心配はするんですが、その二点について改めてお伺いをしたいと思います。

健康増進課長（嘉原孝治君） お答えいたします。まず、一点目でございますが、議員御指摘のとおり、今回、滞納繰越分減額をいたしました。それでもなおかつ、その他の滞納の繰越分を合わせまして2億4,200万円余りの予算額が残ります。

当初見込みとしましては、7,600万円ほど、これは過去の実績に基づいて計上しているんですが、そうしますと、やはり1億7,000万円から2億円程度の収入未済額ですかね、それが出るものと予想されます。税込アップには引き続き努力をしまいたいと考えております。

二点目の介護従事者改善臨時交付金でございますが、処遇改善のために現場で使われたということだと思っておりますが、これにつきましては、ちょっと今の時点では、ちょっと分かりかねますので、また委員会のほうでお答えできればと考えております。

議長（伊東隆吉君） 再々です。

16番（崎田信正君） 赤字にまたなる可能性が強いんですが、一般会計から4億円の財源を入れるというのは、これまでなかったことですよ。それが今後とも続けることができるとは、なかなか思えないので、これは一自治体の努力では、もうどうにもならないということを示していると思うんですよ。それで今度、幸いといいますか、政権が交代してですね、後期高齢者医療制度についても廃止だという方向が出されています。当然、これを廃止するだけでは解決されないの、国保の見直しも行われるかと思うんですが、その時に地方自治体に対してですね、国保がきちんと運営できるような制度改善までできるのではないかなという期待もしたいわけですけども、今後、そういったことですね、地方自治体からどんどん声を上げていくということが重要だと思います。

それと介護従事者のことについてもですね、ここで新しい制度ですので、ここで質疑をしているいろいろ解明されるとは思いませんので、先ほど言われましたように、委員会の中で私のほうももうちょっと調べてですね、議論を深めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（伊東隆吉君） 次に、日本共産党 三島 照君の発言を許可いたします。

15番（三島 照君） おはようございます。日本共産党の三島 照です。何点かについて質疑したいと思っております。

まず、一点目はですね、議案99号で笠利町学校給食センター新築工事請負契約の締結について、という件についてですけど、まず、一点は、この議案に見てみますと、契約は指名競争入札になっています。なぜ一般競争入札にできなかったのか、また、入札の状況、何社で最高最低の入札率と最後の落札率がどうなっているのか、お聞かせください。

二つ目はですね、議案100号 笠利学校給食センター厨房備品購入契約の締結についてです。この締結がいかにして行われたのかですね、なぜ、9,765万円もの金額に値する額が随契でやらねなければならなかったのか、いつ、この問題について、いつ、その契約が行われたのか、契約保証金も免除されていますよね。なぜ、契約保証金の免除なのかという点。

もう一点は、この配食センターの配食規模、一日何食分を配食対応できるのかですね、という点が二つ目です。

次にですね、議案84号の一般会計補正4号についてです。

まず、大きなところで2ページの第1表でですね、地方交付税が4億4,924万6,000円これの内訳、目的が明確にされておりにてきている交付税なのか、内訳を聞かせてください。

そして、併せて同じ第1表で歳入・歳出補正のところ、同じ仲間で17款の1項の基金の繰入金、ここで6億2,122万7,000円が繰入されています。後にも出てきますけど、私は、この間の一般質問でも質問してきましたようにですね、市民経済は非常に苦しい、今こそ、こういった国が打ってきた緊急経済対策の補正予算は、一刻も早く事業を発注し、市民に奄美市でこの金が回転していく、そうあるべきだと思うんですけど、ここで組み込まれているこの繰入金の目的は、何かいう点。

もう一点、4ページです。4ページで総務管理費、総務管理費がここでも1億8,772万7,000円投入されています。これの内訳を明らかにしてください。

続いて8ページです。8ページの20款の市債で、私は、基本的に一般会計の面でいきますと、大体市債28億円というのがこの間の財政再生計画の中で言い続けられてきた目標ではなかったかと思っています。ここで今年は29億円まで伸びたこの理由と、このことによる財政状況がどうなるのかお聞かせください。

続いて、11ページの5款、10目、1節ですね、ここで緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の補助金併せてふるさと雇用再生特別基金事業の補助金が約3,000万円おりてきています。これのこの事業がどのように活用されているのか、この事業の内容をお聞かせください。

続いて、15ページです。15ページではですね、2款の3目、25節の積立金が、ここで約10億4,354万7,000円計上されています。先ほども言いましたように、今の本市の経済状況を考えた時にですね、地域振興基金への積立になっていますし、もう一方では公共施設整備事業基金に積み立てられております。これがなぜ今、これだけの金額を積立なければならないのか、その必要性についてお聞かせください。よろしく申し上げます。

議長（伊東隆吉君） 答弁求めます。

地域教育課長（中尾豊和君） おはようございます。三島議員にお答えをいたします。

まず、入札の状況はとのお尋ねですが、平成20年度に設計業務と地質調査業務を委託し、それを受け平成21年8月3日に1群に11社、2群に14社による予備指名を行い、それぞれ1社、計2社による特定建設工事共同企業体を構成していただき、再度指名を行い、去る8月24日に11社の特定建設工事共同企業体による入札を執行し、落札業者が決定したため、落札業者の川口・合田特定建設工事共同企業体と仮契約を締結し、議案の上程を行ったところでございます。

最高最低の入札率と落札率は、との質問についてですが、これにつきましては、最高入札率が99.47パーセントで、最低入札率と落札率は98.28パーセントでございます。

次に、議案第100号 平成21年度奄美市立笠利町学校給食センター厨房備品契約について、まず、一点目のなぜ随意契約かにつきましては、給食センターという特殊な施設であるため、県内他市町村における給食センターの建設に至るまでの状況の聞き取りを行いました。その結果、他市町村においてもプロポーザル方式による業者選定を行っていることから本市においてもプロポーザル方式による業者選定が必要であると判断したところでございます。

このことから、指名業者推薦にあたり自社製品で対応できる業者を対象に、地元業者でできないか、県内業者ではどうか、九州管内ではどうか、さらには全国ではどうかと、範囲を絞りながら検討を進めてまいりました。

（「ゆっくり言ってください。」と呼ぶ者あり）

（「大きい声で。」と呼ぶ者あり）

その結果、学校給食センターは、特殊で特に衛生面を重視した施設であり、全国的にもメーカーの数は少なく、県内先進地視察を行った中での指名の実績を見ても、大体同じメンバーであり、これら県内の状況も考慮し6業者を指名推薦をいたしました。

平成20年6月23日に奄美市立笠利町学校給食センター厨房備品選定委員会を立ち上げ、7月7日の第1回検討委員会において、技術面、製品面、メンテナンス面、価格面等総合的に判断する必要性を実感し、プロポーザル方式を採用することに決定をしました。計4回の会合の最終日に13名の委員の評価を集計し、委員に諮り6業者からのプレゼンテーションを受け、総合的に検討した結果、前回一致で鹿児島アイホー調理機株式会社に決定をしております。

これにより、同社の製品を購入するため、他業者との競合に適さないとの理由で地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約となったところでございますので、御理解をお願いいたします。

次に、なぜ契約保証金は免除なのか、についてですが、契約保証金の免除につきましては、奄美市契

約規則第34条第3号を準用し免除としたところでございます。

次に、二点目の給食規模は一日何食分に対応できるか、とのことですが、平成20年度の奄美市立笠利町内の児童・生徒は、小学校が352名、中学校が210名、幼稚園児が20の計582名、教員が110名さらにセンター職員14名を加えて706名が利用しております。

文部科学省の公立学校等建物基準では、共同調理場の基準面積としては、501人から1,000人の場合は、1,000食規模とされていることから、1,000食に対応できるセンター建設を予定しているところです。

財政課長（則 敏光君） 地方交付税の件にまず、つきましてですが、21年度の普通交付税が確定いたしました。116億4,226万2,000円これは当初予算に比較いたしまして、4億4,924万7,000円の増額ということでございます。

主な要因ということでございますが、基準財政需要額の全体的な伸びということでございまして、それぞれ増減額もございます。特に増額の大きなものが四つの費目ほどございます。

一つは、21年度で新しく費目が創設されました地域雇用創出推進費というのがございます。これが1億9,878万3,000円、新しく付きました。これは22年度まで来年度も措置される予定でございます。

次に、伸びましたのが生活保護費の基準財政需要額でございます。1億7,529万8,000円増額伸びました。

それともう一つ大きく伸びたのが、下水道費の事業費補正公債費参入の交付税措置分ということで、5,548万1,000円増額伸びました。

公債費の欄では、合併特例債あるいは臨時財政対策債の償還費の伸び、合併特例債が4,900万円ほど伸びております。

それと臨時財政対策債もこれも100パーセント措置でございますが、4,560万円ほど伸びております。

これらが今回の21年度の普通交付税の伸びの要因ということでございます。

次に、12ページの基金繰入金ということで、6億2,122万7,000円でございます。これはこのページにございましており、減債基金6億2,058万円、地域振興基金60万円、世界自然遺産登録推進基金4万7,000円この合計を繰り入れるものでございますが、地域振興基金につきましては、寄付者の意思に沿うように、紡ぐきよらのまちづくり事業費に60万円充当するものです。

世界自然遺産につきましては、募金箱の購入費が4万7,000円不足が生じていたため、そこに充当するものでございます。

減債基金の6億2,000万円ですが、これにつきましては、財政管理費の中の25節、積立金に充当いたします。

減債基金を今回、3億円程度に適正化するために残りの分を地域振興基金あるいは公共施設整備基金そういったものにソフトとハードに分けて充当するものでございます。

次に、4ページです。4ページの総務管理費に11億8,772万7,000円あるということでございますが、これにつきましては、14ページから17ページにかけて明細がございすけども、予算委員会のほうで説明はあると思っておりますが、大きなものでは、2款、1項、3目財政管理費です。ここに地域振興基金の積立2億3,400万円それと公共施設整備事業基金の積立8億2,500万円ほどが、いちばん大きいものでございます。

後は、2款、1項、11目の自治振興費そういったところに旧県立図書館跡の工事費1,469万円あるいは今回、2款、1項、17目で地域活性化経済対策費という形でさらに増額計上1億2,767万円計上いたしております。

詳細につきましては、予算委員会のほうでお願いいたします。

それと市債の借入枠の点でございますが、これ8ページの市債20款、市債29億円とございます。

平成19年11月に策定いたしました奄美市財政健全化計画これによりますと、いちばん最初、一般会計が30億円、特別会計が8億円、合計38億円枠を設定するという予定だったんですが、特別会計がどうしても大きいということで、特別会計を1億円伸ばしまして9億円その分一般会計を1億円減らしまして29億円合計は38億円が変わらない。このような形をとらせていただいております。

今回の市債ですが、一般会計の最大29億円と設定させていただいております。

特別会計は、トータルしますと、今のところ8億9,700万円合計しますと37億9,700万円38億円枠内で、今、収めております。

今後の財政見通しということでございますが、地方債残高につきましては、一般質問でもありましたとおり、18年度も全会計561億円ございましたが、20年度末では52.5億円約36億円減少いたしております。

実質公債比率ですが、これにつきましても、18.7パーセントから20年度決算では、17.4パーセントと目標の18パーセントを3年早くクリアいたしました。

将来負担比率でございますが、これは19年度から決算から新たに出たものですが、160.8これが131というふうに減少いたしております。

350を越しますと、いわゆる健全化再生団体ということになります。

最後に、15ページの2款3目財産管理費でございます。積立金が10億5,654万7,000円でございます。これは地域振興基金に2億3,116万4,000円公共施設整備基金に8億2,538万3,000円今回、新たに積むものでございます。

繰上償還も今年度で終了いたします。財源不足も従来あった財源不足もほぼ解消できるという形でここに至りまして、基金の整理をしたいということで地域振興基金につきましては、従来3市町村個別にありました基金を一本化する。これをソフト事業に改めます。ソフト事業の対応分に改めます。

公共施設整備基金につきましては、主にハード部門のための基金として、今回、条例制定をお願いいたしておるものでございます。

今後の地域振興基金につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、三つの基金がありまして、それぞれの地域の振興のためにという当初の合併時の約束であったんですが、3年経過、4年目に入りまして財源不足も解消いたしまして、さらに、どこに地域にという合併調整もかなり進んできましたので、どこのためにという概念じゃなくて奄美市のためにという形で一つにしたいということで、しかもソフト事業の部門です。

公共施設整備基金につきましては、従来、実はこれも昭和57年度以来、旧名瀬市ですずっとあったものでございました。合併に際して消えたわけですけども、今回、これをハード専門とハード部門の基金に活用するために、今回、充てるということでございます。

企画調整課長（安田義文君） それでは、11ページ15款、2項、10目、1節これがどのように活用されているかという御質問にお答えいたします。

3,057万円の内訳といたしまして、右にほうに緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金、こちらが1,332万4,000円ふるさと雇用再生特別基金事業補助金のほうが1,724万6,000円となっております。このうち私ども企画調整課のほうの所管します緊急雇用創出事業臨時特例基金につきましては、現下の雇用失業状況に鑑みまして、国からの緊急雇用創出事業臨時特例交付金を原資といたしました基金を県で造成いたしまして、この基金を活用することにより離職を余儀なくされました非正規労働者、中高年の失業者に対しまして、次の雇用までの短期の雇用、就業機会を創出、提供する事業を実施しまして、これらの者の生活の安定を図ることを目的といたしております。

今回、歳出のほうは25ページのほうになります。5款、1項、3目緊急雇用創出臨時特例基金事業費といたしまして、1,332万4,000円同額を計上いたしております。

事業といたしましては、笠利及び住用地区の市道伐採業務、住用地区の農林道伐採業務、さらに独居高齢者など見守り支援マップ作製業務、そして子育て支援データベース入力事業、奄美群島に復帰開

係資料調査事業、これらの6事業につきまして22名、述べ1,572名の雇用を見込んでおります。

産業情報政策課長（前里佐喜二郎君） 次に、ふるさと雇用再生特別基金事業補助金について、お答え申し上げます。

事業の概要についてでございますが、雇用失業情勢が厳しい地域において、地域の実情や創意工夫により地域の求職者を雇い入れ雇用機会を創出する取組を支援するために、国からの交付金を基に各県が造成した、ふるさと雇用再生特別基金、鹿児島県は68億円でございますが、これを活用して県及び市町村が事業主体となって地域における継続的な雇用機会の確保を図るものでございます。

対象となる分野は、介護福祉分野、産業振興分野、情報通信分野など11の分野でございます。

今回の予算で計上してございますのは、四つの事業でございます。参考までに事業名を申し上げますと、地元農林産物を活用した新たな加工食品開発及び販路拡大販売促進事業、奄美ロケーションサービス事業、本場奄美大島紬の販路開拓支援事業、ICTを活用した地域産業の振興に資する情報ソリューション事業となっております。

15番（三島 照君） それではですね、いちばん最後から言いますと、農産物の販路開拓、どういう成果を目指しているのかという問題と、その最後に言いましたロケーション事業がどういうふうな形でもっていかれようとしているのか、いうのは一つお聞かせください。

上からいきます。先ほどですね、この契約状況が最高が99.2パーセント最低が98.2パーセント非常に高率なんですよ、そういう点で私はやっぱりこの間、言ってきていますように、一般競争入札をできるだけ導入し、これが少しでも下がっていく、いつも言うていますように、下がればいいとは思っていません。しかし、やっぱり単価などをきっちり整理してですね、やっぱり市民の税金ですから、国からくるお金でも税金ですから、やっぱり市民の立場に立ってきめ細かく、やっぱりこら辺が対応できる状況いうのをもう一度検討すべきだと思っている問題が一点。

それとこの問題については、その合併してもう4年が経とうとしています。そういう中でこういう問題が、なぜ一体化できないのかということなんです。一つはね。要するに住用、名瀬は、名瀬の総合支所庁舎でやっているわけですよ、入札業務も、ほんでいつまで笠利の地域は笠利の地域での入札業務をやるうとしてんのかというのが、ここに出てくるんです、私の感覚でいけば、そこら辺をもし聞かせていただきたい。

もう一点は、先ほどの随契の問題です。先ほどの答弁では、メーカーが少ないとか、いろんな理由はたくさん言われました。私は、理由は要りません、はっきり言って、理由よりも実態です。この実態の中でですね、この検討委員会、選定委員会をつくられています。恐らく委員長は副市長だと思いますけど、ここでやっぱり、何社が指名に入って、その審査された結果、言いますとすぐに167条の2項言いますが、ここでは契約締結した後、契約の締結状況を公表するという点で、一点は公表していただきたい。そしてこの条項の(2)では、契約を締結する前において契約の内容、契約の相手方の決定方法及び、選定基準並びに、申請方法を公表すると書いてある。これは公表できるのかどうか、議会へも提出していただきたい。いう問題が、もう一つはですね、あとこの問題は、次にも関 議員も質問控えていますのでいきますけど、それとこんだけの事業を厨房施設を納入していった上でですね、そのなぜ万が一のことを考えた時、基本的には契約保証金何パーセントとか取っているはずなんですよ、なぜ今回免除しなければならなかったのか、そういうことも明らかにしていただきたい。ということで、今回、とりあえずそういった面で、私が、なぜこれにこだわるかと言いますとですね、最初に言いましたように、市民の税金なんですよ、軽々しく何でも随契で契約されてもうたら困るんです。本当に練りに練っていなかたったのか、私はいないとは思いません。それと随契のここでも言われています第3表別表に基づいてやったって、基本的には130万円が最高額でしょ随意契約の。この別表でいきますとね、にもかかわらず、さっき言われたような理由はつくかも分かりせん。しかし、市民に分かる理由を説明してほしいんです。その何点かについて再度お答えください。

議長（伊東隆吉君） 答弁求めます。

産業情報政策課長（前里佐喜二郎君） それでは、ふるさと雇用再生特別基金事業の事業の中身を具体的に説明申し上げます。

まず、地元農林産物を活用した新たな加工食品開発及び販路拡大販売促進事業でございますが、具体の品目を申しますと、冬瓜を利用した商品を開発しようという提案がなされております。これで加工食品を使って、そして地元の農産物販売所、具体的に言いますと、サン奄美さんなどがありますが、そんなところと連携して販路を拡大していこうということ。それからそういう商品を作る、商品開発をする、それから販路を拡大する人材を育成しましょうという事業でございます。そのことによって農林産物を活用していく、そういう提案の事業でございます。

次に、奄美ロケーションサービス事業につきましては、例えば映画のロケなどの前に、ロケ班というのがございます。前乗りで取材に来るんですが、こういったのは現在は、袖観光課や市の職員が直接対応しておりますが、これを受けてやりましょうということでございます。事業の内容が四つほどございまして、この今のロケーションサービス部門を立ち上げる、それから天候が悪かったりしてロケの時にうまく撮れなかった場合もございますので、こういったものを前もって準備しておいて活用していただくというロケーションデータベースの収集と整理ということ、それからホームページの作成と更新をしましょうと、それからシナリオコンテスト、それから奄美映像フェスティバルを開催したいということで、こういったことで奄美をピーアールして観光客の誘致につなげようということでございます。

教育事務局長（里中一彦君） まず、議案100号につきましての、なぜ随意契約かということが大きな疑問のようでございますが、まず、給食センター施設という特殊な施設でございまして、その中で最も必要性が必要というんですかね、設計に至るまでの必要性があるものが厨房備品の選定、納入業者の選定ということに関わってきたところでございます。

なぜかと申しますと、いわゆるどういう備品をどういう動線でどういう配置をしていくのか、このことによって設計、いわゆる建物が決まってくると、このような状況が見えてまいりました。その中で、じゃ、それに納入する業者をどうやって選定するのかなということが、いちばん大きな課題でございまして、県内の状況等を見ても、やはり、いわゆる業者さんメーカーさんからのプロポーザル方式によって、業者さんから価格面を含めて提案をしていただくと、そういうことで業者選定が必要があるだろうと、このような判断を選定委員会の中でもしたところでございます。

そういう中で業者さんからの提案書、同じ条件で提案をしていただかないと選定ができませんので、その提案をしていく条件というものを検討をし、それを決定し、それに基づいてメーカーさんから提案をしていただき、更に、その内容を検討をし、更に、6名の指名業者を指名したところでございますけど、その提案を業者さんからもプレゼンテーションを受けて、また、選定委員のほうからも疑問点を質疑応答もしながら総合的にそれぞれが、それぞれの項目に基づいて採点数を付けて、その最高点の業者さんを選定という形にしたところでございます。

先ほど議員さんのほうから何社が指名されたか、ということでございますが、県内での納入実績、また指名実績、また本市への指名推薦願、こういうことも考慮いたしまして、6業者を指名をしたところでございます。

また、議会のほうにも公表できないかということでございますが、どういう公表の仕方があるのか、再度、検討をして公表できるものについては、公表したいというふうに思っているところでございます。

契約保証金につきましては、先ほども課長のほうから答弁がございましたが、本市の契約規則それから行政実例これらを検討し、その結果といたしまして、この業者さんにつきましては、県内の主だった給食センターにほとんど納入実績がございます。さらには、九州全国においても同規模あるいはそれ以上の納入実績、給食センターへの納入実績がある。このようなことから先ほども申しましたように、本

市の契約規則，あるいは行政実例，これらを兼ね合わせて免除としたところがございますので，御理解をお願いしたいと思います。

それから最初に，議員さんから質疑のございました99号につきまして，なぜ一般競争入札でなくて指名競争なのか，という御質問がございました。このことにつきましては，やはり地元経済への波及効果更には地元業者の育成こういった等を考慮した結果，共同企業体での執行が十分できるという判断の下に指名をいたしたところがございますので，御理解をお願いしたいと思います。

議長（伊東隆吉君） いいですか。もう一点いいですか。一体化なぜできないかは，もういいですか。

何か，一体化ができないかというような質疑もしたような気がしたんですけど，それはもうよろしいですか。

15番（三島 照君） さっき言った，やっぱりそういった落札問題だけが，いまだに本庁から離れてやられている問題と併せて統一できないのかと，一体化できないのかという問題も聞いたと思うんですけども，後で答えてください。それが一点とですね，今度の業者は鹿児島島の業者ですよ，これ，違うんですか，鹿児島伊敷町鹿児島アイホー調理機株式会社ですからね，本当に奄美にも全国的なメーカーの出張所もあると思いますし，そういったもの考えた時に，どうだったんか，というのが，あるんです。ですから，そこへ至った，至った経過，その資料を出してもらったということですから，そういった資料も私は，ここまできたら議会にも出していただきたい。そうでなければね，これだけじゃなくて，この前からも皆さんの答弁にある，そのいわゆる167条の2，地方自治施行令含めてですね，すぐにこれを出しますけど，これは先ほど言いましたように，決してそういうふうにはなっていないんですよ，例えばこれの5項では，緊急の必要により競争入札に付することができない時，6番は競争入札に付することが不利と認められる時，7番は時価にして著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのある時，競争入札に付し入札者がいない時，または再度の入札落札者がいない時とかね，限られた限度があるんですよ。この前の港湾埋立地の分譲下げの問題も含めて。その上に立って，そこに至った内容，契約の相手方の決定方法及び，選定基準並びに申請方法を公表せよと書いてあるんですよ。

3番目では，契約を締結した後，契約の締結状況を公表すること，することとなっているんですよ。こういったことをやっぱり，私は今回，やってもらわなければ，これ議会は何かやってんやと言われますよ。昨日，議論した内容と併せてこういう億単位何千万円って，恐らく補助事業が，またこれのプラス出てきたら9,700万円は1億円になりますよ。だからそのことをやっぱり，これは，ああそうですかと言うて，このまま私は通すことは，市民から見れば議会は何を審議してんや，ということになりますので，是非資料も出してもらって最初，本会議までは，まだ2週間以上あるんですから検討していただきたい。それだけ答弁ください。

議長（伊東隆吉君） 答弁求めます。

教育事務局長（里中一彦君） 経過に至った，あるいは結果の状況の資料，議会に出していただきたいということでございます。

このことにつきましては，先ほども申し上げましたが，どの部分どのような形でということ再度検討し，できるだけ提出をしていくような方向で検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。これでよろしいですかね。御理解をよろしくお願いいたします。

総務部長（福山敏裕君） 現在，3支所におきまして総合支所方式をとっておりますので，それぞれのところでの事務の執行を行っているということでございます。

議長（伊東隆吉君） 次に，社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

14番（関 誠之君） 皆さん、議場の皆さん、市民の皆さん、おはようございます。社会民主党社民党の関 誠之でございます。通告に従い、議案84号 平成21年度奄美市一般会計補正予算（第4号）について、議案94号 奄美市地域振興基金等条例の一部を改正する条例の制定について、議案95号 奄美市公共施設整備事業基金条例について、関連いたしますので、一括して質疑をさせていただきます。

その第一は、議案84号 平成21年度奄美市一般会計補正予算（第4号）の15ページ2款，1項，3目，財産管理費，25節積立金地域振興基金に2億3，116万4，000円公共施設整備事業基金8億2，538万3，000円についてと2款，1項，4目企画費25節積立金303万3，000円の財源は、どこからの充当であるのか示していただきたいと思ひます。

2番目は、議案95号 先ほど、奄美市公共施設整備事業基金、平成16年度名瀬市で廃止した経過があるが、今新たに選定する理由ということは、先ほど、説明をいただきましたので割愛しますが、その主な使用目的と基金の目標額というのが、あるのかないのか、あるとすれば、幾らであるのかお示しください。

その他一般財源、その他財源の内訳を示していただきたいと思ひます。また、減債基金6億2，058万円を減額する理由をお示しください。

三つ目は、先ほど申し上げました奄美市地域振興基金、奄美市公共施設整備事業基金の総額は幾らに、この補正を含めて、なるのかをお示しをいただきたいと思ひます。

大きな二つ目は、議案85号 平成21年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、質疑をいたします。

先ほど来の質疑の中で、もう明らかになりましたが、今年度を含めて赤字だと、こういうふうになるかも分かりません。平成20年度に2億円の財源補てん、21年度に繰上財源補てん繰入金を4億8，191万円合計で6億8，191万円を一般会計より繰出しを行っているけれども、このようなことが、今後、続いていくのか、お示しをいただきたいと思ひます。内部努力だけでは解決は困難だと、私は考えますが、解決策というのは、どうすればよいのか、もしお考えがあればお示しをいただきたいと思ひます。また、今後の財政健全比率4指標の連結実質赤字比率へなどの影響は、どのようになってくるのか、お示しをいただきたいと思ひます。

3番目に議案100号 平成21年度奄美市立笠利町学校給食センター厨房備品購入の契約の締結について質疑をいたします。先ほど、通告は契約方法が随契となっておりますが、地方自治法施行令167条2項の何項によるのかということでありましたが、167条2の2項ということでありましたから、これを具体的に説明をしていただきたいと思ひます。いわゆる性質、目的が競争入札に適しないということであろうと思ひますが、もっと具体的に説明をいただきたいと思ひます。

二つ目は、先ほどの質疑の中でプロポーザルと契約を取ったということ聞いておりますが、少し先ほど具体的な方法が出てまいりましたが、6業者をどう基準で選択したのかなど、もっと詳しい理由をその具体的な方法と理由をプロポーザル方式を選んだ理由ですね、これを示していただきたいと思ひます。

3番目に、先ほどもありましたけれども、業者選定をするに当たり、どのような方法でこの業者を選定をしたのか、お示しをいただきたいと思ひます。

四つ目は、地元業者に分割発注は考えられなかったのか、考えられなかったとすれば、その理由はなんであるのか、お示しをいただきたいと思ひます。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

財政課長（則 敏光君） まず、一点目でございます。議案第84号 一般会計補正予算でございますが、15ページの企画費、地域振興基金積立金303万3，000円ということでございますが、これに

きましては、ふるさと納税の寄附金の相当額でございます。これは実は、20年度決算で積み立てていなければいけなかったんですが、忘れておりました。大変失礼いたしました。これによって新規改めて、今回、積み立てを執行するものでございます。申し訳ございません。いくなれば21年度の前年度繰越金に混入されているということでございます。一般財源の一部でございます。今回、改めて積み立てを執行するというところでございます。

議案第95号の公共施設整備基金条例ということでございます。主な使用目的ということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、地域振興基金をソフトに、公共施設整備事業基金をハードにという二つに分けて、今後、活用してまいりたいということでございます。

この公共施設整備事業基金につきましては、今回のように国の経済対策等でいろいろと入ってくる場合はいいんですが、今後ともこれが続くとは限りませんので、国・県補助金、起債の財源その他が不足する場合に備えるということでございます。具体的な事業につきましては、今、企画課を中心にやっております事業の実施計画、あるいは財政計画、これを踏まえまして検討してまいりたいと、中には今後、一般質問でもございましたとおり、庁舎の改修、建設そういったものも想定される可能性もございます。基金の目標額でございますが、特に目標が幾らというわけではございません。類似団体を見ましても、どれだけというものはございませんで、議員御案内のとおり旧名瀬市でありました公共施設整備基金につきましては、昭和57年度来、開発公社からの寄附を受け入れるための主な目的でつくられておったんですが、その当時、最大10億円くらいあった時期もございました。これを目標にするかどうかは別の問題ですが、今のところ8億2,500万円ほとんどが一般財源ということでございます。一部、今回の補正に際しましては、1,300万円ほど特定財源、小俣街路事業費の補償費です。これが一部混入いたしております。後は、ほとんど一般財源ということでございます。減債基金の繰入6億2,000万円ございますが、減債基金につきましても、かつてルール分という形で平成29年度までの起債の償還に充てなさいということで、平成元年から4年間交付税できたものです。これにつきましては、ほとんど繰上償還でもう完了いたします。ルール分という概念もなくなりました。従いまして、3億円が適正規模が分かりませんが、一応、減債基金の残高を3億円にするという形で、後ソフトとハードに分けるということで、御理解をいただきたいと思っております。

今回の9月補正で議決をいただきますと、地域振興基金が3億5,417万8,000円になります。公共施設整備基金につきましては、8億2,538万3,000円となる予定でございます。

議案第85号の後段部分ですが、今後の財政健全化指標比率4指標連結につきまして、若干御答弁申し上げますと、財政健全化比率というのは、御案内のとおり、四つございまして、実質赤字比率、これは一般会計だけでございます。連結実質赤字比率、これは全会計の連結ということでございます。それと先ほど申しました実質公債費比率、それと将来負担比率、この四つが平成19年度の財政健全化法で新たに立ち上がりました四つの指標ということで、19年度決算は公表だけ、20年度から実施するというので、実質赤字比率、これは一般会計だけですが、今回は1.4パーセントの黒字ということでございます。連結、全会計を連結したのも3パーセントの黒字ということで、赤字でない限り数字は出ません。出ないことになっております。赤字の場合にだけ数字が出るということで、この二つは数字が出ないということです。実質公債費比率につきましては、先ほど申し上げましたとおり、18パーセントを切りまして、17.4パーセントということです。将来負担比率も131,160から131になりました。ということでございます。

健康増進課長（嘉原孝治君） 二点目の議案第85号 国保特別会計について、お答えいたします。議員御指摘のとおり20年度、今回21年度一般会計より合計6億819万1,000円の繰入を計上しております。今後も同様のことが続くのかとの御質問ですが、御承知のとおり、20年度決算においても累積赤字を回収するための財源補てん繰入金を除いた収支は、1億6,873万円の赤字となっております。国保の経営体質自体の抜本的な改善には至っていないのが現状でございます。

それから内部努力だけでは解決は困難ではないか、解決策はどうすればよいのかということでござい

ますが、20年度決算の状況やまた今年度の見込みにつきましても、国保事業だけの収支は大変厳しい状況にあると認識しております。しかしながら、特別会計の独立採算の原則からしますと、国保事業特別会計としては、基本的には今後とも収納率の向上や医療費の抑制に努め、収支の改善を図っていくことが大前提となるものと考えております。今後とも引き続き努力をしまいたいと考えております。

地域教育課長（中尾豊和君） 閣議員にお答えをいたします。1のなぜ随意契約なのか、その根拠方法は何か、具体的に説明せよとのことのお尋ねについて、お答えをいたします。

三島議員さんへのお答えと重複いたしますが、指名業者推薦に当たりまして自社製品で対応できる業者を対象に地元業者ではできないか、また県内業者ではどうか、九州管内業者ではどうか、さらに全国ではどうかと範囲を絞りながら検討を進めてまいりました。その結果、学校給食センターは、特殊で特に衛生面を重視した施設でありますので、全国的にもメーカーの数が少なく県内先進地調査の中での指名の実績を見ても、大体同じメンバーでありましたので、県内の状況を考慮いたしまして、6業者を指名推薦をいたしております。

平成20年6月23日に奄美市立笠利町学校給食センター厨房備品選定委員会を立ち上げまして、7月7日の第1回検討委員会において、技術面、製品面、メンテナンス面、価格面等総合的に判断する必要性を実感いたしまして、プロポーザル方式を採用することに決定をいたしたところです。計4回の会合の最終日に13名の委員の評価を集結、委員に諮り、総合的に検討した結果、全会一致で鹿児島アイホー調理機株式会社に決定をいたしております。これにより、同社の製品を購入するため他業者との競合に適さないとの理由で、地方自治法施行令第167条の2第1項、第2号により随意契約といたしております。

次に、2のプロポーザル方式の具体的方法とプロポーザル方式を選んだ理由について、お答えをいたします。具体的方法につきましては、まず、平成20年6月23日に厨房備品選定委員会を立ち上げまして、7月7日の第1回検討委員会において、プロポーザル方式に決定をし、次に、8月29日の第2回検討委員会におきまして、提案依頼書の内容等の承認を受け、9月8日に指名業者へ依頼をしております。10月6日提案書到着後、コピーをとりまして、各委員へ配付いたしまして、内容に目を通してもらいまして、10月29日の第3回検討委員会において、各メーカー参加の下、プレゼンテーションの実施と委員からのヒアリングを実施し、それぞれ評価をしていただいております。採点の集計作業を終えまして、11月4日の第4回検討委員会において、鹿児島アイホー調理機株式会社に決定をし、11月6日に業者への採用の通知を行っております。

次に、プロポーザル方式を選んだ理由について、お答えをいたします。

学校給食センター建設における厨房機器業者の選定に当たりましては、まず一つ目に配置図や人、物の動線がしっかりひかれて設計に反映されていることができるかどうか、二つ目に厨房機器の質や使い勝手が確かなものであるかどうか、三つ目に厨房機器の価格は妥当なものであるかどうか、四つ目に本体建築に際しまして、機器の取り付け口や配管等建築業者と密着の打ち合わせを行い、協力して工事の進捗を図ることができるかどうか、五つ目に厨房機器の搬入、据え付けをしっかりと行うことができるかどうか、六つ目に厨房機器の作動、機械の管理等の指導をしっかりと行うことができるかどうか、七つ目に厨房機器のメンテナンスをしっかりと行うことができるかどうか、これらのことを総括いたしまして、判断するには、それぞれの業者に自社の実績や実力をアピールしてもらう方法が評価し易いと判断をいたしまして、提案型のプロポーザル方式を採用いたしております。県内の状況を見ましても、このような方法が大半でございます。

次に、業者指定はどのように行ったかということについて、お答えをします。

指名業者推薦に当たり、厨房備品選定委員会の検討会の中で、技術力があり信頼があるかどうか、そしてコスト面が安くなるかどうか、自社製品のため機械の修理、物品の交換等迅速にできるかどうか、メンテナンス面が確立されておりトラブルがないかどうか等の理由により自社製品で対応できるメーカーに決定をいたしました。それを受け、地元ではできないか、県内ではどうか、九州管内ではどうか、さ

らには全国ではどうかと範囲を絞りながら検討を進めてまいったところでは、その結果、学校給食センターは、特殊で特に衛生面を重視した施設であり、全国的にもメーカーの数は少なく県内先進地調査を行った中で指名の実績を見ましても、大体同じメンバーでありまして、これらの県内の状況を考慮して6業者を指名推薦をしたところでございます。

次に、地元業者に分割発注は考えられなかったか、という件について、お答えをいたします。

学校給食センターは、調理場内で人と人、物と物が触れるのも嫌う衛生管理の行き届いた大変特殊な施設でございます。まず、ドライ方式に対応できる製品でなければならず、それから配置や人や物の動線をひくこととなります。さらに稼働後のメンテナンスのことも考慮いたしまして、分割発注は無理があるものと判断をしたところでございますので、御理解をお願い申し上げます。

14番（関 誠之君） 細かいいろんな説明をしていただきましたけれども、基本的な話をすれば、地方自治法の234条に書いてあるのは、契約の種類が書いてあるわけですよね、一般競争入札にするのか、それとも随契にするのか、その他競りにするのとかと、一般競争入札に、これは適しないと判断をして、167条の2の2項でしたか、この地方自治法の施行令167条2の2項というのは、不動産の借入または買入、普通公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工または納入に使用させるため必要な物品の売払いその他契約で、これどこに当たるんですか、これのその性質または目的が競争入札に適しないと、いわゆる物品の購入じゃないんですよ、物品の製造、例えば施行令のどこに当たるか、もう少しはっきり指していただきたいと、先を言えば恐らく、その5項の緊急とか、6項の競争入札に付することが不利と認められる時とか、この三つ以外はないわけですよね、で言いたいのは、この6項の競争入札に付することが不利だと、後、言いたいんだろうと思いますが、確かに、おっしゃっている意味は理解をいたします。しかしながら、設計の段階でこういう細かいものをつくろうと思えば、つくれているわけじゃないですか、今。

ですからこれを一般競争入札に付すか、指名競争入札に付すか、プロポーザルと言えども、これは特命契約といって随意契約なんですよ、で聞きますけども、このプロポーザルの業者選定を選定委員会を開いてやったと言いますが、この業者を選定するには法的にちゃんと定められているわけですよね、会計法の何とか令に、公募する期間をちゃんともってその中の時間の中で公募して、その中から業者を選定をするというふうになっているわけです。プロポーザルで選定委員会を開いて何名かの業者にしたら、これは指名の競争入札じゃないかというふうな思いがありますけども、これは全く違う話でありまして、これはあくまでも特命の契約です。

言葉を間違えといけませんので、ちょっと見てみますけど、特命随意契約というのがプロポーザルです。特命随意契約、ですからその随意契約であろうと公募期間において、ちゃんと業者を選定をする。一つしか業者がないとすれば公募の期間で一つしか応募がないから、その一つにいわゆる随意契約をするというふうな形になるわけですよ、法律的には。そういう中で、私も業者に32年おりましたけれども、いくら特殊と言えども契約9,765万円、これが一つの業者に、それも私が再三申し上げておりますように、検討はしたとは思いますが、しかしながら一括して鹿児島県の業者、地元の業者に何の潤いもないじゃないですか。こういうことに対して非常に私は疑問を持つところであります。先ほど言いました、施行令の別表は財産の購入の場合は80万円以上は全部競争入札をしなければいけないようになっているわけです。そういうことも含めて、この契約について、もっと地元の業者を何とかできる方法、再考の余地があるかどうかについてと、もう一つ重要なことですから、恐らくプロポーザルでやるとすれば、各委員の点数制だと思います。点数制だと思います。それは先ほど言ったように、これは公表すべき書類なんですよ、その中で各業者の応札価格というのが、まあこれでしょうね、札を入れさせてないわけですから、各業者のこの要するに見積金額ですか、それが分かるのであればお示しをいただきたいと思っております。

教育事務局長（里中一彦君） 議員も御承知のこととは思いますが、いわゆる品物を納入をさせる

時には、こういった企画で、こういった品物を納入をしていただきたいので、じゃ価格を示していただきたいと、このようなことであれば、あるいは指名でもよろしいんじゃないだろうかと思いますが、今回の場合は、厨房機器という特殊な物であり、さらにドライ方式に対応するノウハウを持った業者さんに、それぞれのメーカーで、それぞれ製品が違う、もちろん能力も差もあることでしょう。私どもといたしましては、そのようなことから、この場所に1,000食規模の給食センターを設置をする時に、あなた方のメーカーさんであれば、どういう製品をどのような配置をして、そして価格面においても定価とそれから値引き後価格も入れて提示をしてもらいたいと、このような方式をとったわけでございます。その応募を、いわゆる提案を受けるためへの基準というものをもちろんいくつか、かなりの数の物になりますけれども、設けて同じような条件の下にメーカーさんから提案をしていただくというふうな方式をとったわけです。なぜそうかと言うと、それを基でないと設計に入れないと、このようなことでございましたので、提案型プロポーザル方式というふうにしたわけでございます。議員さん、先ほど来、自治法施行令167条の2の第1項第2号についてのお話をされましたけれど、確かにそのとおりでございます、その中のその他の契約ということで、私どもは、理解をしているところでございます。

それから、地元の業者から再度やれないかと、とれるかというふうな御質疑がございました。地元の業者さんとの関わりは、いわゆるメーカーさんからの私どもは指名で提案型をしましたので、メンテナンスの面、このような形で地元業者が関わってまいります。私どもも提案をしていただく時に、メンテナンスの面でメーカーさんでございますので、島を離れております。そのような中、給食センターというのは、一日も休めないという危惧がございまして、故障した時にどのようにするのか、メンテナンスをどのようにするのかということも併せて提示をいただきたいと、こういうふうな提示を受けまして、プレゼンテーションの時に、それぞれ6業者、地元の業者さんといっしょに、これが提携業者ですよということで、提携業者もいっしょに来られたわけでございます。

したがいまして、それぞれの6業者さん、メンテナンス等については、この業者さんという提案をしていただいたわけでございます。

なぜ地元業者から、じゃ提案を受けなかったかということでございますが、私どもは、最初からそのさっき言った厨房機器、給食センターの厨房機器という中では、それぞれメーカーさんが、製品を作ってそれぞれのメーカーさんで、それぞれの有利な製品を作っているわけでございますので、そのメーカーさんを直接、メーカーさんから提案をしていただいたほうが、やはり価格の面等も含めて有利性があるだろうという判断の下でございまして、そのような方式でとらせていただいたところでございます。以上でございます。よろしく願いをいたします。

14番（関 誠之君） 局長の言うその他の契約というのね、これは後で調べていただければ分かると思うんですが、決してこういうことを想定して、その他の契約と書いてあるんじゃないと、私は思ってますから、後でしっかり調べておかれて、委員会もございまして細かい点はそちらのほうで質疑があると思いますので。

それと、非常に問題なのは、その先進地視察に行って、ほかの都市がそうしていたから我々もやるんだと、こういうまず姿勢ね、何を言いたいかと言いますと、先進地視察に行くのであれば現場で働いている代表をちゃんといっしょに行っていたらいい、そしてその現場の中で、現実、こういった例えば、設備のこういった設備がどのような形で、正に業者に発注する前にですよ、その発注というかプロポーザルをする前に、現場でこういうことがほしい、そして現場の人たちが、今、動線とおっしゃいましたが、本当にその人たちが働きやすいことは現場の人たちしか分からないわけですから、そういった中で提案を受けて、こういう表ができてくるのが普通なんですよ。

これがメーカーから提案を受けないと設計ができない、こんな話は、私は聞いたことがありませんので、こういうことが丁寧にやればできるわけですから。できたものを先ほど言ったような形で一般競争入札に付せば、それはそれで法的にきちっと整理がされるわけですから、それをわざわざ設計ができないから、メーカーさんにそれぞれの提案をしていただくと、プロポーザルというのは、提案型と技術提

案型しかないんですよね、二つ。このうちのどれか分かりませんが、非常にそういう点で、私はそのもう少し現場を大事にして現場の中からの意見を吸い上げて、そして、こういういわゆる厨房機器は、こういうふうに要するという形をつくって、それでもって一般競争入札に付するのが普通の在り方がじゃないかと考えますが、その件について、細かい点は、また委員会がございますので、そちらのほうでさせていただくと思いますので、よろしく願いをいたします。

教育事務局長（里中一彦君） 議員さんのほうからも地元、いわゆる現場を大事にしているのかという、ありがたい発言をいただきました。私どものほうも当然、給食センターでやっている職員の意見は重要だと、このような認識を持っておりまして、この選定委員のメンバーの中にも給食センターで調理をしている調理師、調理員それから栄養教諭、こういう方もメンバーの中に入れてるところでございます。当然、その視察におきまして、その現場の職員4名視察に行っているようでございますけれども、4名の中に入っているというふうに報告を受けているところでございます。

また、その実際、設計、それから先ほどの動線、それからさらには業者選定に当たったその機器、その数、それが1,000食規模で、はたして妥当かどうか、こういうことも重要なことでありまして、現場の意見を我々も聞かなければ仕損じる可能性がありますので、当然、委員の中に入っていて、また、その後についても設計に当たっても十分その中で現場の意見を参考にしているところがございますので、御理解をいただければと思っておりますのでございます。

議長（伊東隆吉君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第91号から議案第95号、議案第98号、議案第101号及び議案第84号 平成21年度奄美市一般会計補正予算（第4号）中の関係事項についての8件は、これを総務建設委員会へ、議案第85号から議案第90号、議案第96及び議案第84号 平成21年度奄美市一般会計補正予算（第4号）中の関係事項についての8件は、これを厚生委員会に、議案第97号、議案第102号及び議案第84号 平成21年度奄美市一般会計補正予算（第4号）の関係事項についての3件は、これを産業経済委員会に、議案第99号、議案第100号及び議案第84号 平成21年度奄美市一般会計補正予算（第4号）中の関係事項についての3件は、これを文教委員会へそれぞれ付託いたします。

本会議において受理いたしました請願、陳情は、お手元に配付してあります文章表のとおり、それぞれ所管の常任委員会へ付託いたしましたので、御報告いたします。

各常任委員会審査及び報告書整理のため、明日30日から10月12日まで休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、明日30日から10月12日まで休会とすることに決定いたしました。

10月13日9時30分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午前11時15分）

出席議員は、次のとおりである。

1番	師 玉 敏 代 君	2番	多 田 義 一 君
3番	橋 口 和 仁 君	4番	奈 良 博 光 君
5番	戸 内 恭 次 君	6番	平 田 勝 三 君
7番	向 井 俊 夫 君	8番	蘇 嘉 瑞 人 君
9番	朝 木 一 昭 君	10番	竹 山 耕 平 君
11番	伊 東 隆 吉 君	12番	里 秀 和 君
13番	泉 伸 之 君	14番	関 誠 之 君
15番	三 島 照 君	16番	崎 田 信 正 君
17番	奥 輝 人 君	18番	平 川 久 嘉 君
19番	渡 京 一 郎 君	20番	竹 田 光 一 君
21番	栄 勝 正 君	22番	世 門 光 君
23番	平 敬 司 君	24番	大 迫 勝 史 君
25番	与 勝 広 君	26番	叶 幸 与 君

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	平 田 隆 義 君	副 市 長	濱 田 龍 太 郎 君
教 育 長	徳 永 昭 雄 君	住 用 町 長	高 野 匡 雄 君
笠 利 町 長	塩 崎 博 成 君	地 域 自 治 区 事 務 所 長	
地 域 自 治 区 事 務 所 長		総 務 部 長	福 山 敏 裕 君
総 務 課 長	川 口 智 範 君	財 政 課 長	則 敏 光 君
収 納 対 策 課 長	中 英 信 君	企 画 調 整 課 長	安 田 義 文 君
市 民 部 長	有 川 清 貴 君	福 祉 部 長	福 山 治 君
福 祉 政 策 課 長	桜 田 秀 勝 君	産 業 振 興 部 長	瀬 木 孝 弘 君
農 政 局 長	田 丸 友 三 郎 君	産 業 情 報 政 策 課 長	前 里 佐 喜 二 郎 君
農 林 振 興 課 長	熊 本 三 夫 君	土 地 対 策 課 長	師 玉 敏 司 君
建 設 部 長	田 中 晃 晶 君	土 木 課 長	砂 守 久 義 君
建 築 住 宅 課 長	大 石 雅 弘 君	下 水 道 課 長	盛 正 弘 君

教育事務局 長	里 中 一 彦 君	教委総務課 長	白 坂 稔 君
選挙管理委員会 長	久 保 忠 義 君	選挙管理委員会 長	中 島 章 君

職務のために会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局 長	赤 近 善 治 君	次長 兼 調査係長 事務取扱	山 崎 實 忠 君
議事係 長	森 尚 宣 君	議事係 主査	麻 井 庄 二 君

議長（伊東隆吉君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は26人であります。会議は成り立ちました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

議長（伊東隆吉君） 本日の会議は、お手元に配付いたしてあります日程第2号のとおりであります。

日程に入ります。日程第1、議案第84号から議案第102号までの19件について一括して議題といたします。本案に対する各委員長の報告を求めます。最初に、厚生委員長の審査報告を求めます。

厚生委員長（向井俊夫君） おはようございます。厚生委員会は、9月30日の1日間開会し、慎重に審査をさせていただきました。

去る9月29日の本会議におきまして当委員会に付託されました議案第84号から議案第90号及び議案第96号についての8件の主な質疑についての審査結果を御報告いたします。

まず、議案第84号 平成21年度奄美市一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

16ページ、2款総務費1項17目8節子育て応援特別手当申請時等立会人謝金に関しまして、この手当で自体は、21年度1年限りの制度であり修学前3年間の子どもが対象者で20年度は、第2子以降の制度でございましたが、21年度は第1子まで拡大となり地元新聞で3回、市政だよりで掲載し周知する予定とのことでございます。

24ページ4款衛生費2項清掃費2目7節賃金清掃作業員19万8,000円は、清掃作業員ということで6,800円の賃金で予算措置をしておきましたが、作業内容を監査から指摘され、中身が病害虫の防除作業員と監視パトロールの作業ということで単価の統一を図ったということでございます。

また、合併して最初の3年間は、旧市町村の賃金体系でやっていたものも本年度ですべて統一し、不足分が補正で挙がってきているとの答弁がございました。

同じく、24ページ、4款2項2目14節使用料及び賃借料は、皆既日食前に笠利地区の海岸線等を集落の御協力をいただき清掃作業をしていただいた処理費用で、一般廃棄物が4トン車で10台分にもなったとのことであり、漂着物の回収事業は、今後も県の内示があり、12月で補正を出す予定、また、おおむね3年間の事業を予定しているとのことでございます。

今後の世界自然遺産登録のことを考え、国へのさらなる要望をしてほしいとの委員からの御意見がございました。

その他に、独居マップ、朝日小の学童保育施設の整備、ケースワーカーなどについての質疑等がございましたが、この際省略いたします。

議案第85号 平成21年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御報告いたします。

8ページ、2款3項1目19節負担金、補助金補助及び交付金の出産育児一時金280万円は、名瀬61名、住用2名、笠利7名が今後、出産予定で、今年度は全部で140名の出産を見込んでいるとのことでございます。

また、委員より、今回も一般財源より持ち出して赤字を埋めたが、今後の見通しについての質疑があり、当局は20年度も実数1億6,000万円余りの赤字を抱えており、21年度についても、これまでどおり厳しい状況が続く、特に秋から冬にかけてのインフルエンザで医療費が上がるのが心配だとのことでございます。

また、不納欠損金は、平成18年度で約3,800万円、19年度で7,900万円、20年度で4,800万円が出ているので、21年度は5,000万円から8,000万円の間ではないかとのことでございます。

その他、質疑がございましたが、この際省略いたします。

議案第96号 奄美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての御報告をいたします。制定期間が、平成21年10月1日から平成23年3月31日までとなっていることに関しては、こ

の出産一時金は、その後も継続されるものと考えられるとのことでございます。ほかに質疑はございませんでした。

議案第86号 平成21年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）については、特に質疑はございませんでした。

議案第87号 平成21年度奄美市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）についても特に質疑はございませんでした。

議案第88号 平成21年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御報告いたします。

委員から国のほうは廃止すると言っているが、本市のような自治体に与える影響はいかかなものかと質疑があり、当局より、そもそもこの制度が、何とか国保をしっかりと維持していくための目的で作られたものだが、これを元に戻すとなると、奄美市自体は大きな影響が考えられ、元に戻す中身自体が、どういう形になるのか非常に不安を感じているとの答弁がございました。

議案第89号 平成21年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については特に質疑はございませんでした。

議案第90号 平成21年度奄美市笠寿園特別会計補正予算（第2号）については、介護従事者処遇待遇改善交付金については、現在、手続き中で、介護職員の賃金等で187万円を増額予定しているとのことでございます。

これらの8件の議案につきましては、お手元に配付いたしました審査報告書のとおり、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で厚生委員会の審査報告を終わりますが、御質疑がございましたら他の委員の御協力を得てお答えしたいと思います。

議長（伊東隆吉君） ただいま厚生委員長の報告がありましたが、報告の中にお手元にお配りしてございます報告書の中におきまして、議案第、番号の4番ですね、議案第87号の審査の結果が空欄になっておるのでございますので、原案可決すべきものとの字句の挿入方をお願いいたしたいと思います。

次に、産業経済委員長の審査報告を求めます。

産業経済委員長（与 勝広君） おはようございます。産業経済委員会は、9月30日午前9時30分から開会され、6人の委員出席のもと慎重に活発なる審査が行われました。産業経済委員会に付託されました議案第84号 平成21年度奄美市一般会計補正予算（第4号）中関係事項分について、同じく、議案第97号 奄美市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例及び奄美市農業委員会の選挙区に関する条例の一部を改正する条例の制定について、同じく議案第102号 奄美市ICT人材育成センター条例の制定についての3件の議案につきましては、皆さまのお手元に配付してあります産業経済委員会審査報告書のとおり原案のとおり、可決すべきものと決しております。

以下審査の内容について御報告させていただきます。

当局より議案第84号 平成21年度奄美市一般会計補正予算（第4号）についての補足説明があり、その後、委員からタラソ奄美についてのタラソ施設のオープンから3年が経過し、目標人数や現在の月利用状況や今後の課題についての質疑があり、当局より平成18年12月にオープンし、1年以内で10万人、平成20年12月で20万人を達成し、目標とする数の2倍になっているとのことでありました。今後の課題については、タラソ施設の利用については、観光客の利用を増やしていけるように努力してまいりたいとのことでありました。その他、タラソ施設におけるモーターの耐用年数や修理について故障の原因、機材等の保証について、また、指定管理者とは、どのような話し合いがなされたのか等の質疑がありましたが、この際省略させていただきます。

その他、松食い虫の駆除の方法や住用地区、笠利地区の被害状況と併せて、今回の補正予算でどれくらいの本数が駆除できるのか、また、被害の進行と比べ、駆除が全然追いついていけない状況であり、

今後の対応についても質疑がありましたが、この際省略させていただきます。

その他、プレミアム商品券発行事業助成金についての質疑では、委員から、いつ実行委員会が発足し、商品券の発行はいつなのか、名瀬の中心市街地を含め、笠利・住用の取組についてもきめ細かな対応をやっていただきたいという要望も出されました。それに対し当局は、発行時期については11月初旬になるように検討していきたいとのことであり、使用期限は3月末を予定しているとのことでありました。

基本的には昨年と同様であるが、商工会議所が所管する名瀬と商工会が所管する住用・笠利になるので、双方の意見を伺いながら検討し、決定していくとのことでありました。

その他、多くの質疑がありましたが、この際省略させていただきます。

続きまして、議案第97号 奄美市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例及び奄美市農業委員会委員の選挙区に関する条例の一部を改正する条例の制定については、特段の質疑はありませんでしたが、委員より、今後は、いつまでも合併の名残を残すのではなく、早急に選挙区を廃止し、奄美市の委員として選出するべきであるとの意見や、また、その地区にいる方でないと把握することができなくなる恐れもあり、地区で農業委員を従来どおり選出したほうがよい。という意見等もありましたので紹介させていただきます。

最後に、議案第102号 奄美市ICT人材育成センター条例の制定については、委員より、ICT人材育成センターとしての施設利用についての質疑や研修施設を利用する中身について条例には、指定管理者による管理とあるが、指定管理者制度に移行するののかの質疑がありましたが、この際省略させていただきます。

以上で、産業経済委員会に付託されました3件の議案につきましても審査報告を終わりますが、御質疑がありましたら他の委員の協力を得てお答えいたします。

議長（伊東隆吉君） 次に文教委員長の審査報告を求めます。

文教委員長（渡 京一郎君） おはようございます。文教委員会は、去る10月1日午前9時30分から開会され、付託された3件の議案を慎重に審査いたしました。

それでは、文教委員会に付託されました議案第84号 平成21年度奄美市一般会計補正予算（第4号）中関係事項ほかに2件についての審査結果を御報告いたします。

これら3件の議案につきましては、お手元に配付してあります文教委員会審査報告書のとおり議案第84号中関係事項分は全会一致で議案第99号及び議案第100号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第100号 平成21年度奄美市笠利町学校給食センター厨房備品購入契約の締結について、お手元に配付してありますとおり訂正の申し出があり本委員会において了承しておりますので、後刻、議長におかれましてはよろしくお取り計らいください。以下、その審査の経過について御報告いたします。

最初に、議案第84号 平成21年度奄美市一般会計補正予算（第4号）中関係事項分については、当局の補足説明の後に、体育施設管理費の工事請負費272万9,000円について質疑がありました。当局より、フィールド内のウレタン樹脂にホコリやカビが付着しているため雨が降った日に滑るということとあります。平成4年に全天候型に変わりましたが、一度も専門的な清掃作業行っていないために芝生を刈ったり整地用のオプションがついたり多機能の機械を購入するとの答弁がございました。

ほかにも質疑がありましたが、この際省略いたします。

次に、議案第99号 平成21年度奄美市立笠利町学校給食センター新築工事請負契約の締結について及び議案第100号 平成21年度奄美市笠利町学校給食センター厨房備品購入契約の締結については、9時30分から15時16分まで長時間にかけて慎重に審査をいたしました。

議事録が43ページに至るために主な点を御報告申し上げます。

まず今回、プロポーザル方式にすることに決定した理由については、学校給食センターは、特殊で専

専門的な施設であるため、設計から厨房機器業者と設計士が一体となって取り組む必要があり、次の四つの条件を必要とある。一点目、配置図や人、物の動線が効率よく引けて設計に活かす技術力があるかどうかの技術面。二点目、製品の質はどうか、フルドライ方式に相応しい物か、また、使い勝手はどうか製品面。三点目に、故障等を起こした場合等の対応はどうかというメンテナンス面。四点目に、厨房機器の価格は妥当であるか価格面、これを総合的に判断する必要があるため、入札方式より提案型のほうが良いとのことで、委員会の中で決定をしたとの答弁がございました。

また、当初の15業者から6メーカーに決めた理由については、一点目、技術力があり信頼がおける。二点目、コスト面が安くなる。三点目、自社製品のために機器の修理部品の故障等、迅速に対応できる。これには、地元で協力会社、サポート会社があることが条件となっているとのことでございました。次に、地元業者が1社も無いのはなぜかとの質疑は、自社機器を持っていないというのが、一番大きな理由であるということでございます。13名の選定委員の評価方法は、どのような方法で行っているのかとの質疑では、事前に資料を企業名が分からないように黒塗りをして目を通し第3回目のプレゼンテーション、その中でプレゼンの仕方、いろいろな委員からの質問に対する対応の仕方が大きく左右したのではないかと回答でございます。

次に、鹿児島アイホーさんに決まった理由については、各社のメンテナンスに対するプレゼンテーションをした上での評価、全20項目にわたる視点から審査をして点数をそれぞれ付けて、その総合点としての選定に至っているとのことでした。鹿児島アイホーさんと保証期間を設けているのかとの質問には、2年間の無償保証がついているとのことでございます。

次に、鹿児島アイホーさんの地元サポート業者はとの質疑では、奄美市の仁晃開発株式会社との答弁がございました。ほかに今後、このプロポーザルという方式を取り入れるのか、また地元業者育成はどうなっているか等多くの質疑がありましたけれども、この際省略いたします。

以上を持ちまして文教委員会における議案審査の報告を終わります。なお、御質疑がございましたら他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（伊東隆吉君） ただいま文教委員長から申し入れのありました議案添付資料の訂正につきましては、お手元に配付しましたとおりでありますので、御了承いたします。

次に、

（「訂正した箇所はどこですか。」と呼ぶ者あり）

それは、委員長に対する質問ということで捉えていいんですか。

（「議長に対する質問です。」と呼ぶ者あり）

ちょっとお待ちください。

お答えいたしますが、これ議長のほうでの判断ということには、いささかと思いますが、これ、今、委員長報告の中にありましたように、訂正の申し入れがありました。したがって、議長といたしましては、審査報告での質疑等の中でやっていただきたいと思っております。

次に、総務建設委員長の審査報告を求めます。

総務建設委員長（栄 勝正君） おはようございます。総務建設委員会は、去る10月1日午前9時30分より開会され、熱心な議論がなされました。

総務建設委員会に付託されました議案第84号 平成21年度奄美市一般会計補正予算（第4号）中関係事項について、ほか7件につきまして審査の結果を御報告申し上げます。これら8件の議案につきましては、お手元に配付してあります総務建設委員会の報告書のとおり、すべて全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、その審査の経過について議事審査の順に従って御報告いたします。

議案第84号 平成21年度奄美市一般会計補正予算（第4号）中関係事項について、当局より補足説明があり、9目15節工事請負費210万円は、打田原と用地区の拡声子局の設置及びマストの補修

費1目12節12万6,000円は、職員採用試験のうち対人適応検査を一次試験で実施することとしたため対象人数が増加した分とのこと。3目25節積立金10億5,654万7,000円は、地域振興基金と合併前の3市町村の基金を統合することと併せて、ソフト事業のために使う地域振興基金とハード事業に使う目的の基金とのこと。8目25節積立金453万7,000円は、ふるさと納税一般寄附金30件204万4,000円、鹿児島応援寄附金15件98万8,905円の合計303万3,000円と世界自然遺産登録推進基金へ18件150万4,000円を積立ようとするもの。11目1,805万4,000円の自治振興費は、施設用地の所有者境界の確定に関する登記事業委託の88万9,000円、用地購入費247万2,000円の増額により有田有良の交流型地域ネットワーク拠点施設事業に係る経費は、6,996万1,000円とのこと。12目15節工事請負費130万円は、名瀬総合支所相談室の一部を和室から洋室への改修費15万円は、改修に伴うテーブル、椅子、キャビネットを購入する費用。

17ページ、2目23節200万円は、当初、1,000万円の計上でしたが、法人市民税の還付が例年に比べて多く還付請求の不足が予想されるもので、200万円の増額すること。

25ページ、3目緊急雇用創出臨時特例基金事業費のうち土木課に関する415万4,000円は、市道川上赤木名線ほか8路線32.1キロメートルの伐採等の費用。15節工事請負費869万円は、赤木名・土盛線の法面工280メートルを実施するもの。

16ページ、13節委託料1,435万円は、民間を含め市全域の住宅建築物の耐震改修を促進するための委託料。15節工事請負費の200万円は、崎原新公営団地改修費。

委員から対人適用検査、防災訓練に関する件、市民相談の件数、本市の職員数、給与の件、市税法人税の還付金の件、特別職、起債の件、地域振興基金と公共施設整備事業基金の件、崎原の市営住宅の件、耐震改修の件、赤木名のまちなみ景観事業、まち灯り設置事業、空港管理費の件等の多くの質疑がありました。

次に、議案第101号 奄美市道路線の廃止及び認定について、今回、廃止及び認定は、有良12号線は、構造物建築上、十分安全な用地を確保するため当該路線を廃止し、一部を再度認定するもの、認定により総延長が43.9メートルに減少、30メートルとすること。

次に、議案第91号 平成21年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第92号 平成21年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第98号 奄美市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第91号の10ページ、15節工事請負費580万円は、鳩浜地区に污水管渠を布設するもの。

議案第92号 10ページ、15節工事請負費1,050万円の増額は、伊津部勝集落内と知名瀬地区の取付管設置に伴う費用。

議案第98号は、第33条中産業振興部を建設部に改めるとのこと。

委員から農業集落排水事業接続の件、終末処理場改築工事業務の件、污水管の鳩浜地区への場所の件等の質疑がありました。

議案第93号 平成21年度奄美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について11節需要費の20万円は、笠利町用笠利須野地区の浄水場の電機計装盤等の修繕料。16節221万4,000円は、笠利地区の量水器の購入費。18節備品購入費125万円は、東城地区の残留塩素計を設置するもの。

議案第94号 奄美市地域振興基金条例の一部を改正する条例の制定について、旧3市町村ごとの基金を奄美市地域振興基金として統合するために改正するもの。

議案第95号 奄美市公共施設整備事業基金条例の制定について、今後の公共施設整備事業に必要とする経費に充てるための基金を設置し、計画的な事業運営を行うため新規に条例を制定するもの。

公共施設整備基金の使いみちについて等の質疑がありました。

なお、質疑がありましたら他の委員の協力を得て答弁したいと思います。

以上で総務建設委員会の報告を終わります。

議長（伊東隆吉君） ここで暫時休憩を入れます。（午前10時08分）

議長（伊東隆吉君） それでは再開いたします。（午前10時13分）

教育事務局長（里中一彦君） この仮契約書につきまして、御説明をさせていただきます。この契約書につきましては、奄美市の契約書に載っておりますものを使っているわけでございますけれども、何点が字句の訂正がございまして、その度に契約書の差し替えをお願いしたものでございます。

お手元のほうに前のやつもお有りだと思いますけれども、例えば第4条の見出しの（危険負担）というものがございまして、前回のものには、これが入っておりません。それから後ろのほうになりますと、第13条の2項仮契約締結後、議会の議決までの間に乙が地方自治法施行令、この施行令の行、行うという字が工事の工になっておった点、それから第11条の1項の1号この乙の責めに規すべき理由により、第1条第3号という、この第3が抜けておった点、こういった点、いくつかございまして、先の文教委員会のほうで御指摘をいただきました。そのために字句の訂正でなくて差し替えをしましょうとこういうことで、お約束をしておりましたので、今回、差し替えをお願いするものでございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（伊東隆吉君） これから各委員長報告に対する

7番（向井俊夫君） ちょっとですね、この受付印がですね、21年8月の28日となっております。これはいちばん最初のその仮契約書を受け付けた年月日ですよ。この変更した訂正した差し替えしたものの受付期日と違うと思うんですよ、ですからこれ監査の時に必ずチェックされる部分なんですよ、ですからこの部分のこの日付、受付印の訂正、これも必要じゃないかと思うんですが、日付、仮契約8月28日でなさっていますが、その後この中の文言の差し替えが出ております。その文言を差し替えた文章の受付た日付にはなっていないですよ。それどう処理なさるか、ちょっとお伺いいたします。

教育事務局長（里中一彦君） 確かに経過は議員さん御指摘のとおりでございます。私どもは、最初の受付、これをそのまま適用するべきだろうという判断で、このようにしているわけでございますが、詳細部につきましては、また監査委員のほうとも相談をしてやりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（伊東隆吉君） 質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので順次発言を許可いたします。

最初に三島 照君の発言を許可いたします。

15番（三島 照君） おはようございます。日本共産党の三島 照です。私は、議案第100号 平成21年度奄美市立笠利町学校給食センター厨房備品購入契約の締結について反対の立場から討論をいたします。

反対の理由を述べます。まず第一に、随意契約の経過です。当局は、平成19年10月に先進地調査を行った。しかし、その行先は鹿児島県のアイホー社です。この段階から既にアイホー社ありきとしか思えません。なぜかといえば、当局は、この事業は、フルドライ方式という設備なので地元業者では出来

ないというのが、先ほどの委員長報告でも説明がありました。しかし、同規模の設備を龍郷町立給食センターは地元業者が施行しているにも関わらず、この業者は指名さえされていません。先ほどから技術面の問題、メンテナンスの問題、自社製品が少ないとか、採用の基準を四点言われました。しかし、同規模の製品が地元業者で出来ているにも関わらず、こういったものを問題点が龍郷町に大きな問題があったとは思えません。しかし、結果は、平成20年11月4日にアイホー社を決定している問題です。

二点目は、先ほども言いました四つの条件の一つ、メンテナンスの問題です。台風が連続して来れば場合によっては一週間交通が途絶える、本市のようなこういう離島ではメンテナンスは大事です。当局は、報告で言われたメンテナンス会社は、すべての資格を有しているかどうかも掌握されていませんでした。当日、この業者が、このプレゼンテーションに参加したかどうかははっきりしていない。

後日、いろんな方々からお聞きしていると、確かこの業者は、当日は参加できなかったのではないかと、というような話もあります。そういったこともしっかり押さえることなしに決められている問題です。

三点目は、今回の選定経過で、なぜ随意契約となったかという問題です。随意契約となった場合の公平性も公正性も透明性も、その競争性をどうプロポーザルで担保したのかもはっきりしない。これは委員会当日、選定委員長も参加されていながら、この四つの問題では担保したかどうか明確にはされていません。なぜなら、当局は、今回の随意契約にした根拠は、地方自治法施行令第6節契約事項の第167条の2項に基づいてと言っています。その条項は次のとおりになっています。ちょっと読みます。

167条2項は、地方自治法第234条第2項の規定により、随意契約よることができる場合を次に掲げる場合とする。売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格、賃借の契約にあっては予定賃借料の年額または総額が別表第5条欄に掲げる契約の種類に応じ、同表下欄に定める価格の範囲内において普通公共団体の定める価格を超えないものとする。言われている第2項は、不動産の買入または借入、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、販売、修理、加工または納入に使用させるために必要な物品の売払いをその他の契約でその性質または目的に競争入札に適しないものとするというふうに言われています。後、9項目あります。その別表というのは、地方自治法でも定められています。随契できる工事または製造の請負の最高額は、130万円、財産の買入が80万円、物件の借入が40万円、財産の売払いは30万円、いうふうに最高でも130万円を超えないようにということがいわれています。

続いて、この選定委員長は、副市長とされています。その点について別表第1の第5条の関係で、そのいわゆる予算の適用、流用の充用など、いわゆるその職務において許可ができる範囲は、さっきの予備費や予算の流用においても副市長の範囲は、約200万円、契約等に係る執行伺いについては、3,000万円から5,000万円未満までしか責任の範囲はありません。にもかかわらず今回の約9,765万円がいわゆる随意契約にされた、この説明は何一つありません。さっき言った条件が提示されて審査したというだけです。

四点目は、同じく24条の2項では、この間の戦後60年続いた日本のなれ合いと癒着政治の下で二度と不正やこういったことが起きないように、いくつか24条では定められています。そういう点での24条は、不正や不公平性や透明性を明瞭にするように次の三点を決められているにも関わらず、こうした点は明らかにされていません。

この三点というのは、随意契約することのできる金額、これはさっき読みました。随意契約によることのできる場合の手続き、これは第24条の2項で、政令第167条の2項第1項から第3号及び第4号に規定する規則で定める手続きは、次のとおりとする。契約担当者は、あらかじめ契約発注見通しを公表すること。二つ目は、契約担当者は、契約締結する前において、契約の内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準並びに申請方法を公表すること。三つ目は、契約担当者は、契約締結した後、契約締結状況を公表すること、とされています。私は、この間のこの契約、100号議案は、この点から見ても正に条例や契約規則そのものをも否定をし、こういう状況が続けられれば指名入札も競争入札も何を造っても、いわゆるこの条項を適用したということになれば、何でも持っていける、正に不正と癒着と不公平性が蔓延する市政につながっていくふうに感じています。

このアイホー社は、全国でもあっちこっちで問題が提起されています。これは2008年ですけど、

伊勢市においても、この企業がプロポーザルで決定された当初、入札を考えていたけど、問題が発生したということが報道されていますし、新聞等の報道でも何箇所かでこういう問題ある企業だとされているところです。どこまでそういった問題を調査し、先ほど読み上げました3項目の規定や条例すらも行政自らが無視するような行政では、奄美の行政を任すことはできません。そういう立場から、私は、この議案は癒着となれあい行政の典型だと思っています。このような議案が無条件に、この議場で採択されたなら、最近、新聞でも投稿されていますように、あの43人マンモス議会の時は市民に負託を受けた議員が、議員の意識と市民の意識感覚と大きなずれがあったと書かれています。しかし、今、奄美市議会は、伊東議長を先頭に市民に信頼される議会を目指して、私たちは、議会条例制定特別委員会や定数問題検討特別委員会等を作って変わろうとしています。私は、そういう点を踏まえて議員の皆さんが、市民に大きい顔をしていけるようなそういう良識ある判断を期待して、議案100号に対して反対の立場を表明して討論を終わります。

議長（伊東隆吉君） 次に、橋口和仁君の発言を許可いたします。

3番（橋口和仁君） おはようございます。新奄美の橋口和仁です。私は、議案第100号 平成21年度奄美市立笠利町学校給食センター厨房備品購入契約締結議案についての賛成討論を行います。

現奄美市立笠利町学校給食センターは、昭和47年同建設から築36年を経過し、老朽化が激しく合併前の旧笠利町時代から建て替えの計画があり、市町村建設計画の中にも位置づけがされ、旧笠利町懸案事業の一つとして本年度から来年度の2か年にかけて建て替えを行うものであります。

学校給食は、将来を担う子どもたちの健康増進、体位の向上はもちろんのこと、食育をとおして望ましい食習慣を育むものだと思います。そのためにも安全で安心できる施設でなければならないと考えます。いちばん下になる厨房機器の選定には、委員13名からなる奄美市立笠利町学校給食センター厨房備品選定委員会を組織し、約4か月をかけて慎重な協議を重ね業者選定がなされております。

まず一点目として、厨房機器業者の選定にあたっては、プロポーザル方式を採用しておりますが、業者の選定にあたっては、その業者が持っている技術面、製品面、メンテナンス面、価格面等を提供していただき、その提案を総合的に判断する必要があるとのことから同じ条件での仕様書に基づいた提案書で提案していただくとともに、自社のアピールをしていただくため、プロポーザル方式を採用しております。

次に、二点目として業者の指名推薦にあたっては、指名願いの出していた地元業者8社を含め、15業者について検討されました。

まず、自社製品を持たない地元業者を指名した場合、

1. どのメーカーの製品なのか
2. その機器の配置図や人や物のスムーズな流れをうまく設計に活かせるのか
3. 機器の設置等は大丈夫なのか
4. 見積額でメーカーと競争できるのか
5. 機器の試運転、調理員の教育、指導等はしっかりできるのか
6. 機器の故障時に迅速に対応できるのが焦点となり、給食業務を行う上では、最も衛生管理に気をつけなければならない専門的な施設であるためフルドライ方式による機器の構成の上、設計や建築の過程で協力していくためにも自社製品を持っているメーカーであれば、
 1. 技術力があり信頼がおける
 2. コスト面で安くなる
 3. 自社製品のため機器の修理、部品の交換等が迅速に対応できる
 4. メンテナンス面が確立されておりトラブルが少ないこと等併せて、県内施設の指名実績等を勘察し、自社製品を持つメーカー6社の指名に至っております。

選定された業者は、島外にありますが、緊急時のメンテナンス面、特に厨房機器が故障した場合には、

いつでも修理に駆けつけることのできるサポート会社として地元会社との提携がなされており、緊急時においてもその役割は十分果たせるものと思っております。このように、選定委員会の慎重な協議の中で決められており、より安全に衛生基準に則した施設をとの思いが強かったことでの指名であります。

また、三点目として契約につきましては、提案書を提出した6業者全社からプレゼンテーションを行い選定されたものでありますので、随意契約ではあっても競争はなされているところであります。したがって最終的に選定された鹿児島アイホー株式会社と随意契約を結ぶことについては、法的に何ら問題はないものと思えます。

厨房機器と本体工事は、機器の取り付け部分、排水位置、設備の配管等一体として進めつ必要があり、どちらが欠けてもストップしてしまいます。この設計は、衛生管理面に最新の注意を払ったフルドライ方式がとられた専門的な建物で、笠利地区の方々が待ち望んでいる施設でもあり、一日も早く子どもたちに安全で安心できる給食を提供していただきたいと強く願うものであります。

以上のようなことから、議案第100号 平成21年度奄美市立笠利町学校給食センター厨房備品購入契約締結議案について、私の賛成の立場からの討論を終わります。

議長（伊東隆吉君） 次に、関 誠之君の発言を許可いたします。

14番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。私は、社会民主党 社民党の関 誠之でございます。

今、議会に提案されています議案第100号 平成21年度奄美市笠利町学校給食センター厨房備品購入契約の締結についてに対し、次のような理由により、反対討論をいたします。

反対する最大の理由は、この契約の在り方を、当局が法に照らし合わせて、何の問題もないという明快な説明が成されていないということにあります。また、1億円近い契約にも関わらず、地元業者に対する分割発注、指名等は一切せず、鹿児島本土にある業者1社に一括して発注するなど、地元業者に対する配慮のなさであります。

私は、総括質疑において随意契約の根拠を質しました。契約の締結は、地方自治法234条において規定されており、1項に一般競争入札、随意契約、その他せり売り、と規定をされております。

随意契約をできるのは、地方自治法施行令別表5の規定による財産購入の予定価格80万円、または、地方自治法施行令167条の2で規定してある9項目のいずれかに該当しなければ、随意契約は出来ないこととなっており、該当しないままの随意契約は法律に違反することとなるわけであります。

当局の随意契約の理由は、地方自治法施行令167条の2の2項との答弁でありました。

地方自治法施行令第167条の2の2項は、不動産の買入れまたは借入れ、地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工または納入に使用させるための必要な物品の売り払いその他の契約でその性質または目的が競争入札に適しない契約を締結する時を規定されております。後段のその性質または目的が競争入札に適しない契約などのように、抽象的で恣意的判断が介入する余地があるので、これらの要件については、前段に規定をされた要件を満たすことが絶対条件として、解釈・運用されていることが、今日の判例の流れであり、法解釈であります。今回の契約は、備品購入契約で、地方自治法施行令167条の2の2項には、物品の売り払いの記載はありますが、物品の購入の記載はないので、この項目は適用できないこととなります。前段に列記された要件をその他の契約だと主張しておりますが、この契約は、備品購入契約であることは明らかであり、契約が特殊であると主張しても、その他の契約に当たらないのは、明らかであります。

当局は、厨房備品の納入は、技術的に特殊なものであるから、厨房備品選定委員会を開催して、指名業者の選定にあたりプロポーザル方式を採用し、メーカーの選定を行い、随意契約を行ったので正しいとの主張であります。しかし、この厨房備品選定委員会が推薦した6業者は、すべて奄美市の指名業者に登録されており、当局の主張する技術的に特殊な学校給食用の厨房備品やフルドライシステムを持っていることも含めて奄美市の指名業者に選ばれているのであります。

このようなことから言えることは、特別に厨房備品選定委員会を設置して業者選定をする必要はありません。素直に、指名委員会を開催をし、業者の指名・選定をお願いすれば、指名競争入札を実施すれば済むことであります。プロポーザル方式も、会計法上は特命随意契約の一種であり、別名業者指定契約という随意契約そのものであります。プロポーザル方式も随意契約の一つでありますので、先ほど申し上げました地方自治法施行令167条の2の2項をクリアしなければ、プロポーザル方式を選択することは不可能であります。指名委員会を通さず、わざわざ厨房備品選定委員会なるものを別に作り、その中で業者の選定をすることは、指名委員会の制度を否定することであり、特定の業者を恣意的に選定するためであると思われるも仕方ないことだと思います。このようなことは、官製談合の温床になるもので、絶対に許してはなりません。指名委員会を無視し、プロポーザルと称して任意に業者選定・指名を許すことになれば、悪しき前例として、このようなことが、今後、大手を振って、まかり通ることになると思います。この契約案件を議会に提案した市長や指名委員長である副市長、特に指名委員長である副市長の責任は、たいへん重大なものがあると考えております。このプロポーザル方式による業者選定は、昨年平成20年の11月4日に決定したと文教委員会で報告がなされていますが、厨房備品の予算措置がなされたのは、今年度平成21年度の当初予算であり、予算措置もないのにプロポーザル方式による業者選定、指名、価格が決定が成されております。当然、予算措置の後に、業者選定、価格の決定がなされ契約が取り交わされるのが通常の在り方だと思っております。当局は、企画競争プロポーザルと説明していますが、この企画競争による業者の選定は、必ず公募を実施し、応募者全員を対象として提案を受けなければならないと規定をされております。公募もなされない、このようなことは法的に問題が残ると思っております。

公募が入札期日の前日からして少なくとも10日前に、官報、掲示その他の方法で公募しなければならないと決まっておるわけでありまして。また、今回の契約額である9,765万円とプロポーザル方式による見積額9,670万円とは一致をしておりません。仮契約における厨房備品一式は、9,300万円であり、プロポーザルにおける見積額は、9,670万円です。税抜きでも一致をいたしません。プロポーザル方式による決定後に、何らかの金額操作が行われたと申し上げなければなりません。このように業者選定の在り方、契約額の決定なども法的に疑わしいものであります。また、今回の契約の地元業者に対する配慮のなさであります。

文教委員会では当局は、厨房備品の納入は技術的に特殊なものであると、当初、13業者を選定したが、最終的には本土に所在のある6社を指名したと答弁をしております。地元の業者の中には、フルドライ方式の実績がある業者もあり、当局の主張する厨房備品の納入は技術的に特殊なものであると、その技術を持つ本土の業者6社になったという主張は全く意味をなさないものになることは明白であります。

さらに当局は、自社製品を持っている業者の方が、稼働後のメンテナンスなど安全性が確保されると判断したと答弁しながら、地元はもれたが、メンテナンスは地元を採用しているなどと、苦しまぎれの答弁をしております。まだ本契約もしていない状態で、メンテナンスは地元を採用しているなどということが言える自体が大変疑問であります。

このようなことで、センター完成後、地元業者によりメンテナンスがスムーズに実施できるか大変心配をしておるところでございます。

公共事業の目的は、地元の景気を良くする、地元の所得を底上げする、技術の育成を図るなどでありまして。今回、本契約をしている業者は、奄美市に営業所もなく地元企業とメンテナンス契約も現在行われていないと聞いております。もちろん、このような状況では、法人税や所得税は1円も奄美に入っていないまいりません。奄美市の貴重な税金を約1億円も本土に差し上げるようなものです。この契約案件は、公共事業の本来の目的を果たしておりません。

このように、議案100号 平成21年度奄美市立笠利町学校給食センター厨房備品購入契約の締結については、契約上いくつかの点で、法をクリアできない状況があり、その他にも多くの問題点が残るものとなっております。本議案に反対するものであります。

以上のことを十分に熟慮・吟味の上、採決をしていただきますよう議員の各位の御理解を協力をお願い申し上げ、社民党 社会民主党 関 誠之の反対討論といたします。

最後に、当局に要望しておきたいと思えます。

市長が申し上げてきております、合併後の3市町村の速やかな一体化の促進という点からみれば、この案件は、奄美市立笠利町学校給食センターではなく、奄美市立笠利地区学校給食センターに訂正変更をすることが、3市町村の一体化ではないかと考えますので、御配慮をお願い申し上げます、討論を終わります。

議長（伊東隆吉君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

採決はこれを分割して行います。

議案第99号及び議案第100号の2件を除く議案第84号から議案第98号、議案第101号及び議案第102号の17件を一括して採決いたします。

この議案17件に対する各委員長報告は、いずれも原案可決であります。

議案17件は、各委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第84号から議案第98号、議案第101号及び議案第102号の17件については、各委員長報告のとおり、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第99号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第99号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第100号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第100号は原案どおり可決することに決定しました。

議長（伊東隆吉君） 日程第2，陳情第3号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書を政府に提出することを求める陳情を議題といたします。

本案に対する厚生委員長の審査報告を求めます。

厚生委員長（向井俊夫君） 御報告申し上げます。厚生委員会は、9月30日午前9時30分から開会し、審査をさせていただきました。去る9月29日の本会議におきまして当委員会に付託されました陳情第3号について審査結果を御報告いたします。

この議案につきましては、お手元に配付いたしました審査報告書のとおり採択すべきものと決しております。以下、主な審査内容について御説明いたします。

今回、受け付けた陳情第3号の陳情者の住所、氏名は、奄美市名瀬浦上町13の6 鹿児島県保険医協会会員 医療法人畠山歯科医院理事長 畠 義一郎さんからであります。陳情事項は、1. 患者負担

を少なくとも2割で軽減させるように対策を講じること。2. より良質な歯科医療ができるように少なくとも10パーセント診療報酬を引き上げること。

陳情第3号については、慎重審査の結果、全会一致により採択すべきものと決定いたしました。

なお、ただいま御報告いたしました陳情第3号に関しましては、採択と決した際には、会議規則第136条の規定により後刻意見書の提出を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上で陳情第3号の審査報告を終わりますが、御質疑がございましたら他の委員の御協力を得てお答えしたいと思っております。

議長（伊東隆吉君） これから委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

陳情第3号に対する委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

議長（伊東隆吉君） 日程第3，請願第4号 教育予算の拡充を求める請願及び陳情第4号 郷土教育に関する陳情の2件を一括して議題といたします。

本案に対する文教委員長の審査報告を求めます。

文教委員長（渡 京一郎君） それでは文教委員会に付託されました請願第4号 教育予算の拡充を求める請願及び陳情第4号 郷土教育に関する陳情の2件について御報告いたします。

最初に、請願第4号について御報告いたします。請願第4号の申請者は、住所氏名は、奄美市名瀬安勝町30の7 上田久夫さんからであります。この請願につきましては、お手元に配付してあります文教委員会審査報告書のとおり全会一致で採択すべきものと決しました。

以下、その審査の経過について御報告いたします。

請願第4号 教育予算の拡充を求める請願につきましては、特段の質疑はありませんでした。なお、この請願第4号につきましては、採択と決した場合、後刻、文教委員長名で意見書の提出を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、陳情第4号について御報告いたします。

陳情第4号の陳情者の住所氏名は、奄美市名瀬長浜町25の5 皆の会主催 園 博明さんからであります。この陳情につきましては、お手元に配付してあります文教委員会審査報告書のとおり全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第4号 郷土教育に関する陳情は、陳情者の補足説明がありましたが、特段の質疑はありませんでした。

なお、この陳情第4号につきましては、採択と決した場合、奄美市議会会議規則第135条及び136条の規定によりこれを市長に送付することを適当と認め、その処理の経過及び結果について報告を求めたいと思っておりますので、後刻、議長においてよろしくお取り計らいくださいますようお願いを申し上げます。

ます。

以上を持ちまして文教委員会における審査の報告を終わります。

なお、御質疑がございましたら他の委員の御協力を得てお答えしたいと思います。

議長（伊東隆吉君） これから委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、質疑を終結いたします。

これから討論に張ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

請願第4号及び陳情第4号に対する委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、請願第4号及び陳情第4号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま採択されました陳情第4号の取り扱いについては、委員長報告の中にありましたとおり、これを市長に送付し、会議規則第135条及び第136条の規定により、その処理の経過及び結果の報告を求めることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、陳情第4号の取り扱いについては、これを市長に送付し、その処理の経過及び結果の報告を求めることに決しました。

議長（伊東隆吉君） 日程第4、議案第119号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書の提出について議題といたします。

お諮りいたします。

本案は提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから本案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

議案第119号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第119号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ただいま可決されました意見書の提出先については、議長に一任願います。

議長(伊東隆吉君) 日程第5, 議案第120号 教育予算の拡充を求める意見書の提出について議題といたします。

お諮りいたします。

本案は提案理由の説明を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんでした。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

議案第120号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第120号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ただいま可決されました意見書の提出先については、議長に一任願います。

議長(伊東隆吉君) 日程第6, 議案第121号 地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

26番(叶 幸与君) おはようございます。公明党の叶 幸与でございます。ただいま上程されました議案第121号 地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書の提出について提案理由を説明いたします。

先の衆議院選において、国民の審判が下され政局転換が訪れることになり、新しい内閣新しい政権が誕生し、新政権の発足とともに新連立政権のマニフェストに示された政策制度への変更が進められていることとなります。一方前政権下において我が国が直面している未曾有の経済危機を克服するために、平成21年度予算及び同年度第1次補正予算が可決成立しております。総額で14兆円を超えるこの予算には地域活性化、公共投資臨時交付金、地域活性化経済危機対策臨時交付金、経済対策関連の自治体に交付される15の基金などの創設等が計上されており、各地方自治体は当該基金などの活用を前提に経済危機対策に資する事業を計画し、補正予算の議決と事業の執行を目指して準備を行っているところであります。新政権によって前述の経済危機対策事業についての予算執行が見直されることになれば、既に関係事業を執行中あるいは執行準備が完了し当該事業の広報、周知が済んでいる地方自治体にとって誠に憂慮すべき事態の発生が懸念されます。万一、関係事業を中止せざるを得ない事態になれば、地方自治の混乱を招くだけでなく地域雇用情勢にも深刻な打撃を与え、経済対策の効果によって景気底入

れから成長に転じる兆しの出てきた日本経済に悪影響を及ぼしかねない恐れがあります。

上記の状況を考慮し、政府におかれましては政策の見直し、税制の改革、制度の変更にあたっては平成21年度予算及び同年度第1次補正予算によって地方自治体の進めてきた施策や事業について財源問題で執行に支障が生じることのないよう行われることを強く求める要請をするものであります。

是非、意見書の提出に御賛同いただきますようお願いを申し上げまして提案理由の説明を終わります。

議長（伊東隆吉君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、

15番（三島 照君） 何点か、この意見書が提出されるということは予定はお聞きしていました。この中でですね、既に確かに臨時議会で採択して事業が執行されているものがほとんどだと思います。本会議でも私は、この早急な実施を求めたんですけど、今、一点だけ、今回、新政権になって、これについての何か通達やその指示文章とか弊害を起こすような状況が検討、感じ思われているかどうか、国などからの指示やそういう通達等がきて行政執行上非常に困っているとかというようなところが、あるかないかだけお聞きします。

議長（伊東隆吉君） ただいま三島議員からの質疑でございますが、提案者に対する質疑ということですのでよろしいございますか。もし提案者、よろしいございますか、それで、発言できます。

26番（叶 幸与君） 私の一般質問の中では、当局のほうでは、奄美市においては、そのほとんど影響はないような話ではありました。しかし、この予算の中で継続性のあるもの、その部分も執行を停止された場合、それが継続してできないような部分もあるというようなお話を聞いております。そしてまた、全国的にも、今、この予算の執行を凍結するというふうな形において、いろんな形で弊害が、今、出ておまして、各地方自治体の中では、この政府のこの予算執行に対しては、あまりにも暴挙過ぎるというようなそういうふうなニュース等も流れておまして、この経済対策のための、この14兆円のこれもしかもこれは国債を発行してやった部分をその部分を横取りして来年度の予算を確保するためにやっきになって、今、前回求めた可決しました政府の予算案をすべて凍結するというこういう暴挙にでている部分に関しては、我々は、特に地方財政を扱う我々にとっては、由々しき問題であるこのように私は考えております。

議長（伊東隆吉君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

議長（伊東隆吉君） 戸内恭次君 討論の内容は反対ですか。

（「反対です。」）

5番（戸内恭次君） おはようございます。民主党の戸内恭次でございます。ただいま提案がございました地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書に対しての反対の討論をさせていただきます。

民主党が政権をとりまして政権交代がなされました。約1か月になります。その間において国のほうでは、さまざま公共事業等に対しての凍結が行われております。これは近い将来には、この地方自治体

においても同様のことが、なされなければならないと思っております。そもそもこの政権交代は、こうした無駄な事業、またコンクリートから人への投資と言われているこの旗の下になされているわけですが、私は、この意見書については、民主党政権、正に政権交代がなされた意義を否定するものであり、国民が政権交代により国民の生活を第一に考える政権をつくりたいということの趣旨をもに對することに対しては反対をすることになりますので、私は、この意見書は提出されるべきものではないと、国民総意のもとに各々の政策が政権交代に沿った政策がなされるべきであるということを考えますので、この意見書を提出するべきではないと思っておりますので、反対討論をさせていただきます。

議長（伊東隆吉君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、討論を終結いたします。

これから採決を行います。

議案第121号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第121号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩を入れます。11時20分再開いたします。（午前11時07分）

議長（伊東隆吉君） それでは再開いたします。（午前11時20分）

日程第7、平成20年度奄美市一般会計決算認定のほか、各特別会計等決算認定についての議案第103号から議案第118号の16件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（平田隆義君） 皆さま、お疲れ様です。本日、提案いたしております議案第103号から議案第118号までの提案理由を御説明いたします。

議案第103号 平成20年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定につきましては、当初275億6,946万2,000円を計上し、その後31億4,882万6,000円を増額補正したことにより、最終予算額は307億1,828万8,000円となりました。これに平成19年度から繰り越してきた末広・港土地区画整理事業費など、計13件の事業繰越額17億3,367万2,199円を加えた最終の予算現額は、324億5,192万1,999円となっております。この予算現額に対して、生活支援定額給付金事業をはじめとした国の経済対策に係る事業や小中学校屋内運動場改修事業など、計34件の事業費22億6,871万7,966円を平成21年度に繰り越した結果、平成20年度一般会計の決算額は、歳入総額302億2,821万4,988円、歳出総額299億8,385万9,854円となり、歳入歳出差引額は2億4,435万5,134円となりました。

また、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源1,126万3,724円を差し引いた実質収支額は2億3,309万1,410円であります。

議案第104号 平成20年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初63億3,987万9,000円を計上いたし、その後7億2,278万2,000円を増額補正いたしまして、最終の予算現計額は、70億6,266万1,000円となっております。これに対しまして決算額は歳入総額63億8,679万1,262円、歳出総額69億6,371万917円となっており、歳入歳出差引額は、5億7,691万9,655円の歳入不足となっております。このため、翌年度歳入からの繰上充入金5億7,691万9,655円で歳入不足を補てんしております。

議案第105号 平成20年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初2億3,678万7,000円を計上いたし、その後2,606万6,000円を減額補正いたしまして、最終の予算現計額は、2億1,072万1,000円となっております。

これに対しまして決算額は、歳入総額2億1,082万2,478円、歳出総額2億880万9,988円となっており、歳入歳出差引は、201万2,490円となっております。

議案第106号 平成20年度奄美市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初4億7,846万8,000円を計上いたし、その後1億1,185万円を増額補正いたしまして、最終の予算現計額は、5億9,031万8,000円となっております。これに対しまして決算額は、歳入総額5億8,596万7,717円、歳出総額5億8,596万7,717円となっており、歳入歳出差引額は、0円となっております。

議案第107号 平成20年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初4億2,722万5,000円を計上いたし、その後5,628万5,000円を減額補正いたしまして、最終の予算現計額は、3億7,094万円となっております。これに対しまして決算額は、歳入総額3億6,489万2,641円、歳出総額3億6,218万1,413円となっており、歳入歳出差引額は、271万1,228円となっております。

議案第108号 平成20年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初44億5,408万6,000円を計上いたしましたが、その後9,785万3,000円を増額補正いたしまして、最終の予算現計額は、45億5,193万9,000円となっております。これに対しまして決算額は、歳入総額45億9,581万9,686円、歳出総額45億4,033万5,766円となっており、歳入歳出差引額は、5,548万3,920円となっております。

議案第109号 平成20年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初2,542万円を計上いたし、その後676万9,000円を減額補正いたしまして、最終の予算現計額は、1,865万1,000円となっております。これに対しまして決算額は、歳入総額1,865万1,438円、歳出総額1,863万4,116円となっており、歳入歳出差引額は、1万7,322円となっております。

議案第110号 平成20年度奄美市笠寿園特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初2億400万1,000円を計上いたし、その後1,053万円を増額補正いたしまして、最終の予算現計額は、2億1,453万1,000円となっております。これに対しまして決算額は、歳入総額2億1,519万9,701円、歳出総額2億1,145万8,070円となっており、歳入歳出差引額は、374万1,631円となっております。

議案第111号 平成20年度奄美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初23億7,512万円を計上いたし、その後、3億2,196万2,000円を増額補正し、さらに平成19年度からの繰越明許額1,000万円を加えまして、最終の予算現計額は、27億708万2,000円となっております。この予算に対しまして繰越明許額が1,849万4,000円を平成21年度へ繰り越しましたことから、決算額は、歳入総額26億9,095万4,607円、歳出総額26億8,719万9,544円となっており、歳入歳出差引額は、375万5,063円となっております。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源14万7,000円を差し引いた実質収支額は、360万8,063円であります。

議案第112号 平成20年度奄美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初6億4,303万6,000円を計上いたし、その後166万3,000円を増額補正し、さらに平成19年度からの繰越明許額9,010万円を加えまして、最終の予算現計額は、7億3,479万9,000円となっております。この予算に対しまして繰越明許額1億9,920万円を平成21年度へ繰り越しましたことから決算額は、歳入総額5億3,589万3,300円、歳出総額5億3,471万361円となっており、歳入歳出差引額は、118万2,939円となっております。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源14万円を差し引いた実質収支額は、104万2,939円であります。

議案第113号 平成20年度奄美市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算につきましては、予算現額が3,844万円に対し、決算額は、歳入総額3,843万8,645円、歳出総額3,84

3万8,645円となり、歳入歳出差引額は、0円であります。

議案第114号 平成20年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初3,022万円を計上いたし、その後767万円を減額補正いたしまして、最終の予算現計額は、2,255万円となっております。これに対しまして、決算額は、歳入総額3,283万5,183円、歳出総額2,254万3,144円となります。歳入歳出差引額は、1,029万2,039円となっております。

議案第115号 平成20年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初638万8,000円を計上いたし、その後37万4,000円を増額補正いたしまして、最終の予算現計額は、676万2,000円となっております。これに対しまして決算額は、歳入総額676万1,833円、歳出総額675万8,001円となっており、歳入歳出差引額は、3,832円となっております。

議案第116号 平成20年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初864万円を計上いたし、その後4万5,000円を減額補正いたしました。最終の予算現計額は、859万5,000円となっております。これに対しまして決算額は、歳入総額が777万5,162円、歳出総額が731万837円となっており、歳入歳出差引額は、46万4,325円となっております。

議案第117号 平成20年度奄美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初6億2,057万1,000円を計上いたし、その後1,213万1,000円を増額補正し、さらに平成19年度からの繰越明許額9,387万4,000円を加えまして、最終の予算現額は、7億2,657万6,000円となっております。この予算に対しまして繰越明許額1,159万円を平成21年度へ繰り越しましたことから決算額は、歳入総額7億1,865万2,129円、歳出総額7億1,243万502円となっております。歳入歳出差引額は、622万1,627円となっております。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源20万円を差し引いた実質収支額は、602万1,627円であります。

議案第118号 平成20年度奄美市水道事業会計決算認定につきましては、収益的収入が8億8,773万9,427円、収益的支出7億5,796万7,935円で、差し引き1億2,977万1,492円の利益となっており、消費税及び地方消費税抜きで計算いたしますと1億2,412万7,945円の純利益を生じます。資本的収支につきましては、収入額が6,651万8,000円に対し、支出額が7億7,322万3,118円で、差し引き7億670万5,118円の不足となっており、不足額につきましては、消費税資本的収支調整額、当年度分・過年度分損益勘定保留資金及び減債積立金、建設改良積立金で補てんいたしました。

以上をもちまして、議案103号から議案118号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞどうぞよろしく認定して下さいますようお願いを申し上げますと終わります。

議長（伊東隆吉君） これから質疑がまいるんですけれども暫時休憩をいたします。（午前11時35分）

議長（伊東隆吉君） これから再開いたします。これから質疑に入ります。（午前11時38分）

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております決算認定議案16件について、12人の委員をもって構成する一般会計決算審査特別委員会及び12人の委員をもって構成する特別会計等決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、決算議案16件については、ただいま申し上げましたとおり、両特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました一般会計決算審査特別委員会委員に平田勝三君、三島 照君、奥 輝人君、栄 勝正君、師玉敏代君、多田義一君、叶 幸与君、与 勝広君、蘇 嘉瑞人君、竹山耕平君、平 敬司君、関 誠之君、以上の12名を特別会計等決算審査特別委員会委員に、次に、奈良博光君、戸内恭次君、崎田信正君、平川久嘉君、竹田光一君、橋口和仁君、向井俊夫君、大迫勝史君、世門 光君、里 秀和君、朝木一昭君、渡 京一郎君以上12名をそれぞれ指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げましたとおり、それぞれの諸君を先ほど設置されました両特別委員会委員に指名いたします。

議案第103号の1件は、一般会計決算審査特別委員会に、議案第104号から議案第118号までの15件は、これを特別会計等決算審査特別委員会にそれぞれ付託いたします

両特別委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。(午前11時40分)

議長(伊東隆吉君) 再開いたします。(午前11時50分)

先ほど設置されました各会計等決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

一般会計決算審査特別委員会委員長に栄 勝正君、副委員長に師玉敏代君、特別会計等決算審査特別委員会委員長に大迫勝史君、副委員長に橋口和仁君、以上のとおりであります。

お諮りいたします。

先ほど決算審査両特別委員会に付託しました議案第103号から議案第118号までの平成20年度各会計決算議案16件については、いずれも閉会中の継続審査といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第103号から議案第118号までの16件は、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります文書表のとおり、議会運営委員長及び総務建設委員長から申し出がありました、議長の諮問に関する調査等及び陳情第1号、陳情第2号の2件については、これを閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議長の諮問に関する調査等及び陳情第1号、陳情第2号の2件については、これを閉会中の継続審査とすることに決定しました。

ここで御報告いたします。

先ほど平田市長から11月30日をもって市長職を辞職する旨の届けがなされ、これを受理いたしました。市長におかれましては、長きに亘る市政運営をいただき、本当にお疲れ様でした。議会一同深甚なる敬意と感謝を申し上げます。

なお、ここで平田市長にごあいさつをお願いしたいと思います。

市長(平田隆義君) まず、辞職願のあいさつを申し上げる機会を許可くださいましたことに厚くお礼を申し上げます。先ほど一身上の都合により伊東議長宛て辞職願を届けてまいりました。平成6年11月

名瀬市長に就任以来、初代奄美市長の職を得て15年の歳月が経ちました。その間、時代が大きく変転する中で最高の責任のある市政運営を預かってまいりました。次々と押し寄せる波のごとく多くの課題に直面し、多方面から御意見御批判叱責が寄せられましたが、関係各位の御指導と御協力を得て、おかげさまで問題解決を見出し乗り越えることができましたこと等々、ここに改めて感謝申し上げます。振り返りますと、私が就任した当時は、バブル崩壊の長引く経済不況の中で国や多くの地方自治体が財政難という問題を抱え、本市におきましても財政の健全化が大きな課題となっておりました。

そのような中で、地域経済に配慮しながら行財政改革の積極的な推進を図ると同時に、地域資源を生かした一集落1ブランドの創設など豊かな自然を活かした観光振興、郡都としての都市機能の充実など新たな可能性を求めて独自の創意工夫を積み重ねてきたものと思います。

本当に苦難の市政運営に努めてきたということが率直な感想でございます。この間、難問解決に当たったのコンセプトは、常に市民のため、市政発展のために未来の奄美市のためにと心に誓って取り組んだことで、問題解決の糸口がつかめたものといささか自負もいたしております。

しかしながら、まだまだ多くの課題を残しておりますが、次の世代の人々にゆだねることが最良であろうと思ひ、今が一区切り、潮時と判断いたし、辞職を決断することにいたしました。

これからも市の市政の行財政改革の方針を緩めることなく、奄美市が大きく再生を果たし振興発展されることを念願してやみません。このような思いの中で平成21年11月30日付で市長職を辞任いたしたく辞職願を提出させていただきました。

この席に立ち、市議会議員の時代からお世話になった皆さまのことを思い浮かべながら年月の経つ速さ、さまざまな変化を痛感いたしております。議会の皆さまをはじめ市職員並びに市民の皆さまには、重ねて厚く感謝の意とお礼を申し上げます。

退職後は、一市民として郷土奄美市をこよなく愛し続け、皆さまとともに奄美市の発展のために尽力してまいりたいと思っております。

今後ともどうぞ変わらぬ御厚誼をよろしくお願い申し上げます。

平成21年10月13日 奄美市長 平田隆義

本当に長い間ありがとうございました。

議長（伊東隆吉君） 平田市長におかれましては、今、ごあいさつの中にあられましたとおり、名瀬市政そして奄美市政のように長きに亘りまして市政の発展のために御尽力なされてこられました。本当に御苦労さまでございました。御礼申し上げます。

議長（伊東隆吉君） 日程に入ります。日程第8、議案第122号 平成21年度奄美市一般会計補正予算（第5号）について議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（平田隆義君） ただいま上程されました議案122号 平成21年度奄美市一般会計補正予算（第5号）の内容について御説明をいたします。

議案第122号は、市長選挙に係る所要額を計上するものであります。歳出につきましては、総務費の選挙費に2,552万2,000円を計上し、歳入につきましては、繰越金を同額計上するものであります。

今回の補正によります歳入歳出それぞれ2,552万2,000円の増額となり、平成21年度奄美市一般会計予算の総額は、311億9,353万4,000円となります。

以上をもちまして議案122号の提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上、議決してくださいますようお願いいたします。

議長（伊東隆吉君） これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、委員会付託及び討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略いたします。

これから採決を行います。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第122号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本定例会に付議された事件は、すべて議了いたしました。これをもって、平成21年第3回奄美市議会定例会を閉会いたします。(午前12時05分)

以上、本会議の次第を記載し、相違なかったことを認め、ここに署名する。

奄美市議会議長 伊 東 隆 吉

奄美市議会議員 平 田 勝 三

奄美市議会議員 向 井 俊 夫

奄美市議会議員 奈 良 博 光

総務建設委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第84号	平成21年度奄美市一般会計補正予算(第4号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第91号	平成21年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(3)	議案第92号	平成21年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(4)	議案第93号	平成21年度奄美市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(5)	議案第94号	奄美市地域振興基金等条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(6)	議案第95号	奄美市公共施設整備事業基金条例の制定について	原案可決すべきもの
(7)	議案第98号	奄美市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(8)	議案第101号	奄美市道路線の廃止及び認定について	原案可決すべきもの

平成21年10月13日

総務建設委員長 栄 勝正

奄美市議会議長 伊東 隆吉 殿

厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条、第134条及び第136条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第84号	平成21年度奄美市一般会計補正予算(第4号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第85号	平成21年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について	原案可決すべきもの
(3)	議案第86号	平成21年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(4)	議案第87号	平成21年度奄美市老人保健医療特別会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(5)	議案第88号	平成21年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(6)	議案第89号	平成21年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(7)	議案第90号	平成21年度奄美市笠寿園特別会計補正予算(第2号)について	原案可決すべきもの
(8)	議案第96号	奄美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(9)	陳情第3号	保険でよい歯科医療の実現を求める意見書を政府に提出することを求める陳情	採択すべきもの

平成21年10月13日

厚生委員長 向井 俊夫

奄美市議会議長 伊東 隆吉 殿

産業経済委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第84号	平成21年度奄美市一般会計補正予算(第4号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第97号	奄美市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例及び奄美市農業委員会委員の選挙区に関する条例の制定について	原案可決すべきもの
(3)	議案第102号	奄美市ICT人材育成センター条例の制定について	原案可決すべきもの

平成21年10月13日

産業経済委員長 与 勝広

奄美市議会議長 伊東 隆吉 殿

文教委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条、第134条及び第136条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第84号	平成21年度奄美市一般会計補正予算(第4号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第99号	平成21年度奄美市立笠利町学校給食センター新築工事請負契約の締結について	原案可決すべきもの
(3)	議案第100号	平成21年度奄美市立笠利町学校給食センター厨房備品購入契約の締結について	原案可決すべきもの
(4)	請願第4号	教育予算の拡充を求める請願	採択すべきもの
(5)	請願第4号	郷土教育に関する陳情	採択すべきもの

平成21年10月13日

文教委員長 渡 京一郎

奄美市議会議長 伊東 隆吉 殿

教育予算の拡充を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。

現在の社会経済不安の中で、貧困と格差は世代間に引き継がれている状況があり、経済的な理由から高校生の中途退学者も増えています。日本の子どもに関する公的支出は、先進国最低レベルとなっており、諸外国並みに家計基盤の弱い家庭への子どもに係る給付拡充などの施策の実施が必要です。また、家庭の所得の違いによって子どもたちの教育や進路に影響が出ないための高校教育の無償化、就学援助・助成金制度の抜本的拡充など、公教育の基盤充実が不可欠です。

しかし、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体において教育予算の確保が困難となっています。自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはなりません。とりわけ、少人数教育の推進、学校施設、旅費・教材費、就学援助・奨学金制度など、広がる教育条件の自治体間格差の是正が必要です。

また、「子どもと向き合う時間の確保」のための施策と文科省による「勤務実態調査」で表れた極めて厳しい教職員の勤務実態の改善が喫緊課題となっています。

そこで、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要があることから、次の事項の実現について要請いたします。

記

- 1 「子どもと向き合う時間の確保」を図り、きめの細かい教育の実現のために、義務制第8次・高校第7次教職員定数改善計画を実施すること。
- 2 教育の自治体間格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度について、国負担率を2分の1に復元することを含め、制度を堅持すること。
- 3 家庭の所得の違いによって子どもたちの教育や進路に影響が出ないように、就学援助制度を拡充すること。また、そのための国の予算措置を行うこと。併せて、奨学金制度について「貸与」から「給付」方式に改善すること。
- 4 学校施設整備費、教材費、図書費、旅費、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。
- 5 教職員に人材を確保するため、教職員給与の財源を確保・充実すること。併せて、40年ぶりに実施した文科省の勤務実態調査の結果を施策に反映し、実効ある超勤縮減対策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年10月13日

鹿児島県奄美市議会

地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書

新政権の発足とともに、新連立政権のマニフェストに示された政策・制度への変更が求められることとなります。

一方、前政権下において、我が国が直面している未曾有の経済危機を克服するために、平成21年度予算及び同年度第1次補正予算が可決成立しています。

総額で14兆円を超えるこの予算には、地域活性化・公共投資臨時交付金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、経済対策関連の自治体に交付される15の基金などの創設等が計上されており、各地方自治体は、当該基金などの活用を前提に、経済危機対策に資する事業を計画し、補正予算の議決と事業の執行を目指して、準備を行っているところです。

新政権によって、前述の経済危機対策事業についての予算執行が見直されることになれば、既に関係事業を執行中あるいは執行準備が完了し、当該事業の広報・周知が済んでいる地方自治体にとって、誠に憂慮すべき事態の発生が懸念されます。

万一、関係事業を中止せざるを得ない事態になれば、地方自治の混乱を招くだけでなく、地域雇用情勢にも深刻な打撃を与え、経済対策の効果によって、景気底入れから成長に転じる兆しの出てきた日本経済に悪影響を及ぼしかねない恐れがあります。

上記の状況を考慮し、政府におかれましては、政策の見直し、税制の改革、制度の変更に当たっては、平成21年度予算及び同年度第1次補正予算によって、地方自治体の進めてきた施策や事業について財源問題で執行に支障が生じることのないよう行われることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年10月13日

鹿児島県奄美市議会

保険でよい歯科医療の実現を求める意見書

公的医療費の抑制とともに自己負担は増大し、保険でも歯科医療を受けにくくなっていることから、患者の歯科受診の障害になっています。特に低所得・低資産層（年間世帯収入300万円未満かつ純金融資産300万円未満）においては深刻で、日本医療政策機構「日本の医療に関する2007年世論調査報告」において4割の人が「歯の治療が必要だったが、歯科医に行かなかったことがある」と回答しており、高所得・高資産層（年間世帯収入800万円以上かつ純金融資産2,000万円以上）の13%を大きく上回っています。特に低所得・低資産層において、お金の心配なしに受診できるよう患者負担を減らす必要があります。

一方、現在の歯科医療は、公的医療費の抑制などにより、歯科診療報酬は特に低迷し続けており、「5人に一人は年収200万円以下」との見出しで報道されるように、大変厳しい経営状態を強いられております。厚生労働省の統計調査によると2000年には歯科診療医療費は右肩上がりで増える薬局調剤医療費を下回り、近年では全体の8%を割り込んでいます。歯科診療報酬を医科と比べても、その状況は顕著に表れており、医科初診料（診療所）270点に対し歯科は182点、医科再診料71点に対し歯科は40点など、基礎的な技術料をはじめとする多くの診療報酬で格差が大きくなりすぎているのが実情です。また、保険の給付範囲も広がらないため、患者にとって必要な技術も保険で求められないままになっています。その上、歯科では30年以上据え置かれている治療技術が多数あり、消費者物価指数や人件費等の伸びと比較すれば、むしろ目減りしている状態です。上記の理由等により歯科業界に希望が持てず、歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士の志望者も減っており、歯科医療の将来が危ぶまれていることも指摘されております。

近年、歯や口腔の機能が全身の健康、介護・療養上の改善に大きな役割を果たすことが厚生労働省の研究等で実証され、また、山梨県歯科医師会の平成20年の調査によると高齢者において残存歯が多いほど医療費がかからないという結果も出ております。

以上のことにより、下記に掲げる事項を強く要望します。

記

- 1 患者負担を少なくとも2割へ軽減させるように対策を講じること。
- 2 より良質な歯科医療ができるように、少なくとも10パーセント診療報酬を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年10月13日

鹿児島県奄美市議会